

乗安寺再興

井上重成出仕

駿府在番

青山忠俊遠州小林に蟄居す

るを以て、亦鎌倉に安居しがたく、共に同じく越後に走り、村田の妙法寺に寄寓することありしが、是れは天文七年のことなり。其後、寺を鎌倉より伊豆國加殿に移せしは、文祿三年、十三世日苞の代なりといふ。慶長八年、十四世日産、現地を下して境内とし、元和七年に至て、全く移轉し畢りぬ。(寺記) ○佐野郡西郷村、萬年山乗安寺再興せらる。乗安寺は、久しく廢絶して此に至りしを、同郡仁藤村眞如寺住職に、元伯長老といふ者あり、此頃、掛川城主朝倉宣正に請ひ、乗安寺の舊址に就き小庵を營み、以て己の閑居とせんとす。宣正之を許す。此に於て、乗安寺復たあり。乗安寺は、此後寛永五年檢地の時に至り、新田分六石目を寄附せらる。(掛川志稿) ○井上太左衛門重成、召されて先手頭となり、食邑三千石を給せらる。太左衛門は、越前中納言秀康に仕へ、先手物頭を勤めし者なるが、秀康の死後、遠州横須賀に隱居せしを、此に於て召されて先手頭となり、新に與力十騎、同心三十人を預けらる。○駿府在番職を廢し、一加番溜へ、萬石以上一人づつ、城中勤番を命ぜらる。是は西丸開かれ、書院方二組附られしに因るとぞ。○元武州岩槻城主青山忠俊、下總國網戸より移り、遠江國長上郡小林村に至り蟄居す。小林は、忠俊の舊領地なればなり。前將軍秀忠之を哀み、特に千石を賜ふ。忠俊は、播磨守忠成の嫡子にして、小田原役のとき年十三、初めて軍に従ふ。關ヶ原役には、山道を上りて眞田の城を攻め、其の十一月、叙爵して伯耆守と稱し、慶長八年、父に代りて百人組の頭となり、十二年世子の臣となり、十五年書院番頭にうつり、十八年父の後を受けて、三萬石を食めり。大阪兩度の軍に従ひ、十九年九月、家康の命を蒙り、酒井忠世・土井利勝等と、共に世子竹千代が師保に任じ、元和二年五月、世子の老臣に列せられ、六月十日、武州岩槻城を賜はり、四萬五千石

を食めり。世子・將軍拜賀の參内には、忠世後乘、忠俊先驅たり。而して忠俊性剛直にして寡黙、屢々切諫匡正して、毫も忌憚する所なし。故を以て、將軍は世子に居る頃、已に稍之を厭苦する色ありしが、軍職を拜して後も、忠俊は、尙ほ將軍を見ること、世子の時の如くなりければ、將軍益々憚ばず、元和九年十月九日、將軍は、遂に忠俊の弟大藏少輔幸成を遣はし、命を忠俊に傳へ、自から屏居せしむ。依て岩槻城を收め、封を減じて二萬石となし、上總國大多喜に移らしめ、尋で又城邑を收め、下總國網戸に移され、又、相州溝郷に幽居せしめられしが、此に至て、小林に籠居せるなり。後、將軍深く忠俊の忠諫を憶ひ、再び之を用ゐんとせしが、忠俊固辭して出でず。終に止む。寛永二十年四月十五日、弟幸成が采邑、遠州今泉に卒す。(武野燭談) 年六十六、(武家補任) 世に稱す。忠俊保傳の職に在り、常に其職を曠うせざらんを欲し、人主苟も過失あれば、輒ち軀を捐てて切諫し、或は憤激詬罵するに至る。而して下に接するには恩禮あり、好みて人材を獎拔せり。故に寒微の子弟と雖も、一たび其面を見れば、終身忘れず。廢せらるるに及で、世を舉り歎惜せざるはなし。直言極諫、以て臣節を竭し、罪を得て而して後止む。忠良の臣と謂はずして、復た何とかいはん。小林の忠俊が蟄居の蹟は、近比まで存し、門構等、依然として元の如くなりしが、今有りや無しや詳かならず。(家譜・藩翰譜)

世に稱す、家康の忠俊等三人を選みて、世子竹千代の傳とせらるるや、家康手づから、三人へ各、盃を賜はり、又、各へ熨斗を賜はりしが、是は鎌倉時代已來、武家の風儀として、先づ着座して後、重箱に小豆餅・大豆粉餅を入れて、客の前に出だし置くを例とせしが、此風は、此頃まで尙ほ廢らでありしゆゑ、けふも斯くは御前に出されたるなりと。(孫權軍考)

流れ衣紋
吉彌形

當時、士人間一般に流行せる風として、小袖の領袖のみに、厚く綿を入れ、其餘は、薄く綿を入れて體裁を善くし、號けて流れ衣紋と呼びしが、家光もいつしか此風を學び、専ら衣裝を調へ、且つ深く踊を好みて、自らこれを試みぬ。又、當時流行の吉彌形と稱する髪を結び、前後に大鏡を置きて粧點し、治容自ら喜べるを、忠俊一日これを見て大に怒り、「君天下の主として、此の如き所爲をなして、自ら恥づる所なきか」と、自ら鏡を取りて之を擲てり。家光大に怒り、直ちに忠俊を退けて蟄居せしめぬ。又、酒井忠世は、大老にして幕府の執權なれば、常に家光の前にあるに、顧慮する所なし、卒直に思ふ所を言ひしかば、遂に家光の爲に厭はれぬ。一日、家光大手前を通過せしに、一巨屋のあるを見て、何人の家ぞと問ふに、侍臣等、大老の家と答へければ、家光擊して他を顧みぬ。其後八朔の節にあたり、忠世白する所あらんと欲し、直に家光の前に出でしに、家光忽ち大に怒り、忠世、侍臣の取次を俟たずして、直に事を白するは何ぞや、無禮なりと、顔色を變ぜしが、是より忠世を待つこと漸く冷淡となり、遂に事に託して退けたりとぞ。

家光爲人

古今の歴史家多くは、家光を以て英氣颯爽、豪邁俊偉の大人物にして、徳川氏の威權を確立せしも、此人にありとすも、其實は大に然らずして、驕慢放肆、我儘一杯の少年たりしのみ。天海嘗て家光を評して曰く、
神祖は、萬事に通達して、よく人情世態にわたらせられしかば、何事を啓するにも、やすらかに滞る所なかりき。臺徳院殿にも、御資質溫柔におはしければ、おなじ様にて在りしが、當代は、きはめて聰明英武にましませばにや、何となく啓しにくし。云云
と、是れ表には、稱賛したるが如くなれども、實は、其の驕慢放縱、我意の強きを諷したるものなり。されば、其の美名を傳ふるを得たるは、偏に忠世・利勝・忠俊等三人の、老成謹慎にして、補助したるに頼るものにして、家光は、輕驕自ら用ゐる徒に過ぎず。云云

○可睡齋住職雲達、書を幕府に上て、大登山秋葉寺の縁起を述べ、亦是し可睡齋の爲に、其の關係を明にするものか。

秋葉寺縁起

遠州周智郡大居之郷、大登山秋葉寺は、開山より、元和八年死去の昌春迄は、代代禪家持にて御座候、雖^モ然^レ、信玄一亂之時、大居郷も秋葉山も、共に放火の地となり申候處を、相國様かろう坊に被^レ下候共、山取立申事不^レ罷^レ成、鹿之伏土になり申所を、可睡八代等膳和尚、相國様之得^レ御意被^レ成、其故かろう坊へも申理、我等果候上は、一跡別當職相違有間敷候と、一筆をとり、山中筋へ血脉をさづけ、此施物にて觀音堂を初、大形寺家建立被^レ成、先之光播之弟子、光達を住持と定置被^レ成候、縦^レかろう坊一筆無^レ之候共、一亂之以後、以^テ御説を二草切仕、元和八年迄、禪家より持^テつめ申候處、歴然にて御座候事。(可睡齋雲達上言書)

笠原隼人死

◇三年正月六日、故北條氏政の臣、笠原隼人佐、豆州三島に在て死す。年六十餘、三嶋驛法華寺に葬る。墓表あり、表に刻して曰く、「笠原院殿春山宗永居士」と。又、側には笠原助之進と刻せり。但し、此の墓表は、延寶七年霜月六日建てしものなり。(豆州志稿) ○此月、引佐郡本坂筋の道路、修繕の工を起す。江戸奉行仙石大和守到り、道中を巡檢の後、役を起して地突を爲さしむ。此の道路は、安間村に於て、東海道より分るるものなれども、其の安間新田には、淺野傳右衛門・鈴木傳兵衛等二人奉行として至り、北嶋村藥師村へは、濱松侯より、荒木權之丞・長谷部與五右衛門を奉行として遣はし、共に日日役夫を督して、速に工を

本坂道普請

成さんと期す。土地の人民は、俄に賦役の増加せしに苦むといふ。(慶長寛永年中覺書) ○二月、暹羅國王山田仁左衛門長政、軍艦の圖を我が商船に託し、駿河國淺間神社に献ぜしむ。初め駿府の商賈、太田次郎右衛門・瀧佐右衛門等、渡航して大灣に到る、時に國人來り告げて云ふ、「先に暹羅國より書を送りて曰く、「若し和

山田長政軍艦圖を淺間社に献ず

太田・瀧
等暹羅行

國の商舶到ることあらば、速に暹羅國に渡來せしむべし。賣買貿易の利、自から他に勝るものあるべきなり」と。然れば是より直ちに子等を彼國に送るべし」と。太田・瀧等之を聞いて、心大に怪むと雖も、利を聞ては、徒に止むること能はず、心を決して進航せり。暹羅國人等船の到るを見て、馳せて之を長吏に告ぐれば、長吏大に悦びて曰く、「前に國王の命あり、早く之を王城に報ぜざるべからず、さるにても、船主を失はば、後の咎もあるべし。心を用ゐて過つ勿れ」と。國人乃ち二人を護衛して一室に住せしめ、人を附して監視せしむること、恰も禁錮するが如し。二人怪み惑うて、爲す所を知らず。數日にして、長吏來り告げて曰く、「國王汝等を召す。是より王城に至るべし」と。因て護衛して途に上れるに、道中總べて常の例に異なれば、國人皆な目を側て驚き怪む。到る所の旅舎には、盛饗を設けて之を遇せり。數日にして王城に到れば、官人來り命じて曰く、「國王將に汝等を召し見んとす、汝等須らく本國の産貨を献じ、謹みてオンブラを拜すべし。苟も怠慢の色あらば、其罪測るべからず」と。オンブラは國王の稱なり。

長政瀧太
田を餐す

既にして城中に入れば、左右には、鎗・鉾・刀・劍等の兵器を列ね、光耀人を射るに、盛裝せる官人數輩來り、二人を圍み坐す、其儀甚だ嚴重なり。太田・瀧等は、終始一として、意想の外にあらざるなければ、恐懼戰慄して、措く所を知らず、暫くして王出づ。侍臣曰く、叱、二人俯伏して敢て仰ぎ見ず。密に目を側て之を窺へば、冕旒纒く垂れて龍顔麗しく、袞衣袖濶くして玉步徐かなり。拜謁の儀畢れば、王命じて曰く、「宜しく別殿に就て休息すべし」と。王退いて奥殿に入れば、官人等、二人を誘きて別殿に入る。是より、酒肴饗饌に、山海の珍を盡して待遇しければ、時の過ぐるも知らぬげなり。夜深け人定て後、便服して、從

者と共に密に入來たる者あり、左右を退け、獨り進み出で、軽く二人の肩を打ち、手を握り笑つて曰く、「故人恙なしや」と。二人驚きて仰ぎ見れば、晝間拜謁せし王なり。二人は益々驚きたり。王徐に曰く、「卿等怪む勿れ。我は是れ山田仁左衛門なり」と。

因て仁左衛門は、二人の驚き怪むを見ながら、漸く語り出でて曰く、「舊年の恩、何れの日か忘るるを得ん。我、卿等の力に依て本國を出で、卿等の恩に頼て渡海し、事なく臺灣に到るを得たるは、偏に卿等の恵に依るものと、深く謝する所なり。抑も我は、當時卿等と別れて後、暫く臺灣に在て便船を求め、又人の厚意に依りて、此土に到るを得しなり。而して我が此國に到れる時は、此國たまたま隣國の六昆と戦ひ、戦敗れて國中大に亂れ、人心恟恟たる時なりければ、自から奮て以謂らく、我が力を用ゐるは、當に此時に在るべしと、即ち人に頼りて王に謁し、抱負を告げ謀を献ぜしに、王幸に我謀を用ゐ給ひぬ。因て我は辭し歸り、奔走して、和人の此國に在る者を語らひ、集めて一隊を編し、不肖ながら一隊の長となり、率ゐて以て王城に至り、親しく王の檢閲を蒙りしに、王大に悦び給へり。因て復た此の國人を催促し、あるに任せて、和國の甲冑を裝はしめ、和國の武器を携へしめ、日本人の援兵到ると稱し、將ゐて以て國境に至り、六昆と死力を盡して戦ひしに、天佑やありけん、一戦して敵を敗り、功名を國の内外に輝すを得たり。王之見て悦ぶこと甚だしく、我を賞するに厚祿を以てし、我に嫁するに王女を以てし、近ごろ終に我に與ふるに、一國の王位を以てし給へり。されば今、我は隣國を併せて之に君臨し、令すれば行はれ、禁すれば止み、榮華身に溢れて、復た思ふ所なく、唯、憾むところは、本國の舊識に遇はざるのみ。是を以て、先に命を臺灣に

傳へ、日本商賈の至るを待たしめたり。然るに今幸に、二君の訪來を被り、親しく相見るの榮を得て、積年の鬱悶を遣る。誠歡誠喜、何物か之に若かん。請ふ卿等歸るの日、幸に我名を本國に介せよ。

長政國恩
を知らる

仁左衛門は尙ほ語を續て曰く、願ふに今我、功を海外に立て、志を異域に展ぶるを得たるも、決して我が一人の力にあらず、全く武名の高き、日本の威炎を、背後に負うての事なれば、今更ながら、國恩の大なるが仰がるるなり。而して我また一介浪浪の身を以て、流落して海外萬里の異域に至り、計らずも祖國の威風を、外夷に加ふるを得たるは、國恩の萬一を報い得し心地もせられ、尾籠がましかれど、聊か快然たるものなきを得ず」と。言未だ畢らざるに、二人は退いて席を隔て、頓首再拜して曰く、「我等此國に入て以來、國人の我等を遇すること常に異なり、國賓を待つにも劣らじと、且は驚き且は怪みつつありしに、今大王の命を拜し、始めて蒙意を啓くを得たり。謹みて大王の奏功を賀し、謹みて大王の恩を謝す」と。王曰く、然りと雖も、卿等今を以て昔を忘るる勿れ、我は唯、今日再會の機を得て、往日金蘭の交を襲ね、更に同胞親愛の好を温めんと欲するに過ぎざるのみ、豈に復た他あらんや。されば自今以後國中に令し、日本商客の着津留居を安じ、國民の親交を勧め、隔意なく交易せしめ、務めて利得多からしむべければ、歸らん日、此意を以て、本國の賈人に語れ」と。談笑縷縷として盡きず、懷舊の感に打たれては、時の移るをも知らざるべし。已にして黎明近くなりければ、外官の怪み思ふ所もあらんすれとて、後會を約して、奥殿に歸り去りぬ。

其後、太田・瀧等は、貿易の事を終へ、歸國日あらんとする頃、王は再び二人を召し、金銀名器を與へ、且つ命じて曰く、「我本國に在りし時、駿州の惣社淺間神社は、靈驗新に、神徳崇くましますを聞き、朝夕

禮拜して怠らざりしが、今日外國に在りても、仰慕尊崇の念は、尙ほ昔に異ならず、故に軍艦を造り城塞を築き、又戰つて勝利を得るにつけても、一是に此宮神徳の冥護に依るものなり、然らざれば争か我が軍功此に至らんやとは、是れ夙夜思うて措かざる所なり。是を以て、嘗て神殿に奉納して、其功を養せんと欲し、畫工に命じて、戦艦の圖を畫かしめ、繪馬に製したるものあり。遠路勞多かるべしと雖も、我が爲に携へ歸つて寄附せられよ、而して標題の文字は、平田仁左衛門に依囑して書せしめ、年月姓名は、日本の曆號を用ゐ、我が舊姓名をしるすべきのみ」と。或曰く、其の姓名は、自から筆記して與へたりと、

太田・瀧等は、携ふる所の貨物を交易して殘す所なく、利を得ること望に超えければ、大に喜びて歸航し、駿府に至て、具に其狀を語りけるに、市人等集り至て之を聞き、今更の如く驚歎せざるはなかりしが、中にも長政を知る老人等は、彼平常の言語、果して尋常の人にはあらざりきと、嘆美して措かざりき。此後、太田・瀧等は長政の言の如く、平田氏に囑して文字を題せしめ、是を高く神殿に掲げ、世人をして普く見るを得しむ。掲額の表に題して曰く、

奉_レ植_レ依_ニ立_レ願_レ成就_ニ令_レ備_レ之_所、當國生、今、天竺_ニ遷_レ羅國_ニ住居、

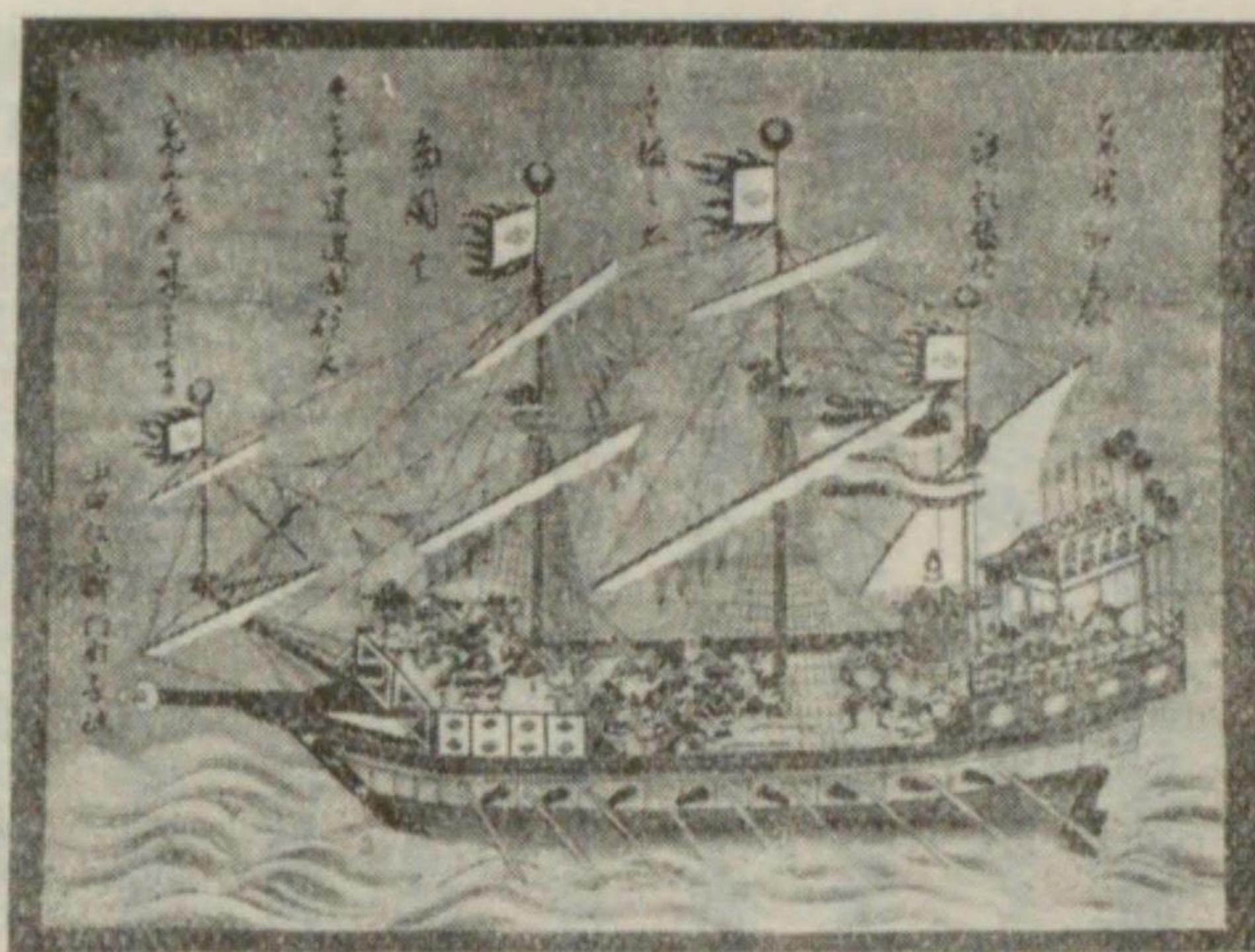
寛永三丙寅年二月吉日

山田仁左衛門長政

而して、今、淺間神社の寶庫に藏せる、異國軍艦の繪馬といふは、此額の寫なりとぞ。聞く、此類、享保の頃までは、淺間神社中に在りしが、其後、神殿多く破損しければ、雨露の害を慮り、下して表具に裝ひ、寶藏に藏め、神主新宮兵部預かると。其の是を見たる者の説に依れば、表具は、豎六尺四寸五分、幅二尺六

寸、上下は茶緞子、中縁は空色緞子、一文字白地の金入、金地樺色繪、軍船一艘、日本人乗たる體なり。一枚の額を割つて、二幅となせるものなりといふ。(駿河國淺間詣・山田仁左衛門事蹟)

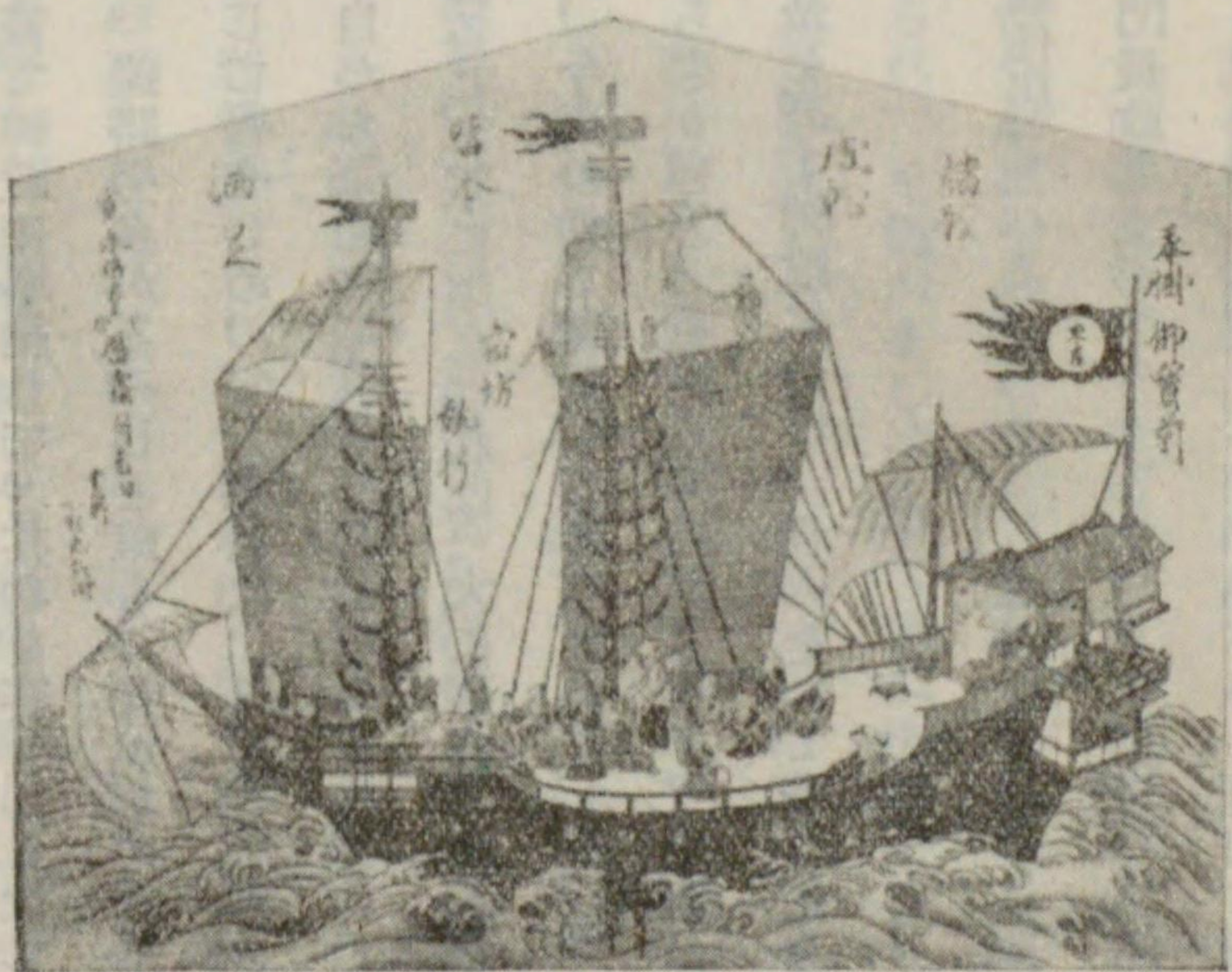
山田長政奉納戰艦圖



戰艦の圖

奉掛御立願
諸願成就
軍備之所
當國生
今天竺暹羅國住居
寬永丙十二月吉日
山田仁左衛門尉長政

記之馬繪宮間淺



圖艦軍納奉政長

(暹羅國山田氏與亡記)

一説

一説、寬永年、有_テ府商_抵暹羅_者、國王_暹普羅_日、駿余故里、乃令_減價_而交易_買以_{二十}倍_其還_賜納_{戰艦}圖_於嶽_廟、其圖、艦上_架巨砲_{二十}道_{器械}、旗幟、皆_{日本}裝、蓋_圖六_昆之_捷、以_表得意_也、暹普羅_王曰、治兵_將適_暹羅_至崎陽_會暹羅_人曰、暹普羅_遇紕_國復_大亂_於是_不果_往、府宮_崎巷_有暹普羅_毛趾_(駿河府志)

一説

一説、駿州_{藥科}の_{住民}に、仁左衛門_{といふ}ものあり、(駿河國淺間詣)生質_才品_勝略_{なり}ければ、日本_{の中}にては、させる立身_もなりが_{たく}おもひ、暹羅_に渡り、國帝_に仕へぬ。國王_の弟_謀反_を起し、王位_を犯_{さん}と欲_{して}兵_を起し、王_を攻むること_甚だ急_{なり}。仁左衛門_義を_唱へて_亂を_撥ち、殘黨_{まで}も_悉く_討鎮_めければ、其功_に依_て、仁左衛門_は其_の長_臣となりしが、後_{には}、隣國_{まで}も_討平_{げて}、其勢_漸く_盛となりぬ。此_に於_て、仁左衛門_は、一_{たび}歸_朝せん_{との}念_{を生}じけるが、それ_{には}、銀千貫_目の_貯なく_{んば}能_はじ_とて、漸_く其費_を聚_めけり。此頃_は、日本人_の暹羅_へ渡_航するもの、最も_多き頃_{なり}しが、仁左衛門_は、日本人_の到_ることに、生國_{の人}なれば、甚_だ懐_しき_とて、對面_{せる}を見るに、當時_は威儀_嚴重_{にして}、左右_に衛兵_を列_し、自ら_{暹羅}服_を服_し、泰然_{として}威風_あたり_を拂_ふものありしが、遂_に病_死して、志_を達_せざりき。云云

借用金證

○三月十八日、遠州引佐郡三ヶ日村に、市兵衛_{といふ}者あり。灯明坊_{より}金子_を借用_{すること}あり。證文_今に_存す。掲_{げて}以_て、當時_の金子_{貸借}の_{状態}を知る_料とす。

借用申金子之事

金壹兩壹分代五百文者

右、借用_申所_實正_也。利束_之儀_ハ一月_ニ壹兩_ニ代_百文_ツツ_ニ相_定申_候。若_天下_一同_之德_せい_入來_候共、何_様之_儀御_座候_共、御_無沙_汰申_間敷_候、爲_後日_ハ仍_如件_也。

寬永三年_とら_三月_十八_日

事蹟

但、右、かり申金子算用仕、手形取かへ申候間、此外、手形出申候共、ほごたるべく候。

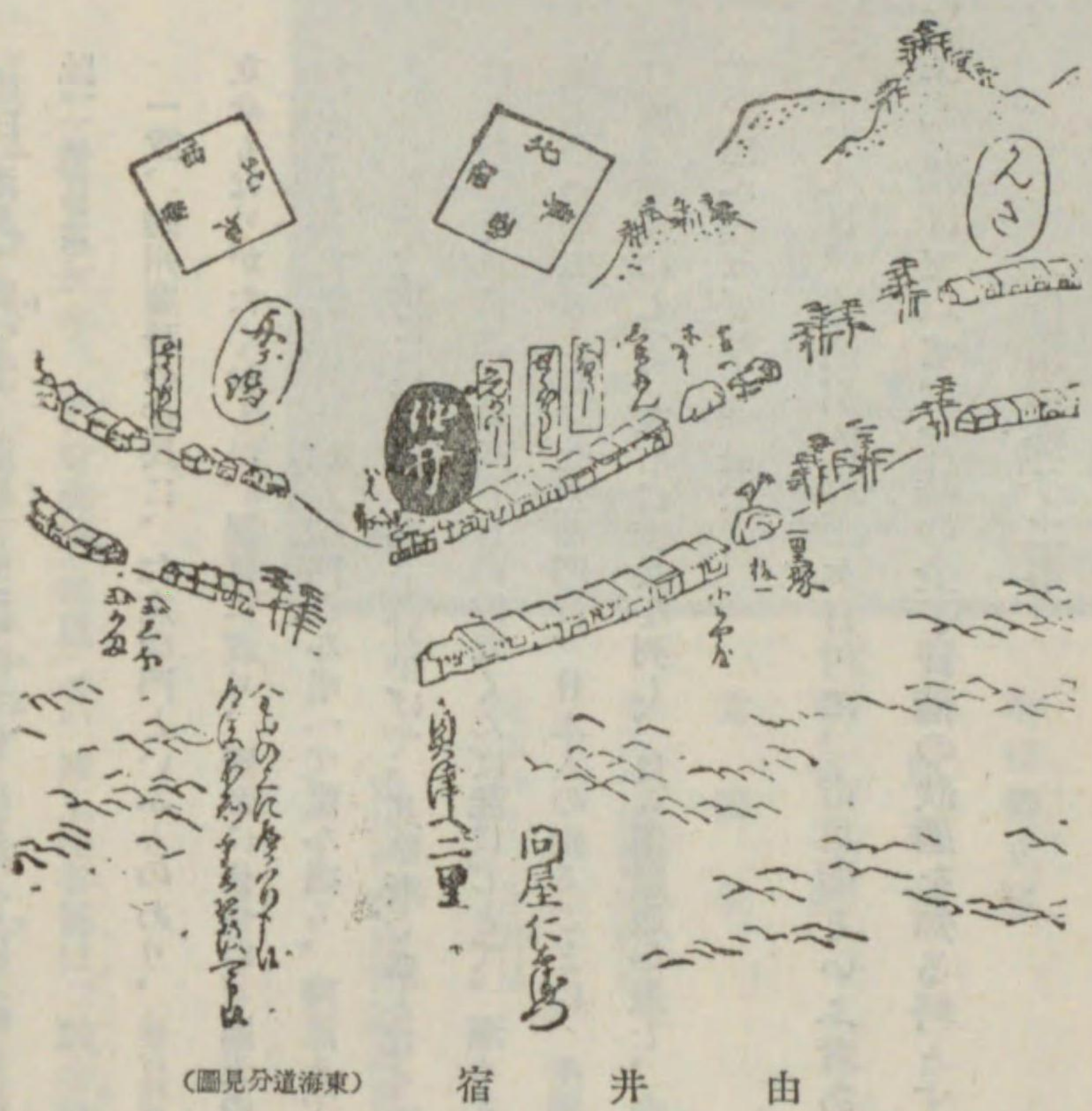
三ヶ□村

市 兵 衛 花 押

灯明坊様

(大福寺文書・古事類苑)

由井正雪
に修の行
に出つ



(圖見分道海東)

○廿八日、駿州庵原郡の人、由井民部之助正雪といふ者、志を劍道修業に立て、郷里由井驛を發し、旅途に上る。

由井の海邊を由比の濱といひ、景色佳き所なり。由井と興津との間に、親不知といふ所あり、難所を以て名高し、「鹽風に藻くすや亂れ髪ならむ波の白きはもとゆひの濱」、「のぼるとはいへど梯のなき故に親しらずとや名つけ初けん」。(東海道名所記)

正雪・幼名は富士太郎、父を吉岡治右衛門と稱し、由井驛染戸の子なり。母は、由井の組頭三右衛門の女にして、富士太郎二歳の時死せり。富士太郎七歳の時、巨鼈山清見寺に入りて學を修む。實は其父これを僧とせんとせ

しなり。富士太郎清見寺に居ること五年・年十二にして其父を失ひしが、一日、俄に耳聾して啞となり、復た學を修むる能はず。和尚深く哀み歎き、母の姉の夫關原清兵衛を招き、其由を告げ、携へ歸て病を療ぜしむ。富士太郎寺を去て後五年、始めて其の偽疾なる所以を告げ、僧を止めて武を講せんと請ふ。清兵衛之を止むれども聽かず。常に武技を好み、書を浪客高松半平に學びて措かず、一日太閤記を讀みて、大に奮激する所あり、強ひて他國に出でて、良師を求めんと請ふ。清兵衛之を聞き、其志の切なるに感じ、其の止め難きを知り、遂に聽して、其の欲する所に從はしむ。富士太郎大に喜び、前髪を削て元服し、自から由井民部之助正雪と稱し、飄然として由井を出立てり。正雪時に年十七。(落穂集) ○四月廿一日、懸川城主朝倉宣正の妻死す。妻名は末高、半左衛門の女にして、生前に、安倍郡長妻田村に一伽藍を創建し、號して松尾山曹源寺といふ。故に死後此寺に葬り、謚して曹源院殿椿密昌壽大姉といふ。(駿國雜志) ○閏四月、先に人賣買の禁止令を發せられしが、毫も其効なく、依然として行はれければ、爰にまた停止の令を下して、これを嚴禁せらる。此時また、人馬の駄賃をも規定せらる。駄賃も亦法外を貪り、旅客を苦むること止まざるか。

覺

人賣買禁

一人賣買一圓停止たり。若狻鞞於レ有レ之は、其輕重をわかち、或は籠舎、或は可レ爲過錢事。

附、口入人宿主、同罪之事。

一男女拘置年季之事、可レ限三十ヶ年、十ヶ年過、可レ爲三曲事。

一手負たるものを、隠置べからざる事。

事 蹟

駄賃錢法

一人馬賃にて夜通候もの、奉行所より添狀於^テ無^キ之は、夜通相立儀、一切停止之事。
 一駄賃之事、平地一里十六文之御定之上、増錢取者有^ラ之ば、五十日籠舎たるべし。並其處之年寄、過料として五貫文、其外は、家壹軒より百文づつ可^キ出^スレ之事。
 右、可^キ相^ル守^ル此旨^ヲ者也。仍執達如^シ件。

寛永三年寅閏四月 日

宿泊賃 ○五月廿七日、前將軍・將軍上洛せらるべしとて、令達を頒布せらるること少なからず。此日また、宿泊賃の規定をも發布せらる。

定

- 一人に四文
- 一馬に八文

但、自分之薪燒候はば、人に四文、馬に四文、馬屋無^レ之、自分之薪ならば二文、馬屋無^レ之とも、亭主の薪ならば四文たるべし。

一京にては、馬屋無^レ之外につなぎ、自分の薪燒候とも四文たるべし。

寛永三年寅五月廿七日

(徳川禁令考)

尙ほ、此時の下知狀を見れば、多くある箇條のうちには、

一宿賃不^レ出^サ者之事

曲事

一別人之宿札判候事

過料銀一枚

一自分之宿札判候事

過料銀一枚

秀忠上洛

駿府

等の條目も見えしが、天下の大權を預り奉る、征夷大將軍の上洛行列中にも、斯る非行を爲す者あるべしとは、誰か思はん、寔に訝しき事どもなり。○六月五日、前將軍秀忠、駿府に到り宿泊せらる。先是、五月廿八日江戸を發し、上洛せらるるなり。(徳川實記)今其の隊伍を見るに、一番は、仙臺宰相政宗・同子越前守忠宗、二番は、佐竹義宣、三番は、上杉定勝、四番は、南部利直・同重直・一柳直盛・松平飛騨守忠隆・遠藤但馬守慶隆・岡部内膳正長盛・徳永左馬介昌重・織田河内守長則・平岡千右衛門・金森出雲守重頼・本多伊勢守忠利・水野隼人正忠清・丹羽式部少輔氏信・本多下總守俊次・松平玄蕃頭清昌・戸田因幡守忠能・水野遠江守忠直、つきに一番、脇坂淡路守安元・佐久間大膳亮勝之等、二番、丹羽宰相長重・織田丹後守長政等、三番、織田美作守高重・日根野左京允高繼等、後乗は、牧野忠成・堀直寄・溝口宣勝等、次に酒井忠行・土井利勝・井上正就・永井尙政・百人頭青山幸成・高力忠房・松平正綱・板倉重昌・秋元春朝・阿部正澄・井上正利・高力高長等、各、其所屬の番士を率ゐ、職事を以て従ふ。目付は、加加爪忠澄・永井白元・渡邊宗綱・牧野正成・豊嶋信満、其他、使番七人、歩頭、右筆、久保松貫正俊・建部傳内昌興・志賀半兵衛定繼・川副六兵衛重次・鈴木權兵衛・久保吉右衛門・星合五郎兵衛 膳奉行、臺所頭、賄頭、細工頭、納戸頭、腰物頭、鎗奉行、諸道具奉行、先手、弓、鐵砲の頭等相従ひ、威風堂堂あたりを拂つて見ゆ。尙ほ、其の盛儀を悉くは記し難けれども、供奉の列に加はれる、執政及び近侍諸臣の名を見れば、其の一斑は知らるべきか。

酒井阿波守	七間町	七兵衛
井上主計頭	本目六右衛門	
土井大炊頭	きとくや	與三右衛門
永井信濃守	人宿町	八文字屋
酒井雅樂頭	人宿町二丁目	きとくや 與惣右衛門
酒井讃岐守	同所	八文字屋 彌次右衛門
奥之御小姓衆		いづみや 平左衛門
阿部豊後守	下傳馬町	紀伊屋 權右衛門
松平伊豆守	下傳馬町	五兵衛
御咄之衆	石町	庄左衛門
柳生又右衛門	石町	
道春	石町	

大 雨
是を、彼の護衛兵と併せて、當時のさまを想見すべし。(駿府宿割帳) ○七日、昨今兩日降雨なり。前將軍秀忠駿府に滞留せらる。(徳川實記) ○八日、前將軍秀忠、田中に宿泊せらる。(徳川實記) ○九日、前將軍秀忠、嶋田より大井川を越え、掛川に向はせらる。(徳川實記) 此の上落は、昨年已に令せられし所にして、道路の檢分さへありければ、海道の大小名等、各力を盡して、道路橋梁の修復に従事し、饗應また善美を盡しけるが、就中、駿河大納言忠長は、新封の大親藩なれば、諸般に心を用ゐらるること大方ならざりけん。而して大井川は、此侯の領内に屬し、併も海道に其名も高き難處にしあれば、新に浮橋を架して徒歩に便

大井河の架橋前將買ふの怒を

じ、朝倉宣正に命じ、遠州の役夫を發し、是を督して以て、前將軍を迎へしむ。供奉の諸侯・諸士の此橋を渡る者、何れも其の技工の巧なるを歎美せざるはなかりしが、已にして前將軍至り、此橋に臨ませらるるや、俄に顔色を變じて曰く、「凡そ此の大井川といふは、相州箱根山と同じく、諸國にかくれなき關東の難所にして、關所と同一の要害なり。昔者、東照宮の時、幾度上洛あらせられしと雖も、毎に辛苦して此河を渡らせられ、曾て橋を架し給はんとせざりしも、亦唯、これが爲のみ。若し橋を架けて苦しからざりせば、何を苦みて架け給はざらん。唯、要害の爲に忍び給へばこそ、天下の士庶人も、此河を以て、容易く渡りがたき所とこそは、思ひなしたるならめ。然るを今斯く事もなげに、浮橋を渡せるは、第一東照宮の神慮に背き、第二天下の名所を損ふの罪輕からざるなり」と、意色共に厲かり。

之を見て、御前伺候の親藩は素より、外様の諸大名も、皆な恐縮俯伏するのみなりき。時に立花宗茂從駕の中に在り、之を見て徐に慰めて曰く、「東照公の時は、海内未だ靜謐ならず、事變測りがたきものありたれば、此の險隘も尙ほ其要ありつらんか、然れども今や將軍の威徳に依て、四海一に歸し、上下悦服し、人心唯、治の樂むべきを知れば、假令反側の士ありとも、窺齋の徒ありとも、乗すべき隙なからん。此時に當て、天下の大險に浮橋を架し、此の大軍をして平地を行くが如く、曾て遣軍萬里の苦を思はしめざるものは、豈に天下泰平の祥にして、又國家隆盛の兆にあらざるを知らんや」と。前將軍大に悦び、怒忽にして解く。因て忠長は直ちに宣正に命じ、其夜を出でず、悉く浮橋を撤去し、供奉の列に加はつて上洛せしむ。故に後從の士半ば渡るを得ず、駿州に殘留して、騷擾甚だしかり。世に稱す、前將軍の怒輒ち解くと雖も、異

目忠長の禍は、已に此に伏すと。(徳川實記)

一説、元和三年、御上洛の砌、御旅次の便を計りて、遠州今切の渡に、舟橋をかけ渡しけるを御覽ありて、殊の外御立腹被遊、昔より東海道は、當所と大井川と箱根とを以て、要害とする事故、權現様度度の御上洛にも、遂に當所へ舟橋をかけたること曾てなし。是其の要害を、人に見破られんを思召しての事なり。然るに今予が代に及びて、か様に致しては、もはや天下の要害一つを無くなしたるにて、以ての外の曲事なり。何者の差圖にて斯くしたるか、早早吟味をとげ、急度申付くべし。其僉議相濟むまでは、譬ひ夜が明るるとも厭はずとありて、御本陣へ御着あらせらるれど、其まま御着替もなく、御座ありし程に、立花宗茂拜謁して、慰めて申けるは、古より頼朝を始め、近くは恐入候申條ながら、權現様の御威光にても、當所を舟橋にて御渡り被遊候事は、御座なく候。これは畢竟、今にも何事ぞあらんかと、不慮の儀を御配慮にて、要害を大切に被遊候事と奉存候、然るに御當代は、御威光にて、四民共に心安く、枕高く打臥し、實に草木もなびく太平、古來曾て御座なく候、斯る折柄なれば、御要害などは、御無用になされ、あの大河に舟橋を渡して、下々まで平地の如く、心安く旅行仕候様、成下され候御仁徳、とかく申上ぐるに及ばず、古に百倍も増る御威光、まのあたり見申したる私の悦び、言語にも述べ難きまでに存じ候故、今日程めて度事は、御道中これあるまじくと存じ、右の御祝儀申上度罷出で候處に、唯今の上意にて行當り迷惑仕候。云云(公程四職雜書)



大井川徒涉圖

相似たること、一たびあるべしともおぼえず。此事また慶長十年に

も見ゆ、然らば何れか事實なるべき。

大井川徒涉

抑も此の大井川といふは、昔より徒涉を以て名を得たる、東海道屈指の難所にして、淵瀬常に定らず、南風には水増し、西風には水落つ。是れ此川の常習なりしが、當時此川を渡すには、定むる所の川越札ありて、一枚を三十八文とし、一人一枚、越え果てて後、賃錢を渡すを例とす。然れども水脊善からざる時は、或は二枚、或は二枚半のこともあり。而して三枚札は九十文なり。連臺は二枚札、或は四枚札以上たるべし。賃錢は總べて、其水の淺深に因りて、高低の違ありて、其の九十文に至る時は、水深の渡子の乳を過ぐる時にして、之を過ぐれば川止なり。世俗の九十川といふは是なり。

渡大井川

中井竹山

湯湯濁浪似黃河

中斷乾坤壯如何

平生不知神禹力

方輪穩坐駕人過

大井川

中嶋米華

大堰之水不受舟

急灘如雪咽且流

憑河宛與平地伴

褰衣且騎周章頂

同

菅茶山

大猪之水源何處

滾沙漂石咆哮去

路連東都稠往還

丁壯賣涉水爲田

事蹟

有^テ時^シ失^シ脚^ヲ委^ス湍^ニ瀨^ニ、
 數^レ處^ヲ作^シ群^ヲ立^テ沙^ニ、
 輿^ニ上^テ載^ス輿^ヲ人^ニ載^ス人^ニ、
 吾^レ在^リ其^ノ上^ニ任^シ盪^ニ杭^ニ、
 此^ノ水^ヲ可^ク橋^ス亦^シ可^ク船^ス、
 山^ニ有^リ斧^ノ斤^ノ水^ニ網^ノ罟[、]
 上^テ岸^ニ回^リ看^ス天^ノ將^ニ夕[、]
 店^頭沽^テ酒^ヲ犒^フ僕^夫、
 朝^議誰^ヲ用^フ杜^元愷[、]
 流^駛浪^悍誰^カ能^ク濟^ル、
 赤^裸映^レ日^ニ如^シ夜^又、
 肩^峰出^没水^鳴唇[、]
 身^世暫^ク寄^ス蛟^鱈窟[、]
 未^レ聞^カ驛^吏能^ク建^言、
 衣^食暴^馮信^可憐[、]
 沙^禽礫^礫水^烟碧[、]
 始^テ覺^ユ風^光入^ニ鬚[、]
 浮^橋一^帶開^ニ坦^途、

大井川越立御定次

川會所は、嶋田宿末と、金谷宿頭との二ヶ所に在り。川役五人あり、川持と稱し、社袴を着し、會所に出でて事務を執る。又、下役と稱する者、凡そ十五人許あり、冬は黒番羽織、夏は麻の小紋番羽織を着して事に従ふ。人足取扱頭と稱する者、凡そ三十人許ありて之に屬し、冬は小紋番羽織、夏は麻の縞番羽織を着するを例とす。而して此制は、獨り此の大井川にのみ用ゐられしなり。大井川越立御定次第といふものあり、川越に關する總ての事を規定せるものなり。

一大井川越立人足賃錢
 協通水 川越一人に付 賃錢 九十四文ヨリ 八十四文迄

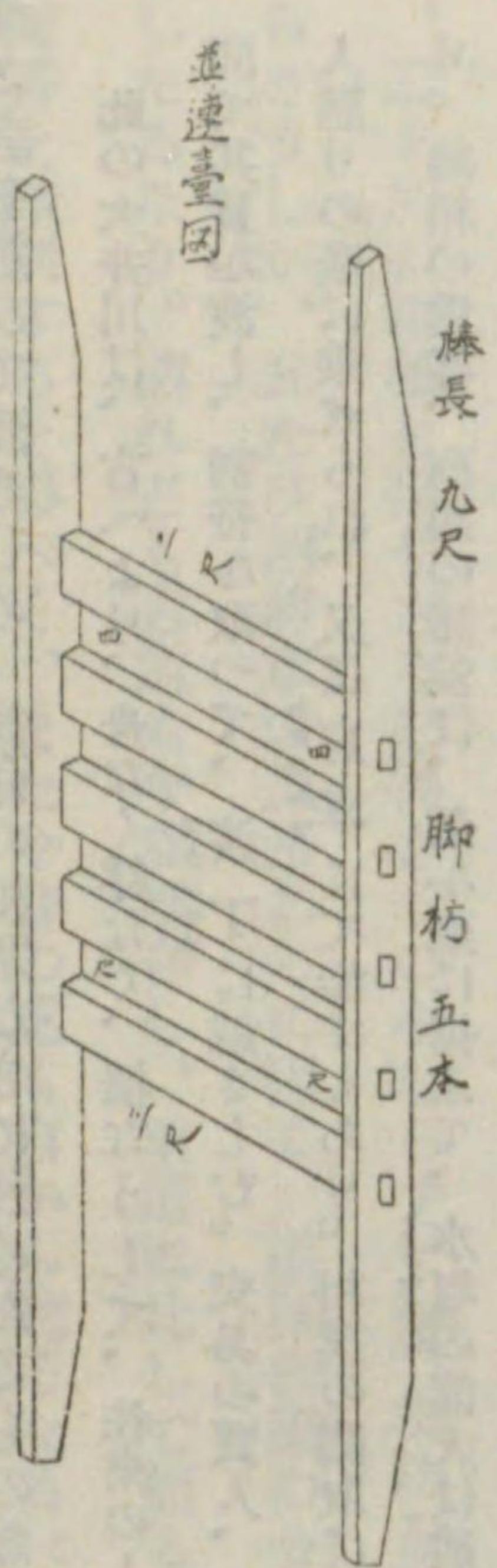
乗物一挺	川越八人	駕籠一挺	同六人
長持一棹	同八人	乗掛一挺	同六人
荷輕尻一駄	同六人	輕尻一駄	同四人
駄荷物一駄	同八人	分持一駄	同二人
歩行立手引越	同二人	歩行立臺越二人乘	同六人
同臺越一人乘	同四人	牽馬一匹	同三人
乳下水	川越一人に付	賃錢 七十八文 七十六文	
乗物一挺	川越六人	打揚駕籠一挺	同四人
長持一棹	同八人	駄荷物一挺	同六人
乗掛一駄	同五人	荷輕尻一駄	同四人
輕尻一駄	同二人	分持一駄	同二人
歩行立手引渡	同一人	歩行立臺越兩人乘	同六人
牽馬一匹	同二人		
帶上水通	川越一人に付	乘錢 六十八文 六十六文 六十四文	
貨物一挺	川越六人	駕籠一挺	同四人
長物一棹	同八人	駄荷物一駄	同六人

乗掛一駄	同	四人	荷輕尻一駄	同	三人
輕尻一駄	同	二人	分持一駄	同	二人
歩行立手引渡	同	一人	歩行立臺越二人乗	同	六人
同臺越一人乗	同	四人	牽馬一匹	同	二人
帶通水	川越	一人に付	賃錢	五十八文	六人
帶下水	同	一人に付	同	五十四文	二人
股通水	同	一人に付	同	四十六文	二人
股下通水	同	一人に付	同	四十四文	二人
膝上通水	同	一人に付	同	四十二文	二人
膝通水	同	一人に付	同	四十文	二人
右 <small>帶通水より 股通水迄</small>	同	一人に付	同	三十八文	二人
乗物一挺	川越	四人	駕籠一挺	同	四人
長持一棹	同	四人	駄荷物一駄	同	四人
乗掛一駄	同	四人	輕尻一駄	同	二人
分持一駄	同	一人	歩行立臺越二人乗	同	六人
同臺越一人乗	同	四人	牽馬一匹	同	二人

右の通に候
連臺越につきても、又制規あるなり。

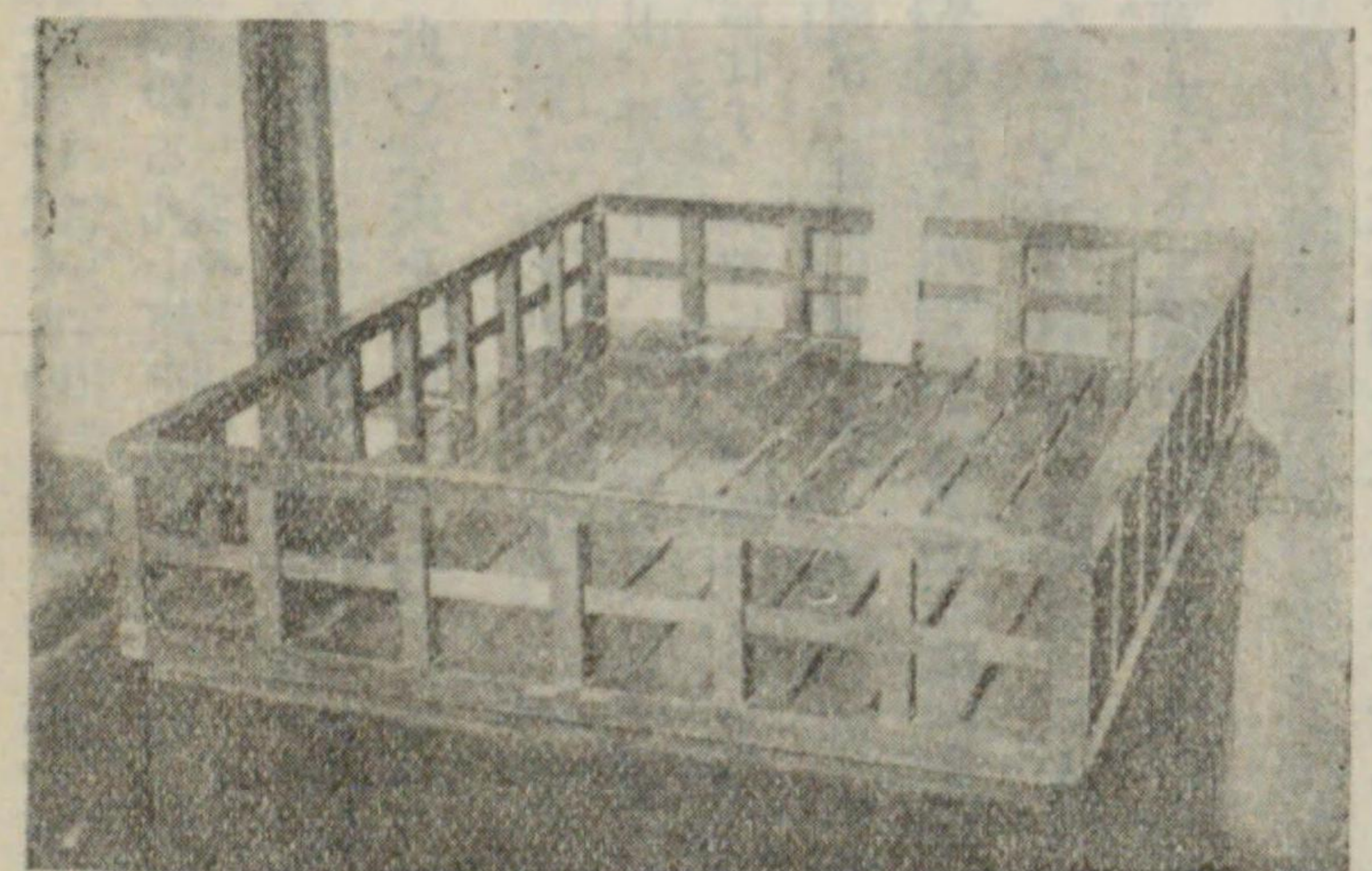
連臺の事

一並代札凡銀八九匁、外に、御大名様方御越臺の儀者、下料の處金三兩程、以上の儀者、依御好際限無レ之事
一御大名様方連臺御預無レ之、松平薩摩守様のみ、本陣小倉平左衛門御預に御座候、近藤紀州様御連臺、後川問屋様御奉河りて預りこす問屋御預りに相成候事。



右の通に候。
連臺は、梯子の如き形に作り、之に旅人を載せ、數人の役夫之を昇ぎ、徒涉して渡すなり。但し、大名のうちには、自ら之を

事蹟



連臺梓

製し、朱塗の欄干を設け、駕籠のまま乗り得るやう作り、常は本陣に預け置くものもありしとか、而して之を昇ぐには、凡そ二三十人を役せしといふ。凡そ此川は、水流激湍謂ゆる九十河を過ぐれば、則ち交通絶ゆるを例とすれども、若し台命あつて、御翰を飛ばす時は、嶋田・金谷の兩會所は、究竟なる役夫の、水練に熟する者を選びて渡さしめ、使命の梗塞なきに務めたるものなり。此の役夫を雲助といふ。

此の大井川は、古へより、舟なく桴なく、橋なうして、往來の人は、嶋田・金谷の川越所に立寄り、何文川の定めを聞て其賃を渡し、割符を取つて、渡丁に越さしむ。交易の買人、京登り、吾妻下り、伊勢まゐり、富士詣でなど、八人懸りの臺に乗せられ、又は肩車にて渉すもあり。相撲の關取は人を雇はず、丸裸に成て、土俵入の如くわたるもあり。卿相の雲客、列國の諸侯は、駕を臺に据ゑて、水堰の備夫は前後を圍ひ、急流に足を揃へ、聲を合せて渉たす。渡守は、紅葉散り水落ちて、冬川の寂しきに弱るも、みかさ増す夏河を質に入れ、かしかりの沙汰、羅山子のいへる如く、己が草の戸は流るれども、首たけの借錢を爲して、五月雨の水に威を増し、下り酒の孤を解て宴するとぞ。島田・金谷の渡丁、都て七百人なり。霖雨降り止まずして、水量ましぬれば、河止とて、東西の驛中所せきまでふたがり、一驛二宿も後へ戻りて、水の落つるを待つもあるなり。(東海道名所圖會)

東海道十
三渡場

此の如く、渡津は、往來交通に不便を與ふるものなれども、東海道五十三次の間には、十三ヶ所ありて、我が嶽南には、其の過半、七渡場を有するなり。而して其の渡方は、大概船渡なれども、亦我が大井川の如く、安倍川の如く、歩渡の所もなきにあらず。即ち近江草津渡の如き是なり。今試みに、十三渡場を擧げなば、斯くあるべし。

近江國草津川・横田川、伊勢國桑名海、遠江國荒井海・天龍川、駿河國瀬戸川・安倍川・興津川・富士川、相

模國酒匂川・馬入川、武藏國六郷川、

就中、天龍・大井・富士の三川は、海道中の難所として、人の最も恐るる處なりき。

れんだいへ乗つても下は地獄也

(俳風柳多留)

おもひきや河越脊におほる川秋も中瀬に月を見んとは

(戯歌月の奈賀兎)

前將軍秀
忠掛川を
立つ
掛川の道
路修築

古道

○十日、前將軍秀忠、掛川を發して西行せらる。是より後、驛驛の宿泊は、皆な前の上洛の時の如くにして、廿日入洛せらるべしとぞ。○兩將軍の通過せらるべきに因り、東海沿道諸侯の、道路・橋梁を修築すること少なからざりしが、掛川侯朝倉筑後守宣正も、此時また新道を開通して、大に其の交通を便にせり。今其の經路を按ずるに、古道は、佐野郡成瀧村大日堂の西より南へ出で、池下村・牛頭村等を經過し、本所村に至るものなりければ、此間、僅かの距離なるにも拘はらず、昔より通過せる一小流の、河瀬漸くに變じ、近比は、二ヶ所の橋梁を架せざるを得ざるのみならず、屢、堤防を破壊し、人工を費し、民財を糜すること少なからざりしが、此たび兩將軍の上洛あるに因て、道路修築の令出でしを幸に、之を機として、今の驛路を改通したるなり。然れども古道も今なほ存し、里道に比して頗る廣潤なれば、此處に至る者は、一目して新舊の便否を識別するを得べく、また今昔の感も自から起るなるべし。

一説

一説、此の道路改築のことは、今俄に起したる工事にはあらず、嘗て元和八年八月の頃、掛川城主松平越中守家臣より、伊達村慶雲寺に與へたる證文あり、今尙ほ存せるが、其中にも、

御寺領之内、ぬめり川新道代に罷成候間、替り之地、江戸新田之内にて、下田壹反歩相渡候。云云

信長の道
路修築

とありといへば、蓋し其頃より着手し、四五年を経て今日に至り、偶、兩將軍の上洛に遇ひ、急に工事を促がし、漸く新道完成の功を奏せしならん。而して新道敷地の租税は、今年より免除せられたるなり。(掛川志稿) 想起す。昔、平信長諸國の驛路を廣くし、横五六間に造り、左右兩側に柳・櫻を植ゑしめしに、田畑の費多く、人民これに苦むこと多かりけん、

世は地獄道は極樂人は鬼身は濁り酒しぼりとらるる

と落首して、誹謗する者もありしが、今は不便を變じて便となし、浪費を塞いで民利を計りたれば、四民の喜び、云ふべからざるものありしなり。

益山觀音
林

岡崎信康
の女死

將軍家光
三嶋に到
る

○六月廿二日、三嶋代官小林重郎左衛門重信、折紙を與へて、熊坂村益山觀音林の濫伐を禁止せしむ。折紙は益山寺にあり、觀音林の保護狀は、代代の代官の下附する所なり。之を見れば、近傍庶民の亂入、益山寺の持餘したる状も思はるるなり。○廿五日、故岡崎三郎信康の女死す。謚して妙光院快窓施慶大姊といふ。女は本多忠政の室なり。(鹽尻) ○七月十六日、征夷大將軍徳川家光、伊豆國三嶋驛に到る。去る十二日江戸を發し、上洛の途に就かれしなり。(徳川實記) 先發の供奉は、蒲生下野守忠郷、次に水戸宰相頼房、次に、一番松平式部大輔忠房等、大名五人、二番松平丹波守口康等三人、三番酒井雅樂頭忠世等九人、後乗は酒井忠勝・安藤重長、最末の大押は、駿河中納言忠長にして、其他は、稻葉丹後守正勝・戸田采女正氏信・松平伊豆守信綱・阿部豊後守忠秋・伊丹播磨守康勝・大久保四郎左衛門忠成・大久保平右衛門忠永・鳥居右京亮成重・松平出雲守勝隆・松平兵庫頭忠隆・小出越中守尹貞・森川對馬守重政・松平刑部定頼等なり。使者、先手頭、步行頭、小

清水旅館

鯛鱒

十人頭、細工頭、儒役林道春等相隨ひ、百人組の頭、成瀬伊豆守之成は先乗たり。其他、兩番士は命を蒙り、宿割の事を司るといふ。此日將軍箱根山に登らせらるる時、厩別當西川清左衛門、其子權十郎正榮と共に、徒歩にて峻嶮をもちとはず供奉せしかば、大に其の健歩を稱し、三嶋旅館に入て後、清左衛門に銀五枚、權十郎に羽織を賞賜せられたり。○十七日、將軍三嶋に滞留せらる。(徳川實記) ○十八日、將軍清水旅館に宿せらる。(徳川實記)

世に傳ふ、將軍此行、伊豆・駿河に宿泊せられし時、沼津獅子濱等の漁民等、其の蓄養せし所の活鯛を、若干尾献上せしむ、將軍大に喜びて、其志を賞せられたりしが、之が爲に、此後寛永五年に至り、幕府は此の二村に命じ、駿・豆の二國に於て得たる鯛魚を集め養はしめ、以て江戸近海不漁にして、庖厨缺乏の時の要に備へしめ、且つ、地を相して江の浦の地租を免除し、以て新に鯛鱒を設けしむ。然るに、後元文五年に至りては、又、幕府、時に臨みて、駿州より廻送せしむるの不便を覺り、更に都下の魚商人に命じて、相州浦賀・劔形・横須賀、及び武州神奈川・青木町・洲崎浦等に於て、鯛鱒を新設せしめたり。故に駿・豆二州の内浦にて捕獲せしものは、一たび之を駿州江の浦に集養し、順次、浦賀以下數所の鱒場に廻送せしめたり。鯛魚缺乏のときは、遠州、或は房州・總州・常州等の漁村に就て、廣く之を買取せしめ、鑓中常に多數の魚を蓄養したり。云云 (産業事記)

久能山參
拜

田中

掛川

○十九日、將軍、清水旅館を發し、久能山に上りて東照宮の廟を拜す。此時の參拜は、隨行の士に至るまで、皆な裝束なりしが、拜禮はてて後駿府城に入り給ふ。中納言忠長之を饗し、善を盡し美を盡せり。(徳川實記) ○廿日、將軍田中城に入らせらる。忠長之を饗すること前日に異ならず。(徳川實記) ○廿一日、將軍掛川城に入り給ふ。掛川城は、忠長の老臣朝倉筑後守宣正の預かる所なり。故に今日も亦忠長より饗應せらる。

濱松 (徳川實記) ○廿二日、將軍濱松城に到る。城主高力攝津守忠房之を饗す。(徳川實記) ○廿三日、將軍家光濱松城を出で、參州吉田城に向はせらる。途新居の渡を過ぎらるるに、中嶋與五郎重春といふ者あり、長飛丸と名くる、櫓三十八挺立の大船を艤ひ、待ちとりて迎へ渡ししかば、供奉の人皆な目を驚かせり。(徳川實記)

林五郎右衛門 是より道途恙なくば、八月二日入洛の定めなりとぞ。先是、將軍小田原城に駐り給ふとき、番兵林五郎右衛門といふ者、番所に在て睡眠したりとて、伊豆國大嶋に流さる。○八月十九日、駿河侯中納言忠長、從二位權大納言に叙せらる。(昭代記) ○九月六日、天皇二條亭に行幸あり、七日には舞樂、八日には武家の拜禮、夜に入て御歌の御會あり、御題を竹契還年といひしとか。

竹契 還年

御製

もろこしの鳥もすむべき吳竹の直なる代こそ限しられぬ
左大臣源秀忠
吳竹の萬代までと契るかなあふぐにあかぬきみが御幸を
近衛關白左大臣藤原信尋
幾千代をかさねてもなほ吳竹のかはらぬ蔭を誰か頼まむ
右大臣源家光
行幸する我大君は千代ふべき千尋の竹のためしとぞ思ふ
駿河權大納言源忠長
萬代もともに行幸のかざしとぞけふより契る竹の色かな

兩將軍の 献上物
さのみはと他は畧す。此時兩將軍より、禁裡に献じたるもの亦少からず。

- 一砂金三千兩
- 一銀子三千枚
- 一御衣三百領梨子地高懸繪の長、袖に入れ、三十枚。
- 一御手本打掛、金。
- 一紅糸二百斤油懸。
- 一沈の

- 一蘭絹百卷色色
- 一瑠璃三十枚
- 一麝香白銀の大壺、五つに入る。
- 一五斤。
- 一御掛物中懸、絹、御座。
- 一三副對牧、御座。
- 一御束裝御座、二、行平、二振に入る。
- 一御馬十匹鞍、具、高懸繪、の箱に入る。
- 一御寢御道具鏡、色色。
- 一花瓶大、白銀、なり。
- 一獅子御香爐也。
- 一孔雀御香爐也。
- 一御香爐銀盤三十枚
- 一御硯四つ之内、二つは石なり。
- 一鶴蠟燭立也。
- 一御臺子二節内、毛形なり。
- 一御茶碗二つ
- 一御棗
- 一御風爐二つ
- 一金霰一つは、御湯次一つは白銀なり、其外、なり。
- 一白銀御膳立御四人前右、物敷、同。

右之通將軍家光進献

- 一御太刀菊、一腰、金作、梨子地高懸繪、金か、ながひの箱に入る。
- 一御手本金打、杖付。
- 一朗詠一部、行成。
- 一子昂の淵明の圖
- 一萬葉集二十冊
- 一御伽羅十斤白銀の箱に入る、長二尺、幅一尺六寸、高一尺五寸。
- 一射香五斤白銀の棗、五つに入る。
- 一蜜六十斤大壺二つに入る、紅の箱か。
- 一御衣百領梨子地高懸繪、金か、ながひの長持に入る。
- 一緋綸子百卷
- 一金子二千兩長持、高懸繪、唐紙油懸、ともに梨子地。
- 一御馬五匹鞍、具、ともに。

右之通、左大臣秀忠進献。

忠長江戸に赴く淺井氏薨す
○十一日、駿河侯權大納言忠長、急遽京師より歸て、江戸に赴く。生母淺井氏の、病急なるの報ありたればなり。忠長江戸に到るや、間もなく淺井氏薨す。諡して崇源院殿一品夫人昌譽大禪定法尼といふ。夫人の靈牌は、東照大權現・台徳公・大猷公・嚴有公の牌と相並べ、遠州周智郡下村、安養山法藏寺に安置せるを見る。未だ其故を詳かにせず。夫人淺井氏は、贈中納言淺井長政の女にして、母は織田信長の妹なり。文祿四年九月十七日、豊臣太閤秀吉媒して、前將軍秀忠の夫人とし、今の將軍、及東福門院、駿河大納言忠長等を生み

ぬ。(掛川志稿)

浅井氏、名は達子、浅井長政の女にして、母は小谷の方といひ、織田信長の女なり。姉の淀君は、秀吉の寵姫となり、秀吉の薨後、致て徳川氏に抗し、豊臣氏の禍亂を速かならしめ、妹の達子は、秀忠の室となり、致て豊臣氏を滅して顧みず。数奇の運命といふべし。達子、秀忠の室となり、早く一男子を挙げしが、夭傷せしを以て、第二兒竹千代の生るるに及で、其の成長を希ひ、俗諺の、「途上に逢へる第三次の人に、其子を賣れば、其子壯健となる」といふに従ひ、女房四五人に竹千代を抱かしめ、江戸城外、常盤橋の邊に立ち、行人を待ち、其の第三の人を見て賣らしむ。女房等、命のままに行人を見て、此子を賣らんといふに、行人辭せず、腰なる扇子取出て女に與へ、これにて買はんといふ。女房やがて、竹千代を行人に抱かしめ、之を將軍の若君、世嗣の御子ぞといふ。行人驚き、地に俯伏して厚く禮し、自分は、上總介忠輝の家司、山田長門守正世といふ。女房等之を聞て大に喜び、正世を誘ひて大奥に行き、達子に謁せしめ、厚く之を賞賜せりといふ。竹千代は家光なり。

竹千代賣らる

前將軍將軍東歸

○此月の末、前將軍秀忠京師より至り、海道を江戸に歸らる。尋で將軍家光も亦東歸せられしが、前將軍は十月六日、將軍は十月九日、各、江戸着の定なりと。此の上洛に因て、前將軍は太政大臣に任ぜられ、將軍は左大臣に任ぜらる。○此歳、小林重左衛門重吉、伊豆代官を命ぜらる。重吉は、寛永十二年まで、此職に在り。(豆州志稿) ○伊豆國藤原温泉、始めて浴場を設く。此頃、出來湯も亦涌出せり。此湯は、刀傷・損傷・肉内に奇効ありとぞ。(豆州志稿) ○將軍家光、熱海温泉に浴せんと欲し、佐久間氏に命じて旅館を築かしむ。因て地を熱海村新宿に占めて造る。境域千五百歩あり。然るに館成て後、會事ありて果さず。後命じて毀たしむ。(豆州志稿)

熱海の御旅館

伊豆代官藤原温泉涌出

御汲湯

一説、將軍家光、豆州熱海温泉に浴せんことを多年、未だ時を得ず、茲年こそはとて、横田某に命じて、新に一棟を營ましめ、輪奐の美を極めしが、また遂に遊ぶ能はざりき。而して是より熱海の「御汲湯」は生まれりと傳へらる。抑、熱海温泉の旅館中、二十七戸は帶刀御免となり、常に土地にありて、勢力を振へる者なるが、「御汲湯」の命は、毎年幾度か此輩に下りしものなり。さて一たび御汲湯の命下るときは、二十七人の湯主等、各、沐浴して身を清め、長柄の杓を以て、所謂大湯の熱湯を汲み取り、木の香の高き新しき檜桶に盛るなり。併も之を汲むとき、桶を地に据うることは決して許さざるなり。斯くて、廿七個の湯桶へ、汲取り畢ぬれば、屈強の若者を選びて、之を背負はしめ、行列を作り、眞先に日の丸の旗を立て、勇ましく江戸へ乗り込み、本丸に送届くるを例とす。勿論道中の宿場にて、人夫の交替はあれども、桶は地につけず、肩より肩に移すなり。

日丸旗

熱海やよいとこ日の丸立て、ご本丸へとお湯がゆく。

宗高村の浅間社勸請

○榛原郡宗高村に浅間神社を勸請し、新に神祠を建つ。棟札に曰く、奉勸請大日浅間大菩薩、富士浅間七度參詣、此所浅間建立致者也。池谷忠左衛門。此に依て見れば、勸請の主意明かなり。(掛川志稿)

漢竹權現社

因に云、駿州富士郡にも宗高村あり、寛永改高九百貳拾九石九升四合にして、吉原に至るに凡そ一里拾三町を隔つ。土人は傳へて、遠江國榛原郡宗高村の土人來つて、此地を開發せしにより、故郷の村名を負はずとなせり。此村に、漢竹權現社といふあり、老翁が、赫夜比美を竹間にてひろひし其跡なれば、之を祀りたるなりといふ。竹取翁の遺蹟は、

遺蹟

竹取屋敷

比奈村にもあり。即ち龍澤山無量寺開山白の境内は、昔より、竹取屋敷と呼び來たる所なり。是れ竹取翁の住みたる舊蹟にして、其の門前なる鼻を、籠鼻といふは、翁の常に籠を作りし所なるに因ると。(駿河記) (大正十一年八月廿日脱稿)

駿府武具奉行

四年三月十日、始めて駿府武具奉行一人を置く。其の職制は、駿府城代の支配に屬し、駿府在住。持高は、御合力現米四十石、御藥園預兼帶、御役金三十兩、御暇金壹枚、時服二、引越料三十兩なり。○十八日、幕府令して、遠江國引佐郡氣賀・刑部・上刑部・大谷・只木・摩訶耶・大福寺・岡本・平山・日比澤・駒場・奥山・横尾・神宮寺、小野等諸村を以て、要害區域とし、各村より誓書を獻せしむ。氣賀村の誓書に云、

指上申一札之事

西遠要害區域諸村の誓書

一女、鐵砲上下仕候儀、御手形なく參り候はゞ、其村に留置可申上之事。

一右之御法度、相そむくものにおいては、五人くみの儀は不_レ及_レ申、其村之庄屋、御法度に可_レ被_二仰付_一事。

一舟にて上下仕候儀、無_二御手形_一參り候はゞ、右どうさいたるべき事。

右條々、御法度相そむき候もの、何様にも可_レ被_二仰付_一候。爲_レ其如_レ此候。

寛永四年卯三月十八

(氣賀御關所要害十八ヶ村より差出證文之寫)

氣賀村

此書に調印したる者は、庄屋組頭の類なるべきが、上村二人、油田村三人、伊目村三人、下村・小森村・吉本村各一人、吳石村三人、合して十四人の連印にて、宛名は御番所とあり。御番所とは氣賀關所のことにて、此の關所は、元和五年に置かれしものといふ。而して此の上村以下七村は、後併合して氣賀村といふなり。此他、各村の誓文は、みな同一なれば畧す。○七月、駿府城主徳川忠長、地三千石を割いて、朝比奈彌太郎

泰重に賜ふ。

覺

朝比奈彌太郎の新知

- 一 五百九拾貳石六升 小物成 甲州小石和筋 東油川村
 - 一 内壹石六斗貳升
 - 一 九百五拾三石七斗四升 同 筋 白井河原村
 - 一 三百八拾八石壹斗五升壹合 同 筋 唐柏村之内
 - 一 内九拾臺石八斗八升 小物成
 - 一 六拾六石四斗九升 八千倉之内
 - 一 四百六拾石三升六合 駿東郡 茶畑村
 - 一 貳百九拾貳石九斗三升貳合 山西 内瀬戸村
 - 一 拾六石四斗七升 同 同所新田
 - 一 貳百三拾石五斗六升貳合 同 青木村之内
- 但、内瀬戸近所

高合三千石

右之所、當卯之物成より、朝比奈彌太郎へ被_レ下候間、可_レ被_二相渡_一候、以上。

寛永四年卯七月廿日

諸 藤 兵 印
朝 筑 後 印

事 蹟

村上三右衛門殿

岩波七郎右衛門殿

嶋田鍛冶

諸星藤兵衛忠次・朝倉筑後守宣正・鳥居士佐守成次は、大納言忠長の老臣にして、村上・岩波の二人は、其の代官なり。○十月廿五日、宣旨あり。嶋田鍛冶義助を遠江大塚に任ぜらる。此後、寛永四年七月十日にも、宣旨あつて、義助を参河守に任ぜられしことありといふ。凡そ刀剣工の官名を稱するは、何時の頃よりか始りけむ。古へには無きことにて、番鍛冶三十餘人中、一人として官名を鐫りたるを見ず。されば元弘の頃、青江貞次の、大隅權介とあるが始めなるべきか。貞治・延徳の頃に至ては、他國には已に官名を稱するものありつれども、嶋田には未だ之あらず。是れ初代以來の例を守りたるならんか、而して今この宣旨を拜したれば、嶋田も今後は、官名を刻むことになりたるべし。(駿河志料) ○此歳、今村傳四郎、下田奉行を命ぜらる。傳四郎は、元の下田奉行今村彦兵衛の嫡子にして、今年命を蒙て、父の職を繼げるなり。彦兵衛は、元和二年下田奉行を命ぜられ、勤続して此に至れるなり。(豆州志稿) 初め彦兵衛下田奉行を命ぜられし時、已に老衰したるを以て、傳四郎内命により、元和三年正月下田に赴き、代理して職務を執ること十二年、此に至て、本官に任ぜらると云ふ。

下田奉行
今村傳四郎

集成曰、中略寛永四年五月、正長今村傳四郎之父重長卒、正長遊伴中所以給采地、與父之遺領、并領三千六百石、而守之衛。豆州下田之海口也。依是、則重長既奉當職、下田乎。先是、當職之號無所見、則始今村氏乎。度延略記曰、

元和二年五月、今村彦兵衛補下田奉行。又曰、寛永九年十二月、今村傳四郎補之也。承應二年六月、石野八兵衛正國補之。寛文四年二月、以柿崎・外浦之御領地四十石餘、與與力五人、被屬石野氏也。代々記曰、元祿三年八月、高林彌一郎、代服部久右衛門、同九年、高林氏辭職。同年四月、山口勘兵衛代之之時、増二人、以蔭山數馬被補之。同十五年十一月、將復舊免蔭山氏。爾來一人也。(東職記聞)

下田港

下田奉行は、下田港に出入する廻船の、荷物を檢するを任とす。下田港は、伊豆の南端にありて、西岸の狼煙崎と、東岸の淵佐利崎とに擁せられ、港口は半里、水深は三十三尋、港口より北に灣入すること約そ廿五六町、港内の幅、凡そ十六七町ありて、内に赤根嶋・大走嶋・鷺嶋・笠嶋等點點し、外は、北に下田富士屹立して、航路を繋ぎ、西又東にも、山脈蜿蜒して翠色滴り、鵜嶋城趾は、高く東に斗出し、柿崎は、灣の東北端に出でて、風景畫くが如くなるに、志州の鳥羽港と相對し、遠州灘の要津なれば、元和二年、船改所を此所に置かれて以來、大阪と江戸との間を往來する廻船は、出入絶ゆることなく、港内は常に帆檣林立したるものなり。

鵜嶋城址

伊勢の神風ほどよく吹けば、下田港は船ばかり。

伊勢の神風は、俗に伊勢流しと云ふ如く、此の順風に乗じて鳥羽を發すれば、櫓權の力を假らざるも、朝出でて晩に下田に着するを得べきが、下田より鳥羽に向ふも、順風だに得ば、また一日にして達すべし。

伊豆の下田を朝山まけば、晩には志州領の鳥羽浦へ。

扶桑更有扶桑東

旭日影腥鯨海風

藤井竹外

事蹟

鳥羽港と
下田港

廻船

普濟寺住
持の母は
畜犬

されば、志陽畧志にも云ふ、凡そ東西萬里の巨舶、南北千里の大舸、此の津に湊まらざるは無し。就中諸國より、武都に轉浦するもの、斯の津より七十里灘の東邊を経て、而して豆州下田の海岸に到る、其の間に船を繋ぐの津口無し。此の故に、必らず船を斯の處に繋ぎ、陰晴を卜定し、順風を待て而る後ち纜を解く。若し順風を得れば、則ち一日にして下田に到る。或は一晝夜にして亦到返といふも、過言にはあらざるべきか。抑も此の廻船とは、當時二百石積船以上の通稱にして、又問船とも株船とも稱せしものなるが、此船一たび下田に入津するときは、船改番所（役人十人あつて、半毎に改番）にて其の積荷を検し、故障なきものには下り切手（証）を與へ、江戸の廻船扱人をも指定しければ、此船江戸着の上は、其の扱人の斡旋により、商品の賣捌をもなししが故に、爾後は到着ごとに、同一扱人を依頼せる慣習を爲せりと。○遠州濱松普濟寺の住職を慶吞和尚といふ。近き頃尾州熱田の白鳥より入院したるなり。入院して一兩日を過すほどに、町内の誰彼、薄墨色の犬一匹を連れ來りて、これ飼ひたまへと勸むるを、和尚見て、珍らしき毛色なり、しばし飼置かんとて留め置きけり。此寺元來輪番住職の法規なれば、彼是する程に、慶吞和尚の任期満ちぬれば、退院すべしとて、彼犬をも、之を限りに、元連れ來し某を召して、歸し遣はしけり。然るに其夜、和尚の寐ねたる夢に、彼犬來りて枕上に立ち、吾は和尚の親なり、和尚の往く所へ連れゆきて養ふべしといへり。和尚夢さめて、格別心にも留めざりしが、翌朝起きて後、衆に向ひ、さてさて犬といふとも油斷のならぬものかな。昨夜かの犬、吾が夢の中に、吾が枕上に立ち、我は和尚の親なる程に、共に連れゆきて養へかすと告げしものかなと、笑ひつ

つ語りける。然るに次の夜も亦、同じく夢のうちに彼犬來りて、我は實に和尚の親なれば、快く連れてゆけかし、若し強ひて連れゆかずば、和尚の命無かるべしといふ。和尚も再び同じ夢を見たるに驚きて、今更疑ふ念もなく、明くるを待ちて彼犬を呼び返し、さて共に熱田へ連れ歸りけり。熱田の白鳥に至て後は、此犬座敷のみ居て、足地を踏まず、三度の食事をするにも、和尚と相伴にし、寝ぬるにも、和尚と鬨を同じうせり。寛永は十年頃なりけん、白鳥に江湖會を開かれしが、其時も、彼犬は和尚と同じく、一番の上座なる飯臺に就きければ、大衆見て大に嘖り、初の程はた々嘖に止まりしが、日日の事は、遂に怵え難かりけん、和尚に見えて、何の故ありて、斯る獸畜と、斯くは同席に飯臺に就かせ給ふや、今後尚ほこれを止め給はずば、今を限りに、此の江湖會を解散せんと、意氣巻きて語り出でけり。和尚は靜に始終を聴き畢り、徐ろに語つて曰く、諸僧の憤りは理なり。されども之には聊か故ありとて、普濟寺にありたる事の由を、落もなく語り出でてなだめければ、大衆も、偽なき事柄に争ふ力なく、却て和尚の心を哀みて、江湖會は事故なく畢へてけり。さて彼犬は、江湖會のありつる次の年死しけるが、其時は、籠幡天蓋（カネフタテンガイ）を作り、人を送る如くいと懇に葬り、三ヶ日の間、懺法を修して吊らはれしと、本秀和尚たしかに知りての語種なり。（兼葭堂雜錄）尚ほ思へば、他國にも、此に類する傳説は、間間あることなり。

和泉國堺の邊淨土宗の寺に、白犬ありける。二六時中動行の時節、堂の縁に來りて平伏すること年あり。又、常に修行者大路にて念佛すれば、衣の裾にまとはりておかしげに吠えける。或師走、餅を搗く日、餅をあたへければ、咽につめて死にてけり。和尚あはれみて、戒名を與へて、念頃に弔ひぬ。一夜住僧の夢に、彼犬來りて曰く、念佛の功力によ

つて人間に生ず、門番人が妻にやどると。はたして男子を産めり。和尚しかじかの事を親に示して、六七歳の頃より出家せさせけり。聰明叡智にして、一を聞いて十を慧る。よつてこよなく大切に教育してけり。此者幼少より、餅をきらひて食せざりける。前生の犬なりける事、誰いふとなく語り出で、新發意の中にて、仇名を白犬とよびけるを、やすからずおもひて、十三歳の時、和尚に問ふ。我を白犬といふこと、何故かくは侍ふやらん。此事とどめ給はれといふ。わどの餅をきらふゆゑにこそ左いふなれ。しからば餅を食侍らば、此難あるまじきや、いかにもその事なるべし、いざ食ふべしと、餅の日膳にむかひけるが、用ある體にて座を去り、行方しらすなり、その所を求むれども、あへて知れざりき。和尚、よしなき事をいひつるものかなと、甚だ後悔してけり。常に手習ふ机のうへに一首を殘せり。

何となくわが身のうへはしら雲のたつきもしらぬ山にかくれし

(諸國里人談)

大阪浪人

◇五年二月、去る元和三年五月の頃、大阪浪人に、五左衛門といふ者あり、飄然として遠州長上郡安間村に至り、土地の富豪安間七郎左衛門に請ひ、暫く身を寄せんとす。七郎左衛門その爲人を見るに、頗る才智に富み、事理に明に、用ふべき所あれば、下安間村源左衛門といふ者と議し、己が宅地に住せしめけるが、此頃に至り、五左衛門立身の途開けたるにや、武家奉公の望起りけるにや、辭して江戸に下らんといふ。七郎左衛門止むるに由なく、多年の好を思ひ、贖して道中の費を贈りければ、五左衛門も其恩を謝し、國次の大脇指一口と、鐵砲一挺とを止めて出立り。五左衛門は、如何なる人か詳かならず、大阪亡びて後は、斯く零落して、身を槽櫛の間に屈するも數多あらんかし。(慶長寛永年中覺書) ○八日、駿州岩淵の、渡船人夫の扶持米を増して、二十人扶持となす。其意は判物を見て知るべし。

山淵渡船人夫扶持

駿河富士川船頭共御扶持方、此已前より拾人分被_レ下候得共、船數多之由申上候に付、重而拾人扶持増

而被_レ下、當辰五月朔日より、岩淵庄屋手形を以、毎月可_レ被_レ相渡_二候、以上。

辰五月八日

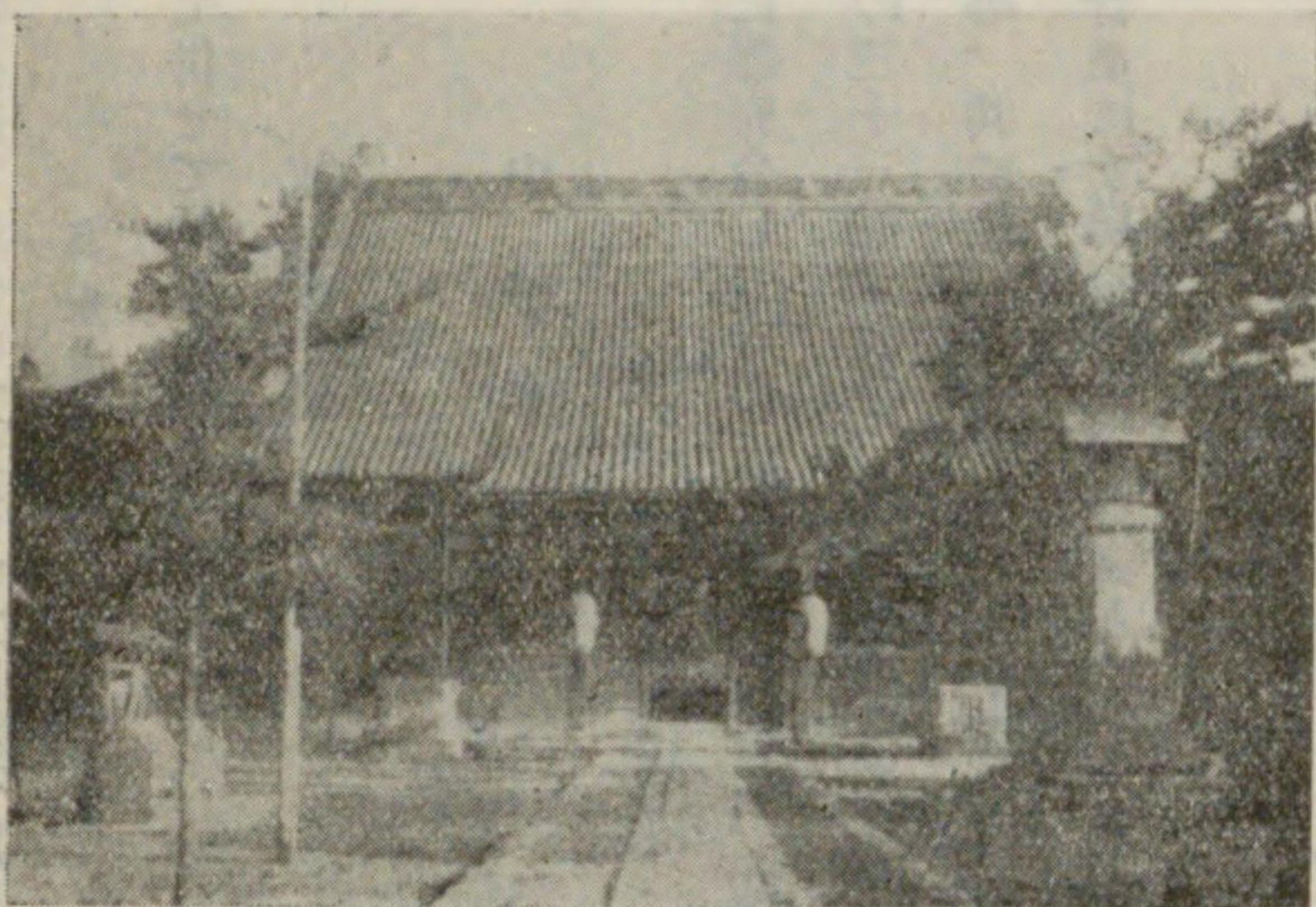
(駿河志料・古文書)

寶臺院移轉

此書は、諸藤兵・朝筑後・鳥土佐等三人連印して、村上三右衛門・井出藤左衛門二人に宛てたるものにして、三人は駿河侯の老臣なり。○柚木村の龍泉寺を移し、駿府下魚町に建立し、寺號を改めて寶臺院といふ。龍泉院

は、前將軍秀忠の生母、西郷局を葬りし地にして、其の寺號の如きも、其の法名龍泉院殿の名に因りて名けしものなるが今年其の三十三回の法會を修むべきに依り、更に此地に移轉改築せしに、勅命を以て局の法諡を改め賜はり、御贈位等もありければ、また其の法諡に因りて寺號をも改めしなり。即ち勅賜諡號を寶臺院といふなり。御贈位の宣命に曰く、

天皇 我 詔旨 止良 故源朝臣昌子 爾 詔 止倍 勅命 手衆聞食 止宣人之至 親 莫 過 於 母子之道 志 孝之甚大 者 莫 如 於 尊崇之儀 志 同教 令於古今 志 布 恩光於遐邇 久矣 未 忘 遙年之誠 追修之志 宣 上德 而耀 威靈 雖 隔 遠忌 勵 至善之誠 申 舊章 而贈 榮爵 速開 七寶之坐 急尊 九品之臺 故是以從一位 上給 賜 此狀 正四位下



寶臺院

行少納言兼侍從文章博士大内記菅原朝臣爲適_テ差使_シ天皇_ヲ勅命_シ遠聞食_止宣。

寛永五年五月九日

因て併せて位記を賜ふ、位記に曰、

故源昌子

右可從一位

中務奉行

寛永五年五月九日

寶臺院殿の三十三回忌
時に幕府令して寺領三百石を寄附し、朝廷も尋で命じて、主僧に紫衣を賜ふ。(駿國雜志) ○十一日、寶臺院殿の三十三回法會を、駿府寶臺院に行ふ。前將軍秀忠の代參酒井阿波守忠行、將軍家光の代參松平内膳正重則等、共に駿府に至る。(徳川實記) ○七月十九日、駿府寶臺院の寺格を上せ、住職鏡譽上人に紫衣を賜ふ。綸旨並に女房奉書は、寺寶となつて今に祕藏せらる。

綸旨

駿河國有度郡寶臺院住持、代代令_ム聽_レ着_ニ紫衣_ヲ奉_レ祈_ニ寶祚_ヲ長久_ニ不_レ可_レ混_ニ余寺_者綸命_レ此、仍執達_レ件。

寛永五年七月十九日

右中辨花押

知恩院末寺

寶臺院住持鏡譽上人御房

女房奉書

ちよつ

きよ

小て

めてたく候

ちおん院

まつ寺

かき

いたし

は

右中辨

するがの

國

うとのこほり

ほうたい

あんな

御中

ちおん院へ

事蹟

駿河の浄
土宗

是より寶臺院は、駿河國內にある、此宗派寺院の觸頭となりて、一宗の事を沙汰する事となりぬ。抑も此の駿河國に、浄土宗の起りたることは、弘安年間、浄土の開祖源空の附法なる、鎮西派聖光の弟子聖阿、始めて此國に來りて、駿府の馬場町に報身寺を開きたるにありて、是より此宗は、此國に弘布したるなり。すべて浄土宗門派の、東國に流傳するに至れるは、聖光の弟子にて、鎌倉の光明寺を開起したる良忠より始まりといふが、大永年間、祐崇といふ僧あり、亦良忠の流を汲むものにて、此國に來り、數多の寺を建てたれば、此宗の盛なりしには、祐崇の力も亦没すべからず。其後は、光明寺流ならぬ僧徒も多く來りて、寺を開くもの少なからざりしが、何れも鎮西派に屬し、智恩院を以て惣本寺として、關東の檀林につげりとぞ。

横須賀城
主井上正
就殺さる

(駿河國新風土記) ○八月十日、遠州横須賀城主井上主計頭正就、江戸西城に在て、豊島刑部少輔信滿の爲に刺されて死す。年五十二、小十人青木久左衛門義精、赴き馳せて刑部を抱き、其刀を奪はんとせしに、身また危ければ、呼んで援を求む、衛吏馳せ集て刑部を斬殺せしが、久左も亦重傷を負うて憤死す。刑部は目付なり。何の故に此に至るか、人その由を詳にせず。或曰ふ、婚約違變の事ありて、刑部深く正就を恨み、遂に此に及べるなりと。正就、天正七年始めて秀忠に仕へしより、官職累りに進み、寛永元年老中に列せられしが、常に驕滿に流るゝを懼れ、其の微賤の時の通稱を書し、之を壁上に掲げ、出入見て以て自から戒めしといふ、然るに終に此禍に遭へり。(藩翰譜・寛明日記)

一話一言云、井上氏、女を豊嶋氏に嫁すべしとて、伺書出し候處、思召を以て、酒井山城守重隆へ嫁せしに因てなりといふ。

物茂卿政談云、臺徳院様御代か、井上河内守を突殺したる者を、小十人番衆の後の御廊下にて、小十人組留めたることあり。云云

一説、正就、先に刑部の媒介により、其子正利の爲に、島田直時の女を娶らんとす。已にして約を變じて、島居成次の女を娶り、刑部に謝して曰く、君命辭し難きを以て、預め嫁娶を約したれば、嶋田氏に辭せよといふ。刑部意に含み、直時に告ぐ、直時又其の非義を憤る。(家譜)

正就秀忠
を諫む

正就、嘗て將軍秀忠に侍す。秀忠、一日、旗本の士太田某を賞して、知行五百石を與へけるに、太田何を含みてか、折紙を受くる即ち地に擲ちて立去りける。秀忠これを見て大に怒り、直に太田を成敗せんとす。時に正就側にあり、諫めて曰く、「太田は大御所の慈まるる者なれば、一たび上意を伺つて後、徐に決し給ふとも未だ遅からず」と。秀忠曰く、「然らば、汝是より駿府に至つて、旨を請ふべし」と。凡そ秀忠は、如何なる事にも、駿河様といふを聞けば、従はざるなきを以て、正就も之を知つて、今斯くは諫止したるなり。正就命を受けて駿府に至れば、家康召見て問うて曰く、「江戸は、近比異變なきか」と。正就謹で答へて曰く、「大事といふにはあらざれども、今日、臣を上らせ給ひし所以は他にあらず、此頃、太田某に知行五百石を賞せられしに云云」と、始終を落ちなく言上しければ、家康顔色殊に宜しく、「さてさて、松平繁昌の基これに増すものやある、目出度目出度。抑、彼が慮外は、彼が言ひしにあらずして、將軍の言はしめたるなり。其故は、今秀忠は、天下の主にして、世は太平に、位は三臺なれば、何程自ら高うすとも、誰か之を非議せん。又、太田の如きは、素より物の數ならねば、今度の無禮は言はずもがな、其の十分一の事にて、重き罪に處すとも、人また何とも言はざるべし。然るを、渠に給ふ知行の、渠の功にあたらざるかと、我に

尋ねしめんが爲、特に汝をこれ迄上せらるること、天下の政事に心を用ひらるること、淺からざるの致す所なり」とて、泪を浮べて喜び、己が、昔、泉水中の鯉を盗みたる、鈴木久三郎を赦したること等、種々例をあげて諭しける。

家康の訓

家康は、此後も、尙ほ正就を留むること數日、天下の政道を説示して後、大凡そ、天下國家の守護奉行人は、姓にもよらず氏にもよらず、常の心入こそ大事なれ。諸人は、各、家職に心掛くこと深くして人と成るべければ、家職を能く勤むる者を取立てて、人と成したまへと、將軍に申上ぐべし。返す返すも、天下國家の主は、善政を施すが肝要にして、善政のもとには慈悲なり。慈悲を萬の根元として、修を絶ちて天下を治め給へと申すべし。又、汝等の忠義は、正直慈悲を好み、賞罰に私なき様に心を付くべし。天下の諸士、將軍の徳義になつく様にすること、第一の忠節なれ。感陽宮は感陽宮自ら亡ぼし、平家は平家自ら亡ぼし、鎌倉は鎌倉亡ぼし、室町は室町亡ぼし、家は家亡ぼし、身は身亡ぼす。返す返すも善政こそ、天下國家安泰の基と知れ」と、日を累ねて諭し、然後始めて歸らしめけるが、正就は感涙に咽びて江戸に還り、一々漏らす所なく將軍に復命しける。將軍は聞終つて、「大御所様の御苦勞は、淺からざる事なり。條條骨髓に入て難有御事なり」と、涙を催されけるが、正就の未だ側を去らざるに、折紙を認め、太田を召し、知行二千石を下し賜はりける。太田は之に因て涙を流し、謹で折紙を戴き、御前を罷らんとせし時、將軍謂つて曰く、「昔、小松大臣の詞に、國には良臣の失する事を憂ひ、家には謀のたゆるを悲むとあるは信なり。今、我、汝が一言に因て、孝行に基き、天下を治る道を聞きたり」とて大に悦び、因て、正就には、左文字の刀を賜

はりしといふ。(駿江大命准記)

駿江大命准記の末尾に云ふ、此書は慶長の末の比、家康公駿府御在城の時、將軍秀忠公より、井上主計頭を御使者として被遣候得者、主計頭を數日駿府の殿中に御留置、折折御前の被召出。天下の政道を御教訓被成候を、委く承り覺え、江戸に歸り、秀忠公に被申上、其後主計頭、或人にひそかに語りけるに、其人記性つよくして、間所を不殘記置たる覺書也と。然れども、一書には、永井尙政その事を記し、東照宮遺訓といふとあり。何れか是なる。小事なれども、思ひ出づるまゝになむ。

井上正就の遺領
豐嶋刑部自殺

○十一日、遠江國横須賀城主、宿老井上主計頭正就の遺領を頒ち、其の四萬七千五百石を、長子河内守正利に繼がしめ、五千石を次子正昭に與へ、正昭を以て寄合に列せしむ。(徳川實記) 而して豐嶋信滿、及び其子主膳等死を賜ふ。

酒井忠勝の減刑論

一説、初め信滿の正就を殺すや、宿老等相議して曰く、「場所をいへば殿中なり。人をいへば老臣なり。其罪甚だ輕からず。宜しく信滿の一族を罪して、殘る所なからしむべし」と。衆みな之に同ず。然るに酒井隱岐守忠勝獨り之に従はず。曰く、「小身の武士にして、遺恨を大名に果さんとするに、邸宅に於て、若くは途中に於てせんと欲せば、終に其期なかるべし。故に旗本の輩、遺恨を大名に晴さんには、殿中こそ最もよき所なるべけれ。寔に勝負の仕どころなるべし。而して遺恨を其儘に捨てざるは、武士の氣慨にして、また武士道的一端なれば、強ちに禁止すべきにもあらざるか。然るに今之を重く罪せば、是れ之を禁ずるにて、武士の意地は是より漸く消沈して、終には農商婦女と擇ぶ所なきに至るべし」と。宿老等其言の理あるを思ひ、更に之を賛しければ、獨り豐嶋刑部の家のみ斷絶せられ、他の親族は連坐せずして止み

ぬるとぞ。(徳川實記)

熊野權現

○十月十三日、遠州佐野郡平野村熊野權現社焼く。慶長中伊奈氏附する所の、神田十五石の證文、其他の文書悉く焼失せりといふ。(掛川志稿) ○十一月、富士川渡船賃取立法を改めて、之を高札に掲げしむ。

富士川渡船賃

富士川渡船之儀、奉公人之外者、定之通り賃錢取立候筈に、古來より極置候處、近年者、町人・諸職人・商人共、荷物にも、賃錢不_レ相拂_レ通候も有_レ之由相聞候、向後、諸職人並に商人共、荷物者不_レ及_レ申に、武士荷物なりといふとも、商人請負にて相通候分は、定のごとく賃錢取立、往還船渡可_レ致_ス者也。

寛永五年十一月

奉行

八丈鳴代官

武人の名を借りて、賃錢を拂はざる者増加せしなり。○此歲、八丈島代官豊島作左衛門止め、其子作十郎忠松、父に替て代官を命ぜらる。忠松代官たるに及で、八丈島貢絹の長を更め、一端を増して三丈二尺となす。嶋民其の苛刻を恨むこと甚だし。忠松後洋中に巡航し、颶風に遇うて溺死せり。(豆州志稿)

八丈島

一 反別貳百八拾六町貳反壹畝廿九步半

御年貢

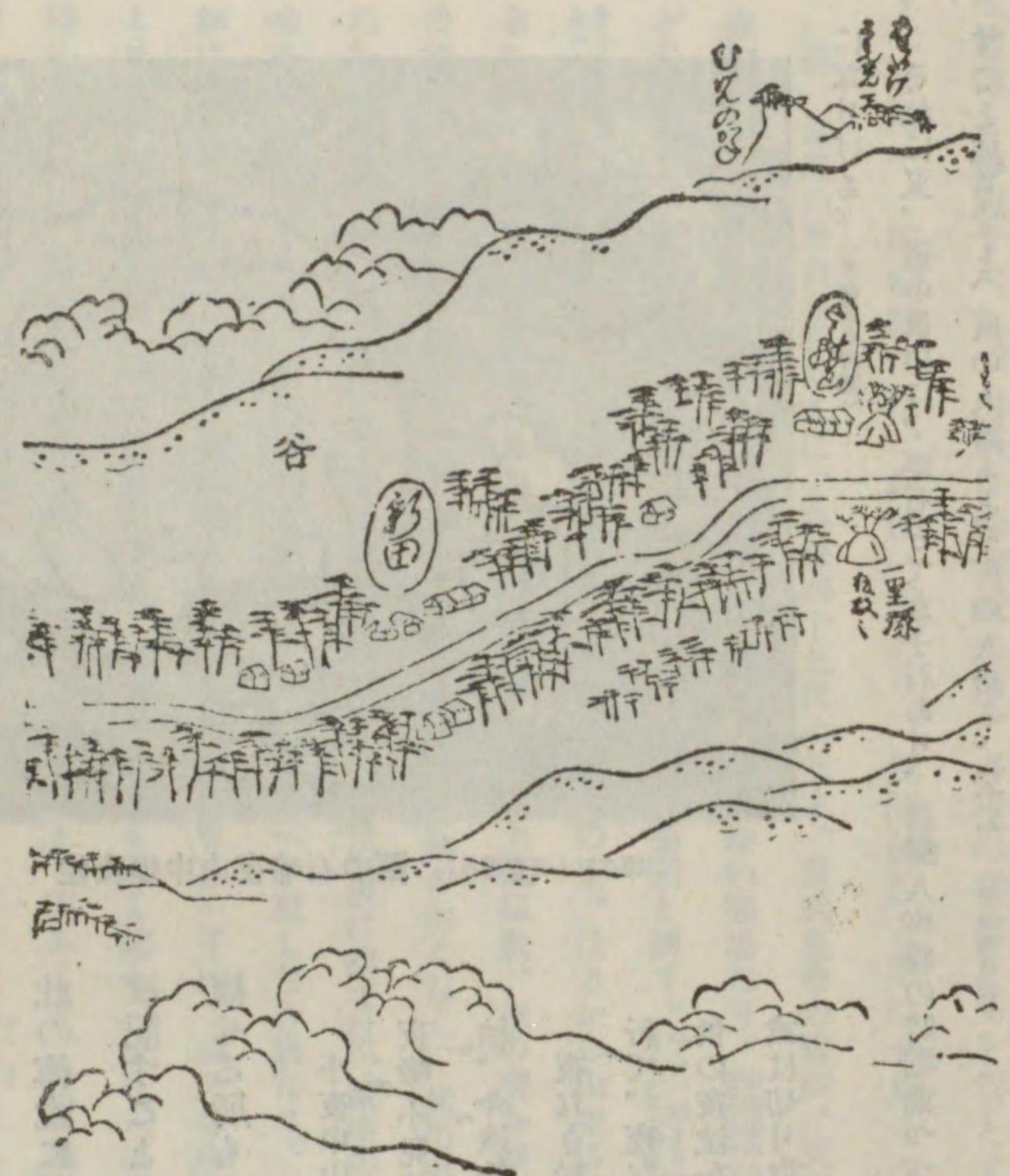
此黄紬四百五拾三反三厘七毛

(南島志)

各和村八幡宮

佐夜中山中の開墾

○掛川城主朝倉筑後守宣正、社領を各和村八幡宮に寄附す。各和村は、佐野郡に在りて、社領は一石二斗五升六合なりとぞ。(掛川志稿) ○遠州日坂驛に、殿岡佐右衛門といふ者あり、嘗て大井川の東方、勝久保・沓掛の後通り、驛路に沿うて、夜啼石の邊に至るまでを劃し、久しく開墾に従事せしが、此に至て功成り、多



(圖見分道海東) 近 附 宿 坂 日

くの耕田を得たれば、茲年請うて檢分を受け、畑高五石二斗二升と定め、律に従て貢租を納むべき旨を命ぜらる。日坂は佐夜中山の西坂なり。而して勝久保・沓掛等は、日坂に近き佐夜中山中の地名なり。(掛川志稿)

鳥の音をふもとの

さに聞きすて

夜ふかにこゆる

さよの中山

斯る山も、今は開墾して耕田と

佐夜中山 妊婦殺

なる。時勢の變遷を見るべし。佐夜中山の妊婦殺は、昔より此地に名高き傳説にして、已に其の大概を記したれども、異説を得たれば、因によりてここに記す。

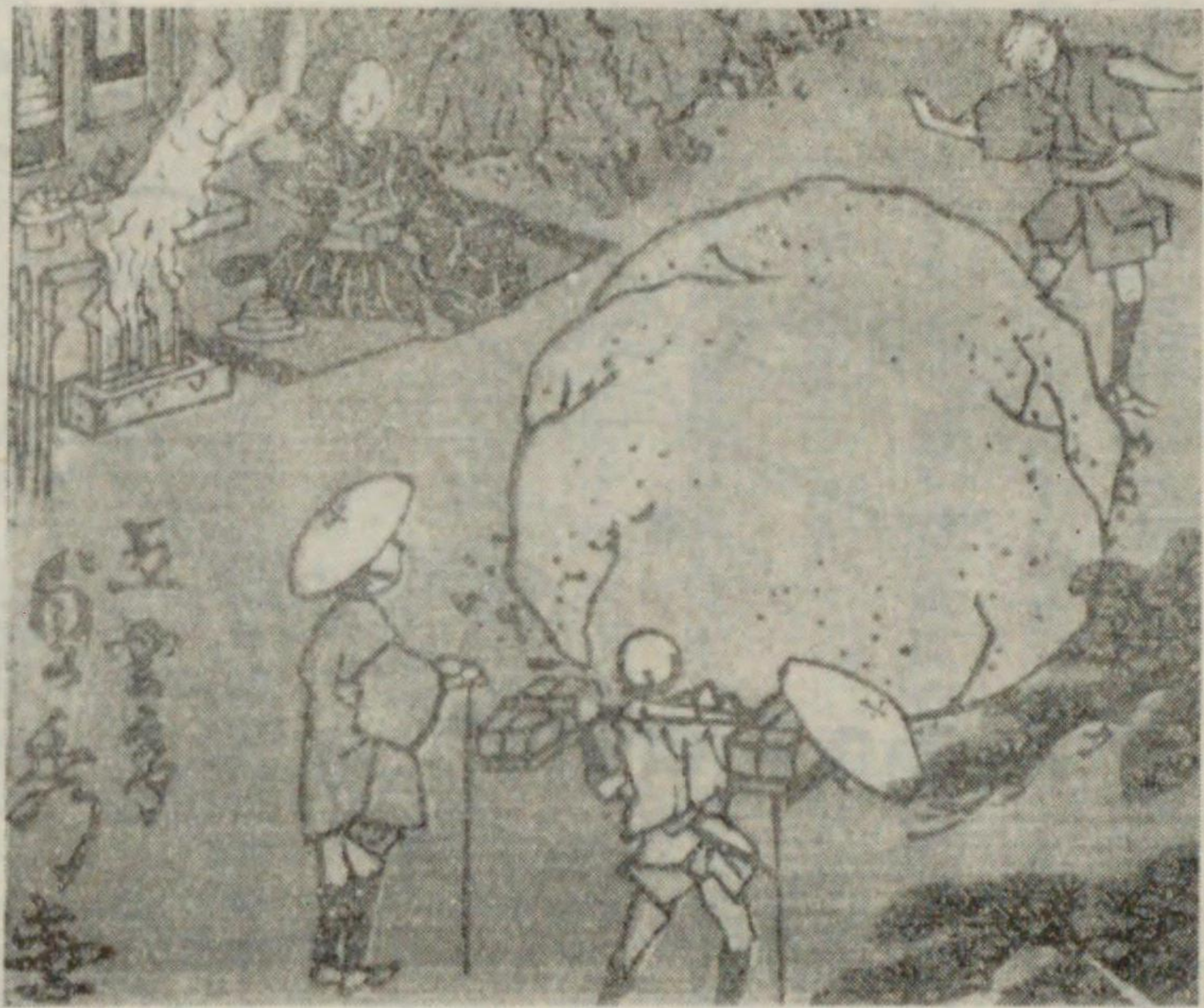
郷老語りて、去る往年西坂に女あり、金谷に親ありて、行く路にて、盜賊に逢うて殺されぬ。此女娘みて臨月なりしが、母切られて兒は恙なく、腹の内にて啼きけるを、山中の僧通り見て哀み、母の腹より取出だしそだてぬ。十五歳に

事蹟

なりて、母の事を語り聞かせければ、彼見法師にもならず、遂に寺を忍び出で、池田の宿にゆき、田家の奴となつて、田を耕し柴を取り、月日を送り、起居に「命なりけり小夜の中山」と口ずさみけるを、家主聞て其意を問ひければ、泣く泣く法師の物語をしければ、家主手を打て、其母を殺ししは隣の主なりと、其母の着類も如しと語り、其夜、主も

夜啼石

夜なき松



佐夜山中夜啼石の圖 (京勝次三十五畫秀風)

力を添て、仇を討殺し、讐を報じぬ。其後、師の寺へ歸り、出家して父母の後世を弔ひしとなり。(東路羅土傳)
此の傳説に關聯せる、夜啼石夜啼松の事も、嘗て略ぼ記すことありしが、今また斯る説もあるなり。重複せる所もあれど、棄つるも惜くて。

小夜中山、十町許東側在ニ夜啼松、此松火令レ見、夜啼小兒其啼止、世俗普語、此故諸人皆盡削取、其松枯、今遺株耳。(芝方名所考)

夜なき松、小夜の山西(乃ち日坂の方より)十町ばかり行て、夜なき松あり。此松を火にともして見すれば、子供の夜泣をとむるとて、往來の旅人手に手に削り取り、或は切り取りけるゆへに、ついに枯れて、今は根ばかり

になりける。(東海道名所記)

それに又、道の真中に、要石とて丸き石あり、朝鮮人來聘の時堀棄つべしとありけるに、柱の如く其根堅くして動かすこと成らずと、所の人語るとその人語る。云云。(東海道日記)

尙ほ他傳と参照すべし。由來口碑傳説には、多少の相違あるを常とすれば、深く咎めずして、能く真相を探究すべきにや。姪婦殺には、尙ほ一説あり、無間鐘説とあはせ見るべし。

鴨平内左衛門

八太郎

抑、當鐘の來由を尋ぬるに、皇統四十五代の聖主、聖武皇帝の寶祚、天平五辰とかや、遠州西坂・金谷の中間に、佐夜の中山と云ふあり。世に、中山寺。此云は是也。即ち是レ救世大悲應驗の靈場なり。東海道の北、一の谷をへだてて峯あり、麓赤土にして、上平覆森繁茂せり。東海道より十六町あり。俗に、峯の觀音云々是也。峯を過ぎて里あり、菊川の里と云ふ。又、小川あり、即ち菊川と號す。中古、都より高位の人下向あり、此の川に於て溺死す。其後、又、高官の人下向ふ。小流なれど山川なほなり。今は板橋あり。然して菊川の上、はるか山中に、一人の獵師あり、累代殺生を業として、其名を鴨平内左衛門と云ふ。此者生質強勇にして、氣力猛猛敷、世の交を斷て、仁義五常の名字をも知らず。況や、佛法の道理、因果必然の趣をや、教へ示す人なければ、知る由もなく、何の恐れもなく、山に入ては、猪・猿・狸・狐などの類を討取り、野に出ては、鳥・獸を射とり、川の流、江の邊に臨ては、鱗甲の屬を索め、殺生を好み、晝夜を不問、物の靈命を奪ふを樂とせり。剩へ、慳貪邪悟にして、取るべき束もなき族なり。一婦あり、二子を長つ、姉を月小夜云々、十五歳。弟を八太郎云々、十三歳。諺に鳶孔雀を生むといふ、實に然る事もあるか。古曾も一子に、舜天を生みしと聞く。鴨が一子八太郎も其類か、幼少より物の理を能く辨へ、天然五常の道、佛教の旨をも能く識し、現在人生の果敢なきためし、當來の畏るべき旨を委く得心しければ、時時父に向つて云ふ。多年殺生を業とし玉ふこと、世の業とは申ながら、恐ろしき次第なり。僅か親子四人の身を全うせんとて、日日物の生を奪ひ玉ふこと、其數難計は、恐るべし。哀むべし。現在は果報勝れて左も右もあれ、未來惡趣の苦報は、何として免れ玉ふべきと、例を引き理をのべ、早早獵人の業を止め、菩提の道に入り玉べと、涙と共に諫むれども、年來惡業に凝固りたる平内左衛門は、曾て取敢る色もなし。然るに一日例の如く、未明より深山に入りて狩歩くに、一小畜だに目に觸れば、怪みつつ弓杖つきて、暫く岩頭に休らひしが、昨夜よりの大雪なれば、今二の峯を越えなば、其處にや聚居らんと、更に岩に登り谷に下り、峯に上つて洞穴に至り、遙に百間許彼方の向

を見渡せば、白妙の岩間に、牛の大きしたる、眞黒なる物の蠕りたる風情あり。平内心に首肯き、此こそ年経たる熊ならん、天の賜と、手に持てる重藤の三人張に、十三束の臍股を番ひ、きりりと引絞り、一イニツと切て放ちし矢は過たず、熊の月ノ輪を、沓巻せめて立ちてけり。得たりと走り寄つて引立て見れば、豈計らんや我子八太郎ならんとは。南無三寶。熊の皮を被り、此處に忍びしは如何なる所存ぞ、何者の指圖ぞと、流石の平内も言葉忙しく問ふに、八太郎は、兼ての覺悟を落なく語り、我命捨てし甲斐あつて、心を翻し菩提の門に入り玉はば、草葉の蔭に悦ぶべし。唯、頼奉るは、親子四人、共に一蓮托生に候へ、母上歎き玉はば、力を添へて慰め玉へとて、終に果敢なくなりけり。

強惡非道の平内、我が最愛の子を殺して頓悟をやしけん。我が發心の時至れりと、卽座に髪を切り弓を折り、弦もて骸を括り、折弓にかけ、涙ながらに歸りけるを、夫の歸り遲きを待ちわびし妻は、喜び迎へながら、忽ち弓筈の獲物に目をくれて、そもその大きやかなるは、年経たる熊にもやと問ふに、平内は何の返答もせず、唯、指し俯向きしのみなれば、妻は怪しく思ひて、心焦ちて慰め且つ問ふに、平内漸く顔をあげて、始終を語りける。妻は夢かと驚き、忽ち心取亂し、死骸に取つて愁歎の餘りを盡し、家を狂ひ出で、我子を還せと駈回り、遂に菊川の奥に狂死せしが、愚癡の一念に由て、畜生道に墮し、殺生の報に由て、蛇身鳥頭は大蛇にして翼あり、故に名と成り、放逸邪見の業に由て、三熱の苦を免れず。剩へ餘習盡きざるにや、西坂・金谷の邊、在々に横行して、人民を惱せり。初は近在のみなりしが、次第に募りて、東海道の往來も止り、在在に於ても、戶外に出る事を畏る。然後は、遠近在市の別ちなく、晝夜飛行して、猥に人民を喰殺しければ、已むなく之を決斷所へ訴へけるに、朝廷は妖怪退治の例に従ひ、弓箭の名譽を選び、都三條に住む、三位良政卿に命じ、藝目を與へられける。

三位良政

時に、良政卿熱、思惟するに、我、勅宣に依て妖怪退治に赴くこと、生前の一大事なりと雖も、官兵の二字を旗上に耀し、勅選の趣を額に當てば、縱令猛龍鬼神なりとも、やはか退治せざらんや。然りと雖も、飛行自在、神變不識の妖

蛇身鳥

魅なれば、神明佛陀の加護力をも頼むに若かすと、年來持念する二月堂に參籠せしが、第六の夜半過ぎ、正しく大悲の夢告を得、夢覺めて、又、十一面尊像御長一の、光明赫奕として、己が頂を照すを見ければ、いよく喜び勇み、官兵三百餘騎を引率し、南都を打ち立ち、天平六年八月中旬也。伊賀越は便惡しとて。東海道に指掛り、遙に遠州に發向せり。良政卿此日の出立は、鎧の草摺、甲の天空八幡座、透菊・濃菊・鉢付の板、鞆・面頬・涎掛・喉輪・腋當・腹巻に至る迄、悉く丸字、或は救世の神咒、亦是普門品名號など、双紙の如く書下しが、斯る兵具を以て、總身を堅めければ、取も直さず、觀音菩薩、良政卿に依託して出立玉ふとも云ひつべし。況や、髮中には、彼ノ一寸三分の十一面の靈像を籠玉故にもと取の觀音さま云々へば、大悲自ら勝敵將軍に身を現じて、討手に向ははせ玉ふかと、頼母しく覺えけるが、頓て道路恙なく、西坂にこそは着き給ひける。

飴餅茶店

良政卿は、已に西坂に着きけるが、騒しくては悪しかりならんと、總勢をば麓に仕置き、己一人、密に西坂峠に登り、便能き所に出張を構へ山頂前脚の茶店の前なり。東照宮、卽土御堂向の脚。此處に御輿を入玉よと云傳、舊蹟猶残り、當時同垣す。化鳥の様子を窺ふに、三日・五日と経れども、化鳥の形見えざれば、良政卿持俵アツみ、奇怪なるかな、我此地に至つて已に五日、更に姿の見えざるは、よも決斷所の無念にはあらじ、我威に怖て邊鄙に遁れしか、觀音菩薩の妙智もて、早や追立て玉ふか、何にもせよ、化鳥も見ず、一矢も放たずしては、命を受けたる身の歸らるべきにあらず、骸を此に埋むとも、化鳥を退治せでは動かじと、或は臚り、或は露れ、千計萬慮肺肝を摧き、唯、冥應をぞ待たれける。

爰に平内左衛門、出家の後、月小夜を便りに、日ごと夜ごとに小鉈を打て、妻子の菩提を祈りけるが、折しも妻の忌日にあひければ、香花をそなへ、寶號を唱へつつ、遂に夜更に及で、其儘佛前に熟睡しけるに、月小夜は、さすがに母を思ひ弟を思ひ睡られて、五更をも過しける比、庵の扉を叩く者あり、初は山すみの間ふべき人もなきものと聞き流し、が、母の聲して、月小夜と呼ぶに及で、狐狼野干の所爲ぞと疑ひつつも、萬に一つもと少し戸を開き見れば、瘦衰へてはあれども、正しく母なりけり。母は種種物語りの末、我が三熱の苦を拂ふは、鐘を鐻て、朝夕其音を聞くの外道なし。あは

高道仙人

れ鐘鑄て我苦を救へと、打霽れてぞいふなる。月小夜は、母の望なれど、鐘は我が力及ばず、他を望みたまへといふに、否とよ、此度我を退治に下れる、三位良政卿と夫婦とならば、容易く出来るものぞといふ。月小夜は、母を退治に下る人は、我が敵なり。如何なれば、敵に枕を並べん。且つ、彼は貴く、我は賤し。及びなき望なりといふに、否否、我三熱を暫くも免れんとて、人肉を食すればこそ退治せらるるなれ、是れ自作自受の禍なり。退治する人を怨むべからず。夫婦となる方便は、此の川上に菊水といふ瀧あり。瀧に高道といふ仙人あり。尋問ふべしとて消え失せぬ。月小夜は、覺束なくも母の言葉に従ひ、手段を考へ、白衣を着し、白布を帶とし、緑の髪を解き、首に小鉦の鐘を掛け、六字の稱名を唱へつつ、菊水瀧へと尋行きぬ。抑、此瀧は、三世の恒有にして、切岸嶮に、巖刃の如く、峯高く谷深く、瀧壺蓋にして、龍城に通じ、重段に九の壺ありて九界を表し、流水一に經歷して、響鈴鈴沼溜たり。心靜なる時は、滅常妙理の調あり。心散亂する時は、苦なり。空なり。無常なり。無我なりと、十六行相の觀法に應じ、日輪の出沒ごとに、瀑布に映る光は、赫赫と輝き、流れに浮ぶ光は、黄金の菊の花の如し。俗に、風後光と云ふなり名けて菊水瀧といふ。川を文菊とされば高道仙人、深く之を愛して此處に住し、常に琴を弄び、心に四諦を緣じ、眼に二六因緣を觀じ、四諦十二の法音に叶ふ瀧の音に因て、菊水の秘曲を得しが、月小夜の、六字の稱名唱へつつ、何か求むる所のありげなるを見て、不思議なる思して、見下す折しも、月小夜も、仙人は何處ぞと見上げければ、計らずも見合ひて、其の美貌に驚きしが、こは是れ菩薩の影向か、鬼魅野干の所爲かと觀じ、嶺上より、汝何者なれば、此處へは來つる。用事の次第語るべし、違背せば明王の縛もて罰すべしと告げけるが、月小夜は、「山高く道は五障の谷深し登り兼たる身こそつらけれ」と、高道の名を含めたる歌もて答へける。

菊水瀧

是より、山上山下の問答ありて、月小夜は、常隨給仕を免し給へと請へども、高道固く免さざれば、月小夜計方トハツにくれ、斯くては良政と婚もならず、大願も成らざれば、責めては、母が三熱の苦を、我身に分たんとものと、石を拾つて袂に包み、瀧のべに歩み寄り、「名におはば頼の道を菊川の開かで消えぬる身の果て憂き」とぞ詠みける。高道これを聞きて曰く、汝死せずして、他に爲すべき道なきか、曰く、御側近く召給ふか。曰く、そは思も寄らず。曰く、然らば是非なしと。問答三回に及ぶ比、高道は、遂に瀧壺に落ちてける。然れども怪我は無かりき。時に高道曰く、女は百惡の長なれども、今吾六根を以て、汝が心を照らすに、大願あるもの如し。我寧ろ無間墮獄の業を受くとも、汝に大願を成就せしめん。されども、汝は重障の穢あり。此瀧に於て、日日三十三度の垢離を取り、七卷の普門品を誦し、七萬の寶號を誦せよ。斯くして日に一重つつ瀧壺を登らば、第九の日には、汝の大願成就せん。懈慢あること勿れと告げ畢て、悠然と本座に復しけり。是より月小夜は、教の如く勤めて怠らず、第九の日、正しく頂九の瀧壺に登り、九段の壺は、又は九品なり。卅三度の垢離は、卅三十三身なり、七萬の寶號は、上下の壺を除て、七なり、七七四十九の身を淨轉する事なり。又は、無間七七穢業を打擲くの義なり。七卷の普門品は、七七四十九院なり。余念なく修行せしが、不思議なるかな、目を開けば、菊水瀧にて、娑婆の界なり。目を閉れば、楊柳瀧にて、普陀落山觀音の淨土、普門應驗の地なり。高道仙人と見えしは、本土の教主十一面觀世音菩薩なり。月小夜は、感喜の泪と共に、夢の如く仙人の前にありければ、大悲は肘をのべて、手ら琴の秘曲を授け玉ひしが、之ぞやがて菊水の秘曲なる。大悲は、尙ほ教ふ所あつて、家に歸らしむるに、月小夜は、泪の外に謝辭もなく、歸つて父に始終を告げ、秘曲の稽古に餘念なし。

菊水曲

良政卿は、已に三旬餘り、件の出張に居らるれども、化鳥の影だに見えれば、遠州中の山山を狩盡さんと、近習一兩輩を連れ、東西南北を尋れしが、菊川の奥に入りし時、妙なる琴の調に聞きとれて、怪しき柴屋に到る事あり。暫く軒に立ち徘徊ひて聞くに、曲は益々妙なりければ、思はず庵に立入りて、主人の驚き問ふに任せ、始終の趣を語り聞かするに、側なる月小夜も、流石に面を赤らめしが、實に愛しくぞ見えてける。良政は、都の土産にと、更に一曲を望みけるに、主人は諾ひて、都へ土産とならば、娘も共に進せんといふを、良政は、我未だ妻なし。元より高僧の前こいふ北方、香首姫と云ふ現にや。今日を幸ひ良辰とせんとて、形の如く妹背の式を擧げらる。月小夜も、引出物として、一曲を弾じけるが、曲の

妖鳥退治

終るや一天頓かに曇り、震動雷電、黑暗地獄の如くなり。良政之を見て莞爾として以謂く、誇巴が琴には魚鱗動きぬ。今の一曲に、淨石れ出でしは妖鳥ならん。いで一撃の下にと、妻戸を蹴て庭に飛下り、四方を見回せど、影だに見えず、因て心に神佛を念じて祈誓をこめ、髪中の尊像に智恵を求め、一心に祈願する程に、黒闇の中一道の光明生じ、黒雲の裡幾多の大音發す。曰く、「良政汝が力にては、如何で我を征せん。爾りと雖も、今それなる者と婚約成りたれば、我、汝の爲に討たれん。速に都への土産とせよ」と、黒雲カキ拵分け出づるを見れば、大蛇の頭、金翅の兩翼、日月の眼、角は枯木の如く、牙は利刃の如く、紅の舌より火焰を噴てける。良政大音あげて、勅宣に依て、討手に向ひたる、我が中指一筋請取れとて、重藤の弓に、惡魔降伏の流鏑を番ひ、よつびいて一ニツと、切つて放てるれらひは違はず、胸より翼に掛け射通しければ、何かは以て堪るべき、大地へ動と墮てける。良政透さず飛びかかり、入道の走寄るを責めて遣け、月小夜の泣沈むをも顧みず、聲荒らかに、妖怪退治の由を呼立てつつ、獅子丸の指添逆手に、肝クベの要二刺三刺刺通し、首中を打落し、去來還京と告げければ、三百の官兵轡を並べ籠を扣き、勇みに勇んで駈付たり。時に入道は、月小夜をも召連れ給へと請ひけるが、「否とよ、此たびは勅宣の使者なり、重ねての使を待て」と、髪中の觀音菩薩の像を出し、「之を預け置く程に、又逢ふまでは、我と思ひて朝夕奉持せよ」と、手づから與へて出立ち、天平六年十一月中旬、數多の迎をうけて都に入り、直に奏聞をとげ、首は大路を引回し、猿澤の池の邊に晒しける。

妻妾の嫉妬

良政卿歸京の後、月小夜姫は、羽拔鳥の如くにして、靜心なく過ししが、尙ほ大願ある身にあれば、何時まで斯くであるべきと、父の別も惜けれど、母の願望棄て難く、父の勸むるを幸ひに、強ひて都に上りける。初は萬壽前の愛みも深かりしが、良政の寵加るに從ひ、嫉妬の争生じけるこそあさましけれ。良政これを憂ひ、如何にもして、二人の仲を和げんと、一夜月見の宴に託し、左右の手に盃取上げ、二人一時に寄り酌し、月に寄せて一首を詠みて、興をたすけよといひけるに、萬壽は進みて、左の袂をひかへながら、「名の月や秋の袂にかつら男の」と言あげしければ、月小

夜は右の袂に取つき、「影を宿せる露の袖かな」と連けて、互に執情を顯はしけるが、良政之に對し、「秋の夜のただ一なる月影も秋の葉ごとに宿る白玉」と返歌して、ひたすら和合を計りしが、其の甲斐もなく、萬壽前は妬心益々募り、或は生魂となりて、夜ごとに月小夜を苦め、或は月小夜を、蛇身鳥の子、復讐の爲に來つなどと噂せしめしが、遂に寶藏の守護人、大野一學を語り、三條家の重寶、赤木作の鎧通獅子丸を盗出し、窃に月小夜の手箱に入置き、翌日盜難の由に言上せしめける。其後、良政卿月小夜の部屋に入るに、何心なく傍の手箱を開けるに、獅子丸のあるを見、そつと持歸つて、妖怪退治の時の趣より、此比の噂など併せ考ふれば、心許されぬ女ぞと思ひ成り、近臣橋主計を召し、密に討捨つべき由を命じけり、主計は、萬壽前の詐計と知り、再三諫むれども聽かれず、主命默止がたく、月小夜を、花見にこよせて誘ひ出で、春日山の奥に至り、實の事情を明かして、最後の覺悟を勸めけるに、月小夜少も驚かず、我無實の罪を知れども、之を訴ふれば、御二方の過となるべければ言はず、唯々慄むべきは、鐘鐺の大願の成らざるなり。此事のみは汝に託す。死後な忘れそと遺言し、常のごと普門品を誦して餘念なし。主計は之を見て、太刀をあて難ければ、助け歸つて再び請はんといふを、月小夜聽かず。主計已むなく、後に回つて頭を斬落せり。されど落ちたる頭は觀音の頭にて、月小夜は讀誦纒に畢りたる時なりき。此の聲像、兼の觀音の御願難す。故、身代の聲像とも、又は普門品の觀音ともいふ。因て主計は、月小夜に供して急て歸館し、ありし事どもを細に言上しければ、良政大に悦び、遂に鐘樓建立の事も思ひ立たれる。

咒詛

斯くて萬壽前は、誰告むる者も無けれど、自ら咎めてあるにもあられず、迷ひ出でて、三條あたりに、膝を容るる計りの庵して、詫しき住居しけるが、一學も、妻子を引連れて逃じせり。間もなく月小夜は、奇病に罹り、夜ごとに襲はれて叫び立ち、兩眼は血涙ほどぼしり、兩耳は膿汁あふれ、口は泡を噴き、汗は流つせをなし、虚空を掴み、大地を扣き、七轉八倒して苦み、名醫の藥石奇術も其効なく、命且夕に迫りて見えければ、家中舉て怪み歎きしが、實は、萬壽前の春日山に丑時詣して、咒詛する力に因れりと、後にぞ知られる。斯くとも知らぬ良政の老臣等議を凝らし、斯る怪病なれば、天文博士の占卜

を聞かんと、名譽の陰陽師、名は金道キンミチを召し、金道が古文の考に依て、壬の年生れたる、水性の有驗者を尋求めしに、大峯山に其人ありと聞き、強ちに請迎へければ、驗者至て五間四面に水を湛へ、中央に水定の不動尊を北面に安置し、驗者自ら、水色の布衣に、玉襷褌をかけ、降魔の座を組み、施無畏の印を結び、心の内には、火消三昧の法を念じ、金剛不壞の頭巾を戴き、忍辱波羅密の袈裟、修多羅短に打懸け、檀波羅密の珠數を押揉み、高聲に願文讀上げ、總身に汗を涌かし、頂に湯氣を立て、一心不亂に祈りたる驗にや、また、春日山に隱遁せる、龐眉の和尚の、萬壽前を得度したるにもよるならんか、月小夜の病は、日ならずして、夢の覺めたる如く速に平愈しけり。

良政卿は之を見て、喜び斜ならず、彌、大悲の一閣を創建し、鐘樓をも建立せん思を起し、有縁の勝地を擇ぶ折しも、八旬の老翁夢中に來り、告げて曰く、「東雲一片秋、孤峯中山月、影澄池中水、鐘響夢中鬼と、良政卿自ら解して以謂く、「起句は實熟する時、東國一同機熟する時至れるなり。承句の月は、能化の佛。孤峯・仲山共に、所化の境にして、機教相應の地、轉結の二句は、信心の水澄めば、冥應の影などか無からん、早く鐘樓を起せ、鐘響を聞かば、蛇身鳥も、鬼道の中有を免れんとなりと。而して勝地は、遠州に在るべしと、因て橋主計を下して、檢分せしむ。主計西坂に到て、狭夜中山には、毎夜光あり、蛇身鳥の妄執なりとて、黄昏の後は、人の戸外に出づる者なしと聞き、夜に入て、峠の方を望見れば、傘大の光ありしが、其夜の夢にも、顔色衰へたる老婆、杖にすがつて來り、君は、大悲閣建立の勝地を求むるならんが、今夜の光暉ある地にますものなし。穴畏、恠み給ふなとて去りぬ。因て主計は夢覺めて後、鷄鳴を待つて尋行けば、一峯あり、四方に谷を隔てて、秀てたる孤峯なりき。因て暮を待て、再び往て實否を正すに、光の大き三四尺なるものあり、近づき見れば、三四尺なるは放光にて、小なる佛の首なりけり。月小夜に代り玉ひし、佛の首なりければ、主計感涙に咽びながら、直に其趣を三條に達したるに、日を措かず、良政の下知至つて建立せしが、即ち無間山の大悲閣にして、内陣の佛前、天井の組物、蘭間の透、虹梁の彫物、後拜の栴形、象鼻・獅子頭・虎竹・雲龍に至るまで、みな金銀を鑲め、善美を盡し莊嚴を極めたる結構なりき。

無間山大悲閣

春木兵左衛門

其比、此山に程近き山田村に、一人の浪人あり、名を春木兵左衛門といひ、已前は北面して、系圖正しき武士なりしが、故あつて、此村に塾居せし後は、いと貧困に陥りて、漸く親子四人姉五、弟三の渡世だに、いと覺束なき身となりければ、如何に感じけん、一日聖僧に請うて剃髮し、行請入道と稱し、諸國修行に出立ちけるが、後に殘れる妻は、二人の幼兒を相手に益、貧苦に迫り、四年の後、重き病に罹り、來方行末の事ども、殘る方なく遺言して、盡きぬ哀をのこして身退りける。二人の孤兒は、之を見て歎き悲めども甲斐なく、日日打連れて山に入り、茅薄を刈りて賣代なし、纔に飢渴を凌ぎつつありしが、折しも中山觀音の堂宇成就して、供養の日定り、遠近の供物夥しと聞ゆれば、二人は聞きて已等もと、一日茹し茅の代もて、三尺切の木綿を購ひ、手水盤の手拭製らんと、姉は、其夜弟の焼く爐の側に在て、手拭の端縫して居しが、ゆくりなく弟の座睡するを見て嗜めければ、弟は聲を立て泣て止まぬを、姉は、我が一言を、さばかり腹立たしく思ふにかと嗜むれば、否、さにはあらず、今しも、父に遇はんする夢の、半にて破れしが悲しきなりといふに、姉も坐るに哀を催し、互に膝にすがりて歎き悲みけるが、時に戸外に人あり、行請入道の、諸國行脚の次で、計らずも我家の軒に至れるなりけり。密に内の様を窺ひ見て、直に入て名乗らんとせしが、出家の誓に顧みて、少時躊躇ひしも、堪へ得て、聲を放つて泣きぬるを、二人は聞きて大に驚き、出でて見るに、姉は覺えて父と知り、共に喜び抱いて内に入りしが、之も大悲の引合せとあり難く、翌日、父子三人相携へて、件の手拭を持って中山へ參拜し、報謝の爲とて、大悲の石像を造り、堂の側に立て、三人出家して後世を營み、目出度往生を遂げてける。此の石像、今節の鐘樓の隣にあり。

鐘樓の建立は、素より費に事は缺かれども、結縁の爲にとて、近邊を勸化せしが、比しも金谷宿に、一人の遊女あり、名を玉と云ふ。旅宿の、おじやれと背短く色黒く、額出で頬尖り、鼻低く上に向ひ、世に獅子頭前齒出でて口廣く、眼窪みて猿の如く、足先外に向て、家鴨の歩むが如き醜女にして、心するどに、嫉妬深き淫女なるを、前世の惡業にや、同じ旅宿の

遊女玉

息文平に執心し、艶書數通に及べども、文平にも密婦あれば、かたく應ぜず。同じ淫女にて金さいへり。然に玉は益、熱く、文平の父に直談し、又文平の宿に至り、云云と語れるに、文平五月蠅けれどもさりげなく、兩親もあり貧しくもありてなど、言ひ紛らして歸らしめんとせしに、貧しとて娶らざる者やある。兩親免さば諾ひ玉ふやと迫る。さなり、兩親得心の上、少許の金子持參せば迎へなむと、玉の能はざるを見込みて云ひしが、假は實を引、玉は誠と信じて歸り、偕て金子を調へんとせしに、素より調ふべき所なければ、苦心の折しも、狭夜中山鐘樓建立の勸化ありければ、觀音菩薩は、大悲深重に在して、衆生の心願に應導し玉ひ、福聚海無量と説き、價值百千兩、金而爲與之と誓ひ玉ふを幸ひ、之に寄進して所願を達せんと思ひしが、一物のなきに苦み、遂に己が惡める鏡こそよけれど、一尺二寸の姿見をとうて寄進しける。斯くて玉は、日に其報を待ちしが、待てども待てども甲斐なきを思煩ひて、病に臥しぬれば、其郷なる西坂の母方へ預けられぬ。母は素より貧しく、玉の妹石を力に、細き煙を立てつるに、今病人の玉を引取ては彌、窮し、且つ哀さに、彼是と慰め諭せども、更に効なければ、詮方つきて、金を調ふる外道なしと、其より毎日狭夜中山に至り、往來の人の袖にすがり、少しの金をば調へしが、是れ大海の一粟、何の助にも成らざりき、妹の石これを見て、姉の心を想ひ、母の歎を悲み、己が身を流に沈めて、金を調へんとせしが、己にも密夫あり、同所の浪人にて、赤木傳内と云胎兒も己に八月なれば、之を夫に謀りけるに、汝三年身を沈めば、金を調ふべしといふを、さるにても、身を穢し、道に背くを如何にせんと憚る色ありしが、徒に通ずるを背くといふ、理に由て背くは、背かずして貞なり、且つ母に孝なり、姉に信なり、何ぞ躊躇せんと、傳内勸めて止まず。石は悦で金谷に至り、五年を約して拾兩に賣代し、金を襟にかけ、日暮を懼れず、寒風を厭はず、狭夜中山を経て、西坂へ歸りける。

門 轟業右衛

此比、西坂の町端に、轟業右衛門といふ者あり、東海道筋、盜賊の張本なり。深く石に執心して、屢、云ひ寄れども聽かざれば、餘義なく過すなかに、本業の盜賊をば棄てず、毎夜同類を語らひ、西坂峠へ出で、此處の路傍に大石あり、便よき處なれば毎夜此を驚城と云

孕婦いし

て平臥し、往來を待つほどに、口より出る涎にて、石つれにぬれしは、業右衛門がたれ石とて、今なき在り、時よりは西の方なり往來を待受けて、衣服を剥取りけるが、此夜も、小雨降り、寒風烈しきをも厭はず、唯獨り彼の石上に跨り、往來を待ちけるに、女と覺えて來る者あれば、悦び立て石を下り、雷の如き聲もて威しつけ、女の理のべて詫ぶるも聽かず、小膝に敷きて殺さんと、朧月にすかして見れば、思ひきや石ならんとは、因て膝をゆるめて、日比の思を述べつつも、氷の刀を胸に指付け、否なといはば殺さんと責めかくる。石は絶體絶命、親と姉、夫と子、種種に思ひ惑ひしが、斯くなる上は力なしと心を決め、今若し御身に從はば、傳八は、御身を、妻敵と恨まんが如何、曰く、恨まば殺さん。誠く、傳八を殺さば、胎兒は父の誓とせん。曰く、胎兒を抓殺すに何かあらん。曰く、我身を汚すさへあるに、夫を殺し、子を殺して何かせんと、更に従ふ色なければ、業右は遂に石を殺して衣服を剥取り、死骸を谷に蹴落して還れるを、妻は待ちとりて喜びながら、女ならば髪飾もありつらん、惜しき事なり、君否とならば、我往かんと走り出づ。妻が斯く諷めしは、此處に長くあり、此業をせば、何時しか歸還し、罪なき稚子まで愛目に逢はんと、流石の業右も、之を見て妻の不敵に怖氣だち、四歳の幼兒を肌に入れ、何處ともなく立退きけり。

妊婦殺

翌朝、石が非業の死を聞き、赤木傳八は、周章てて駈付けしが、母も次で至り、あはれ佛の力にて親子の骸を二つに分け給ひと、歎くを聞きし佛の方便か、母の魂魄守れるか、胎兒は、脾の疵口より匍出でて、人知らず健に日立ちける。是れ石が魂、赤子を守る最後の場なる石に止り、乳味を與へし故なり。一説、母の魂、石に止りて此所に止まり、水子に乳味を與へて養育せし故、此水子を、石が子と云ふなり、石と云ふは、母が在つて泣きと故なり。今猶東海道の中間にあり、往來の序一見すべし。故に此石を夜泣の石と號けしと。斯くて二百餘日の間は、乳房を與へしが、其後は來る事をうけしかば、なかりしかば、知る者は不便に云へど、誰あつて、取上げ養ふ者もなかりしを、半季一季を過ぐるも、此兒、面貌の美しく成長する、こそ不審なれ。然るに、爰に又一の不審議なるは、其比より、毎日錢三個もちて、餠の餅店に至り、餠を求むる僧ありしが、一日、店主珍らしき古錢一個を得て、隣の石佛に捧げしに、其の翌日より、彼僧は之を添へて四個とし、元の如く餅を求行くを見て、店主怪みて、密にその跡を慕ひ行きて見るに、夜泣石の

夜泣石

事蹟

子育観音

邊にて見えたりぬ。如此こと數日の後、店主の夢に老人あり、告げて曰く、怪む勿れ、是れ汝が隣の石佛なり。錢三ツは、行請入道父子三人の志、古錢一ツは、汝の所施、之を以て、彼孤を養育む爲に、汝の餅を買ふなりと、言ひ畢て消え失せしが、是より此像を子育観音と稱し奉るなり。此の餅、此の時より傳て名物とす。斯て孤兒は長じて三四歳となりしが、その比より石佛の前に在て、往來の情を受け、報謝の爲め、名號を稱せんとするに、胎内にて受けし刀痕、下臑に残て言語正しからねば、小鍬やうの物を打叩きて之に代へたり。是れ西坂の八柄鉢とて、今の世に傳るは、其の眞似にて尙あり、此亦然るべき大徳の方便にや。

無間鐘

倍も月小夜姫は、都に上て良政卿に仕へしも、鐘建立の願に因るなれば、鐘鑄の期日近づくを見て、遠州に下らんと暇を請ひけるに、「吾は業務多ければ、汝下つて代參し、供養終らば、父をも伴ひ、再び都へ上り來」と容されて大に悦び、錦を着し玉の輿に乗り、數多の同勢に守られて遠州に下りけるが、鐘鑄することも十二月廿三日と決りければ、數多名譽の鑄物師・鍮師を聚め、大悲の庭前に、深き二丈餘の穴を掘り、鑄型を埋め、東西に二ツの鍮を仕掛け、遠近の男女、雲の如く霞の如く集り見る中に、未明より鍮鑄を吹かけ、火氣の去るを待ち、掘上げて鐘樓に掛けしが、實に圓滿にぞ成就してける。然るに一鏡の衝座に顯はれ、而も裏を見せず、表明か一點曇なく、歴然として在りければ、人みな不思議に語りしが、是なむ、彼の醜婦玉の寄進したるものにて、私慾の念のかかるものは、大悲受け給はで、永く邪見者の見せしめとせられしものと知る。月小夜は、鐘の成就を喜び、三日夜の供養中、大悲菩薩の寶前に參籠し、うつつに睡る夢の中に、紫雲に乗れる菩薩を拜し、其告を受け、又、菩薩となりし母が往生の趣を聞き、歸て父に告ぐれば、父も同じ夢告を得しとて喜びあひ、再び都に歸り、彼の香首姫を我子と愛み、飽かぬことなき身となりしが、後には、老の思出に、尼となりて餘生を送りしとぞ。

月小夜姫

赤木傳内
復讐

先是、赤木傳内は、二世を契りし石の死を歎き、たとひ假名實名は知らずとも、又、何處の深山幽谷に逃匿るとも、尋出して讐を復さで置くべきかと、編笠目深に冠りつつ、虚無僧姿となり、何處ともなく出て行きしが、關東より北國

小夜中山
讐打

へ赴き、加州にもやと木曾路にかかり、或宿に於て、同じ薦僧と同宿し、終夜物語の末、柏原宿の浪人が、作れる笛より、破覽弓無欲今一實母見てふ、奇しき調出づる由を聞き、珍らしくも思ひ、且は、浪人と聞くより、若しやと心をとゞめ、柏原宿に至り、所所を巡り、一夜は柏原明神の、拜殿の天井に隠れて宿りしが、たまたま集り至れる盜賊の、語合ふ言葉のうちに、業右衛門の在所を知り、尋ね至つて討果しけり。

抑も業右衛門は、如何にして此處に在りしかといふに、西坂を逐電して後、流浪して中仙道に入り、一夜柏原宿に泊りけるに、宿主は極悪非道の奸賊にて、天井に大磐石を釣置き、宿泊の旅人を壓殺して、衣服旅金を奪ふを業とし、「賃取らで往來に宿を柏原つり置く石の重き罪咎」と口進みしも、知らで宿する人も少なからざりしが、此の事實、武州老坂が池の具にせよ、後人業右も之を知らずして、此家に泊し、殆ど同じ害に遇はんとせしに、早くも覺つて防戦ひ、反つて勝つて彼を膝下に敷き、首刎れんと顔見れば、兼て知る者なりければ、頓て互に塵打ち拂ひ、更に交を温めて此に住し、後妻をも迎へしが、後妻の爲に、己が幼兒をば殺されぬ。後妻は、幼兒の破覽弓を好むを見て、熱湯の釜に落し蓋をし、弓を其上に置き、欺き取らしめて煮殺し、業右には、誘拐せられしと告げ、密に地に穴して埋めしが、彼の奇しき笛といふは、此塚に生じたる竹を、業右の知らずして、取つて作りしものなり。此竹、今加州の一寺に、重器として、まゝ子竹と名付けたり。其後、業右は笛の音を怪み、竹の生地を穿ち、白骨を得て後妻の奸を知り、谷に蹴落して之を殺したが、彼の笛の調子を思ふにつけても、坐るに來方の忍ばるる折しもあれ、先妻の跡を慕うて來たるに會ひ、積る昔を語らふ程に日暮れて、同類の盜賊尋來つれば、業右は不參の由を告げ、差圖を與へて、柏原明神の社にて、手分を定むべしとて遣はしけるが、多くの内には、業右の不參を心許なく思ふもありければ、或は知りて、首領は、もと遠州西坂にて、業右衛門と稱し、多勢の働を成しけるが、西坂にて、女を殺して立退きけるを、先妻跡を遂うて、今日此處に着きけるなりといひしを、傳内密に聞取つて、其住所を尋れて、此の復讐を遂げたるなり。斯て、傳内は、事の由を役所に訴へて、故郷西坂に歸りける。

さて彼の西坂の於玉は、先に文平と、金子の調達を、廿六日入相の鐘を限りと定め、調はざれば於金と婚すべしと約したるに、早や其期も迫るのみかは、鏡のうはさも心もとなく、病を忘れて往き見るに、噂に違はぬ様なれば、口惜さ云はん方なく、其儘山に止りて、一心不亂に祈りけるが、二十六日の夕日ははやく傾けど、露その験だになければ、菩薩の力も頼みなし、鏡も此まま置き難し。永き世の恥、撞き破らんか、さすれば文平・於金は婚禮せん、何れを如何にと苦みて、「つげばなるつかればならぬ入相に暮るるもつらし待つも恨めし」と口進む程に、遠寺の鐘は鳴り渡りぬ。五ツ六ツと數へし於玉は、心忽ち狂亂し、佛に掛けし立願も、戀ひし床しも何のその、恨み嫉みの瞋毒の焰、思ひ知らさで置くべきか、此鐘の此鏡、此の撞木にて、斯う撞かんと、振上げし撞木の下、無念と見上る鐘の撞座、鏡に浮ぶ眞姿を、見れば我と我身も怖しや、口は左右の耳まで切れ、血しほに染みし舌を巻き、奥齒は植ゑたる劍の如く、簪は邪見の角となり、櫛はさながら瞋毒の鱗、長なる髪は逆立ちて、眼するどに眉尻下り、下腮突りて般若の面、此身此儘今爰に、現在・蛇身となつたるか、噫、口惜や腹立しや、斯くなる上は、縱令火の中水の底、焼けよと沈まよと何に厭ふべき、身は大蛇となり、骨は粉灰となるとも、魂魄此土に止つて、影となり貌となり、響となり敵となり、思ひ知らせん知らせてやと、撞木にどうと打跨り、逆立つ身は三丈餘の毒蛇となり、吹出す息は紅蓮の猛火と燃え、己れ文平待ち居れと、すつくと立つて金谷の方に打向ひ、活と悪眼みし兩眼は、さながら百鍊の鏡を懸けたる如くなりしが、忽ち疾走して金谷の宿へ立戻り、文平・於金が婚禮の屋形に至る。斯くとも知らぬ金谷の二人は、時こそ来たれと婚儀を挙げしが、儀式も大方濟みし折り、表戸破て入るものあり、三丈餘の大蛇なり。皆皆肝を潰して倒るる所に、二人の首筋引合へ、一振り振て首を抜き、口に加へて嬉しげに、啖を含みて立上り、中山の麓底無淵の邊に行き、誓の言葉改めて、我今生貧苦に迫り、憂身と成て思ひ知る、貧は諸道の妨なり、今より長く福祐自在の守護となり、貧苦に迫る者あらば、必ず我を祈るべし。財富を興へん事、願の儘に在るべきぞ、若又我を頼むとならば、必ず鐘を撞破り、鏡を取て呉れよかし、

是迄なりや是までと、浪の底にぞ入りにける。是を傳て、今の世に無間鐘と名付けつつ、此鐘を撞く時は、福祐自在の身となると云ふ。云云（佐夜中山靈鐘記）

影森村の
龍昌寺創

◇六年二月、遠州佐野郡影森村に一伽藍を創立し、古關山龍昌寺といふ。此寺元來掛川城主に請ひ、荒蕪を拓きて建立したるものなれば、其の起工の初に於て、城主朝倉氏も、境内寄附の證文を交附せられたり。

影森村地

今此邊の地勢を按ずるに、東海道驛路の南に一小孤山あり、呼で影森といふ。而して此村その南麓に在れば、村名も此山に因て起れるか。掛川の上流、此山の南方を過ぎ、驛路に沿うて西せるが、其の水底岩石の峙つ間に、潮水の湧出する所ありて、流水涸るる時は、近づきて其穴を見得べしといふ。然れば此邊を稱して潮井川原といふも、此の潮水涌出するに因るか。又、中世此地を稱して、牛岡庄といひしことありしも、潮河の約語より起りたる名ならんといふ者あり。（掛川志稿）○三月三日、駿河の人山田仁左衛門長政、暹羅に在ること既に久し。此頃、書を執政酒井雅樂頭忠世に贈り、方物を將軍に献じ、併せて貿易を請ふ。

潮井川原
村潮水湧
出山田長政
の使者到

御書謹而頂戴仕候、去年奉レ捧ニ少分ニ之處、被レ達ニ上向ニ之通、無ニ冥加ニ仕合奉レ存候、殊ニ貴公様、御皮袴五下被ニ仰付、忝拜領仕候、抑、此國國主、舊冬不慮遠行被ニ申付、而從ニ當新主ニ爲ニ御次目、以ニ金札ニ御禮被ニ申上ニ候、則爲ニ使者ニおろわんさこんてつふ一人、おこんわつけい一人、おこんよこはつ一人、通主一人に五右衛門尉と申者從、拙者舟着渡被ニ申、御前可レ然様に御披露被ニ爲レ成可レ被ニ下候、拙夫舟去夏着渡可ニ申上ニ處に、南蠻之海賊妨ニ通路、龍口不ニ罷成、御請達に仕儀に御座候、則如ニ例年、舟渡海之儀

奉_レ願_レ存候、此上意、以_ニ御影_ニ御朱印頂戴仕度念願_ニ御座候、定_ニ條國主外聞御座候條、偏_ニ奉_レ願_レ存度候、雖_モ可_ニ便多_ク御座候、兩上様へ奉_レ捧_レ少分_ニ候、可_レ然_ニ様に被_レ思召_ニ候は、達_ニ上覽_ニ可_レ被_レ下候、御輕微之至御座候得共、紅ちりめん拾端、并花毛氈二枚奉_ニ進上候、奉_レ表_ニ御祝_ニ之計_ニ御座候、猶此等之趣、宜_ク願_ニ御披露_ニ候、恐恐謹言。

巳三月三日

山田仁左衛門尉長政

關主稅助殿御披露

(異國日記)

暹羅の使者の入國は何月にや、江戸に到りしは何月にや、又此の嶽南をも通りつべけれども、そは素より知るべき由もなく、唯、知るべきは、暹羅使の、十一月十九日將軍に謁し、十二月二日辭去し、去るに臨み、將軍物を長政に賜ふことのありしことのみ。然れば其書の如きも、書中の月日に依て此に記し置くのみ。而して酒井雅樂頭の返書は、拾月三日とあれども、便宜此に記し置かんとするなり。或曰く、此の返書は、酒井雅樂頭自から金地院崇傳を訪ひ、返翰起草の要旨を問ひ、右筆に命じて下書せしめ、再び崇傳の添削を経たるものなりと。

貴墨披閱、貴國之先君逝去之告報、悲惜不_レ淺、新國主爲_ニ續目上使_ニ捧_ニ金札_ニ渡海、方物共_ニ以_ニ奉_ニ大樹兩君_ニ禮多幸、酒愁得_ニ答書_ニ附_ニ與_ニ三使_ニ、且又、自分之音具献上所_レ被_ニ收納_ニ也、微臣へ兩種惠來、如_ニ紙面_ニ預_レ之、厚意多多、從_ニ是晒白布二十匹返贈、聊表_ニ寸忱_ニ者也、商船往來、互_ニ不_レ可_レ有_ニ疎心_ニ、餘屬_ニ三使之三寸_ニ、不悉。

寛永六巳十月三日

山田仁左衛門殿

酒井雅樂頭 判

(異國日記)

山田長政のこと

山田長政のこと、萬里の海外に在れば、其の詳かなるを知り難く、從て區區たる説行はるれども、今長政の書を按ずれば、長政は暹羅の國王たるにあらず、其王を弼けて政を執り、先王の死後、幼主を擁して政を執りしは明なり。即ち長政は暹羅に王たるにあらず、其の屬國の王に封せられて、國政に預りしなり。

山田長政、_{仁左}府之宮崎卷染工、_{ナリ}或云、_{葦科農家子、}偶儻、_{ニシテ}有_ニ大志_ニ、不_レ屑_レ治_ニ、_{シテ}生産、_學及_ニ兵法_ニ遊_ニ萬四方_ニ、_{シテ}久_レ之無_レ所_レ遇、_乃航海入_ニ暹羅、_實慶長・元和間也、_會其國有_ニ六昆之寇、_長政以_レ策干_ニ王、_王授_ニ以_レ兵拒_ニ擊_ニ之、_長政令_ニ其兵、_皆爲_ニ日本裝_ニ揚_ニ言_ニ日本遣_レ兵來_レ援、_戰大克、_追至_ニ六昆國都_ニ而還、_王以_レ女妻_レ之、_益任_ニ以_ニ國事_ニ、_數年、_威聲大振、_服屬_ニ傍諸國、_王遂_ニ以_レ位讓_レ之、_長政即_レ位自稱_ニ唯普羅、_暹羅謂_ニ天曰_ニ普羅、_唯普羅猶_レ言_ニ天王_ニ、_云、_長政爲_レ政尙_ニ威猛、_衆頗_ニ怨怒、_遇弒_ニ死、_或云、_以壽終、_初長政在_ニ本朝、_見天下新定、_以爲_ニ不_レ足_レ立_ニ功名_ニ、_乃慨然、_有航海之志、_會有_ニ商船赴_ニ交趾_ニ、_共載_ニ抵_ニ臺灣、_轉入_ニ暹羅、_既擊_ニ六昆_ニ有_レ功、_遂王_ニ其國、_或云、_{國王}弟謀_レ反、_長政合_ニ義衆_ニ、_討平_レ之、_王擢_ニ爲_レ相、_或云、_封必昆兒國、_傳至_ニ女因_ニ、_因亦_ニ雄勇_ニ、_有父風、_能以_レ兵自固、_長政事世所_レ傳_ニ不_レ一、_或云_ニ尾張人_ニ、_或云_ニ伊勢山田人_ニ、_(駿河府志)

天然に山田仁左衛門と申人有_レ之、是はシャム一國の王なり。日本よりの御朱印を、此仁左衛門改申候よし、伊勢の山田の御師の手代、江戸へ下り、不埒なる首尾に付、欠落いたし、シャムの出船に乗り、彼國へ渡りしが、折節戰國の節にて、加勢いたし、此者才覺ゆへ、手柄致し、國王の掣になり。ナヤガラホンチンプウと申候。_{自註}ナヤガラホンチンプウは、位にて

左大臣の(天竺渡海物語) 續なり。

事

蹟

二二七

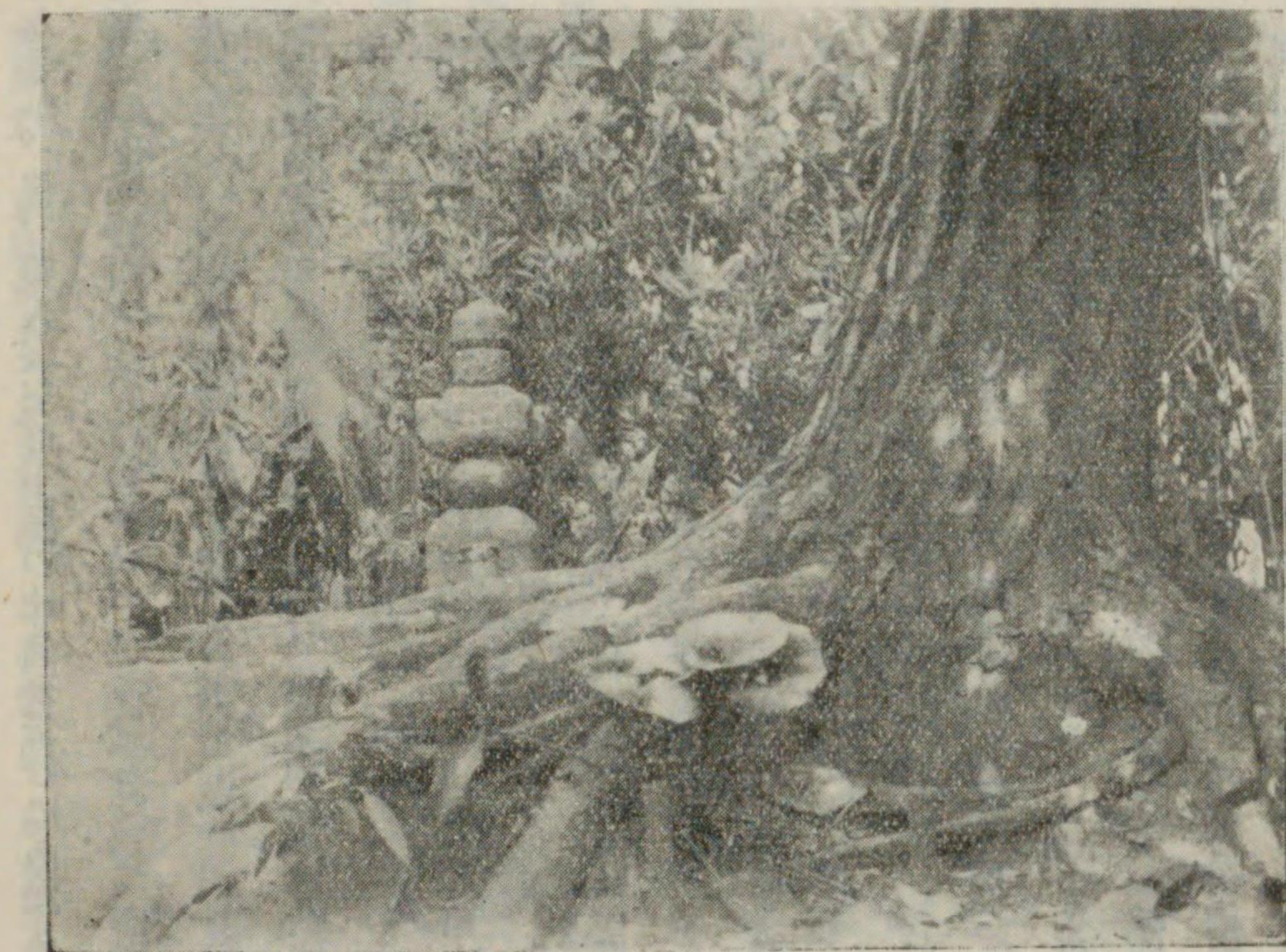
寛永四年三月三日に當る日、徳兵衛、既に、中天竺摩訶陀國より流れ出る、流砂河口に到る。北川口迄に、日本を出で海路三千七百里にてありけるとなり。偕其河口へ船を乗込み、川を上り走り行く、こと三百里にして、彼牟天亞といふ城下に到る。是にて日本國の市船の極印を改むる故に、奉行役人衆來りて、倭國の幕書を請取り、早船にて摩訶陀國の王へ訴へて、後に國へ入る事を許さる、故に、漸く關所を開いて通さる。此の彼牟天亞の城主は、官名を於夜加羅保牟といひ、實名を於牟不宇と名く、元日本人にて、伊勢國山田の産にて、後に駿河の府中の、淺間の前の町に住居せし、山田仁左衛門といふ人なるが、暹羅國へ渡り、軍功あるにより、年を歴て此の彼牟天亞の城主となる。是に依て、日本の様子を能く知りたる故に、日本と天竺との通用をして、極印を取替して、往來を自由にするなり。云云（別本天竺徳兵衛物語）

國方文左
衛門の女
小藤

○四月、世に傳ふ、遠州敷知郡篠原村の漁父、國方文左衛門の女小藤、先に美濃大垣の藩士秋岡伴春に嫁せしが、伴春一子を遺して死せしかば、郷に歸て遺子を養育しけるに、此頃漸く成人したれば、亡夫の後に隨ひ、我が志を成さんとて、自ら墓穴を穿つて、生ながら埋みて死す。篠原は、濱松・舞阪二驛の中間にある、東海沿道の間の宿にて、掛茶屋の設あり、東西旅客の立寄りて、小憩をとる所なり。元和元年春の頃、伴春武道修行のため諸國を廻り、東より來て此の店に憩ひ、茶を飲みながら四望を凝してありけるに、彼方より一人の老僧の來る者あり、身には墨染を纏へども、自ら備はる宿徳の光は、隠しがたく見えけるが、是れ此村なる海藏院の住職艱山禪師にぞありける。禪師來りて、此店の東側なる、永里橋に至れる頃、たまたま西より一人の野娘來り、禪師を見て靜に會釋して過ぎ行きけるが、其態また如何にも温和に見えしより、伴春は俄に之を娶らんの心生じ、其意を禪師に漏らして出立ちけるが、歸て後も再三懇望しければ、禪師も良縁となし、之を其父文左衛門に告げたるに、文左衛門も大に悦びければ、聽て其式は擧げられける。然る

篠原村

に善事魔多しとかや、小藤嫁して後、間もなく一男をまうけ、靜丸とは名けたれども、未だ四年に充たずして、伴春は病死せり。小藤は之を見て、腸を



美人塚

美人塚

断つと思をしつれども、又如何ともする能はず、姑の更に弟に嫁せんとせしを、貞女兩夫に見えずてふ義を忘れがたく、幼兒を懐いて篠原へ、父の許に歸りける。歸りて後、小藤は一ら幼兒の養育に心を用ひけるが、其の甲斐ありて、茲年は已に十五歳にぞなりける。因て之を中泉の南なる、千手堂村千手寺住持に隨身せしめ、名を石源と改めしむ。小藤は之を見て、我事終るとなし、後を艱山に頼みて、斯くは潔き死を遂げしなりといふ。今海藏院の後にある、美人塚と銘する墓石は、即ち小藤が埋みし墳墓なり。あはれ貞烈此の如き人の墓も、幾多の星霜を経れば、空しく苔蒸して叢のうちに埋み、春風秋雨の外訪ふも

のなきか。後、美人塚三百年忌の法會を営むにあたり、海藏院住職大塚文雄師の撰べるものに、海藏院と美人塚との由來と題するものあり、併せて見るべし。但し、年次に一年の差あれども、兩ながら存す。

海藏院と美人塚の由來

大塚文雄

遠江國敷智郡篠原村神松山海藏院は、三河國幡豆郡西尾町實相寺の末院にして、臨濟宗妙心寺派に屬する禪院なり。抑も當院は、最初虚空藏菩薩を安置する一小堂ありしのみにて、唯だ虚空藏堂と稱したるなり。然るに虚空藏菩薩の靈驗甚だ顯然たりしに由り、居民協力し開山光山禪師を請して、天正十七己丑年九月一寺を建立す、茲に初めて海藏院と稱す。之れ當院創立の由來なり。爾後三十餘年を経て、中興養山禪師の時に至り、同師が學徳高く、持戒堅固の聖僧なりしを以て、居民の信仰極めて篤く、就中美人大明神の厚き歸依に由つて、寛永五戊辰年三月、大いに寺觀を備ふ。因つて卷號を改めて、神松山海藏院と稱す。更に百二十年を経て、延享四丁卯年に至り、本堂庫裡共に大破に及ぶ。茲に準中興石應禪師、一大誓願を發起し、十方諸檀の淨財を募縁し、同年工を起して、翌年四月堂宇の再建成就す。安永七戊戌年七月十五日、宗祖臨濟禪師より、四十一世の法孫、寶珠護國禪師派下芳堂祖春禪師より、法系の分派を受けて、法地となる。之れ當院沿革の概略なり。

當山鎮守美人大明神は、法諱を藤園妙花信女と號し、俗名を小藤と云ふ。當村國方文左衛門の娘にして、絶世の美人なり。妙齡十八歳の時、懇望せられて、濃州大垣藩士秋岡伴春の妻となり、一子を擧げて靜丸と命名す。舅姑の喜悅斜ならず、和氣館邸に滿つ、偶ま良人の逝去に遭ひて郷家に還る。常に亡夫の追善菩提を憶ひ、身を獻げて當山中興の聖業を扶翼す。轉た人をして、奥山半僧權現が、無文元選禪師を扶翼せられたるの往時を追懷せしむ。寛永五戊辰年四月初日、當山本尊虚空藏菩薩に祈念し、一子靜丸の修業成就守護。神松山の寺門繁榮守護。一切有縁の女人安産守護の三箇條を誓願し、深夜自ら墓穴を掘つて自ら葬る。時に芳紀僅に二十二。墓は境内に在つて美人塚と稱す。是れ實に、當

千手寺中興開山石源

國天龍邑千手寺中興、石源全祥禪師の慈母なり。尙ほ當山の鎮守堂には、金毘羅大權現及び藏王大權現を合祀す。金毘羅大權現は、三河國小松原山東觀音寺第十三世、大仲全律禪師の御作にして、文化甲子元年正月十三日、賢嶺宗竹禪師が、山門鎮護、海上安全の守護神として迎へ奉りし靈像なり。

藏王大權現に就きては、傳來等今詳ならず。美人塚に就きては、古文書・口碑・傳説の記録等あれど、略して茲に記さず。唯だ詠史一篇を載せて結尾となす。

壯烈、最期悲願、懺	從容獻命、聖殿、姿	今人禮讚、美人塚	院後唯殘、一片、碑。
院後唯殘、一片、碑	此中自葬、美人、屍	追懷、寬永戊辰、昔	三百、星霜、如夢、移。
三百、星霜、如夢、移	墓山遮路、古藤、枝	美人、靈驗、長、無、盡	婦女、祈、成、安、産、禱。
婦女、祈、成、安、産、禱	普施、神德、點、無、私	時人、建立、美人、廟	興祖、敬、爲、護、法、祠。
興祖、敬、爲、護、法、祠	現身、扶翼、寺門、基	美人、眞意、人、知、否	壯烈、最期、悲願、懺。

若宮八幡宮

○五月、益頭郡中里村若宮八幡宮は、井伊直孝の氏神なりとて、崇敬篤き宮なりけるが、近來は荒廢して舊規を存せざるに至りぬ。因りて村民等、久しく舊蹟の廢絶を歎き居たるに、直孝之を聞き、爰に新に祀宇を脩造して、舊觀に復せしめたりといふ。松華堂昭乘、棟札を書して曰、

井伊直孝の氏神

南瞻部州、大日本國駿河州、山西益頭郡方上莊、中里邑若宮八幡宮者、依爲直孝朝臣之氏神、再興之矣、築累年、荒廢之社壇、茲時靜淨之神殿、豈非神德之增威乎、寧非人生添運乎、訖宣云、吾者宿正直頭、座信敬之心矣、以之思之、擁護益厚、利生久蒙、然則大施主井伊掃部頭從四位上左少將藤原直孝朝臣、武運長久、息災延壽、子孫繁昌、郎從廣多、決然者也。

事蹟

寛永己巳年五月吉日

華井將監一之 山城州南八幡山傳法大阿闍梨昭乗敬白(駿河史料・駿河記)

○八月三十日、遠州榛原郡牧野原の地、始めて檢地を受けて一村となる。牧野原村は、菊川の東に在る高原なれば、畑地のみにして水田なけれども、牧野原城廢壞の後、菊川の人、庄兵衛・伊左衛門・五兵衛・修驗學匠院といふ四人の者相議り、移住して開墾に従事すること多年、刻苦勉勵の效あらはれて、小なりと雖も一村を成し得たるなり。此村、東海道の驛路に沿ひたれば、水飴を製し餅を製して賣ること、隣郷の菊川に異ならず。東西四町半餘、南北五町餘に過ぎざれども、永く一村の資格を失はず、代々庄兵衛の子孫を以て庄屋とし、以て今に至れり。(掛川志稿)

金谷の上に、諏訪の原今は牧のといふ長き野有、武田勝頼爰に城を築き、信州の蘆田などいふ士を籠置しを、寄手の軍士をせむ。城中後詰なくして、持たゆる事叶はず、芦田以下城を渡してのがれぬ。其の城跡、金谷の町の上の方にあり、道の南にあり。此上より、横須賀迄の原の長さ六里ありといふ。横須賀は海に近し。

菊川を渡りて東の方に、北南へ長き峯有り、はつくら山といふ。山の南のかたに、はつくらの里あり。(吾郷路記)

【明正天皇】十一月八日、俄に御受禪あり、尙ほ前朝の號を用ゐさせ給ふ。

九重雲深くして窺ひ奉ること能はざれども、仄かに漏れ承はる所に依れば、今度の御讓位は、寔に俄かなる御事にて、近侍の公卿と雖も之を覺らず、中宮も亦之を知り給はず、天皇夜に入て中宮に幸し、之を告げ給ふに依り、始めて之を知り給ふに過ぎず。此に於て、中宮大に驚き、急使を關東に發し、自からは宮

中に謹慎して、婦女の出入を禁ぜらる。此時、天野豊前守命を蒙りて關東に急馳し、中宮の書を前將軍に呈す。兩將軍大に驚き、酒井・土井に命じ、先づ伊丹康勝をして、晝夜兼行して、上洛せしめしといふ。

○此歳、駿府一加番を復す。是れ寛永二年廢せし所なり。○遠州佐野郡桶田村、若一王子權現社を改造せり。

駿府一加番
桶田村若一王子社
番生寺村
八幡宮

りといふ。(掛川志稿) ○榛原郡番生寺村に、八幡宮の祠を創む。横岡村より遷祀する所なり。(掛川志稿) ○遠州城東郡石津村、新に砂山を削平して町家を建つ。(郷里雜記) 此地は昔の江灣にして、船舶繫留の所なり(遠江風土記傳)といへば、今崩したるは當時の蹟なるべし。石津の隣村に清ヶ谷といふあり。郷里雜記は、「此

石津村

清ヶ谷村
邊地勢

村の西、昔は入海にて、船舶の風に漂流したる所ならんを、今は海あせて沼田となれり。是に依て、里人舊は鹽燒海人なりしを、今は薪伐る山賤となれり。何れ勝りて怗しけん。さて清ヶ谷と名づくるは、昔山谷の間に漸され入りて、石巻貝多く出づる谷一ヶ所ありければ、其所を云ひける名の、後には廣くなりて、寛永三年には、村の名にさへなりたりとぞ」と記しけり。尙ほ此村の續きには、三澤新田・三輪・岡崎等ありて、郡の西北隅に位せるが、岡崎の、山名郡岡山村と接する所、即ち馬伏塚城址の東南なる深田は、昔の潮海の跡と稱すれば、此の諸村は、其の江内、若くは江邊なるべしと知らるるなり。因に、此の地方に於ける傳説一二を記さん。

一岡崎村龍巢院の秘藏せる綱切太刀は、足利又太郎忠綱が、宇治川先陣の時の綱切丸にして、佐野修理亮といふ者持傳へたりしを、修理亮の子孫斷絶したる後、弟某の出家したるもの、之を携へ行きて、下野

龍巢院の
綱切太刀

永徳寺の
観音佛

國佐野明神に奉納せしを、後多門坊といふ者、盜取つて横須賀に逃來れり。云云（熊鷹遺書）
一三輪村永徳寺にある観音堂の観音佛は、昔此の土地の人等、西國順禮せし時、攝州中山寺より、本尊を盜來るものといふ。是に依て、三輪・清ヶ谷等の人は、今に西國順禮せず、若しすれば、必ず道にて死し、國に歸らずと、怪しき事なり。（郷里雜記）

馬伏塚城
主小笠原氏

一舊記、信州深志城主小笠原修理太夫眞朝嫡子一

源長高

馬伏塚城主小笠原右馬助、左京大夫信濃守に任ず。

嫡子春儀

小笠原彌八郎左京進、馬伏塚・高天神城城主。

嫡子氏清

享徳二年誕生、幼名禮若丸、元服して彦五郎氏興といふ。後氏清と改め、馬伏塚に在り。永祿十二年己巳六月十一日、四十一才にて御去。

嫡子氏助

高天神城主小笠原彌八郎、后、禮正前。

次男綱氏

關崎安房守。

三男義頼

小笠原右京進、初彌八郎茂頼と云ふ。

四男清廣

小笠原豐兵衛、入道して善宗といふ。

女

小笠原源路守長治の室。

（郷里雜記）

宗高村
林松院開
山寂

御即位禮

◇七年三月一日、榛原郡宗高村、角永山林松院開山、深屋源道和尚寂す。（掛川志稿）○九月十二日、天皇即位の大禮を、紫宸殿に擧げさせ給ふ。此典の盛大なりしことは、實に中世稀なる所にして、其の詳かなることとは、御即位記を見て知るべし。然れども御受禪のことの俄にして、且つ尋常ならざりしは、國民の共に憾

朝廷幕府
の隔離

とする所なるべし。史家某嘗て説をなして曰く、

徳川氏の皇室を崇奉すること、織・豊時代に比すれば甚だ大に優れり。是を以て、關東にては、既に叡慮を休め奉るに足るとすと雖も、古昔に較ぶれば、實に千萬の一にも及ぶこと能はず。是れ東西意士の相乖く所以、勢亦然らざるを得ず。後水尾天皇の御撰、年中行事に概論し玉ふ所、亦以て想見し奉るべきなり。且夫れ、二條行幸の如き、幕府の供帳、皆な盛美壯麗を極むと雖も、是一に將家の富盛に誇るものにして、徒に一時の虚聲を傳ふるのみ。以て大に叡感を致すに足らざるのみならず、僅に一萬石の進奉の如きは、却て其の慷慨の憤を招くものなきを得んや。



後水尾天皇
是れ其卒に急遽遜位の不幸を致す所以にして、關東亦敢て之を諫止するの望なきに至る。伏して之を思ふ、臣子の痛歎悲咽すべき所にして、此の太平の盛時、君臣兩ながら其の至美の盛徳を

發揚すること能はず、豈に誠に惜しからずや。

と、凡そ江戸時代の史家の常として、一言の微と雖も、徳川氏の非を漏らす能はざるのみならず、筆を曲げ文を舞はして、其非を飾るに是れ務め、阿諛諂佞の辭の足らざるを是れ憂ふるのみなるに、此の史家獨り、幕府親藩の舊臣たるにも拘はらず、論議はまで及べるは務めたりと謂ふべきにや。

御讓位の決

熱、惟みるに、後水尾天皇遜位の御内旨は、既に數年前に御發表あらせられし事にて、院御所の御造營ありしも、亦之がために外ならざりけらし。然るに偶、皇儲殿下の薨せさせらるるありて、暫く其の御事は止みにたれど、脱屣の天意は、尙ほ止ませ給はざりけん、遂に皇女にだに傳へんと思ひ成り給へる。此に於て、將軍遙に之を伺ひ知り奉りて、屢、諫書を上れる由は、本光國師日記、及び道春が御即位日記にも見ゆれば、其事固より、一朝一夕の故にあらせられざりしを知るべし。嶽南史を修むる者、雲深き九重の奥の御事をまで、窺ひ奉るは要なき事に似たれども、亦是れ日本の臣民なり。皇家の赤子なり。争でか君父の御上を知るを希はざらん。況や、常の御讓位と伺ひ奉るを得ざる節あるに於てをや。いでや悉しくとまではゆかずとも、其の概略をしるして見んかも。

紫衣勅許

先に寛永元年崇傳上京して、大徳寺・妙心寺派の僧の、四十歳未滿にして、紫衣を勅許せられたるもの、凡そ九十餘人ありしことを發見しけるが、元來この紫衣の勅許といふ事は、禁中並に公家紫法度、及び大徳寺諸法度、妙心寺諸法度の中にも、嚴しく檢束せられたる處なれば、崇傳は東歸の後、これを幕府に稟したるに、幕府は旨を所司代板倉重宗に傳へて、法度の條目に違背せる僧侶は、悉く出世を差止むべしと

御製

命じけり。然るに彼等僧徒は、元より勅諭の綸旨を賜はりあることなれば、若し幕府の命厲行せらるるに於ては、幕府の一令に因て、數十通の綸旨は、忽ち故紙となるの奇觀を呈し、天威は地に墜つるに至るべければ、傳奏等大に之を憂ひ、所司代に向て情を陳し、以後は兎まれ角まれこたびの事は、善きに謀れかしと嘆きつるも、所司代は頑として動かさず、唯、大御所の意と稱して他を言はず。唯、日に迫つて止まざるのみ。此に於て、天皇は叡慮を惱まし給ふこと大方ならず、今は天位に在りとも甲斐なしと宣はせられ、皇子高仁親王に位を譲らんとせさせ給ふに至りたまひぬ。親王は、中宮の腹にて、秀忠の外孫なれば、幕府の素より望みて止まざる所なり。因て五年三月の頃より、仙洞御所の造營を命じ、御讓位の準備に着手せしめたるに、六月に至り、親王三歳にて薨じ給ひければ、暫く中止せさせ給ふこととなりしが、去年六月、彼の紫衣の徒、澤庵を出羽國上城に放ち、王室を陸奥國棚倉に謫し、他の七拾餘人の紫衣を、悉く褫奪し、綸旨を沒收し、下して平僧とするに及で、天皇の逆鱗ましまししことは甚しかり。御製、

世を渡る人の上にもかけて見よいかにかに心のままの繼橋

よし原やしげらば繁れおのがままとても道ある世とは思はず

御宸怒の程伺ひ奉るも畏しや。繼橋は女一の宮にして、即位して明正天皇と申す。

文會雜記附録云、後水尾帝の御讓位は、關東より取計ひたるにや、殊に逆鱗ありて、御讓位の時、御ふすまに二首の御製を書せ給ふ。

蘆原やしげらばしげれ天が下とても道ある世にあらばこそ

世の中は上に目がつき横にはふ蘆間のかにあさましの世や

予が幼時、野村先生のかたり給ひし。今已に三十年に及べり。猶耳にあり。噫。

斯くて、天皇は御怒甚だしく、益、御讓位の御志切となりければ、權大納言局、密に之を關東に告げ送ることありしに、將軍及び前將軍は、手書を局に贈りて之を止めしむ。されども、其の之を止むる主旨は、果して那邊に存せしか、將軍及び前將軍の書を見て後、徐ろに之を思見ば、誰か思ひあたる所なからざらめや。

秀忠の書

仰の如く打つゞき、世上殊の外のあつさにて候、其許御そくさいの由、目出度思召まいらせ候、つきては、姫宮の御方へ、御位ゆづりまいらせられ度と思召候由、昔よりめでたきためし多く候まま、十月に、御位につけまいらせられ候はんと、御内證の通り承り候、いまだおそからぬ御事とぞんじ候、此由よき様に心得とうし申、御返し、なをかさねて申そるべく候めでたくかしく。

(寛永五年)
八月 二日

秀 忠

權大納言殿へ

家光の書

御ふみ拜見致し候、そこもといづれも御そくさいの由、まことにめでたくぞんじ候、さらばひめ宮の御方へ、御位を譲りまいらせ候はんとの御内證に付、仰下され候趣、内意を得まいらせ候、いまだおそからぬ御事に思召候まま、いか様にも、相國様御次第にあそばされ候べく候、又、我我事、氣色はすきとよく御入候て、西の丸へ参り候、御心安く思召し候べく候、此由よき様に心得、とうし申さるべく候、

めで度かしく。

八月 三日

家 光

權大納言殿へ

春日局

此時幕府にては、震怒の御模様を窺ひ奉らしめんが爲に、天機御伺として、將軍の乳母春日局を上落せしめしが、匹婦の身にして、天顔に咫尺し奉ることは、素より叶ふべからざる事なれば、武家傳奏たる、三條西大納言實條の猶子分となし、春日局と名乗らしめ、緋の袴御免の上、寛永六年十月十日の夜、中宮御所に入り、それより直に参内、天顔を拜し、長橋局酌にて天杯を賜はれり。斯くて局は、天皇と中宮との御中、さては震怒の御模様等を伺ひ奉り、東歸して幕府に報告する所ありしが、徐に考ふれば、春日局は、幕府に於ては、御乳母様として權勢並ぶ者こそなけれ、元來武家の一侍婢たるに過ぎざる身の、暫く身分を詐稱して、鳳闕を攀づるなどは、古今に例なき事なれば、苟も心ある公家衆には、之を見て快からず感じたる者も、少なからずありきとなん。西洞院時慶は、十月十日の日記に記して曰く、

江戸の局、^{三條}の猶子と成て、今日参内、後に聞兄弟と、希代の儀也。

また土御門泰重は、同じく十日の日記に記して曰、

江戸將軍乳母、三條西子分にて、今夜御所へ伺候、御對面之由承及候、無^キ勿體^ニ事候、帝道塗炭に落^チ候事。

と、寔に道理あることにこそ。公家衆且つ然り、況して、天皇の御憤慨は如何ばかり深くおはしけん。推

公家衆非難

御讓位

量り奉るだに畏き極みなり。彼の御製の御意を窺ひ奉るだに畏きを、今はた斯る賤婦をも、召し見給はざるを得ざるに至り給へるは、時の勢とはいへ、是れ併しながら、關東暴威の致す所なりと思召し給ひたらんには、假令彼の如き兩將軍の諫止ありたればとて、御憤りの胸の雲は、晴るべき由もおはさざりけんかし。去年十一月八日に至て、天皇俄に御位を、女一の宮興子内親王に譲らせられ、申刻ばかりに御輿にて御儀式を行はせ給ひしが、天皇の御妹婿なる、二條右大臣康道卿と、傳奏中院通村との外は、中宮も、太閤も、滿朝の公卿一人も之を知る者はなかりき。時移りて、所司代板倉重宗之を知りて大に驚き、馳せて中宮御所に至り、議して曰く、「關東へ報じ、兩御所の御回答を得るまでは、穩便の儀最も然るべし」と、因て中宮御所の門を閉ぢしめ、婦女の出入は素より、近臣の伺候をさへ嚴禁し、殆んど上皇をば、幽閉しまらせしが如く爲し奉りしは、寔に畏かりける事どもなりしか。其後十二月廿七日に至り、幕府の使者到り、此上は、兎角叡慮のままに遊ばざるべきなりと奏し、御讓位の事は定まりけりとなむ。

上皇幽閉

紫衣褌奪のことは、天皇脱屣の近因をなしたるに過ぎず。逆鱗の御廉廉は、決してこれに止まらざるなり。就中最も甚だしかりしは、幕府は、中宮に皇子の御降誕あるを切望するの餘り、偶、御寵愛の妃に懷妊せらるる事あるも、旨を宮女に傳へて、或は墮胎せしめ、或は壓殺せしめ奉りし事はなり。又、禁裡の御料は、慶長六年、家康は所所に散在せる御料を便宜の地に集め、凡そ一萬石を以て御料に宛てしが、其後中宮入内の時、化粧料として一萬石を持參せられ、元和九年八月、洛外の田園一萬石を附せらるる事ありて、漸く三萬石(東福門院崩御の後、また二萬石に復せられしも、寶永二年、再び一萬石を加へられ、爾後三萬石と

皇子壓殺
禁裡御料

定まりぬ。而して其の仙洞御料は、時々増減ありしと雖も、大抵一萬石にして、二の院は七千石を定とせし如し。但し東宮・女院・中宮・女御の御料、及び公家の家祿は此の外なり。此等を合すとも、漸く十萬石に達するに過ぎざるべし。と、なし奉れるにて、眞に些細なる御料たりしなり。然れば禁中年中の御調度は、之を小名にだに比すべくもあらず。大なる旗本にも及ぶまじきに、併も其の御料は、所司代の支配にて、代官の預りとなり、會計は代官小堀氏之を司り、庶務は禁裡附武家の扱ふ所なれば、例へば一錢といへども、禁裡の御心に任ずる能はざるのみならず、御料地より上つる銀米をば、之を代官より町奉行に命じて、町人に貸付けしめ、其の利子にて、事足らす事となり居たれば、此等のことに就て、上皇の、御不満に思召されしことの少なからざりしことは、推量り奉るに餘りある心地せらるるなり。去年十二月二十五日、細川越中守忠興の江戸に在て、其子忠利に與へたる書翰を見れば、また其の一斑を知るに足るものあらんか。

細川忠興
の書

禁中御讓位の儀達(御耳)兩將軍、始は事の外御立腹にて候つれど、左候て別に可被成御沙汰も無之により、何と成とも御心任せとの御意の由、國師(崇傳)物語にて候、替候儀候はば可申事。

幕府不臣
の數數

京にて禁中向之儀承候、主上の御事は不及申、公家衆も、事の外物のきれたる(貧乏)體と申、主上御不足の一つには、公家中官位御ままに不成との事、又は、御料所加増にて被進、金銀も折々被進(幕府より)候へ共、是も毛頭御ままに不成候、右之分に候へば、何を以て公家へ感不感(恩威)可被立儀も無之、其上、八木(米)・金銀御遣ひなきにより、たまり申候を利分を付、奉行共より人人に借付申候、如レ此之故、人の口にて候へば、王の米何程かり候、金銀いかほどかり候と、口ずさみ申候、神代

より禁中に無^レ之例に候を、今主上の御代に當り、ケ様之事出来、無^キ御存知^ニ事故、後代のそしり御請被^レ成候事、何より口惜^ク思召^シ候由、又は、大徳寺・妙心寺の長老成^ス不届^トと、武家より被^レ仰^セ、式衣をはがれ、また被^レ流罪^ト候へば、口宣一度に七八十枚もやぶれ申候、主上此上の御恥辱可^キ有^ル之やとの儀、又、かくし題(祕密)には、御局衆のはらに、宮様達いか程も出来申候をおしころし(壓殺)、又は流し(墮胎)申候事、殊之外むごく(惨)、御無念に被^レ御思召^サ候、いくたり出来候共、武家の御孫(和子の御方の御所生)より外は、御位には付被^レ中間敷に、餘りあられなき儀と、深く被^レ思召^サ候由に候、此外まだ數數御入候へ共忘申候、此前いつの時分にやらむ、

御製
忠興評

「おもふ事なきだにそむく世の中に、あはれすてもおしからぬ身を」と被^レ遊^サ候由に候、このはてのをとまりは、残ることには申物かと存候、よせいかぎりなき御製と、世上に申由に候、案の如く御位をすべらせられ候後は、不存つよき御事と存候事。(細川家記)

中院通村
罪せらる

と、斯くて幕府にては、御費用を献じて、今日いとも盛なる新帝御即位の禮を擧げ、尋で武家傳奏中院通村が、上皇の御讓位を諫諍せざりしは不都合なりとて、其職を罷め、子息宰相通純と共に關東に召下し、四五年間、僧天海に預けらる。中院通村の、江戸に召下さるる事情を聞くに、
後水尾院様、ふと御位をすべり被^レ成候に付、板倉周防守殿近衛殿へ參られ、不意なる事、御世繼も不^レ被^レ仰^セ付、江戸へも不^レ被^レ仰^セ談^セ、御心儘なること何事ぞと尋被^レ申^サ、應山(近衛信尋)被^レ仰^セ候は、我等も曾て不^レ知^ル、何故にかあらむ、防州再三尋申され候へば、御存無^ク之候、中院は存候はむやと被^レ仰^セ、依

秀忠隱岐
遷幸を謀
る

レ之、中院通村卿へ御尋候處、通村被^レ仰^セ候は、何が面白くて、御讓位に可^ク被^レ爲^ル成御座候や、僧某等を紫衣被^レ仰^セ付^ケ候處、江戸にて御奪被^レ成^サ候、如^キ此の有様にて、御位可^ク被^レ遊^ハやと知られ候、防州大に驚き、此旨申上候處、台徳公大に御氣色損じ、舊例のごとく、隱岐國へもうつし可^ク被^レ成^サやと被^レ仰^セ候處、大猷院様大に御諫めなされ云事止み、あはたたく明正院様御位被^レ遊^ハ候、これにつき、中院殿を何となく、江戸に召し寄せ、四五年の間、江戸に御置被^レ成^サ候。(新廬面命)

此等の説に依て考ふれば、御讓位を思召し立たれし所以も、幕府の之に對し奉りての處置も、粗ぼ窺ひ知ることを得ん。窺ひ知て後の感想は、人に依て異なるべきが、そも不意の御讓位に依り、秀忠は、上皇を隱岐國に遷し奉らんとせしといふ。果して何の事由に依るか、先に家康は、豊臣征討の勅を、速に下し給はずとて、帝を隱岐國に遷し奉らんとせし事ありしが、秀忠の此舉と共に、理由なき事にして、唯、其の凶威の強きを示さん、姦謀たるを見るのみ。是に比すれば、北條義時の如き、また高時の如き、尙ほ其の口實はあるが如くも思はるるなり。徳川氏不臣の罪は、其の隠れたる所に、北條氏に浮ぶものあるなり。嘗て聞く、秀忠の女和子入内の時、藤堂高虎は秀忠の特命を蒙り、和子の輿に侍せしが、其の宮門外に至れる時の高虎は、實に斯る振舞を敢てして憚らざりしとかや。

藤堂高虎
の暴逆

宮門の外に至れば、公家・老女等出迎へけるが、一人の老女申しけるは、「故例によれば、女御入内の時は、先づ老女に、其の盛容を拜せしむるを常とす、されば今日も妾等に之をゆるし給へや」と、高虎曰く、「我は今日、大將軍よりの命に依り、直に御殿に入り、至尊に謁せしめらるる事を承れり、未だ門外に於

て、他人に面せしめらるゝ仰は蒙らず」と、然るに公家衆は、尚ほ頻りに故例に據り、簾を掲げんと請ふを、高虎忽劍を按じ、威猛高になりて曰く、「公等、強ひて故例の通りと申さば、此方にも亦覺悟あり」と、因りて輿は事なく内庭に抵れり。云云（高山實録・藤堂家傳）

あはれ高虎何爲るものぞ、然れども此時の高虎は、ただ將軍の傀儡のみ、其の按劍は、傀儡師の將軍が按劍せしめたるなり。斯くて臣子の分を知るといふべきか、高虎が虎の威を藉りしは、素より言語同斷なり。抑も將軍秀忠の眼中に、朝家は如何に映ぜしか、我は之を詳論するに忍びざるなり。而して上皇は、此の狂暴なる父子の毒牙に掛からんとし給ふこと二たびにして、纔に免れさせ給ひしことの幸か不幸かは、今更論ぜずもかなれども、畢竟するに、此のたびの御讓位は、天資英明にましまし、武威に屈し給はざる、雄雄しき御心あらせられしが致す所なりと見奉るなり。

中院通村
罪を得たる所以

世に傳ふ、將軍家光公、中院通村卿を召して、古今傳授ありたきよし仰せられしかど、此義は公家の秘する處にて、容易に武家にわたしがたき道なり、おぼしめしとまらせたまへとて、傳へおぼさざりしかば、御心よからで、三年歸洛御ゆるしなかりしに、

行方に身をばさそはて夜な夜なの袖にとむらふむさしの月と、詠じたまへるなきこしめして、いと貴みうつくしみたまひて、都に歸へしたまへるとか云云、思ふに、通村卿の罪を得たるは、此の御讓位に關しての事なれども、將軍はさすがに斯くともいひ得ずして、古今傳授に藉口して罪したるものか、若くは通村卿の歌に堪能なると、剛直の性質なるとを以て、此の御讓位に關し罪を得たることに、世人が混合して、此説をなせるものか、何れにしても、卿の歌に巧なることと、人に倣はざる性質とを見るには足らんかし。

忠長淺間
山に狩す

○十一月五日、駿河侯大納言忠長、淺間山に狩し、猿猴を得ること最も多かりしが、是より忠長の行事は、殆んど狂顛するものの如く、士民畏怖し、訛言大に行はるといふ。淺間山は乃ち丸子山にして、有渡郡小坂村、佛國山安養寺山の後に在り、淺間神社の神領なれば、また淺間山とも稱するなり。世に稱す。初め忠長、

淺間社由
來

淺間山に猿猴の多きを聞き、士卒を率ゐて之を獵せんと欲し、家人に命じて其具を整へしむ。家人等之を聞きて大に驚き、相共に諫めて曰く、「淺間神社は、大同二年、朝家の命に依て勸請せられし以來、星霜を経ること已に八百餘年、常に殺生禁斷の結果たり。然るに今俄に其の神戒を破り、此の靈地に狩りし給はんは、第一神威を犯すの恐なき能はず。且つ、此の淺間社は、駿府の鎮守にして、猿猴を使神とせらるをや、如何で其猿を狩らせ給ふべき。之を稱して道ならぬ御慰とはいふなり。止むを得ずんば他山に催し給ふべし。何ぞ必ずしも此山と限らんや」と極諫せしも、忠長聽かずして曰く、「我已に此國に主たれば、苟も此國に住居するものは、人獸は素より、神佛と雖も、如何にぞ我命に背くべき。汝等また言ふ勿れ」と。遂に數萬の勢子を發し、山谷に馳せ入て、猿猴を追ひ出だし、打殺し射殺して狩ること終日、猿を獲ること、凡そ一千二百四十餘頭、忠長大に悦び、輿に乗じて歸る。途中俄に小刀を抜き、中より突て輿丁の臀を刺す。輿丁驚愕、輿を捨てて遁走せるを、忠長大に怒り、左右に命じ、追捕して殺さしむ。是れ忠長の行爲、狂暴の始なりと。（鹽尻・昭代記・藩翰譜）

忠長狂暴

寛永七年九月、駿河大納言忠長卿、安養寺山の輿、毬子といふ所にて猿を狩りたまふ。江府の鎮守山王も、猿をもて神獸とし、當國淺間の神も、猿を神獸とし給ふよし申傳ふれば、この山中にて、猿を殺すこと、昔より大に忌む所なり

と、村老らなげきとむといへども、更に用ゐず狩られしかば、國人等、この彌の行衛頼母しからず、いかがおはしますべきと、爪弾してあざみけるとぞ。(寛永系圖・君臣言行錄)

少將井神
社主水野
門角右衛

○此歳、駿河國少將井神社の社主水野角右衛門、國主大納言忠長のために追はれ、遁れて新谷町に到りて匿る。角右衛門の父は久兵衛と稱し、三州刈屋の城主、水野右衛門大夫忠政が妾腹の子にして、家康幼時駿府に質となり、華陽院殿の庵室に同居せし時より、家康に仕事したる者なれば、家康も之と親むこと淺からず、元和元年、家康命じて、參州の産神二座を勸請し、此の少將井神社に合祀するに及で、久兵衛に命じて神職を兼司らしめ、名を久悦と賜へるを、角右衛門其後を繼ぎて、今に至れるなり。而して其の追はるる所以は未だ明かならず。◇八年正月廿三日、去年より結で解けざりし、遠州榛原郡西明寺村の土地紛擾、此に至り解決して局を結ぶ。西明寺は切山郷中にあり。此村に村松彌左衛門・彌右衛門といふ二人あり、去年より村内の地、高百三十一石三斗三升の所有を争つて決せず、中裁する者ありしも、二人確く執て屈せず、遂に公訴に及びけるが、此頃代官の裁判に依り、彌左衛門の勝訴に歸して止みしなり。但し此の裁判は、去年冬已に裁決成りしを、此日に至て發せられしものといふ。是に關する當時の古證文二通あり、此に録す。文中與一郎とあるは彌左衛門なり。

西明寺村
の公訴

先度者、切山村之内、西明寺村之與一郎は、同村之彌右衛門との公事之儀に付、預_レ御狀候、昨十三日に御寄合御座候、彼兩人罷出、御目安上_レ申候處に、右に我等共兩度申付候通、具御尋被_レ成候間、右之様子悉申上候へば、我共さばき申分に、與一郎利うんに被_レ仰付候、其分御心得可_レ被_レ成候、恐恐謹言。

霜月十四日

福村市左様 貴報

三宅帶刀 祝園新左衛門

切山之内西明寺村、高百三十一石三斗三升之田地に付而公事仕候、其上兩方之物共罷出、午、霜月十三日對決をさせ聞ほし、前前の如く與一郎に申付候、何時成共此田地に付違背候者、此書付以可_レ申上候、仍如_レ角恐恐謹言。未正月廿三日、村上三右衛門・門奈助左衛門・渡邊監物・松平壹岐・朝比奈彌太郎。與一郎方へ

近藤秀用
卒す

渡邊監物・松平壹岐・朝比奈彌太郎等三人は、當時の大番頭なり。(掛川志稿)○二月六日、遠州引佐郡井伊谷領主、近藤石見守秀用卒す。年八十五、秀用初め勘助と稱し、登之助と改め、後に平右衛門と稱し、石見守に叙せらる。慶長十九年十二月、五千石を加賜せられ、前封を併せて一萬五千石を領し、此に至て武州江戸に卒す。諡して清閑といふ。

秀用佛像
を捨て軍
功を存す

秀用の守本尊と稱する、阿彌陀如來の立像一體、江戸湯嶋の稱仰院にあり。長二尺三寸六分ありて、惠信作なり。由緒の一節に云ふ、抑此の本尊者、近藤石見守秀用居士、大阪御陣御供之節、於_テ攝州田中_ニ拾_テ取_リ之、翌日向_ヒ戰場_ニ依_リ其日軍功_ニ給_テ一萬七千石之地_ヲ、然_レ間、信心餘_リ、寛永年中、於_テ本郷下屋敷内_ニ、七百八十余步寄_テ附本尊_ニ、願_ヒ京師智恩院_ニ、即_チ建_シ立_シ一寺_ヲ、號_ス常光山詣殿院_ト、大守云云。大安寺より、稱仰院なる變遷附之

秀忠秀用
と語る

されば稱仰院は、近藤家の菩提所にて、過去帳存す。秀用嘗て前將軍秀忠に侍す。秀忠語て曰く、「大阪落城の時、我自から采配を振て、旗本を崩懸けさせつるが、今尙ほ快く思はるるなり」と、喜色面に溢れけれ

ば、秀用進みて曰く、「大阪の役、自から采を振られしはさる事ながら、千金の子は堂より下らずと聞けば、重ねて斯る御働は、勿體なき遊ばされ方なり」と、忠實面に現れて見えける。秀忠悦ぶ。(雨夜のすさみ草)秀用卒して嗣子幼なれば、藩仕に堪へずとて千二百石を削られ、五千五百五十石を長子登之助貞用に、五千石を次子彦九郎用將に、三千二百石を三子力之助に賜ふといふ。(廢絶録)

五近藤

一説、秀用卒し、其の領土を分ちて五子に傳へ、下りて旗本となる。長子近藤登之助に四千四百石を金指に、次子彦九郎に四千石を井伊谷に、三子縫殿助に三千石を氣賀に、四子五左衛門に三千石を内野に、五子仲に八百石を石岡に賜ひ、各、子孫に傳へしめ、稱して五近藤といふ。(里人談)

一説

一説、秀用卒して遺領を五家に分ち、稱して五近藤といふ。縫殿助に六百石、五左衛門に四百石、小十郎に三百石、登助・彦九郎には各、五千石を賜ふ。

一説

一説、秀用、臺徳公に再動して、上野國青柳五千石を賜はり、慶長十九年、相州にて壹萬石加増あり、元和五年嫡孫貞用、紀州侯に屬せしめられ、三千俵を賜はる。因て秀用は、貞用の邑三千石を上地すべき所、此地元來秀用家督の領地なれば、貞用の紀州領を、遠州へ移すやう申立てて、舊領に安するを得しが、同六年、貞用嫡孫の故を以て、請うて呼戻し、同七年、相州大住・愛甲二郡の内にて、一萬石加増あり、一萬七千五百石余となりしが、寛永二年には、貞用に三千石余を譲り、元和元年には、次男縫取助用可に、五千三百石余を分知せしこともあれば、現在の持高は、八千九百四十拾貳石余に過ぎざりき。然るに寛永八年正月、秀用江戸に至つて病起り、病革むに及て、遺書を認め、嫡孫貞用に千石、縫殿助用可に五百石余、其弟五左衛門用行に四百石、孫彦九郎用將に五千六百石余、姪小十郎用尹に三百石余、秀用妻に千石を配分したき由を申立て置きしが、縫殿助・五左衛門二人は、遺書の如く、貞用・用將を相身代とし、祖母の千石を五百石つつ分領して、祖母を養ふべき旨を申渡さる。因て用可は五百四拾三石余、用行は四百石、用尹は三百三拾

五近藤領地

壹石余、登之助並に彦九郎は、五千四百五十石余づつとなる。而して秀用の預り來たる同心五十人は、登之助貞用の預りとなれりと。(近藤家高附題)

五近藤領地の概略、

登助 秀用の子、名は季用、金指に治す。

石見守秀用存生の時、分地三千石、死後の分地五千石餘、二千石餘。餘を三百五十石とすれば、石高合するなり。但し、後世の高成は、二百石多し、未詳、一萬七千二百石有^{リシヤ}否。

縫殿助 秀用の次子用之の子、名は用一、氣賀に治す。

秀用存生の時、分地五千石、秀用死後の分地六百石、内二千石は五左衛門に分地、即ち三千六百石なり。但し、後世の石高は三千九百石あり。三百石の餘あること未詳。

五左衛門 縫殿助の弟なり。名は用行、大谷に治す。

縫殿助方より分地二千石、石見守秀用死後の分地四百石、大猷公より加増五百石、合計二千九百石なり。但し、後世は三千石と算す。

小十郎 秀用の三子、名は用尹、屋敷なし。

石見守秀用死後の分地三百石、大猷公の加増五百石、合して八百石なり。

彦九郎 秀用の四子用義の子、名は用將、井伊谷に治す。

石見守秀用死後の分地五千石餘。(雨夜のすさみ草)

近藤氏は、左大臣藤原魚名の五子、從四位下伊豫守藤原能成より出で、鎮守府將軍從四位下武藏守藤原秀郷の裔なり。其先近江國より移り、參河國に在りしが、享祿の頃、主税之助滿用といふ者あり、松平清康宇理

實相寺

城を攻むるにあたり、之を助けて城主熊谷備中守を討取りたる功により、頓て宇理城を賜はり、子孫宇理に住し、今川家に屬せしが、秀用の父康用に至り、始めて徳川氏に屬せり。康用は、常に戦の先手にあり、數ヶ所の手を負ひ、歩行自由ならず、名を全功と改め、井伊谷に住し、天正十六年三月十二日病死すといふ。○此春、駿州岩本の實相寺、江戸淺草の妓樂山妙音寺に於て、出開帳を行ふ。時に肥後國熊本の本妙寺住職日遙來會し、其學を助けしが、日遙の書ける題目等、永く後世に存す。日遙は、朝鮮王の子にして、朝鮮征伐の時、加藤清正に擒にせられ、肥後に至り、僧となりしものにして、世には之を高麗日妙といふ。日妙の書は、題目の外に、一心三觀・一念三千と二幅に書きたるもあり。又、授與之、荒木善右衛門尉實良、慶長二十乙卯曆五月吉辰と書したる、七界勸請の曼荼羅もありといふ。○駿州庵原郡蜂ヶ谷村の補陀山善應寺、新に門額を掲げて補陀山といふ。朝散太夫因州刺史越智直郷書之とあり。而して其の裏書には、峰谷村補陀山善應禪門上梁文として、其由をしるしたり。文曰、

音聲爲地、慈悲爲村、負棟柱礎、徹金剛恢、架椽梁木、亘邊際堆、一路纒顯、三脫大開、善應一方所、無不敲推、圓通悲仰、皆稱善哉、普門境界、補陀岸隈、七難即滅、七福入來。

一玄門具三要處、捧口達擔轟、喝雷。

現住安飾革建廢故門、而新額額字、廻就予請上梁銘、固辭不巳、卒裁題。

寛永八歳春吉辰

前妙心壽澄水書于額版裏

佛滿禪師

此寺の開山は、佛滿禪師と稱し、驗徳の名僧にして、應安元年示寂せり。牌裏の畧譜云、開山賜諡佛滿禪師、釋法忻、字大喜、參州人、姓源氏、今川基氏子、參太平准和尚、親受法印、歷住淨智・圓覺・建長・道德共邵、禿徒歸嚮、如衆星圍月、多建禪刹、爲開山、當時道俗莫不不知其名也、晚築精舍於瑞鹿山、爲歸藏處、曰萬福山續燈菴、應安元戊申年九月二十四日化于本菴、辭世且偈曰、

諸佛降跡處、續燈大光明、巖上皆一室、一坐五百生。賜諡佛滿禪師、提唱語句、兵燹亡失。(駿河記)

忠長塾居

而して此額を寄附したるは、瀬名源五郎貞雄にして、貞雄は、此年十月二日より病に臥し、十七日未上刻に死去す。官年八十實年七十八なりと、増訂一話一言に見えたり。○四月、駿府城主大納言忠長、凶暴益甚だしく、去年より無罪の士を殺すこと多きは、全く狂顛の致す所なりとて、前將軍秀忠、其の老臣朝倉宣正を召し、酒井阿波守忠行に預け、其邸に幽せしむ。忠長之を聞て深く懼れ、其罪を面謝す。前將軍即ち命じて、忠長をして鳥居淡路守成信の邑に塾居し、靜に其病を養はしめ、宣正を宥して國政を執らしめ、成信は江戸に在て其の邸中の事を執り、其他の重臣は、交替して駿・甲の兩府を守衛せしむ。是より忠長は、再び國政にあづかること能はずなりぬ。

忠長の暴

忠長の狂暴は、淺間山に獵して後、益、その甚だしきを加へたるなり。去年十二月廿一日、夜來の雪霽るを見、出でて鷹を放てるに、終日一禽をだに獲る能はず、偶、空俄に搔き曇り、黒雲天を蔽ひ、寒風膚を裂くばかりなれば、とある庵室に投じて暫く休息せしに、侍の小濱七之助といふ者、忠長の此庵に在るを知らず、馬に乗て馳せ至るを、忠長内に在て之を見、顔色を變ず。七之助また忠長の在るを知り、匆惶馬を棄て、

入て謁す。忠長傍に爐あるを見、七之助に命じて曰く、「汝此の爐中に薪を投じて、暖を取らしめよ」と。住僧輒ち薪を呈す。然るに數日降り續く雪の爲に、柴薪悉く潤ひければにや、ふすぼりて燃ゆべくもあらねば、七之助、爐内に差し俯きて、火を吹かんとする所を、忠長佩刀を以て、其首を打ち落し、悠然として侍臣に謂て曰く、「速に之を棄てよ」と。歩行目付清水八郎右衛門といふ者側に在り、進で死骸を収めしに、忠長又曰く、「汝此火を焼け」と。八郎右衛門は、常に近侍せざる者なれども、恐る恐る爐邊に寄り、又薪をそへて火を焚くに、手慄き息迫り、柴かき亂して火を吹けども息出でず、火は尙ほ薫りて燃えんともせざれば、八郎右衛門は、已に活きたる心地もなかるべし。従者の之を見る者も、今や斬らるると、是また魂身に添はでありしが、此度は何の咎めもなく出立たれば、従者等、始めて心を安じ得たりとぞ。(昭代記・藩翰譜・寛明日記)

十二月廿一日、忠長卿有御鷹狩、無御物數、御機嫌不宣、天曇空にして大に寒し。忠長卿入小寺、暫く御休息、于時御小姓小濱七之助乗馬、御目通一町餘り外を乗て、彼寺に來る。則出御前、忠長卿召七之助、燒火可仕由被仰付、住持僧出薪、頃日雪降、其薪満不盡、七之助臨圍爐裏、雖吹火不盡、于時忠長卿拔長脇差、被斬込、其首於圍爐裏、于時歩行目付來可取納、之由被仰付、時清水八郎右衛門進出、入其死骸、出之、其跡掃除、于時可燒火之由被仰付、清水長、燒火更不盡、唯今可被誅歟と畏、所無別儀、則御歸、自是後、彌、御手討之者及五六輩、又、追走せ給事不、御狂亂歟と雖耳語、懼公儀、隱密にす。(元寛日記)

忠長の振舞、近比は常に斯の如く、去年已に無辜を殺すこと六七人、今年に入ても亦幾人かを手刃せしゆゑ、秀忠聞て大に驚き、家司宣正を召し、責めて曰く、「汝を附して忠長の後見とし、數年保傳の任にあら

淺倉宣正
被罪

秀忠裁決

しむる所以のものは、主として斯る行跡を諫めしめん爲なり。然るに忠長が頃日の舉動、頗る人理を背くものあるは、皆是れ汝が罪にあらざや」と、因て之を酒井忠行の邸に幽せしむ。忠長之を見て、悔恨悲痛に堪へず、直ちに尾・水兩卿、及び天樹院に就き、歎訴して曰く、「忠長の非行は、固より宣正の罪にあらず、我身を如何なる重刑に處せらるるとも、宣正の勘氣をば必ず有め給へ」と、請ふこと再三に及びければ、秀忠も其情を憐みけん、即ち之を裁して曰く、「忠長は鳥居成信が邑、甲州郡内に蟄居し、養生して病癒ゆるを待つべし。宣正は駿河に歸り、家國の政を沙汰すべし。成信は江戸に住し、忠長の室を守護し、邸内を守るべし。而して三枝伊豆守守昌・屋代越中守忠正・興津河内守直正・天野傳右衛門清宗・大久保將監忠倫・内藤仁兵衛政吉・日向半兵衛政成・村上三右衛門吉正等八人は、交替して甲府を守り、渡邊監物忠善・松平壹岐守正朝・松平志摩守重成・朝比奈彌太郎泰勝等四人の大番頭は、交る交る駿・甲兩府に勤番たるべし」と、事即ち決す。(徳川實記・藩翰譜) ○五月三日、伊豆代官江川太郎左衛門英政、楊梅を幕府に献す。(徳川實記) ○廿九日、駿府城主大納言忠長、駿府を出でて甲州に赴く。(廢絶録・徳川實記) 忠長は、此月のはじめ、江戸より還りて駿府に居り、今又立ちて甲州に往く。秀忠の命に依りて蟄居するなり。(藩翰譜) ○駿府に上桶屋町といふ所あり。家康の時は、常に駿府御殿臺所の殘飯を下賜せらるれば、桶製造の命を受くとも作料をば與へず。諸役免許の規定なりしが、頼宣・忠長の時に至りては、作料米一升づつを下賜し、諸役免許となれり。然るに此後松平信綱執政の時に至ては、また少しく變更する所ありき。即ち信綱西國巡見として、京師に上るとき、駿府に至り、命じて曰く、「諸役免許たるうへは、作料銀九分、飯米一升三合づつ下賜せらるべし」と。是れ

伊豆代官
江川
忠長甲州
に赴く
上桶屋町
來歴

駿府城
菖蒲の靈

廳て長く恒例となつて、再び變ずることなくなりしものなり。(駿國雜志) ○世に傳ふ、菖蒲の名所、參河國八橋は、謡曲にも出でて謡はるれども、家康は何故にか之を忌み、嘗て一度も此の謡曲を謡はしめざるのみならず、菖蒲をだに、駿府城内には植うることを嚴禁せられたり。然るに忠長は之に反し、之を植ゑ之を謡ひて憚らず、八橋の型さへ取て庭を築き、八橋の杜若を移植多て樂まれしが、一年彌生の月の末つ方、雨降りしきりていと徒然なる日、軒端に出でて花の盛りを見やりつつ、杜若の謡ひを謡ひつるに、をりしも年の頃二八許りなる上謁姿の、いとも艶に麗しき女の、鐵漿ぐるに肩つけたるが、紫の衣うち被き、緋の袴うち穿き、妻紅の扇に顔をおほひてぞ、池の邊りにイみたりける。

忠長は見るより、是は見馴れぬ女かな、何故に爰には來つらんと、不思議に思ひつれば、つと立ち出でて、「汝はそも何者ぞ、變化の者にはあらしか、ありつるままに名告らさね」と、懇ろに問ひければ、女は面はゆげに答へけり。「妾こそは、名告るも長く、卑しき身にはあれど、飾らでいはば、爰なる杜若の精靈なるぞかし。久しく八橋の名どころに住みつきて、其名も高く知られたれど、在五中將の涙ほとびつつ、唐衣の歌たまはりし外、またとひ給ふ人のなきこそ憾みなれ。さるを今、君の御庭の片つ隅に植ゑられて、朝な朝な、貴き公達の心慰むる友となりぬるは、身の面おこし、之に勝ることやはあると、常わすられず嬉しく侍るに、今日しも又、官位ツカサクラネの尊くおはす身も忘れさせ給ひてなも、斯くばかり端近まで出でさせ給ひて、言どひ給ふことの畏さに、我を忘れて此處までは來つるなり。あはれ深くな咎め給ひそ。」

女は更に言葉をあらためていふ。そも草木は心なしと雖も、情に感ずることはあるものぞ、妾も常常の深

き御恵みに報い奉らまくおもほして、今一言をささげ奉りて、御耳を汚さめと思ふは如何に、諾ひたまひなんや。畏けれども君の御性は、いと剛強くましまして、大器にわたらせ給へども、常の御行ひ之に伴はせられず、いとはしたなくおはすれば、日の本の國の習として、君と臣との義をいましむる大綱の力、いと強きがうへに強きため、數多従へたまへる臣達も、面にこそすなほに従ひまつれ、心からまつらふ族としては、大方一人もおはすまじきに、斯くて御行ひ日に荒び給はば、近きほどに、臣反き民はなることは、鏡にかけて見るよりも明なる事にこそ。さらんには、家國を亡すのみかは、終に御身を失ふにも至るべきは、古へのためしひかずとも、御性の向ふところを見て知らるるぞかし。あはれ君、深くおもひはかりて、明日ともいはす今日よりぞ、ふつと御行を改め給へや。天地と共に家國を長く保ち、子の子孫の孫までも、永へに今の富貴を傳へたまふこと豈に難からめや。茲に仁を行へば、仁茲に至るとも聞ゆれば、よくよく省みて、監み給ふべき事におはさずやと、しみじみと諫めつつ、二歩三歩行くかと思れば、妾は忽ち消えて見えすなりけり。

忠長をして、少しにても此言に顧みる所あらしめば、亡ぶるまでには至らざるべきに、さはなくて行ひ益、暴しく、彼の杜若の、おだしき諫も水の泡となりけるが、其後も杜若の謡あるごとに、彼の女は常にあらはれて、憂ふる色のいや増して見えければ、近習の士等見知りて、さまざまにとり繕ひて、此の謡曲をば止めけれど、それも終に何の效なく、駿府は遂に番城となり畢りぬ。是は番城となつて後の事なるが、番衆に大久保某といふ者あり、嘗て杜若を謡ひけるに、池中忽ち聲あり、其音頗る大なり。曰く、

杜若池

植ゑおきし昔の宿の杜若色ばかりこそむかしなりけり

是より駿府にては、益々杜若を誦はずなりぬとか。此池の在りし所は、城番時代、組頭小屋の庭園にあたり、彼の杜若も長く残り居て、花時には、合番衆等を招待して、宴を催すこともありきとか。されば此の組頭小屋を、杜若小屋などとも言ひあへりとぞ。○忠長の寵臣に、戸田半平といふ者あり。最も調理法に精し、一日饅を製して進めしに、忠長其の美味を賞し、半平の名を以て饅に負はしめしが、其の製法は、魚饅の柔かなるものなりき。江戸將軍の臺所、料理献立表にも、半平と書けりと聞く。されば世俗之を呼で、ハンペンといふは訛なるべし。(里人談)

蒲鉾

棘鯿魚饅謂之半平、忠長寵臣戸田半平始製、因以名之、至今其法精於他方、半平或作鱧餅音訛也。駿府志或曰、半平は蓋し蒲鉾より來るか、蒲鉾は、其初め鯿を叩き練り、箸の如き棒に塗付けて、火に炙り作るに、其形、恰も水邊の蒲の穂に似たるより名けしものなり。但し駿府にては、火に炙らずして蒸し、僅に自家の用に作るのみなりしが、後には、鯛を始め種種の魚を用ゐて、廣く販賣するに至り、遂に名産となれり。されば駿國雜志にも、「傳云、鯛の蒲鉾名物とす。味美也。別に蒲鉾店と云ふものなく、摺肉に味噌を加へ、蒸して作れり。男女各、手業とす。其製、江戸に異る也」といへるなり。

宗高村の清右衛門

○遠州榛原郡宗高村に、池谷清右衛門といふ者あり、深く家康の寵する所となり、遠州東南の代官を命ぜられしが、其後頼宣の領となるや、頼宣に仕へ、忠長駿府に封ぜらるるや、又忠長に仕へ、忠長事あるに及で、終に其職を免ぜられしが、此家代官を勤むること凡そ四世、常に清右衛門と稱し、子孫また清右衛門を襲名すといふ。此後其時の清右衛門といふ者、江戸に出でて先世の由緒を上つり、再び代官を命ぜられん事

浅畑御殿

を請ひしが、未だ聽許を得ざるに病死し、其子長するに及で、又復た之を請ふことありしが、代官の缺員なしとて用ゐられず、終に再び職に就かずして止みぬ。然れども子孫兩刀を佩き、村民と同一視はせられず。宅地の一隅に、東照宮の小祠あり、御座の間の壘を納めて、毎年九月十七日祭禮を行ふといふ。(掛川志稿・駿河記) ○忠長嘗て浅畑村平山の奥に一字を築き、浅畑御殿と稱し、以て遊行休息の所となししが、今浅畑沼の傍に、御殿山と稱する地あるは其址なり。或曰く、是れ家康の御茶屋なりと。

一説、家康駿府在城の頃は、屢々東武へ往來あり、又、江戸將軍も、駿府に到ること屢々なりければ、宿宿に御殿はありしなり。即ち浅畑御殿も其一なりしを、忠長駿府城に封ぜらるるに及で、此の御殿も、また同じく傳へ領せられしなるべし。

浅畑沼

浅畑沼は安倍郡浅畑村に在り。此沼の産に鬼蓮あり。里人は水路ともいふ。名物なり。御殿山、沼中に突出す。沼の長さ六七町、廣さ三十間四方許り、沼の向ふには鷹うち山あり、瀬名村のはづれ、沼の中には辨天社あり。又、山には瀧の不動ありて、風景最も佳なり。(駿府巡見帳) 昔は此なる浅畑の山に、吹鳴の松といふ老松ありて、其名遠近に轟きしが、傳ふる所によれば、羽高村乾樂寺の背の山にありしといふ。

鬼蓮

吹鳴松

瀧不動
あふの池

しづはたのあさはた山のあふの池いづくの風も吹鳴の松

(駿河記)

是れ古今傳唱する和歌にして、人口に膾炙する所なり。和歌中いふ所のあふの池は、何處にありしか、今は其名さへ聞かずなりぬ。昔は有永村に池あり、鴻の池と書きて、オホノイケと讀ましめしと聞ゆれば、アフトオホと假名違へども、若しは是にあらざるか。或は麻畑沼をいふといふ。何れにしても、此邊は、昔より

山水優雅の稱ある所なり。

夜を共に麻機山に織るものは木木の紅葉の錦なりけり

(歌枕)

竹千代國
千代不和

と、歌枕にも見えたり。○忠長の幼名は國千代、家光の幼名は竹千代、幼時共に江戸御殿に養はるるや、竹千代殿方、國千代殿方と、各、その部屋を分ち、連枝櫓を並べて住みけるに、國千代は母の愛子にして、且つ利發類なく見えければ、諸人多くは國千代を尊崇し、其の部屋に献する物は、數へも盡せぬばかり多きに、竹千代の方は、何となく徒然にのみ過されたるより、國千代は益、奢るばかりなりけり。嘗て竹千代瘡瘡を患ひ、病重くして命旦夕に逼り、侍臣みな臆腑を惱すことありしを、國千代方にては、之を聞きて悦びあひしが、尋で國千代に食膳を進むると、臺所の方騒立ち、竹千代の藥などは、そこら掻き散らしけり。時に竹千代附の酒井讚岐守忠勝之を知り、心ならずも、黙して暫く其状を見合せけるに、いよいよ國千代の膳部のみに掛り合ひければ、忠勝大に怒て曰く、「今、若君様、御瘡瘡御大切に渡らせ給ひ、各、堅唾を呑むに、御連枝の御身にて、何か悦ばせ給ふ事やある、此節斯かる御振舞こそ心得ね、其の御膳上るなかれと荒らかに置り、直ちに膳部を押下げしめけり。此時忠勝は、竹千代若し死せば、直ちに殉死せん覺悟なりけん、短刀に浴衣を添へて持たせける程なりければ、自から決然たる勢も見えつらん。國千代方も恥づる所ありてか、平生の龜暴も驕慢も、是より慎むやうになりしとぞ。

或人物語に曰、駿河大納言様御幼少之時は、國松君と申ける。秀忠公御代を御讓可被成と思召れ、御下心にて、竹千代君より國松君を、殊外御寵愛被遊ける。家康公兼て被開召、或時被仰出しは、竹千代・國松に久敷對面せず候間、

家康兄弟
の序を立

兄弟同道にて参り候へとの上意にて、御兩君御同道被遊、家康公の御前へ御出なさる。上意に、竹千代殿是へ是へと被仰、御上位へ御請じ被成候故、竹千代殿は、御上位へ御入被成候、國松君も續て上らんと被成候時、家康公の仰に、勿體なし、國はそれへ参候得との上意にて、はるか末座に置給ふ。頓て餅出候へば、竹千代殿に参らせよと被仰、其次に、國にもくはせよと上意也。又、竹千代殿の供の衆呼候へとの上意也。御供の衆、御次の間に伺候被致時、是へ参候へとて、御上段の際迄被召寄、餅を御はさみ、是をくわしませとの上意也。其次に、國の供之者を呼候へとの上意故、國松君の御供の衆、御座の間の内へ入可申と仕候時、上意に、勿體なしと被仰、餅を御はさみ、御次の間へ御なげ被成、是くらへとの上意也。右様子、秀忠公御聞被遊、國松君へ、御代を御讓可被成と思召候也と、家康公え御面談にて、被仰上候へば、家康公上意に、嫡子を捨て、末子に家をつがするは、其嫡子家を可續器量ならざる故、不得止事にして也。嫡子の生付大方ならば、嫡子を立るは、古今不易の道理也。其上、惣領に家を譲れば、假令其子不所存にても、父子悪名なし。末子に家を譲て、もし其子不所存成時は、父子悪名を得るぞかし。又、惣領の所存に依て、不讓前に悪事出来る事有、武田信虎などの如也。只父子の間は、骨肉一抔の事を忘れず、大身程、父子不疎様に親睦して、心に不叶事あらば、面談にて、密々に諫め給へ、大身なりとて、人を以て言時は、違逆出來て惡事となる事有、我、三郎が事をおもひてかく云ふぞ。我、三郎を捨て、今に夜の目も不寝様なるぞ。只竹千代に、其方の身同前成人を付て、守立させ給へ、然る時は、天下も榮え、世も太平なるべきぞ。誠に百年の苦樂も徒事、一生は風前の燈、萬事は春の夜の夢なれば、我身の榮花不求め、天下萬民の爲を專一に、私慾無道をとほざけ、子孫長久のはからひをなし給へ。竹千代後に名將に可成そ、我見所有ぞと被仰ければ、秀忠公、とも角も上意奉畏と被仰、竹千代に付申家老共の儀、私所存には、酒井雅樂頭を後見に備へ、土井大炊を諫言の臣となし、青山伯耆を守りに付申さんと存候

家光の三輔臣

は、如何可^キ有^ル御座^ニ哉と被^レ仰^ケれば、家康公上意に、一段尤^モ可^キ然^ル也。竹千代を彼等三人に被^レ任^セ、脇より何様の事を申共、少も不^ニ聞^入、彼等三人一同にして、守立よと申候はば、竹千代明將軍に可^キ成^ルぞ。竹千代事は、善惡共に、彼等三人申事を用ひ給ひて、必ず脇より人の云意取上げ給ふべからず。我若かりし時三郎に付置たる人の事を、彌四郎め、様様と云ければ、誠とおもひ、我一世の間、忘るる隙なしとて、御涙を流され、子供の事は、惡事有^レ之と聞時は、以之外にくしとおもひぬれど、日敷をふれば、左はおもはぬ物ぞ。必^ス必^ス三人に任せ、他人の口を用ゐ給ふべからず。其故は、付置者共の心底を能く不^レ聞^カして、中に計ひ難^キ成^リぞ。兎角子供を能守立させ給へ、國を望も天下を望も、子孫の爲なれば、父子の間滞れば、惡事の上の逆事・邪事、不道不^レ過^キ之との上意成ければ、秀忠公御尤と思召、畏り奉るとの御挨拶也。其後、家康公、雅樂頭・大炊頭・伯耆守、右三人を被^レ召^出、汝等三人、竹千代を可^キ頼^ムと秀忠被^レ申^上たるが、未^レ被^レ申^渡也、秀忠同前に、我も頼むぞとの上意也ければ、右三人謹で、未^レ何^レ之^レ被^レ仰^渡も無^ク御座候と、被^レ申^上ければ、上意には、昨日の事なれば、定て日柄をふらみ申さるるにて有べし。秀忠の内意は、雅樂を後見に備へ可^キ申^上と被^レ申^上ぞ、仁を以てそだてよ。大炊頭は、智を以て謀めよ。伯耆は勇を以て守り立よ。汝等三人、一一和同して諫言をせよ。汝等、竹千代を、我風義と等しく可^キ守^立とおもふな。又、秀忠の風義と等しく可^キ守^立と不可^キ思^フ、又、兼て云ごとく、慈悲を萬の根元として、風義は數奇數奇が有ぞ。此意を誓て云に、我は寅ノ年也、金性ぞ。秀忠は卯の年にて、土性也。竹千代は辰之年にて、火性也。人の生付も、大形此心ぞ。我性金也とて、秀忠を金にせんと思ひても、不^レ成^ル事ぞ。此心、二人の風義は、俄に直りがたき物ぞ。其生付に従ひて、善政を行はせよ。第一の肝要は、武道を不^レ忘^ル事ぞ。されば人の身命の生死を計るに、脉を取て、手首一寸の内にてしることく、武家に武道をおこなはるは、身命の死脉と被^レ仰^ケける。雅樂頭は、威儀正しく、物毎嚴重に詞すくなく、竹千代公御前に、大炊頭・伯耆守出候得ば、兩人手をつか

れ、座はいを改被^レ申也。伯耆は、竹千代公に不^レ可^キ然^ル事あれば、自ら脇指を御次へ投、大はたぬぎ^ニ成、御袴の上
に這懸り、某を御成敗被^レ成、御心を御直し被^レ成候へと、被^レ申^上事度度也。大炊は、無二の御相口にて、内外毛頭も
□被^レ成^事なく、雅樂・伯耆歸宿の時は、御酒の御相手に成給ひ、雅樂・伯耆などが様に仕り候ては、中身命難^ク續^キ
御座候、一盃之酒、一世の榮花と申候とて、御酒の御相手に成、折を見合、伯耆申上る義、尤至極にて御座候、此事を
雅樂頭などが承り候はば、御前には何とか可^キ被^レ遊^候哉、只、伯耆守申上る通り、御受用被^レ遊^候て可^キ然^ル奉^レ存^ト被^レ申^上
上^ル。左あれば、必^ス御承引被^レ遊^候。誠に家康公、不^レ淺^{カラ}明君にて、右之通被^レ仰^付候が、其御目利むなからず、竹
千代公、明大將にならせ給ひたりと云ふ。後家光と奉^レ申^上是也。

鳥居成次卒

○六月十八日、駿府侯の老臣、鳥居土佐守成次卒す。年六十二、其子淡路守忠房繼ぎ、遺領三萬八千石を領
す。成次は鳥居彦右衛門元忠の三子にして、弱齡より秀忠に仕へ、關ヶ原陣には、山道より上りて戦に及ば
ざりしが、戦終て、石田治部少輔三成とらはれとなりし時、三成は成次が爲には、正しき父の仇なればとて
預けられけり。時に三成の身、疲勞甚だしかりければ、成次よく之を介抱し、新衣を製して之を着せ、藥餌
を調へて之を飲ましむる等、心を盡して勞り侍くこと三日、禮して三成を家康に送還して曰く、「父元忠が
討死は、君の爲に命を捧げたるなり、毫も恨を三成に含むべきにあらず」と、家康之を聞きて曰く、「年少に
して言此に及ぶこと神妙なり」と、大に其志を稱せり。慶長六年、甲州郡内にて一萬八千石を賜はり、谷村
に居城し、後七千石の加増あり、十年四月十六日、叙爵して土佐守と稱す。大阪前後の二役に先陣し、首を
切ること二十八、元和二年忠長に附せられ、寛永元年一萬石の加増あり、都て三萬五千餘石を食めり。

凡そ成次の忠長に仕ふるや、補弱の任を盡すこと大方ならず、心から之を諫め之を導きしことは、到底尋常人の及ぶ所にあらざりきといふ。先に忠長に、本領甲州にそへて、駿・遠二州を賜ふや、忠長之を足れりとせず、大に失望の心を懐き、憤憤の情、常に自から禁じがたく、幕府の使者青山大藏少輔幸成至るに及び、忠長之を見て罵詈を極めければ、成次大に驚き、先づ幸成を慰め、禮して遣り還し、然る後、徐に忠長を諫めて曰く、「君は尊く天下の御子に生れ給ふといへども、今已に下て人臣たれば、關東の御家人は、皆な同僚と言はざるべからず、況や今日の青山は、君父の御使なるに於てをや、彼の如く辱め給ふことやある。其の不忠不孝は實に例ふべきものなきなり」と、且つ泣き且つ諫め、且つ勸めて出仕し、速に拜賀の禮を行はしめたりき。又、此頃、忠長就封の命を蒙り、大に悦で措く能はず、使者を成次の病床に遣はし、特に之を告げしめけるに、成次苦しげに聲をあげ、歎じて曰く、「口惜しき事をも聞かせ給ふものかな、大御所既に御齡も傾きたまひて、此頃は、又御身もいたはらせ給ふ所少なからぬに、君は將軍の御弟にて、天下の御鎮めにおはすれば、片時も御側を離れさせ給ふまじき御身にあらすや、然るを今斯く遠ざけられ給ひて、再び御側へ歸らせ給ふ期あるべしと思ひ給ふか、成次命あらん程は、また如何にかすべき道もあるべけれど、今は斯く大病にて、大御所へ白すことだに叶ふべからず」と、流涕大息、殆んど堪へがたく見えしが、程なく易簧に至りしとぞ。(藩翰譜・徳川實記)或曰く、成次は忠長の事に坐し、鳥居左京亮忠恒に預けらる。 (廢絶録)○七月四日、伊豆國下田奉行竹村九郎右衛門嘉利、改めて佐渡奉行に任ぜらる。嘉利任に赴き、數月にして卒し、其子彌太郎嘉勝職を襲ぐ。(徳川實記)○八月十九日、尾張・紀伊二侯、豆州熱海温泉を去り

下田奉行
竹村嘉利

紀尾二侯
熱海より
歸る

伊豆洪水
府八幡宮
花嶋總右
衛門
うつきま
山

代官高屋

て、國に歸る。先是、前將軍秀忠の病、日に重きを聞き、日日登城する大名も少なからず、或は領地より參府する者あるに至りければ、二侯も其病を訪はんとて國を立ち、去る八日大磯まで參着せしに、幕府之を聞きて急に奉書を下し、江戸に入らずして國に歸らしむ。然るに二侯尙ほ去るに忍びず、熱海に止まり、遙に其の病狀を窺ひつるが、此に至て歸途に就けるなり。○此月、伊豆國、洪水あり。(豆州志稿)○十一月十六日、遠州中泉、府八幡宮の本地堂を建立す。二間二尺四方にして柿葺なり。是れ中泉代官、秋鹿長兵衛朝正の資に依るなり。(八幡宮由緒村方始末書)○此月、遠州周智郡長藏寺村に、花嶋總右衛門といふ者あり、世うつきま山の地を領せしが、此に至て、再び代官に請うて、所有許可の證書を附與せらる。蓋し代代子孫の繼續ごとに、代官の許可を経るの例なりしと見ゆ。代官は、名を高屋四郎左衛門といふ。前前如_レ被_レ申候、うつきま山地之事、其方へ出し置候間、しはい可_レ有_ル者也、仍_レ如_レ件。

寛永八子ノ霜月

高屋四郎左衛門

花嶋惣右衛門殿

此書に前前とあるは、元和二年九月の事をいふなるべし。即ち其書に曰く、
うつきま山地之事、其方きもいり免に出し置候間、所務可_レ有_ル者也、仍_レ如_レ件。

元和二年辰九月

小 治 左

花嶋惣右衛門殿

此に依て見れば、「此うつきま山地は、花嶋惣右衛門、土人を率ゐて開拓せしものと見ゆ」と、是れ一説な

事 蹟

増田村白山社

り。(掛川志稿) ○掛川城主朝倉宣正、佐野郡増田村白山社に、社地若干を寄附す。此の神社は、従前慶林齋境内に在りしが、是より獨立せり。別當を吉祥院といひしが、後絶えて村吏の預りとなる。(掛川志稿) ○朝倉宣正、龜甲村天満宮に、社地二石を寄附す。天満宮の別當を滿福寺といひ、伊奈氏檢地の時、寺領壹石五斗を寄せられたれば、此の二石は寺領と別なるを知るべし。(掛川志稿) ○駿州安倍郡建穂村の建穂寺、鐘を鑄る、高三尺三寸五分、徑二尺四寸、榊原照久の寄進なり。

龜甲村天満宮
建穂寺鐘

銘曰、駿州安倍郡瑞祥山建穂寺奉寄進

榊原大内記從二位源朝臣照久、時寛永八年辛未年十一月吉日

願諸賢聖、同入道場、願諸惡趣、俱時離苦

馬鳴社

建穂寺、櫻樹おほくして、盛春には遊人殊に群をなす。(俳諧裾野集) 僧房修潔、寺域多櫻樹、有馬鳴神祠、道灌、慕京集、嘉吉二年、調建穂馬鳴祠者是也。(駿府志略) ○十二月、船手頭向井將監忠勝、前將軍秀忠の命を蒙り、伊豆國伊東湊に到り、大船を造る。號して安宅丸といふ。(徳川實記) ○此歲、佐野郡倉真村四天王社を造營す。棟札今に存す。曰く、原田庄本郷倉真村四天王宮と、然れば此邊をも當時は原田庄と呼びしか、此宮に又金鼓あり、鐵を以て製せり。陽識は多く剝滅して分明ならざれども、大明神等の數文字は、尙ほ讀むを得べし。但し何れの時代か、素より知るべからざるなり。又、祠中に素焼物あり。其形妓樂の假面に似て、大き五寸許りもあらんか、此間此の如きものを見ず。何れの時代のものか、是亦知るべからざれども、蓋し好古家の垂涎に値するものなりとは、之を見たるもの説なり。四天王社は、牛丸に在り。

伊東港安宅丸
原田庄本郷倉真村
四天王宮
の金鼓
假面

伊豆流人林重能赦免
瀬戸ヶ谷の普門寺
花倉戸良眞の墓

(掛川志稿) ○伊豆國大嶋の流人、林五郎左衛門重能、赦を蒙り、歸て豆州中原に住す。(徳川實記) 重能は、寛永三年、將軍上洛の時、番兵に列し、睡眠したるに因て、流竄せられし者なり。○此頃、間嶺翁商和尚といふ僧あり、廢寺慈光山普門寺を再興し、駿州志太郡瀬戸ヶ谷村、神ヶ谷澤に建立せり。普門寺は、舊眞言宗高山寺末にして、龜ヶ澤に在りしが、此地に移て濟家に轉じ、臨濟宗大岩臨濟寺末に列し、朱印地となる。此寺に花倉の良眞の木主あり、「遍照光寺殿玄廣惠探大徳、天文五丙申六月十日」と記せり。良眞の墳墓は、老杉鬱蒼たる、二間餘の坂路を登る所に在りて、其の左右に、小き五輪塔並べるが、其の中央なるが即ち花倉殿良眞の墓石たるなり。此碑は、間嶺和尚の再建にして、和尚自から筆を執り、其側に偈を刻して曰く、

人我爭來石塔場 青苔掃盡顯眞相
威風餘烈無藏處 自古到今遍照光

花倉の良眞は、今川義元と嗣を争ひ、敗れて爰に自殺せし人なり。○九年正月廿四日、夜亥刻、太政大臣前征夷大將軍徳川秀忠薨す。年五十四、森川出羽守重俊殉死すといふ。(玉露叢)

徳川秀忠薨

家康公第三之御子

秀忠公

天正七年卯四月七日、遠江國濱松城に而御誕生、御幼名長丸君、後竹千代君、同十五年八月八日、從五位下に叙し、侍從に任し、武藏守と稱し、同十六年正月五日、正五位下に叙し、同十八年正月十五日、聚樂亭に而、豊臣の秀吉御諱字授け奉り、秀忠と稱し、御元服加へられ、同二月二十四日、駿府にて、御具足召初あり、同十二月二十九日、從四位下に叙し、同十九卯年、左近衛權少將に任ぜられ、同十一月八日、參議に任じ、左近衛權中將を

森川出羽守殉死

城をも御預け下され候、若し此の兩條とも、御叶ひなきに於ては、我等切腹して相果て申し、永く御恨み申すべしと様に、仰せ上げられ候文書なる由なり。虚實のほどは素より知らず。云云（松永道賢聞書・昭代記・森川幕府時代史）
是れ家光方より出でし説なるべし、又、森川出羽守の殉死につき、一説あり、忠長の事に關せり。

一説、大相國家の世嗣の君、いまだ定らざりし時、御臺所、國松殿を御寵愛あさからざりしかば、この出羽守を先として、天下をば此君知し召さるべしと思ひ、竹千代殿には、常に參る事も疏りしかば、大相國家かくれさせ給ひ、將軍家の御代になりなば、一定罪蒙るべしと思ひ、前途後策を謀りて、かく殉死しけるなり。

寛永九年壬申正月廿四日、從一位太政大臣前征夷大將軍秀忠公御他界。爰永井信濃守尙政・森川出羽守重俊等、無類之出頭人也。森川重俊稱御供、殉死、抑、森川殉死之事、世上沙汰して曰、駿州忠長卿甚發明にして、秀忠公並御臺所の御寵愛不斜、當將軍家光公御幼少の程、大様に御座候而、物事不世知、時人亦、天下は忠長卿定而可レ有御相續、推量。然中出羽守尊敬忠長卿、而奉仕家光公事疎也。然所、大權現家光公有御寵愛、天下の主也逆被敬、故に自然と御威光強く、終被任將軍職、於是、出羽守奉疎意、年來の事甚恐惶す。秀忠公御存命の内は無別儀、御他界後には、年來の慮外有御告、滅亡不可レ廻踵歟の由、推量、而殉死す。故其跡無別條相續也。（元龜日記）

朝比奈泰勝卒

○二月六日、今川氏眞の舊臣、朝比奈彌太郎泰勝卒す。瑞現山大正寺に葬り、謚して雙室玄無居士といふ。泰勝、嘗て長篠役のとき、氏眞のために使して、家康の陣に至り、戦を見て闘志禁する能はず、出で戦つて、甲州の將内藤修理信豊を討つて功あり、家康の望によつて、其の旗本に列せられ、子孫紀州侯に仕へて三千石を食めり。大正寺に、鎗・馬具の類を藏して、寺寶とす。大正寺は、有度郡大谷村に在りて、慶長七年朱印地三十石を賜はりし會下寺にして、開山を行之順和尚といふ。順は信州諏訪の人にして、櫻井氏なり。

大正寺

之順和尚

永正十二年六月十九日、此寺に寂せしが、時に遺偈を唱して曰、
久臥病筵惱我心、肉山危處少知音、不知自擲澗邊去、踏破乾坤涙古今。
と、時に年七十六、境内の鎮守を諏訪神社とひ、淺服湖神を祭れるが、祠堂に靈牌あり、當山護法清龍院運智泉神女といふ。此の神女に傳説あり。

麻服池神

昔應永の比、石憲禪師の弟子に、行之禪師といふ者あり、大正精舎を建立せり。師は明眼大悟の僧なり。一夜老女あり、綿帽子をかうぶり、來りて禪師の傍に侍しぬ。禪師問ふ、何者ぞ、老女曰く、「妾は是れ麻服の池邊に、年久しく住む者なり。今宵、親しく師の法戒を授からましとて來侍りつ、あはれ一篇の教を垂れたまへかし」と、其辭いと切なりき。禪師やがて説法を與へ、且つ曰ふ、「終に自己心性を見出づべし」と、老女忽ち省覺し、禮拜して云ふ、寔は我は凡人ならず、麻服池中の主なり。今師の法をうけて、得度を得たれば、爾後神となりて、長へに當山の守護となるべし」と誓ひければ、禪師また、三聚戒、菩薩戒等の血脈を授けられしに、厚くも謝しけるよと見る間に、消えて影をも止めざりき、依て之を諏訪明神と齋祭りて、鎮守と崇め、又、麻服池の汀なる小邱に、小祠を營み、大法會を修行せりとぞ。（寺記）

○十月十一日、伊豫國松山城主蒲生忠知の家老福西吉左衛門、伊豆國に流配せらる。忠知の臣に蒲生源左衛門といふ者あり、忠知と同じく、内藤左馬助政長の女婿たるの故を以て、家中に於て頗る權勢ありければ、吉左衛門之を嫉み、關十兵衛といふ者と謀り、源左衛門が政權を專にし、私曲多きを訴へ、且つ其子の爲に、眞田幸村の女を娶るを許けり。因て源左衛門を召して質すに、幸村の女は、瀧川三九郎の養子として嫁

蒲生氏の老臣伊豆に流さる

蒲生氏

忠長高崎に移さる

せし者、而して三九郎は、幸村と親戚なるを以て、嘗て本多上野介正純に告げて、養ふ所なりと答へぬ。即ちまた三九郎を召して之を質すに、違ふ所なければ、福西・關等の訴ふる所、毫も其實なきものとなし、此の配流ありしなり。而して關十兵衛は追放せられ、蒲生源左衛門は籠居を命ぜられ、三九郎も亦後追放せらる。忠知は秀行の次子にして、寛永四年春、兄忠郷早世するに及で、出羽國上山城より移封せられ、二十萬石、或は二十四萬石を食めりといふ。此人、又、寛永十一年八月十八日三十歳にて早世し、蒲生氏の統全く絶ゆとぞ。(藩翰譜) ○十月廿日、駿河大納言忠長、甲州より上州高崎に移り、安藤右京進重長に預けられ、幽閉せらる。(難波江) 此日將軍家光は、越後守光長、及び在府の諸大名を召し、忠長を上州に移すべき旨を傳へ、又、牧野内匠頭信成・内藤伊賀守忠重等を甲州に遣はし、忠長を見、甲州は遠隔に過ぐれば、上州に移り、蟄居すべき由の命を傳へ、直ちに送て高崎に至らしむ。(徳川實記) 忠長は勝山といふ乗馬に跨り、槍一本を携へて出立ち、近臣僅に従ふのみなりしが、朝倉筑後守宣正は、之を送りて武州府中に至り、別を告げて去る。(藩翰譜・寛永日記)

一説

一説、樂真子曰く、世に傳ふる老人覺書、其他の書に、忠長卿は、父公の御病氣を聞かせられても、更に憂ひたまふ氣色もなく、遊獵を事としたまひしなどあるは、例の流傳の説にて、一向探るに足らぬ事は、前に收めたる數通の文書にて明白なり、さるにても、斯くばかり歎き悲しみたまひて、今は御年寄衆指圖次第に仕るべしとまで、先非をまつた悔いたまひしを、老中の人々、唯、父公の御疾の障りなどと遠慮して、執し申さぬこそ遺憾なれ。是時いかにもしたらんには、卿も大逆の惡名を執られまじきに、彼の酒井忠世・土井利勝などいへる、各臣の處置としては、甚だしき不手際なり。是故に、或は此の人々の讒もあらんかと疑はるるも、亦以て自ら執れる所あればなり。(古今史略)

一説

一説、忠長駿府を出て、甲府に幽居して後は、百事慎み給ふべきを、さはなくて前將軍の病中にも、屢、使者を江戸に立てられたり。又、加藤忠廣の國除かれし砌、城請取の使者に對し、城に據て、反逆の色をあらはすべき由の風説ありしかば、駿河殿は江戸に訴へ、此の討手に向はせ給はんとて、藩士は何れも幕・旗の支度をし、騒動大方ならざりしこともあり。又、臺徳公菩提の爲とて、府中に善光寺を建立し、土木の構を起し給ふなど、其の舉動、聊も其身を慎み、其の過失を悔ひ給ふさまあらざりしゆゑ、斯くなりゆかせ給ひしとぞ。(徳川實記)

忠長領沒收

一説、崇傳長老の國師日記に依て考ふれば、亞相御父上の御勳氣を蒙らせ給ひ、甲府におはしまして後は、過を悔い罪を謝して、あるは崇傳に附託し、あるは諸老臣に懇請し、御勳氣御免を願ひたまひしこと、幾度なるを知らず、其の文體をみるに、嗚咽感泣するに至ることあり。當時太平未だ久しからず、人心なほ動く、ことなしといふべからざるに、萬一を僥倖する小人と、牝鷄の長舌とを以て、斯る大禍を醸し成したりと知られては、いと訝しき事多し。云云(江藩年錄)

二説相反すること甚だし、人は何れを信ぜんとするか。○廿三日、幕府、永井信濃守尙政、松平右衛門大夫正綱を遣はし、忠長が駿・遠・甲の地を收めしめらる。因て松平大膳亮忠重・秋田河内守俊季・新庄越前守直好は、駿府在番を命ぜられ、使番川口茂右衛門宗重は、同横目付役を命ぜられ、大番頭松平豊後守勝政は、組士ともに勤番を命ぜらる。(日記) 大膳は、是より専ら城外の守衛に當りしが、是れ駿府二加番の始にして、駿府勤番

二加番

駿府横目付

駿府勤番

屋敷の安西三丁目にありしより、世に安西加番と呼べり。二加番は、五千石以上の役に於て、高千石につき、四十人扶持の割を以て、毎月構内・紺屋町二所の倉庫より給せられ、稱して合力米といふ。忠長は、一たび罪を得て以來、大に悔悟する所やありけん、崇傳や天海やに書を贈て、救解を求めたること、嘗に一再のみに止まらざりき。而して其の文書も、今に存するもの少なからざれば、之を一讀して以て、是非の説を

忠長救解
を求む

も試むべきにや。

一書令^メ啓達^セ候、仍^テ相國様彌^レ被^レ爲^レ得^サ御快氣^ヲ候之由、目出度奉^レ存候、隨而我等儀、遠所に罷在、御機嫌之御様態、無^ニ御心元^ニ存候儀、可^レ被^レ成^ニ御推量^ニ候、就^テ其^ニ江戸近邊迄罷越^シ窺^ニ御機嫌^ヲ申度存候、其元御次而之節、御年寄衆へ、右之通御相談奉^レ頼候、委細渡邊監物口上申^レ含候、恐恐謹言。

閏十月十五日

寛永八年

駿河大納言 忠

長 判

國 師 老

一筆令^メ啓達^セ候、仍而先日申談候書物之儀、渡邊監物に爲^レ持進^ジ候、其元可^キ然^ル様頼入^リ存候、然者、相國様御機嫌、彌^レ被^レ得^ニ御恢復^ヲ之由、目出度奉^レ存候、將又、監物方迄被^レ入^ニ御念^ヲ節々被^レ仰越^サ候通、別而忝^シ存候、委細口上、申^レ含候、恐恐謹言。

十二月十六日

駿河大納言 忠

長 判

國 師

端 書

尙以此度之儀、偏頼^ニ存候、我等心底迷惑仕候通、御推量可^レ被^レ成^サ候、以上。

三個條書付

一今度我等儀煩^レ故、召遣候者共むざと申付、重重罷違^ヒ候儀、至^リ唯今^ニ迷惑仕候事。
一於^テ向後^ニ、御年寄衆御指圖次第、萬事可^レ仕^ル候事。

一右之心底うろんに思召候者、せいしを以^テ成^ニ共^ニ申上^リ候條、御年寄衆被^レ仰談^ニ可^レ給^ル候、頼入候。

十二月十六日

駿河大納言 忠 長

國 師

一筆令^メ啓達^セ候、仍先日御案紙通書附、渡邊監物爲^レ持進^シ之候、可^レ然^ル頼入^リ存候、猶口上可^レ申入^ル候、恐恐謹言。

正月十日

寛永九年

駿河大納言 忠

長 判

天海大僧正

一舊冬も如^ク申入^レ候、我等煩^レ故、召遣候者共、むざと申付、重重罷違^ヒ至^リ唯今^ニ後悔に候得共不及^ニ是非候、若又、無^レ據儀御座候はゞ、御年寄衆に令^メ相談^セ、指圖次第可^レ申付^ル候。
一於^テ向後^ニ者、萬事、御年寄衆御指圖次第可^レ仕^ル候事。
一右之旨、うろんに思召候はば、重而せいしを以^テ、御指圖次第何分にも可^レ申上^リ候條、御年寄衆へ被^レ仰談^ニ、將軍様より、相國様へ御説言被^レ成^下候様に奉^レ頼候、只今相國様、御不例之砌、か様に罷在候儀、一入迷惑可^レ有^ニ御察^シ候。

正月十一日

駿河大納言 忠

長

大 僧 正

猶以路次迄成とも罷出、御機嫌の程、近承度斗奉^レ存候、以上。

事 蹟

一筆令^メ啓達^セ候、仍^チ相國様、昨日晝時より、少^ク被^レ爲^レ得^テ御快氣^ニ、御膳御味被^ニ召上^ル之由承^リ、目出度珍重
不^レ可^ラ過^ク之奉^レ存候、先書如^ク申入候、御前之儀偏頼入存候、御肝煎被^レ成可^レ被^レ下候、遠慮罷在、迷惑可^レ
有^ル御察^シ候、恐々敬白。

正月二十日

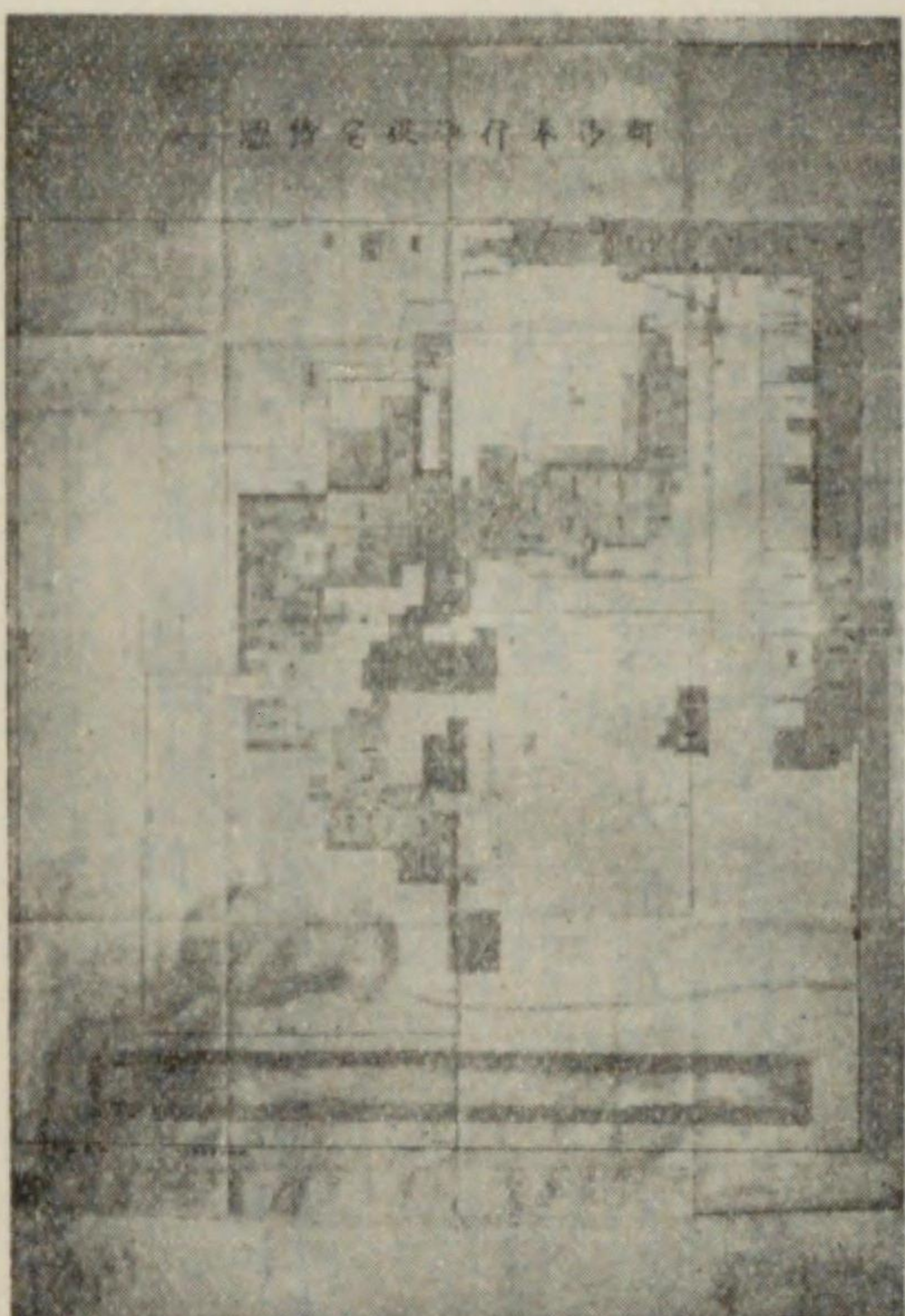
駿河大納言 忠 長 判

大 僧 正

崇傳救解

前非を悔い、肝膽を碎いての詫、言言みな涙ならざるなし。崇傳の如きは、此情にほだされてにや、書を得
て幾もあらず、廿二日には、早朝酒井雅樂頭忠世に詣りて直談し、廿三日には、酒井讃岐守忠勝に至りて面

説し、同じき日、西之丸に於て、土井大炊頭利
勝に面し、彼の三ヶ條を示して、懇切に説くと
ころありしといふにも拘はらず、遂に此に及べ
るは、深き事情のあるにや、忠長の天海に向つ
て斯くいひしは、天海や將軍やの、心裏を読み
得て後のことか、あらずか、忠長の歎願は、尙
數多あれどもさまざまはと略す。○廿八日、駿府



駿府奉行

左衛門を以て之に任じ、與力八騎、同心六十人を屬せしめ、皆な忠長附屬の輩を採用せらる。奉行所の一は、

大手組
横内組

役屋敷を大手門前に置く。廣さ凡そ五千坪、之を大手組と稱す。一は、役屋敷を横内門前に置き、横内組と
稱す。此に附屬の同心には、組頭・小屋頭・筆頭・書役等の任ありて、之に當らしむ。總べて同心は、府中各
町に、一二人づゝ居所を與へて住せしめしといへども、銀杏小路には七人、横内には一人なりきといへば、
確定のことにはあざりしか。而して其の俸祿も、現米百石より百五十石までにて、不同ありといひ、又或
は、各、切米二十俵二人扶持を給せりともいふ。(駿國雜志)凡そ町奉行は、老中の管する、芙蓉間詰の格ある
者にして、駿府の市街を管理し、城代・定番と共に、府内の庶政を綜べ、訴訟を裁き、刑獄を斷じ、非違を警
め、驛傳を管する等、一切の民政に預るものなれば、町村の庶民とは、密接の關係ありしものなり。

駿府在番記云、寛永九年、兩町奉行官邸、(縣令傳)南は、大手御門外佐藤勘右衛門。北は、横内御門外長崎半左衛門、
元祿十五年、天野傳四郎在勤のとき、北組は止み、南組計となれり。

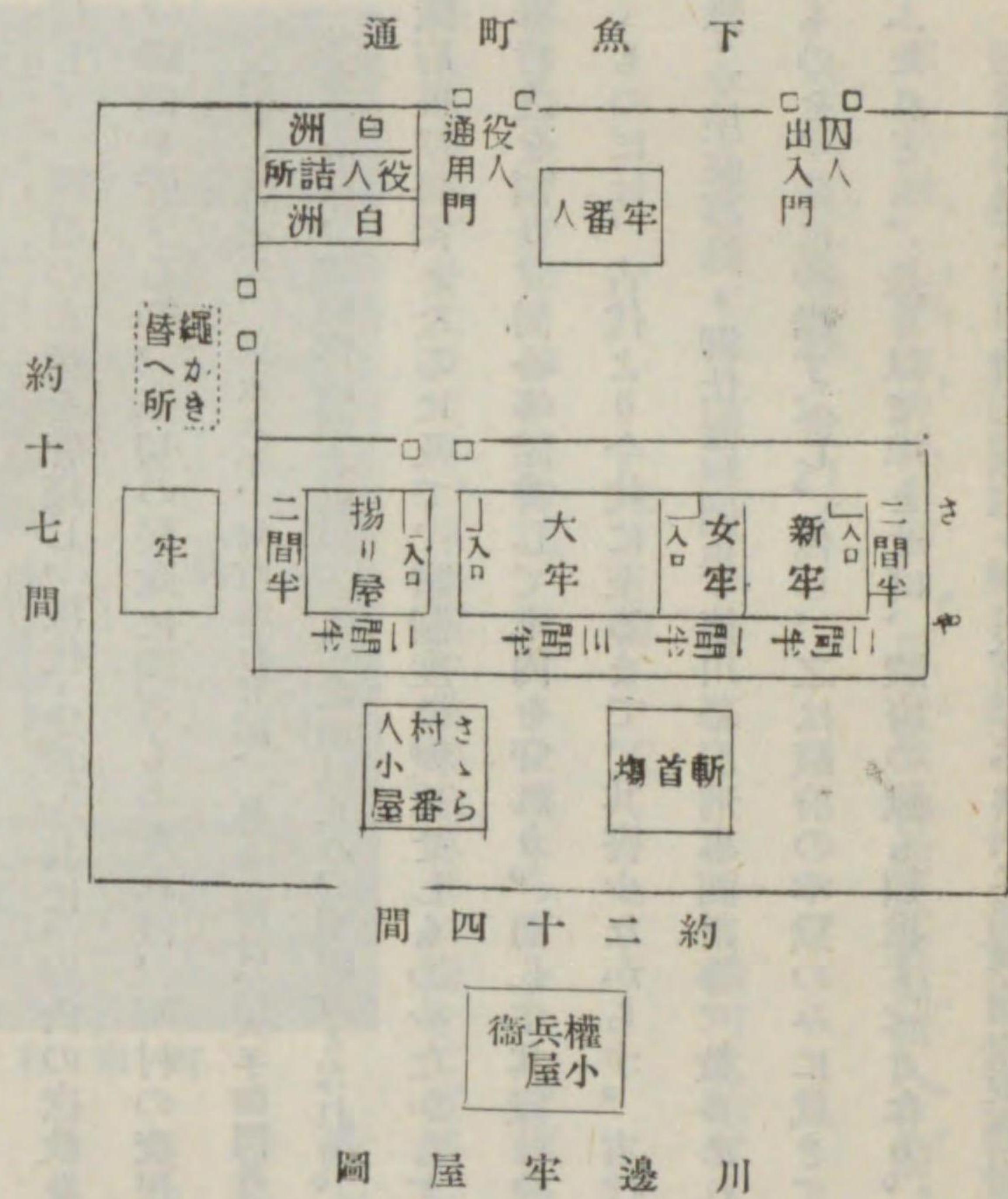
駿府牢獄

駿府再び幕領となるに及で、諸制度の變更せしもの少なからざりしが、牢獄の制の如きも亦其一にして、
町奉行之を預り、同心等詰番して牢内を守れり。而して其獄は、放牢・詰牢・揚屋の別ありき。牢獄の事を記
しものには、古代より今代に至るまで、其書少なからず。古代の書紀・令義解・拾芥抄等より、後世の牢屋
祕録・牢屋祕事録・御仕置類例集・徳川幕府刑事圖譜等、數多あれども其中より略ぼ牢内の状を知るに足るべ
きものを、此に抄録すべし。但し、之は駿府の牢獄のみに就きていふにあらず、主として江戸の牢獄の趣を
いふなれども、是を以て準とせば、駿府の獄も類推すべきなり。

牢屋の構は、東西・大牢三ヶ所に分れて、其内に揚屋・揚座敷等の區劃あるなり。揚座敷は、四間に分ち、各、疊六疊

事 蹟

二七五



川邊牢屋圖

を敷くべく、疊は備後表の縁白にして、湯殿・雪院等は別の設なり。これは、御目見以上の人に用ゐる。揚屋は、御目見以下、及び陪臣・出家・山伏・醫者等に用ゐる。而して此の敷物は、琉球表の縁無し、俗にいふ野郎疊にて、惣牢と同じ、揚座敷には、日光膳椀、給仕、盆等の備へありて、咎人の内より選びたる給仕人、二三人を附置く。御賄方は、朝の五時と晝の九時と、一日二回食にて、飯はもつそ一盆、汁は四季の物にて、軽き品を用ひ、菜代一人前四錢、一日分下さる。

菜にて、女も御目見以上は、揚座敷なり。出家・山伏は、官により揚座敷なれども、其咎を白狀したる上は、同一の罪人なるがゆゑに、御仕置の濟むまでは、牢内に差別あることなし。病氣の節は、平日ともに醫師二人見廻り、容態を悉く書上ぐれば、藥種人參等を下さる。此外に、尙ほ外療一人ありて、治療をなす。此の三人は、みな町醫者を用ゐ、宿賃一ヶ月壹兩三分下さる。常に牢屋掛、藥代は一ヶ月限り下さるれども、鍼治は法度にて、施す能はず、すべて病氣の者は、御仕置の當日までは、手當を大切にせらる。宿のある者

は、衣類は、冬は木綿わた入一ツ、宿より願へば、幾度にも取替を免さる。小遣銅は、二百銅づつ、一ヶ月に三度までは、差入を免さる。尤も奉行所へ願ひ、立會吟味を受けたる後のことなり。無宿のものは、夏はさいみ帷子、冬は淺黄綿入を下され、無宿は無宿ばかり、別牢に在る。

五ヶ年以前より、百姓牢出来し、麥飯を願へば、下さることなれり。これは平常身をこなさざるが爲に、白米ばかり食するときは、却て身のため悪しといふ思召より、御慈悲を以て、麥飯を仰付けられしものなり。

五百石以上は、大方御預け、以下は、揚座敷といふ振合にして、夏は牢の際に出し、格子の内にて涼ませしが、これは伺ひの上の事にて、これをさや涼といへり。冬は、宿よりの願によつては、蒲團を入れしめしが、夜具は、御法度にて免されず、又、火は一切用ゐしめず、故に夜中も一點の燈なく、眞の間黒となる。世に入牢することを、暗き所に往くといふは、此等より起るか。入湯は、毎月三度にて、月代は、七月十二日御免になり、髪結は、月月六度づつ、町人より召入れらる。七月十四日には、公儀より、囚人にさし鱒・さうめんを残らす下され、十六日には、牢屋奉行石出帶刀より、ごま煮茄子を遣はしたり。

牢は惣體、内に牢ありて二重格子なり。外牢のさやの内は、同心番所ありて、夜は不寝番をし、雪隠は所所にあつて、下には鐵の金網を張る。牢の字は、公儀にては牢と書せしむ。穴冠を嫌ひ、昔より牢と認めしめき。牢内久しく居るものを見立て、名主に申付け、罪人に能く下知を守らしめしが、尤も重き罪人どもへ、名主を申付けたるものなり。或は又、重罪の者を除くともいふ。囚人新に入牢する時は、ツルと稱し、金銀を土産として持參するに、衣服などに縫込むこともあれど、これは露見の恐あれば、多くは腹中に呑み込み、入牢の後便を澆せば、二日目位にて出づる由、此は名主及び牢役人の、役徳となるものにて、此ツルの多き者は、客分または客座といひ、普通の囚人よりは、別座に置き、聊か寛に取扱ふなり。云云 (牢屋憲事・牢屋密録)

さや涼

牢の字

ツル

土壇 而して其死刑を行ふ所を土壇といふ。又、代官預る所の牢は、別に南安東村に在るなり。或曰く、當國行ふ所の刑は、概ね江戸に異ならずと。時代は、是より少しく後の事なるべけれども、井原西鶴の書きたるものに、駿府牢内のことあり。牢内の事情を知るたよりともならんか。

津川隼人 富士威の騒がしく、府中の町も、用心時の年の暮になりぬ。世を渡る萬の事も不足なく、武道具も昔を棄てず、歴々の浪人、津川隼人と申せしが、如何なる思入にや、下人なしにただ一人、少しの板廂を借りて住みけるに、十二月十八日の夜半に、盗人大勢忍び入りしに夢覺め、枕刀を抜合せ、四五人も斬立て追散らし、何にても物は取られず、沙汰なしにして、近所も起さず済ましぬ。其夜また、同じ町はづれの紺屋に夜盗入りて、家を荒し、染絹懸視を取りて行くに、亭主鎗の鞘はづして出合けるに、七八人も取捲き、主人を斬りこかし、思ふまま諸道具まで取つて行く。夜明けての御詮議に、下下の申すは、皆鬚男の、大小をさしてまゐつたといふ。かゝる折ふし、彼の浪人の門に、血の流れたるを世間より申立て、さまざまの申譯、其の證據もなければ、是非なく牢舎してぞありける。

牢内状況 「昔は如何なる者ぞ」と御尋あるに、「此の身になつて名はなし」と、打笑つて申さず。何ともむづかしき御詮議にて、年月を重ね、七年過ぎて、駿河の牢舎残らず、京都の牢に引かるる事あり、又、此の中に交り、都の憂き住居、武運の盡なり。數多人はあれども、其身に科を覺えて、今更公儀を恨みず、命を惜まず。或雨中に、鐵の窓より幽かなる光明を受け、鮑の貝にて髭を抜くもあり、塵紙にて佛を作るもあり、色色藝盡くし、一人も鈍なる者はなし。其中に髪白く捲上り、さながら仙人の如くなるが、薄緑の絲にて、細工に蟲籠を拵へ、此の中に十三年になる虱、九年になる蚤、之を愛して、食物には、我が肥肉股を喰はしける程に、勝れて大きになり、優しく懐きて、其の者の聲に、虱は獅子踊をする。蚤は籠抜けする。悲しき中にもなかしき増りぬ。後は石川五右衛門より傳授の、晝盗の大事、又は、高名咄になつて、ちよろりの新吉といふ男に、片耳の無い仔細を聴く。人に語るは、「我險しき事に出合ひしは、四十三度、一度

も手を負はざりしに、或時駿河にて、浪人方に押込みしに、手ばしこく斬立て、皆々命をやうやくに拾ふ。一代にこれ程好かぬ目に逢ひつる事はなし。それにも懲りず、其夜染物屋へ入りて、主人を斬殺して」と、有りの儘に語るを聴きて、「我、こそ其の浪人の隼人と申す者ぞ、其方共の仕業、我が難儀となるなり。かかる身となりて、更更命を惜しむにはあらず、侍の、悪名取つて、相果つる事口惜し。何卒、此の難晴るるやうに」と申しければ、盗人聽分け、「我々はそれのみならず、此度は人を殺しての科、彼是通るる事なし。御身の事、御訴訟申さん」と、牢番を頼み、兩人あらまし申し上げたれば、久しく濟まざる事の埒明き、浪人を召され、永永の難儀の段思召し、何にても願を協へ下さるべき仰なり。浪人有りがたく存じ、然らば此の二人の命を申し請けたし、最前は彼等故の難に逢ひ候へども、此度の申譯にて、武士の名の埋まぬ事の嬉しさ、重し重し言上申し、助けけるとなり。(語調はなし)

駿府一加番の始

○脇坂淡路守安元に命じ、駿府城外の守衛を司らしむ。是れ一加番の始なり。(駿國雜志) 後、之を大加番とも、紺屋町加番とも、又、町口加番ともいふ。安元は安治の二子にして、兄安忠早世せしに因て家を受く。

脇坂安元

關ヶ原役の時、父安治と謀り、山岡道阿彌入道に頼て、家康に内應を約し、敵を破て東軍に至り、又、佐和山城を攻め落し、大阪の二役にも従ひ功あり。元和三年、信州飯田城に移て、五萬五千石を領す。安元は武藝に堪能なるのみならず、頗る心を文學に寄せ、和漢の書を貯ふること多かりしが、中にも深く歌道を好みければ、其の詠める歌にも秀逸少なからず。當時武家第一の歌人なり。近比、諸家の系圖を徴さることありしに、安元獨り祖父の代より記し、其上を語らず。其初に記して曰く、

歌人安元

北南それとも知らず此糸のゆかりばかりの末の藤原

將軍之を見て、感興斜ならざりきとぞ。或云、御加番脇坂淡路守、松平大膳亮と。(駿府在番記) ○駿府目附

駿府目付の始
を置き、川口茂右衛門を以て之に任ず。(駿府在番記) 是れ駿府目付の始なり。此役は、使番より出づるものとす。八月初旬命を受け、甲府にも出張し、十二月江戸に歸る制なれば、駿府にあるは、百日に過ぎざれども、其の逗留の間、住居する屋舖は、大手門前、町奉行屋敷の隣にありて、坪數二千四百三十二坪許の廣さなり。凡そ駿府の諸職の事は、已に記したるものもあれば、或は複雑する所もあるべけれども、此に總括して、其の概略を示さんとす。

城代 一駿河御城代 御役知行貳千石

但、與力十騎 同心五十人。

加番 一駿河加番 萬石以上壹人、世上に而大加番さいふ。

其外、五六千石、寄合兩人被_レ仰付、御暇之節拜領物、萬石以上は、在所御暇之格を以被_レ下_レ之、寄合加番は、何れも時服、御羽織被_レ下_レ之、毎年九月之更代なり。

但、加番は、御城外役屋敷有_レ之。

書院番頭

一御書院番頭 同組中、與力・同心共駿河在番被_レ仰付、尤三組ツツ、毎年九月交代、右御暇之節、拜領物、御番頭は、金三枚・時服三・御羽織、組頭は、白銀廿枚、組中は白銀拾枚宛、此節、忤ども御目見被_レ仰_レ付_レ之。

目付

一駿河御目付 御使番被_レ仰付、毎月一人ツツ、十月より極月迄、彼地罷在、夫より直_レ甲州、御城番之目付相勤候、尤歸府代無_レ之。

在番

一御在番 御書院御番頭より、壹人ツツ手代りなり。

加番

一御加番 大名壹人ツツ、是は寶永四年より、新規に被_レ仰_レ付_レ之。

定番

一同御定番 御役料七百俵。

但、與力十騎、同心五十人。

町奉行

一駿河町奉行 千石高 御役料五百石。

但、與力五騎、同心六十人。

清水御船手、水主五十人、支配町奉行は、寛永十年二月、大久保玄蕃頭忠成より勤初なり。

具足奉行

一御具足奉行 壹人

久能山惣門番

一駿河久野山惣御門番 壹人

但、與力八騎、同心三十人。

久能山目付

一同所御目付 壹人

(宮中秘策・徳川禁令考)

駿府代官の始

○小嶋市兵衛を以て、駿府代官となす。是れ駿府代官の始なり。

一説、古郡孫大夫重政は、富士郡中里村の郷士なり。大納言忠長に召出され、祿百俵を賜はり、駿府代官となり、忠長退轉の後も、其ま相務むべき旨の命を蒙り、依然其職に在りき。

澤庵和尚

○十一月十日、京師の僧澤庵和尚罪を赦され、江戸より京師に歸る途、來て豆州三嶋に到る。

一説、玉室・澤庵二師、謫處より召還されて、寛永九年七月廿七日、江府にいたり、神田の廣徳寺に寓す。此冬、澤庵

は、堀氏に寄居せしが、翌年二師を大徳寺に歸らしめ給ふ。(増訂寛五年表) 正保二年十二月十一日、澤庵宗彭叙、年七十
三、大徳寺百五十三世、有明暗双之・春雨桑宿・玄冥之・東海暮翁等之數號善歌。(名家年表)
和尚、道中の名勝舊蹟に遇ふごとに、之を詩に吟じ歌に詠じ、以て紙筆にとどむ。嶽南の勝景にあうて、和
尚は如何に觀じつらん。和尚筆を三嶋に起して曰く、

三嶋

十日午前入三嶋、先參詣於明神、本社・末社、新造華美、不_レ可_レ勝言_一矣。

浮嶋原

南無三嶋大明神 本地大通佛、變身 蓬丈瀛州是常處 不_レ超_二弱水_一得_二仙真_一。

浮嶋原

行處是皆浮嶋原 此生如_レ寄_レ不_レ留_レ痕 雖_レ藏_レ身_レ尙_レ未_レ藏_レ影 歸去來分_レ無_レ月村。

浮嶋原

思ふことなくていづくにありはてんしばしなる世を浮嶋が原

浮嶋原

のぼる左の海原に、松のしげりありといへば、これこそ、駿河の國の千本の松原とて、多く人を白刃にあ

浮嶋原

てし所ぞといふ。

浮嶋原

むかしこゝに人やなげきを植つらん今も千本しげきまつ原

吹上

客路風寒吹上松 惟時天序在_二三冬_一 夕陽收盡浦雲合 數杵猶敲海寺鐘。

吹上

世にたかく吹上の松の名にたつや木末にかよふ沖津とほかせ

吹上

多子浦

多子浦

焦思竈竈_レ空烟 世路艱難最耐_レ憐 似_レ愛_レ風光多子浦 擔頭潮没月明還。

多子浦

田子のあまやくもしほの烟をいたみきえゆく空に身をやるらん

多子浦

清 見 湯

多子浦

不_レ鎖關門無_二更生_一 只能令_レ勝境留_レ行 暮雲埋_レ景有_二遺恨_一 清見寺中鐘一聲。

多子浦

人やたれとむるともなし清見がたうらのながめや波の關寺

多子浦

過 三 保

多子浦

三保松原縁接_レ波 江東勝絶不_レ尋_レ花 客中風景未_レ知_レ飽 強策_二羸駿_一信_レ脚過。

三保

世をわすれ三保の松原ふじの雪しほやく煙海土のつり舟

三保

十二日の朝、江尻の宿をいづ。誰も旅なれば、府中とても心とどまらず、あべ川とやらんもすぎ、まりこ

三保

川にのぞめば、夕日やをしきききの波、水鳥や鳴履けあげて渡るや、葛袴のすそぬれて、恨みながらに、

三保

宇津の山にかゝる。

三保

いくほそき世は石の火をうつ山ひかりしよさへたどる細道

三保

旅人には、心おかべの郷ながら、晝のやすらひしてつく頃、思ふ藤枝花の波、かゝる大井川をわたる。

三保

瀬はふちと思ひかはさば大井川人のこゝろのそこもたのまし

三保

十三日に、かなやの宿をいで、たどる程に、ここぞと音にきく川も過ぎ、中山にかゝれども、さよいまだ

三保

あけず、世にめづるやからは、心常にいそがし、それらにいざなはれて、おもひの外に、やどりをとく出

三保

事 蹟

三保

小夜中山

三保

二八三

三保

二八三

かけ川

で、中山より、富士のながめもなりかねて、心にかけてしも、いたづらになれば、世をおもふ人ゆゑ宿をとくいでゝまだあけやらぬ小夜の中山年たけて又とはかねて思はざりし中山をまた越ゆと思へばかけ川にて、

ゆくまゝにたち歸るべき老が身はとばかり袖にかけ川のなみ風ふくろぬも、身にしむばかりながら、富士を見付のこふといへば、

富士といへば時しるものを三冬さへめづらしからぬ雪も珍らし

富士山

望富士

富士山高甲大倭 中朝五嶽亦如何 峰臨東海所何似 只見漁翁雪一簑

去歳見富士、今記于此

直上山句碧落間 千秋積雪擁東關 月明夜若星無影 富士峰前不見山

濱松

十四日、濱松の宿を出づ。

里の名はとはでもしるし沖つなみ木末にひびくはま松のおとあら井の渡しいでて、白須賀の海にのぞむ

しら菅のねさしもしらでよる浪の岩にくだけてひきぞわづらふ

鹽見坂

鹽見坂をのぼりて

暮まちて見ましや海をわけのぼる月かけそへてさす鹽見坂

坂とは、のぼり行く道をいふにはあらず、のぼりのぼりて、上の平なる所を坂とはいふなり。誠に此處はのぼりて、上下にして海を見おろす。是を坂の本意とぞ思ふ。松原遠く行く。右に道あり。

澤庵和尚 澤庵は但州の人にて、名を宗彰といひ、濟家の僧なり。寛永六年二月、大徳寺の住持に、玉室和尚の法嗣正隠を推し、紫衣を賜はりしが、幕府の法度に背きたりとして、玉室と共に罪せらる。此時、玉室は奥州棚倉に、澤庵は出羽國上ノ山に配流せられ、共に行いて下野國大田原に至りしが、いよいよ袂を別つに臨み、澤庵一偈を示して曰く、

天分南北、兩鳥飛、何日舊栖同翼歸、聚散無常、只如此、世情禽亦有樞機。

玉室之を見、和して曰、

草鞋竹杖與雲飛、舊院何時把手歸、水遠山長猶絶信、別離今日已忘機。

此の如きこともありて、玉室・澤庵は別れて、棚倉と上ノ山とへ赴きしが、此の時仙洞御所にも、御製ありて、

五月雨に澤の庵も玉の室もながれてのこるにごり江の月

とつづけさせ玉へるに、民間にも、狂歌をつづけて誹るものありき。

江戸味噌を二すりすりて一すりはみそかすばかりのこる江の月

如何に上下の、幕府の處置を悪めるかを見るべし。澤庵の罪狀に曰、

先年權現様、京師大徳寺之寺法に付て、天齋・松岳・玉室、此三僧を被召出、様子御尋御吟味之上、寺法御

定被^メ遊^{ハシ}時分者、在寺不^レ仕、今度卒爾に罷出、違^ニ背^シ御法度書、逐一右筆致^ス返答書、儀、不^レ憚^ラ公儀^ヲ恣^ニ私意^ヲ之義、澤庵一人之覺悟之旨、世上風聞候之故、先日^ニ上使^ヲ御尋之處、露顯言上、依^テ之被^レ處^ニ遠流^ニ者也。

寛永六年七月二十五日

斯くて澤庵は、上の山に至り、山中に春雨庵を營みて、居ること四年、茲年八月赦されて江戸に到り、今京都に歸るなり。澤庵和尚は高僧なり。和尚の兄に、秋庭半兵衛といふ者あり。小出大和守吉英の家來にして、祿二百石を食みしが、常に華麗を好むが故に、常に貧弱なり。澤庵嘗て諫めて曰く、

天道論

先書に、何事も天道次第との御文體、尤も其分なる御事に候へども、夫は常の人の知る事にてはなく、古今、松の葉は細く蓮は丸く候、如^ク此我身に應ずる様に、天道を能^ク辨へ、小身の者は、少し引下げて華麗をせず、大名は、其程程に身を持候が、別天道にて候。縦ば一國の米を、天道次第とて、片端より喰^ヒはなし候へば、跡が積^リ申間敷候、其時天道に借銀借米とは有間敷候、斯様なる謂を不^レ知^シして、天道次第と云て、寝ても起ても、天道から食服をあてがはるやうにおもふ事、大體誤なり。如何なる細工人も、定規なければ不^レ知^トと、但し我心の様なる人を定規にせば、三五の十八たるべし。吾と固め、身を持ち分別能^ク、摺切ぬ人を定規とは申候。杓子を定規にせば、直には如何候。百石取の身にて、二百石取の體は、天道に背き申候。貴殿は御振舞廣く見え申候。夫は天道に御背候。月を御覽候へ、十五夜は圓滿に成候へば、又一分づつかけ申候。是人間の見せしめにて候。

おもへたどみつればやがてかく月のいざよひの空や人の世中

此うた至極の理にて候。長文體六ヶ敷可有^レ之候得共、兄弟と生れて、御爲能^ク候へかすと如^ク斯候。何卒御振廻をかへて、借銀無^キ之様に可^レ被^レ成候。親類遠ざかり、親しき知音に恨を結ぶは、大方欲故に候。

月 日

澤 庵

秋庭半兵衛殿

此書、嶽南史に關係はなけれども、一度見るときはうちも棄て得ず、和尚の事を記す次でに記しおくなり。此類の事は他にも所所に出でたり。

澤庵漬

澤庵漬といふ香物は、東海寺の開祖、澤庵和尚の漬け始められしものとなり。相傳ふ、香物は、漬^{ツケ}干^{カン}より出でたるものなり。薰物の中へ蘆木をうすく片ぎ、三四分の大きにして漬浸し、その香氣をうつして之を焼くを、漬干といふなり。之にもとづき、瓜・茄子・大根等の野菜を糟粕に藏し、その好味をうつして、茶葉子に用ひたるなり。合せ香に漬けたるより、起るによつて、香物といへり。専ら茶の湯に用ふとあれば、慈照院殿の時代より起る事が、今、口取に用ひる菓子に比するものか。(本朝世書談) 又云、澤庵漬は、東海寺開祖澤庵和尚の漬け始められしものなり。(増訂半日閑話) 香物は、室町殿の頃より、専ら湯漬の膳につくること今の如し。祇園會御見物御成記(大永二年義時將軍の獻立に、)

御ゆづけ

たこ やきもの (おけ金だい膽あり、このわた)

あへませ 御ゆづけ

かうの物 かまぼこ ふくめ鯛

事 蹟

三好筑前守義長朝臣亭へ御成記永祿四年三月并日、義輝將軍
一惣衆へ、參獻立、小面仕分、御湯漬二百膳

しほ引 あわびしほ やきもの

あへませ め し

かうのもの ふくめ鯛 かまぼこ

からすみ うづら あつめ汁

爾餘、朝倉亭御成記永祿十一年五月、文祿四年御成記吉秀等みな同じ、松路加

世に澤庵漬といふ香ノ物あり。此僧の漬け始めしに因りて名づけたるなりと傳ふれども、是は誤なり。澤庵は東海寺の開山にして、正保二年九月圓寂せしが、其墓は、一個の圓石を置きたるのみなり。然るに其石異様にして、大根の香の物に能く相似たり。故に香ノ物に渾名して、澤庵漬といふなり。(鳴呼矣)

品川東海寺澤庵和尚の塚をみ侍りて

足曳山丸

どつしりとすわるお寺のかうの物げに澤庵のおもしろい塚

(狂歌才藏集)

寛永御前
仕合

○十一日、江戸に、將軍照覽の武術仕合ありて、遠州周智郡三倉村の人、難波一藤齋、奮闘して勝を得、將軍の賞詞を蒙れりといふ。今その實狀を聞くに、曰く、

難波一藤齋

御稽古場、間口五間奥行十間なり。上面には大久保彦左衛門殿、左の方は柳生但馬守殿、右の方は小野次郎右衛門殿、白の采を持て上下なり。

第五番組

遠州三倉の住一甫齋伴

飛雀の首筋へ針を打込

難波一藤齋

雀の右の目へ針を打込

金井平兵衛

雀の左の目へ針を打込

吉田初右衛門

一藤齋は、一尺二寸の小太刀を持ちて立出づる。金井は、三尺の木太刀を大上段にかぶり、透を見て曳ヤツト打込む木太刀を、一藤齋は打拂ひ打拂ひ相戦ふ。金井は亂れの太刀を、はつしはつしと稻妻の如く打込むに、太刀筋目に見えぬ程の早業なり。一藤齋も、其の進退は飛鳥の如く、前にあるかと思へば、忽ち後に顯はれたり。金井ふり歸つて兩足を拂へば、一藤齋は中に飛上る。飛上つて下るとき、金井の太刀を打落せり。小野殿采を難波に上ぐ。此時吉田初右衛門は、同門の負けたるを無念に思ひけん、拳を振ひ齒を喰ひしぼり、血眼となつて控へ居たり。

大久保彦左衛門殿この體を見て、難波に向ひ申しけるは、大儀ながら、今一勝負致すべしと仰せければ、一藤齋畏り奉ると申し、頓て一尺二寸の小太刀を持て立出づる。則ち吉田へ御下知あり。吉田悦ぶ。吉田は、我が同門の敵、打ち倒し呉れんと勇み出で、三尺ばかりもあらんずる太き太刀を取り、眞向に振りかざし、曳ヤツト打込むところを、難波はすかさず、ハツシと受けとむる。初右衛門は、是非に打倒し呉れんの心を肩宇にあらはし、縦横無盡に切込み打込めば、難波亦ひるまず、打拂ひ切拂ひ、退いつ進んづ、追いつ追はれつ、陽炎の如く稻妻の如く、飛違ひ馳違ひ戦ふ有様、疾風石火と云はんは尙ほ愚にて、

實に目にも見えざる早業なりけり。一藤齋は利那の透を窺ひ、敵の左右の小手を打ち、飛で後へ抜け、更に左右の肩先を打ちけるが、吉田は唯、同門の負けたるを無念に思ひ、勝たん勝たんの心に狩られたれば、之に氣も附かず、ますます精を凝らし術を盡し、隙を狂つて突進し、一刀鋭く打つて難波の小太刀を落したり。而して小野は采を上げざりけり。

將軍家光之を見て、柳生但馬守を御前に召し、仰せて曰く、「只今の勝負は如何に思ふか」と。但馬守謹み答へて曰く、「さればにて候。一藤齋、先に初右衛門が左右の小手を打ち、後へ廻て後、また其の兩肩先を打ち候」と。將軍、また次郎右衛門を召し、問うて曰く、「只今の勝負は、如何に見受け候か」と。次郎右衛門畏て曰く、「臣の見受け候には、一藤齋後へ廻り候節、初右衛門が左右の肩先を打ち候へども、其の以前、已に初右衛門の小手を打ち候、其時實は采を上げ候はんと存じ候へども、對手虚實を盡して働き候ゆゑ、遂に見合せ罷在り候」と。將軍は二人の審判を聴けども、尙ほ安ぜざる所やありけん、更に大久保彦左衛門を召し、問うて曰く、「只今の勝負、汝以て如何となす」と。彦左衛門畏り、徐ろに答へて曰く、「されば候。一藤齋は初め敵の左右の手を打ち、其後、また敵の兩肩を打ち候へども、相手は之を顧みず、絶えずまに働き候ゆゑ、餘りの面白さに勝負の判き見合せ居り候なり」と申上げける。

聽て彦左衛門は、御前を辭して次の間へ下り、吉田初右衛門を呼び出だし、「汝が今の勝負は、甚だ目覺しく見つるが、汝は先に左右の小手を打たれ、後に、背より左右の肩先を打たれつるが、汝その後の働きは知りての事か、將た心付かでの事なりしか」と尋ねければ、初右衛門、謹み畏り答へて云ふ、「私打たれ候

ことは、つゆ覺え御座なく候。苟も知らば、何とて無益の働きを致すべき」と申せば、彦左衛門聽き終て、「さなりさなり、汝同門の負けたるを無念に思ひ、是非是非勝を取らんと思ひ詰め、必死と成つて働きたれば、心付かざるも理りなり。心を平かにして能く考へても見よかし」と云はれけるより、初右衛門、始めて我にかへりて省みれば、左右の兩手、左右の雙肩に於て、少しく痛みある場所のあるを覺えける。因て、試みに衣服をまくりて見るに、正しくも、小太刀の痕の、赤く付けるものかな。初右衛門これを見るより、ハツト赤面し、一言もなく、恐れ入て平伏せり。時に將軍家光は、「誠に難波一藤齋は、小太刀の妙を得たる者なり」との、上意を下されしとぞ。(寛永劍客傳)

或は評して曰く、此の勝負は、立合の時已に決したり。平兵衛は敵を田舎者と侮り、初右衛門は必勝を期せり。侮る者は怠り、必勝を期する者は逼る。是れ敗因なりと。○十六日、駿河亞相忠長の家士等、悉く配流せらる。掛川城主朝倉筑後守宣正は、和州郡山へ、松平下總守忠朝に預けられ、或曰く松平下總守清匡に預けらる。(廢絶録) 甲府城代谷村城主鳥居淡路守成信は、羽州山形へ、鳥居左京亮忠恒に預けられ、田中城主三枝伊豆守守昌は、奥州棚倉へ、内藤豊前守信照に預けられ、興津河内守直正は、羽州由利へ、酒井攝津守忠高に預けらる。直正は、三枝守昌と共に、忠長の用役にして、一萬石を食みし人なり。屋代は越後高田に預けられ、河野勝右衛門照守、及び其子莊右衛門通政は、松平石見守輝澄に預けられ、太田善右衛門盛意は、稻葉丹後守正勝に預けられ、守役松平壹岐守正朝は、常州下館へ、水谷伊勢守勝隆に預けらる。正朝は、後赦されて水戸に仕ふ。而して老職内藤伊兵衛・大久保將監・矢部八左衛門・戸田半兵衛、守役松平志摩守、寺

忠長の家
士配流

社奉行榊原大藏・野田杢頭、町奉行門奈助左衛門、代官村上三右衛門等は、皆な自殺せり。或曰く、矢部八左衛門は、永井大膳と共に、伊豆國大嶋に配流せらる。爰に夏目源左衛門・野部六左衛門といふ二人あり。寛永二年、共に召されて府中奉行となり、夏目は七百石、野部は八百石を領せしが、此日同じく預けられ、後また共に自殺せり。其他、徳川氏の世臣にして、駿河に附せられたる輩は、武藏・相模・伊豆の三國內に蟄居せしめ、忠長自から用ゐたる族は、悉く遠州荒井關外に追放し、再び關東に入るを禁ぜらる。(徳川實記)

先是、將軍家光令して、忠長家中の士は、來る十一月十三日を限り、悉く離散すべき旨を命ぜられしが、時偶、紀・尾二侯は、暇を賜はりて歸國の途に就き、尾州侯義直は嶋田に到り、紀州侯頼宣は沼津に着せし時なりければ、幕府俄に内命を傳へ、暫く逗留して進むこと勿らしむ。是れ萬一に備へたるなりとぞ。既にし幕府の官人等、駿府に殺倒し、敏速に處置して容す所なかりき。即ち駿府城受取役には、松平右衛門大夫正久・永井信濃守尙政。加番には、脇坂淡路守安元・松平大膳亮忠重。目附には、川口茂右衛門。代官には、小嶋市兵衛・井出重右衛門。家人預の上使には、柳生飛騨守宗冬等にして、已に到るや、岡部丹波守興賢・神保左京茂明等二人を遣はして、掛川城を受取らしめ、高室金兵衛を以て代官とす。(掛川志稿) 或曰く、本莊伊勢守茂親・設樂甚三郎を在番とす。(廢絶録) 又、大久保荒之助忠直を遣はし、田中城を受け取らしめ、因て諸家士の罪科を決し、尋で忠長の室を送て、其郷に歸らしむ。室は名を久の方と稱し、織田左少將信良の長女なり。信良は、織田信雄入道常眞の四男にして、上野國小幡の地二萬石を賜はり、寛永三年五月十一日、四十三歳にて卒し、其子因幡守信昌繼ぐ。即ち今は信昌の代なり。久の方は、後元祿三年九月十九日卒す。

掛川代官
高室金兵衛

忠長の室
久の方

諡して松孝院妙行日久大姉と稱し、三田廣布山大乗寺に葬る。

加番松平大膳亮忠重は、上總國佐貫の城主にして、十月廿八日、脇坂安元と共に、駿府城外の警衛を命ぜられしものなり。是れ駿府二加番の始にして、其の屋敷の、安西三丁目に在りしを以て、又安西加番とも稱するなり。二加番は、此後在番一年を限とし、萬石以上と交替すること、凡そ十三年の久しきに及び、正保二年、改めて五千石以上の役とし、高千石に付き、四十人扶持の積りを以て、月月合力米を給ひしが、其米は、横内・紺屋町二所の倉庫より出づるを常とす。一加番も、封祿等總べて是に同じ。

一説、八月九日、脇坂淡路守安元・松平大膳亮忠重等二人に命じ、駿府城外を警衛せしむ。是れ一・二加番の始なり。

松平長七郎
松平長七郎は、忠長の長子なり。忠長大故の後、流浪して攝津國に至り、大坂本町渡邊橋の傍に寓居せるを、錢屋四郎兵衛といふ者、迎へ取て養育せしが、後又、阿波座の阿波屋太郎助の家に移り住み、後遂に行く所を知らずなりぬ。或曰く、武州秩父郡武甲山の頂上を距ること凡そ廿町許り、己午の方に當る山の半腹を持山といひ、爰に阿彌陀山念佛寺といふ一小禪院あるが、是を田村禪院圓福寺五世、祖圓和尚閑居の地となす。而して此の祖圓和尚といふは、即ち長七郎なり。又、念佛寺を距ること凡そ四十間許にして、子の方にあたる所に、一の岩窟あり。入口悉く石を以て疊めるが、是れ祖圓和尚入定の地にして、今に至りても尚往往、祖圓の靈を拜する者ありといふ。唯、惜むらくは、墓碑の徴すべきものなきを、故に入寂の年月詳かならず。云云

一説、富士郡本市場村、玉置社の御靈代は、亞相家の御時、松平御系圖、并に駿河家の公達、松平長七郎長康君、又、

政之丞君の御書等を添へて御納あり。長康君は、富士根方江之尾・増川・神谷に御生長ありしとなり。覺書に、駿河御改易之後、供_レ御母公青松院_一、蟄_ニ居富士根方_一、此時、四人の臣富永・竹永・小栗・安倍等従ふ。其後、母公青松院機田家の母、女なり云云於_ニ富士根方_一逝去、其後至_リ京都_一登_ニ大阪_一云云、四士は竹永忠右衛門・富永辨之助・小栗隼人・安倍勘ヶ由なり。

因云、文化二年二月の頃、長澤箕山と云ふ仁尋來まして、御系譜等を、此社に納め置かれしとなり。箕山君は、亞相家御所由なれど、御稱號を憚りて、長澤と稱せられしなり。(駿河志料)

信玄の旗馬印

長遠寺住職

上總介忠輝の門

品川辻門

○忠長退轉の時、駿府城の寶庫より、武田信玄の旗馬印の出づることあり。諸人其故を知らず。頗る疑惑を懐く者多く、之を忠長の士に尋ねられしに、甲州の長遠寺より獻せしものといふ。因て、其事ますます疑はしとの沙汰にて、遂に長遠寺住職は、佐渡に流竄せられたり。抑も此の長遠寺の住職某は、武田信玄の女塔にして、其子に武田二位といふ者ありしが、是れ正しく信玄の外孫なりとて、住職と共に佐渡に流さる。然れども二位は、後嚴有公の時に至り、江戸に召還せられたり。(駿國雜志・藩翰譜) ○武州品川の町端に大門あり。是れ初め上總介忠輝の門にして、彫刻に立木の藤を彫れるものなり。其の當時人みな之を珍とし、江戸の人、日に集り見る者山の如し。中に白髪の老人あり、眼を凝らして、熟視すること良久し、傍人に謂うて曰く、「此君の代は久しかるまじ」と。人其の故を問ふに、曰く、「藤咲く門の口を閉づとて、善からぬ彫物とするなり」と、其後、この言自から世間に流傳せしが、間もなく大阪の亂生じ、忠輝戰に臨み、不覺の罪を蒙り、家國を滅亡し、今は信州諏訪の住居となれるを、忠長忌むことをせず、聽て其邸に住し、常に此門を出入せしに、復又其轍に陥りて身を滅ししかば、遂に品川の辻門とはなれりけるなり。云云、大小上下、

土井利勝人心を試む

新井白石の説

貴賤男女心を止めて此門を見、各、分別、相應に覺悟あるべきことどもなりと語りける程に、芝口あたりにて見失ひ、行末を知らずなりぬ。往復の多き旅客の中には、目にて見る者もあるべく、心にて見る者もあるべきが、哀を感じる輩も少なからずとなむ。(松永道齋開書・一話一言) ○世に傳ふ、臺徳院薨去の後、土井利勝ひそかに思ひけるは、今の世に在て、尋常の輩、いかで返逆の企など思ひかまふるものあらむや、たゞし御一門の結構あらんには、くみするものあるまじともいひがたしと思ひ定め、所勞なりとて數日引こもり居て、人知れず、いづちともなく、諸大名へ密書をめぐらしたり。その大意は、駿河大納言殿、勇略世にすぐれたまへば、天下の主となしまらすべきものなり。各、一致し、當將軍をうしないまらせんと旨なり。此時、仙臺中納言政宗、最初にこの文を見て、先づ御所に参り、何ものか、斯るめぐらし文するよし注進し、その外の大名も、追追に訴へ出でたり。その中に、駿河殿はこの事しるしめしながら、聞えも上げたまはず。又、肥後守忠廣父子も、此よし訴へず。駿河殿ならびに加藤父子が、罪かうむりしそのもとは、是より起りしと云ふ。云云(徳川實記) ○新井白石、嘗て藩翰譜を著し、忠長の傳を記して曰く、

寛永二年正月十一日、駿河・遠江を參らせられ、甲斐國を合せて三箇國を領し給ひ、駿河の國府を御座所と定めらる。同き三年八月十九日に、權大納言從二位にならせ給ひぬ。同き八年の夏の頃、駿河の國に赴かせ給ふ。是は御入部あるべき由を、仰せ下さるといへども、内内は、此殿の御心は、こはしく、物あらき御振舞のみあつて、大相國家の御心に、背かせ給ふ所多くわたらせ給ひしゆゑ、御折檻の爲に、かくは遠ざけさせ給ひしとぞ聞えける。云云 明れば正月の半より、大相國家の御違例、殊に重らせ給ひしかど、關東に參らせ給ふことも叶はず、同廿四日、大相國家終にかく

れさせ給ひぬ。此後、世の中何となく静ならず、天下亂れんこと近きに在りぬと、ひそめきあへり。六月朔日、加藤肥後守忠廣父子配流せらる。其罪さだかならず。謀反の人に組みせしとも聞ゆ。さらば如何なる人か、斯る企は有らんといへども、其人も亦さだかならず、かくて墨染に咲きし櫻も梢に残らず。春過ぎ夏たけて、秋は紅葉の色ながら、皆人花の袂になり行く。いつしか物毎に改りぬる世となりて、八月の初め、勅使下向の事あり。動きなく世知召されて人の心定る。十月廿三日、永井信濃守尙政御使を承て、駿河國に赴き、青山大藏少輔幸成は甲斐國に赴く。其餘、大名・御家人等二十餘人、駿河・遠江・甲斐國に向ふ。如何なる事ぞといふ事を知らず。人皆不審しあへり。十二月十六日、大納言殿の近習の侍廿餘人、諸大名に召し預けらる。此頃には、世には、此殿甲斐に徙され給ひぬといふ事をば知れる。同月廿一日、永井・青山、御使より歸り參る。十二月には、彼家のおとな、鳥居・朝倉等の輩配流せらる。明れば十年正月の末、大納言殿上野國高崎の城に徙され、安藤對馬守重長に預けられ給ひぬ。いかに思召し定められけん。此年十二月六日の夜、自ら御首をかき落して、失せ給ひしこそ無慙なれ。御年は二十八にぞならせ給ひける。

或は又、説を爲す者あり。曰く、

元和・寛永の幕政は、皆な土井大炊頭利勝の畫策に出でしが、先に臺徳公の薨せし時、密密に廻文をめぐらして、駿河長公子を奉じて、亂を作らんことを謀る者ありしとき、伊達政宗を始めとして、諸大名みな其の密書を上りしに、獨り駿河と肥後とのみは、之を上告せず。是を以て臺徳公の薨去、玆年正月廿四日を去ること、僅に百二十餘日を過ぎ、六月一日、肥後熊本城主加藤肥後守忠廣は、先づ其殃を被り、肥後一國を收めて、出羽庄内に放ち、僅に一萬石を賜はり、其子光正も亦飛驒に預けられて、僅に百人扶持を給せられ、哀むべき状態とは成り終りぬ。其名は、忠廣驕侈節せず、厚敷民を苦め、又佞人を悦び正士を遠げ、父の政大に衰ふ。光正も亦暗愚、遊戯度なしといふにありきと雖も、其實は即ち然らず。利勝の計に陥りしなり。

元和寛永の幕政

加藤忠廣

今試みに其の事實の大概を示さば、一日、小姓組の番士室賀源七郎が家に、空名の書を持來る者あり。其の家僕これを受けざりしかば、代官井上新左衛門の家に至る。井上之を開き見るに、駿河大納言殿、勇略世にすぐれ給へば、天下の主となしまゐらすべきものなり。土井大炊頭首謀として、大納言殿を奉じ、天下を傾けんことをめぐらす所、幸ひ今度日光登山の虚を伺ひ、各、心を一致して兵を擧げ、當將軍を失ひまゐらせん云云の意を載せたり。井上大に驚き、急ぎ之を訴ふ。室賀も亦訴ふる所ありければ、其の家僕をして、其の持來れる者を物色せしめ、麴町にて行逢ひたり。即ち召捕りて糾問するに、是れ忠廣が家士前田五郎八といふ者なり。正後直ちに日光の途次に馳つきて、此由を白す。さては忠廣が子光正の所爲なるに決し、忠廣も同意なりや不審なればとて、其の參府を止められ、之を糺し問はれたる後、忠廣が知る所にあらざることは明白なりしと雖も、常常の身の行ひ正しからず云云といひて、此罪は定められべき。但し、忠廣の心裡は、忠廣が此時賦したる、述懐の二十八字を見て知るべし。

人間萬事不定、風、身似明星西又東、

三十一年如一夢、覺來莊內破簾中。

明星も雲霧濃かなる時は、光明を放つ能はざるか。駿河亞相家にも、此種の事どもありて、益々其罪を重ねしめられたるか。されば亞相家の臣屬も、將軍の處置に服せざりけん。後に亞相御家來の分、召返さるべきの旨、家光公上意ありしと雖も、歴歴は一人も立歸り申さず。輕き身上の者どものみ、四十人召還さるるなり。大納言様、御謀反の御心ありといふこと、此は知らず、但し御幼少より、天下を相讓るべしと、秀忠公御内證にて御約束ありし由、然らば御謀反あるまじとも申されず。(渡邊幸庵對話)

是れ、渡邊幸庵の對話に見えたる説なり。幸庵は、食邑一萬石を領し、駿河大納言忠長卿に附屬せしめられし人にして、其の説く所此の如し。史家の參考に供すべき値はあるべし。世又論ずる者あり。曰く、駿河亞

相の罪を父兄に得たるは、唯、其の驕縦傲肆なるのみ。固より叛亂の意あるにあらず。其の父兄の前に在りて、亦無禮不敬の行ひなきことは、史上に見て明白なり。然らば、之をして、象の有虞に在るが如くならしめば可なり。之を幽し之を虐するに至ては、亦甚だしいふべし。故に臺徳公の之を處する、其政を奪ふに止まる。然れども勢の至る處、遂に慘虐を免れず。之を要するに、猷公の親弟に於ける、少恩といふべきのみと。

此等諸論説を按ずるに、徒に判官最負のみにもあらざるが如し。そも少恩の家光を助くるに、土井利勝・僧天海・春日局の輩を以てす。姦謀譎詐、何ぞ至らざる所あらん。翻て之を想ふに、家康の時に忠輝あり。家康の死を待て、秀忠之を幽せり。秀忠の時に忠長あり。秀忠の死を待て、家光之を殺せり。秀忠・家光なる者は、果して其父の志を成したる者か、將たらざるか。父子の情は自然なり、自から理を以て論ずべからざるものあり。家康・秀忠たる者、己の死後、或は後主の友情に頼て、其罪を緩うするを希はざりしか。若し希ひたりとせば、秀忠・家光は、私慾を以て父の心を破りたる者なり。又、家康・秀忠之を希はざりしとせば、家康・秀忠は私慾の爲に、父子の親を捨てたるなり。私慾とは何ぞ、天下の富を有せんとするのみ。あはれ天下の權を以てするも、此兒此弟の非行を止むる能はざるか。あはれ天下の富を以てするも、此の父子兄弟の情を温むる能はざるか。嘗に能はざるのみかは、却て殊更に此の悲惨事を構成するに至る。哀むべきことならずや。然れども徳川家の、今川・豊臣二家を滅すや、二家の兒を虐すること、是よりも慘なりき。禁裡をして止むなく位を遙れしめ奉るや、其の迫り奉ること、是よりも酷なりければ、天或は此の二驕兒を生じて、家康・秀忠をして、自から顧みる所あらしめんとせしものか。然らば則ち二驕兒の出づる、豈亦徒爾とせんや。

下田奉行 ○十二月三日、目付今村傳四郎正長、下田奉行を命ぜらる。○十九日、周智郡黒石村玄泉庵開基某死す。法名を然室現公といふ。(掛川志稿) ○廿三日、脇坂淡路守安元、駿府一加番を命ぜらる。高五萬五千石を領す。是れ一加番の始にして、又、格を萬石以上とし、高一千石につき、四十人扶持を、毎月横内・紺屋町の兩倉庫より給せらるる始なり。此の屋敷は紺屋町にありしゆゑ、世に紺屋町加番とも、町口加番とも、又、大加番とも稱せしことは已にいへり。安元は、駿府城受取の時、已に命を受け來て、城外を警戒せし者なれば、今は只其命を新にせしのみ。○此月大御番頭松平豊前守勝政、駿府に着す。十一月 永井信濃守尙政・松平右

下田奉行
黒石村玄泉庵
一加番

青山忠俊
今泉に移る

衛門大夫正綱等、駿府に在て城を豊前守に引渡す。(駿河在番記) ○元幕府の老臣青山忠俊、遠州小林村に居ること已に久し。將軍家光命じて、其弟幸成の領邑、同國今泉村に居らしむ。今泉村は、佐野郡の北部に在り。忠俊の小林村に在るや、質朴にして飾らず、白屋襤褸自から居り、恰も一窮民の如くなりき。嘗て將軍家光其功を憶ひ、使者を小林に遣はし、召還すことあり、忠俊辭して曰く、「臣出づれば則ち君の過著はる。君過を改め給はば、臣出ですとも可なり」と。是より戸を出ですして曰く、「罪人は日を見るべからず」と。此に至て此命あり。忠俊に逸事あり、以て其の爲人を見るべし。(昭代記)

忠俊逸事

忠俊は、酒井雅樂頭忠世・土井大炊頭利勝と一和して、家光を補佐せしが、三人各、其色を異にして仕へたり。忠世は威儀を整へ、物ごとに嚴重にして詞少く、忠世御前に出づる時は、二人も手を束ね、座を改

めたり。利勝は迎合を務めければ、内外の事毫も隠さることなし。故に忠俊・忠世二人退くときは、利勝、或は酒を勧めて其意を慰め、顔色を伺て、二人の言に従ふべきを慫慂せり。而して忠俊は諫争に任じたり。忠俊の諫言は、甚だ激烈なるものにて、諫むれども用ひ難き色ある時は、自から無刀になり、大肌脱にて、家光の膝の上に這懸り、某を成敗せさせられて、上の御心を直し給へと、極諫すること、唯、二度には止まらざりしなり。且つ、忠俊の氣癖にやありけん、諫言中に大言交り、無禮の舉動も往々ありければ、是等積て疎外せらるゝ因ともなりしにや、遂に勘氣を蒙れりと。

忠俊の記

忠俊は、勝れて記憶強き人なりき。旗本・小身の輩に至るまで、一度其名を聞き其面を見れば、忘ることなく、二度逢へば、必ず其名を呼で挨拶せり。忠俊嘗て之を自稱せしことありしに、衆みな及び難しといふ。忠俊又曰く、「總べて記憶は、勤むれば成るものなり」と。末座の人等、口口に曰く、「學びて成らば、請ふ其術を教へよ」と。忠俊笑て曰く、「唯、其の意地の、綺麗なると汚きとに在るのみ」と。曰く、「此の如きのみにては、尙ほ解し難し」と。曰く、「御三家及び國持大名等は、定めて能く覚え給ふらんに、小身とて見侮り給ふ故に、銘々知り給はぬなり。我等は末末までも、人に變りなき處を考へ、平等に思ひ見る故に、能く記憶するなり」と。座中の人、之を聞いて、咸な感じあへり。時に松平伊豆守信綱年尙ほ少く、無官にて遙の末席に在りしが、衆に反し、更に感じたる體もなく、嘯き居れば、流石の忠俊へ兼ねてか、信綱を見遣りて、如何に、其處なる小癩仁は、如何思はるぞと詰りければ、我等の思ふ所は、貴意と大に異なり。故に衆と同じく感ずる迄には至り難しといふ。然らば子の思ふ所を聞かん

信綱の理窟

と、耳を澄して待ち居たり。此に於て、信綱少しく進み出で、日月をば定めて知らるべし。其他の星名・座列、共に悉く記憶し給ふにやと問ふ。忠俊曰く、「争でか總ての星名を究め知らるべき。天文の家にてだに、細かなる星をば、粟三斛の數などある由申せ、夫れもなほ員數分明ならず、何として其名を知らるべき」と。然らば同じく、星をば覚え難く思ひ給ふか。譬へば御三家は勿論、國持大名は數少くして、日月五星二十八宿の如くなれば、我等愚なる者と雖も、尙ほ能く記憶せらるれども、小身衆は、天の星の數よりも多かるべければ、争でか記憶せらるべき。畢竟伯耆守殿の如く、天性記憶能き人は、覚えも能き故とこそ思はるれ。何と言はせられても、我が意地の清濁には因るまじきなりといふ。さしもの忠俊も、之には口を閉ぢて、答ふる所なかりきと。(武野燭談)

青山宗俊の抗直

忠俊の子を宗俊といふ。父と共に小林村に住せしが、忠俊の死後に召出だされ、尋で書院番頭を命ぜらる。宗俊召されて江戸に至りし時、幸成其の綿布の短衣を著たるを見、新衣に替へしむ。宗俊曰く、「某赦されて今泉を出づる時、母命じて此服に換へしむ。今改むるに忍びず」と。既にして登城すれば、將軍召見、威然として容を改めき。拜謁の禮終り、歸て一室に至れば、舊識來り集り、其の恙なきを祝しあへりしが、偶堀田加賀守正盛ここを過ぎ、立寄て宗俊を見、誰そと問ふ。曰く、「青山因幡」と。正盛曰く、「伯州の子か」と。宗俊揖して曰く、「誰そ」。傍人曰く、「堀田加賀守殿」と。宗俊聞きもあへず、曰く、「勘左の子か」と。勘左は、勘左衛門正利にして、春日局に縁ある女を娶て、正盛を生みしなり。時に正盛寵幸を極む。而して宗俊抗直屈せざること此の如し。聞く者みな色を失す。以爲らく、眞に是れ忠俊の子なりと。(昭代記)○此

奥力賭射
して罪せ
らる
熊野權現
鑄鐘

雨乞古鐘

歳、奥力田代助兵衛・松岡平四郎、物社中務等、賭的を催すなど不正の行爲あり、駿府揚屋に送て、禁錮す。
〔駿府在番記〕○佐野郡平野村、熊野權現の鐘を新鑄せり。此宮には、嘗て文明十五年鑄る所の古鐘ありしかども、已に破裂して用に堪へざれば、新に鑄て樓上に掲げしなり。是より古鐘は下して、堂後に架し置きけるが、早魃の年には、高御所村大谷代の池に至り、此鐘を濯いで祈るに、必ず雨を得るといふ。熊野權現は、會我庄七ヶ村民の祀る所なり。(掛川志稿)

雨乞石

豆州三嶋の祇園神社境内に、雨乞石と稱し、早魃に雨を乞へば、必ず驗ありといふ、高四尺、廣一尺ばかりの碑石にして、夕立やの三字の外は、磨滅して讀み難けれども、傳へて、昔、能因法師の諸國巡遊中に建てしものとす。然れども、彼の白河關の和歌は、實に白河關に至つての作にあらずとの説を信ならしめば、其他に歴遊の蹟髓なるものあらざる限り、此の傳説も、俄には信じ難き心地せらるるにむ。

鍛冶嶋の
八幡社

○周智郡鍛冶嶋村、牛頭天皇八幡大菩薩に、鰐口一口を獻する者あり。願主を惠海存智といふ。銘に曰く、周智郡飯田庄天方、江、片田村天王八幡、奉_レ鑄鰐口一口、願主惠海存智
此宮は一祠にして兩扉、天王・八幡の二神像を祀る。(掛川志稿)

栗嶋傳説

鍛冶嶋の近傍に、栗嶋といふ部落あり、此に一の洞窟あり、廣さは徑四五尺に過ぎざれども、其の奥行は幾何とも、未だ極めたるもの無ければ知るべからず。之を圓池坊と稱し、昔より早魃あるごとに、此の窟前に集まり、精進の供物をそなへ、祭を設け雨を乞ふに、必ず驗ありといふ。世に傳ふ、昔此に一小堂あり。堂守の僧、獨り淋しく住みけるに、一日浪人あり、十歳ばかりの小兒を携へ來り、一宿を乞ひ、翌日、兒を僧に託して去てまた來らず。僧因て己が子とし養ひ、名けて圓池といふ。圓池長するに及で、容貌美麗にして伶俐、能く師の教を守り、又深く水泳を好み、日毎に、

圓池坊の
雨乞

近傍の吉川に至て遊び、歸ては一室に入て、讀書するを常とせるが、或日、圓池室に入て後、甚だ靜なれば、師僧徐に窺見るに、驚くべし、圓池机に伏して睡る側に、大蛇の輪を畫き、頭をあげ口を開き、圓池に向ひ居るなりけり。師僧は、蛇の己を見て徐に去るを見て、圓池を搖覺しければ、圓池本意なげに、用事の趣を問ふに、師僧今見し様を告げ、且つ、夜遊すればこそ坐睡もすらんと戒む。否な夜遊はせざれども、此村六助の娘の、毎夜來るを如何せんといふに、此村に六助といふは無けれども、兎まれ淨地を汚ししは、佛に恐ありとて、暇を與へて去らしむ。圓池茫然答ふる所なくありけるに、夜亥刻ばかりに、一女綺羅を飾つて入來り、圓池を與へよと請ひければ、圓池には已に暇を與へたれば、嬢の心のままなりといふに、大に悦び、手を携へて出で行きぬ。

已にして嬢二人は、大廈高樓のある所に至りけるが、嬢徐に郎に謂うて曰く、「是れ我が住所なり。父もなく母もなければ、自今以後、二人心を協へて、楽しく生涯を送らん」と。郎曰く、「身不肖なれども、肯て命に従はざらんや」と。言畢るや、怪むべし、大廈高樓は忽として消失し、圓池は獨り岩上に立てりけり。此方は堂守の僧、終始意外の事のみなるに、驚き怪みて、獨り呆然たる折しも、丑三ツ時の頃にもありけん、白衣の老人入り來りて曰く、「貴僧の弟子圓池は、今より余が弟子とせん、余が住所は、是より五六町の洞中なり。來て圓池に別を告げよ、且つ、以後はこの洞穴を圓池坊と呼べ」と言ひ畢つて、また消去る。僧怪みながら往き見れば、圓池は闇ながら、明に岩上に見え、徐に僧に向ひ、和尚、養育の恩は長へに忘れごとて、顧みて洞中に入り、再び出でざりきといふ。(傳説)

嶋村の六
昌寺

○榛原郡嶋村に、伽藍一字を創建し、四方山大昌寺と號す。初め雲峰存龍といふ僧あり。此地に一小庵を創めて自から住し、久うして弟子良州に譲りて老せしが、此に至て、良州庵を上げて寺となせるなり。本尊を正觀世音菩薩とす。(掛川志稿) ○伊豆國田京の深澤明神、修復の期至り、全州の補助を仰がんと欲し、之を代官に請ふ。代官今宮惣左衛門之を許し、書を附して證す。

深澤明神

田中深澤之宮、破損致候間、諸勸進にて修復致度之由、神主被_レ申候、承候へば、當國大社の由にて、前前より、勸進を以て、建立致來候と被_レ申候間、壹紙半錢によらず、心持次第に可_レ被_レ致候、爲_レ其如_レ此に候、以上。

此書は、代官今宮、外五人の連名したるものなり。此宮は、往古鎌倉時代の大神にして、神領八町八段大五十歩、代八拾貫文を寄附せられ、征夷大將軍頼朝の判書、及び北條時政の判書等、由緒の徴すべきもの、永く神庫に保存し來りしが、天正の兵亂に炎上し、此等の證書は、社殿と共に烏有に歸せしかば、文祿の檢地に及で、廢社ともなるべかりしを、檢地奉行伊奈氏・彦坂氏に請うて、纔に社地御供米地、神主宅地の租税を除かれたるに過ぎざれば、爾來全く神領を失ひ、社費の償はるべき道なきを以て、造營修復の事あることに、伊豆全州の助成を仰ぐに至れるなり。(豆州志稿) ○世に傳ふ、此年、幕府大阪に於て、大福丸・海上丸といふ二艘の大船を造られしが、此時、豆州下田より、同心頭東野三太夫命を蒙り、同心五人を従へて大阪に至り、新造船を白木のまま乗下り、直に江戸灣に入り、此處に於て、黒色に塗立て、七度焼の金具を鑄造し、工竣つて、再び乗つて下田に至り、須崎浦に船庫を營みしが、便惡しとて、更に大浦に移して、是に之を藏置せりと。(下田畧記) ◇十年正月六日、幕府、諸國巡見使を命じ、細に民情を察せしむ。而して駿・遠・豆三ヶ國へは、小出大隅守以下三人を遣はされしなり。

東海道

從美濃國、安房、上野、下野。

小出大隅守

永井監物

葉山内匠

大福丸
海上丸

巡見使小
出大隅守

此時、各巡見使に頒たれし條目あり、曰く、

巡見使條目

一 今度國廻之刻、以_ニ御威光_一、何事によらず奢_リ仕間敷候、勿論召連候下下迄、堅_ク可_ニ申付_一事。

一 召連下下、喧嘩口論仕におゐてハ、双方可_レ誅_ニ罰_一之、令_ニ荷擔_一ものは、本人可_レ爲_ニ同前_一事。

附、所之者と、申事仕おゐてハ、其領主并代官等、相談之上、理非をわかち、有様可_ニ申付_一事。

一 竹木一切不可_レ伐採_一事。

附、不可_レ押買_ニ狼藉_一事。

一 駄賃・宿賃御定之ごとく、急度可_レ相_ニ渡_一之、代物不_レ出_レ之、人馬つかふべからざる事。

一 國國所所におゐて、何によらず、馳走を一切請_レべからざる事。

右、可_レ相_ニ守_一此旨_一もの也。

寛永十年正月六日

(徳川禁令考・教令類纂)

崇傳寂

此の條目の裏面を読むときは、巡見使の巡廻あるごとに、下民の蒙る難澁も、少なからざりしを想はれざるにあらず。○廿日、金地院本光國師崇傳寂す。年六十五、崇傳は、一色式部少輔晴良が孫にして、紀伊守秀勝が子なり。少より禪林に薰習し、南禪寺の長老たり。召されて徳川家康に近侍し、頗る眷顧を蒙り、常に顧問に任じたり。慶長十七年より以來、室町柳苑寺の制に依り、天下僧寺の政治を掌りしに、兼て大小の國政にも參與し、公卿縉紳の典故規制より、外國交通の書簡往復に至るまで、凡そ古今に涉り、内外に通ずる大事は、事として與り聞かざる所なく、日野惟心と共に駿府に仕へ、禮儀作法を議する所多く、又廣く京都

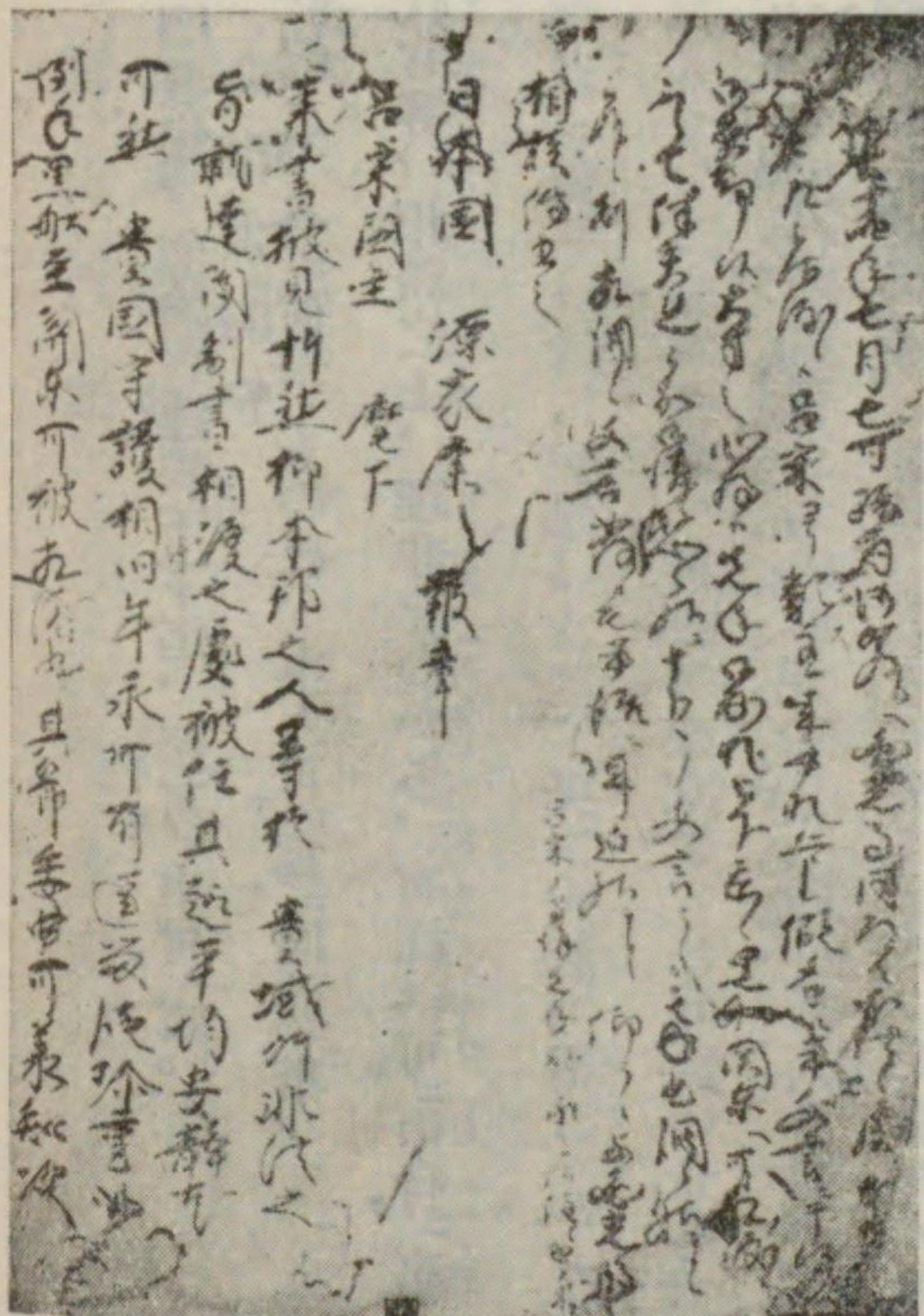


崇傳畫像 (金地院)

より、縉紳の家記舊録を購求して献じ、當代家光の時に至り、勅ありて圓照本光國師の號を賜ふ。蓋し家光の奏請に依るなり。崇傳録する所の書に、國師日記・異國日記等數種あり。皆な政事の機密を録するものなり。此に至て、江戸金地院に寂す。(徳川實記)崇傳、先に久しく駿府の金地院に住せり。故

に特に其の略傳を叙す。

芝の金地院崇傳長老は、もと五山の惣録にて、寺社奉行なり。南光坊天海僧正とともに、萬の事に與り奉る。殊に金地院は、法中の御制法等の事など、神君の御旨にかなひしにや、格別の御もてなしありて、多くは、金地院より建言申上げたるよし。かの院にては、紋どころに…斯のごとく、三星を以てするわけは、大阪御陣のとき、御供にありて、始終御側をはなれず、罷在りたりしが、



吳國日記原本

大坂役記

御合戦むづかしくなりて、敵軍御馬前近くす、み來りけるにより、おのおの身命をなします、苦戦あり。此時、金地院にも敵と戦ひ、首級三ツを得たり。故にそれを表して、紋とはせしといふ。扱又、この寺にては、今に至りて、正月元日の晩には、首取餅と名付けたる餅を食し、また大阪御陣のとき、軍中に用ゐし膳部を、正月三ヶ日の朝、食することなり。是によりて、諸大名・御旗本、并に御家人、または諸家の藩中、むかしをしのぶころあるものは、麻上下を着し、右の膳部を所望して、これを食す。尤もその家格に應じ、金銀をもて其料に備ふ。これ戦場のありさまを見て、今の太平を仰ぐことにて、是又、告朔の禮とも謂つべし。彼の膳部のおもむき、まづ寺僧は、元日の朝は、しら粥を食す。その日の晩には、首取餅とて、大なる丸餅に、皮のままあらひたるばかりの芋を食ふ事なり。その椀のふたのうへには齋をおく、それに付たる菜は、大根の輪切二つ。今はあき漬大根を用ゐる 且つまた、うらじろを敷きて、馬の豆の湯出たるままなるを食ふなり。これを元日の膳部とす。二日の朝、三日の朝、この兩朝は、小齋と名付けて、左之通の膳部なり。

一小きぶんぬきの飯

一汁 (干菜に黒大豆)

一菜 (にぐきというて、むかしは干菜を煮たるものなり。これまた、今は菜づけをきざみて、酒・醬油を以て、煮たるを食ふなり。)

一引もの (ふとき大根一本を用ゐる。親椀に水一杯を添ふるなり。)

これ彼院にて、大阪御陣中の御膳部なりと申傳ふ。予がゆかりある、會田嘉藏といへるもの、金地院の長役をつとめ居るものに、したしく聞けるままに記す。云云 (理曹日記)

掛川城主
青山幸成
加増

○二月三日、下總國姉崎城主、青山大藏少輔幸成、封を遠州掛川城に移され、一萬石の加増ありて、三萬五千石を領有せり。或は、二萬二千石といふ。(恩榮錄・掛川志稿) 幸成、初の名を藤藏といひ、忠成の三子、忠俊の弟なり。關ヶ原の役、父兄と共に軍に従ひ、慶長十年、叙爵して雅樂助となり、十二年大藏少輔に改め

駿府城代
松平勝政

城代屋敷

られ、永井尙政・井上正就と共に、近習の司となる。同十九年、大久保忠利の歿せし時、私に往て問ひたるに因て、罪を蒙り屏居せしが、大阪役起るに及びて、竊に出でて井伊直孝の手に屬し、自から首一級を切り、郎等共に四級を得て、秀忠に献じければ、其罪をゆるさる。其後百人組の頭となり。兩番・小十人組の頭を兼ね、又、評定の席にも列すべき旨を蒙り、寛永五年加判の列を命ぜられ、此に至て掛川に移れり。或曰く、此時老中の職は免ぜられしにやと。(藩翰譜) ○九日、大番頭松平豊前守勝政、駿府城代を命ぜらる。勤番組の士は、従前の如く三十人之に屬し、與力十騎、同心五十人を附けらる。勝政この時三千石の加秩あり。本領と合して八千石となる。或曰く、加秩二千石と。城代已に定る。因て松田右衛門大夫正綱・永井信濃守尙政等、江戸に歸る。城代屋敷は、大手門前、町奉行屋敷の脇に在り。(駿國雜志)

駿府御城代。

元和七年辛酉十月十四日、始置一員、後中絶。寛永十年癸酉二月十六日、再置一員。(史微別考)

駿府城代一人。

住駿府守護城、掌彼地一切之事、職也。領與力十人、同心五十人也。(東職記問)

遠國御役人常詰并交代之場所

一 駿府御城代

右同斷

妻子引越(寛政、五六年一度) 爲御目見(出府、暫時在江戸) (御管轄地)

駿府御城代

御役知二千石

鴈

縁

與力十騎、同心五十人、

若非常之時は、御書院番頭申合。

御爲取計ふべき旨也。當時、御書院番頭在番止て、謫居之小普請となり、御城内河内屋敷に、第宅を補ひ住居す。今は御城代之勤、小普請を支配す。土地之事、御城之破損、非常の取計ひ、正・四・九月、久能山拜禮、御忌日には法臺院參拜、御府内巡見、五ヶ年目參府、御城下大名の通行の届等、與力・同心大手を固む。(明良帶巻)

元寛日記曰、元和五年七月、移遠駿二州主、中納言賴宣卿於紀州、以駿府爲衛城、寛永二年正月、以遠駿甲三州、封大納言忠長卿也、寛永九年十二月、配忠長卿於上州高崎、於是、駿府又爲衛城也、寛永十年二月十六日、大久保玄蕃頭成忠、駿府御城代被仰付、代松平丹後守勝信、慶延略記曰、寛永十年二月、始置此職、以大久保玄蕃頭成忠被補之、領與力十人、同心三十人也。城主記載城代職統曰、松平大隅守重勝、同丹後守重忠、渡邊山城守茂、松平豐前守勝茂、大久保玄蕃頭成忠云云、不記遷補之年月也。代代記曰、寛永九年十二月、配忠長卿於高崎、以大久保玄蕃頭松平豐前守勝茂、被令在衛于茲、而勝茂在衛于茲三年、而歸東都也。當其在衛中、有部下樹黨而訴、非義一者、將軍家怒被改易、彼黨四十二人也。勝茂亦罹事故、而被解職也。又、記載城代職統曰、松平大隅守重勝、同丹後守重忠、渡邊山城守茂、而不記遷補年月。寛永十年二月、松平豐前守勝茂自大番頭遷之。同年十月、大久保玄蕃頭成忠、自駿府定番遷之也。然依代代記、寛永十一年、勝茂之事故、與慶延略記以勝茂爲駿府在衛之權與、則大番頭非城代者必矣。又、以忠成自定番爲選之者亦近誤乎。萬姓家譜曰、元和二年、大久保忠成、補書院番組頭、寛永三年、敘從五位下、任玄蕃頭。同十年、補駿府城代也。依是則自定番爲選之者恐非也夫。又、城主記、代代記、以重勝父子及茂爲城代者、可傳說之謬也。凡有是事而置城衛、必先遣大番頭被令守衛、則雖駿府亦可推知也。且以在衛記推之、自元和五年、至寛永二年、重忠・茂之部下、無事則遣之駿府、令在衛者必矣。(東職記問)

下田奉行
今村正長

○十四日、伊豆國下田奉行今村正長、長崎代官を命ぜらる。時に目付會我又右衛門古祐も、亦並に命ぜらるといふ。(徳川實記) ○十七日、軍役の制を定めらる。是れ獨り我が三州にのみ關する事にはあらざれども、此の地方には、譜代旗本の士多ければ、其の大概を知らんと欲し、特に之を爰に記す。

軍役之次

軍役之次第

一千	石	人數貳拾三人	持鎗二色	弓一張	鐵砲壹挺
一千	貳百石	人數貳拾五人	持鎗三色	弓一張	鐵砲壹挺
一千	貳百石	人數貳拾七人	右同斷		
一千	三百石	人數貳拾九人	右同斷		
一千	四百石	人數三拾壹人	持鎗三色	弓一張	鐵砲壹挺
一千	五百石	人數三拾三人	持鎗三色	弓一張	鐵砲貳挺
一千	六百石	人數三拾五人	右同斷		
一千	七百石	人數三拾七人	持鎗四色	弓一張	鐵砲貳挺
一千	八百石	人數三拾九人	右同斷		
一千	九百石	人數四拾壹人	持鎗四色	弓一張	鐵砲貳挺
一貳	千石	弓一張	鐵砲貳挺	鎗五本	
一三	千石	馬上貳騎	鎗五本	弓貳張	鐵砲三挺
一四	千石	馬上三騎	鐵砲五挺	弓貳張	鎗拾本
一五	千石	馬上五騎	鐵砲五挺	弓二張	鎗拾本
一六	千石	馬上五騎	鐵砲拾挺	弓五張	鎗拾本

一七	千石	馬上六騎	鐵砲十五挺	弓五張	鎗拾本	旗貳本
一八	千石	馬上七騎	鐵砲十五挺	弓拾張	鎗拾本	旗貳本
一九	千石	馬上八騎	鐵砲拾五挺	弓拾張	鎗貳拾本	旗貳本
一壹	萬石	馬上拾騎	鐵砲貳拾挺	弓拾張	鎗三拾本	旗貳本
一貳	萬石	馬上貳拾騎	鐵砲五拾挺	弓貳拾挺	鎗三拾本	
一三	萬石	馬上三拾騎	鐵砲八拾挺	弓三拾張	鎗七拾本	
一四	萬石	馬上四拾騎	鐵砲百二拾挺	弓三拾挺	鎗七拾本	
一五	萬石	馬上七拾騎	鐵砲百五拾挺	弓三拾張	鎗八拾本	
一六	萬石	馬上九拾騎	鐵砲百七拾挺	弓三拾張	鎗八拾本	
一七	萬石	馬上百騎	鐵砲貳百挺	弓五拾張	鎗百本	

(但持鎗共) 旗拾五本
 一八萬石 馬上百騎 鐵砲貳百五拾挺 弓五拾張 鎗百拾本
 (但持鎗共) 旗貳拾本
 一九萬石 馬上百五拾騎 鐵砲三百挺 弓六拾張 鎗百卅本
 (但持鎗共) 旗貳拾本
 一拾萬石 馬上百七十騎 鐵砲三百五拾挺 弓六拾張 鎗百五拾本
 (但持鎗共)

寛永十癸酉年二月十七日

一貳百石 八人 侍一人 鎗持一人 馬口取二人 甲持一人
 挾箱持一人 草履取一人 小荷駄一人
 一三百石 拾人 侍二人 鎗持一人 馬口取二人 甲持一人
 挾箱持一人 草履取一人 小荷駄二人
 一四萬石 拾貳人 侍三人 鎗持二人 馬口取二人 甲持一人
 挾箱持一人 草履取一人
 一五萬石 拾三人 侍五人 鎗持二人 鐵砲壹挺 馬口取二人
 甲持一人 草履取一人 挾箱持一人 小荷駄二人

一六萬石 拾五人 侍五人 鎗持二人 鐵砲壹挺 馬口取二人
 甲持一人 草履取一人 挾箱持一人 小荷駄二人
 一七萬石 拾七人 侍五人 鐵砲壹挺 鎗持二人 馬口取二人
 甲持一人 草履取一人 挾箱持一人 小荷駄二人 外二人
 一八萬石 拾九人 侍六人 鐵砲壹挺 鎗持三人 馬口取三人
 甲持壹人 草履取一人 挾箱持二人 小荷駄二人 弓壹張
 一九萬石 廿一人 侍六人 弓壹張 鎗持三人 馬口取四人
 鐵砲壹挺 挾箱持二人 甲持一人 草履取一人 小荷駄二人

寛永十癸酉年二月十七日

御扶持之御定

一百石 七人 一百五拾石 拾人
 一二萬石 拾人
 是より上八百石ニ付貳人増
 一貳百五拾石 拾壹人 一三百石 拾貳人
 一三百五拾石 拾三人 一四萬石 拾四人
 一四萬五拾石 拾五人 一五萬石 拾六人

一	五百五拾石	拾七人	一	六百石	拾八人
二	六百五拾石	拾九人	一	七百石	貳拾人
三	七百五拾石	貳拾壹人	一	八百石	貳拾貳人

是より貳千九百石迄百石ニ付壹人増

四	九百石	貳拾三人	一	一千石	貳拾四人
五	千石	貳拾五人	一	千貳百石	貳拾六人
六	千三百石	貳拾七人	一	千四百石	貳拾八人
七	千五百石	貳拾九人	一	千六百石	三拾人
八	千七百石	三拾壹人	一	千八百石	三拾貳人
九	千九百石	三拾三人	一	貳千石	三拾四人
一〇	貳千石	三拾五人	一	貳千二百石	三拾六人
一一	貳千三百石	三拾七人	一	貳千四百石	三拾八人
一二	貳千五百石	三拾九人	一	貳千六百石	四拾人
一三	貳千七百石	四拾壹人	一	貳千八百石	四拾貳人
一四	貳千九百石	四拾三人	一	三千石	四拾五人

是より上は百石ニ付壹人半増

一	四	千石	六拾五人	一	五	千石	七拾五人
二	一	萬石	百五拾人	一	二	萬石	三百人
三	一	三萬石	四百五拾人	一	四	萬石	六百人
四	一	五萬石	七百五拾人	一	六	萬石	九百人
五	一	七萬石	千五拾人	一	八	萬石	千貳百人
六	一	九萬石	千三百五拾人	一	九	萬石	千五百人

寛永十癸酉年二月十七日

右は、御上洛・日光御成之時定也。御陣之時は、一倍扶持也。御扶持方之義、碓氷・小佛・箱根・白川を越候得者、一倍扶持也、右四ヶ所關之内は、遠近に無_レ構五割増被_レ下_レ之、江戸中並日歸之御用に參候は無_レ増。(徳川實記・徳川禁令考)

駿府城代の始
大久保忠成

城代屋敷

○廿六日、大久保玄蕃頭忠成を、駿府城代に任じ、先に松平豊前守勝政に屬せしめたる與力・同心をば、悉く忠成に轉屬せしめ、勝政には、別に與力・同心を附して、更めて駿府在番職たらしむ。然れば勝政の暫く城代たりしは、臨時の處置に出でしにて、制規に依りての城代は、忠成を以て始めとす。故に世多くは忠成を以て、駿府城代の始と稱するなり。城代屋敷は、大手門内右側に在り、坪數凡そ九千三百九十五坪許りなり。(駿國雜志)

改撰系譜云、豊前守勝政、寛永九年壬申十一月、駿府城に赴き、同十年癸酉三月、召に依りて江戸に歸る。同九月、

命を奉じて駿府御城代と爲り、加恩三千石、且つ大御番頭と爲り、與力十騎・同心五十人を預る。云云
 駿府御番衆覺書云、御城代玄關式臺、板にて張れば、夜の内にはづすと云ふ。依て簀子なり。云云
 駿府明細記云、御城代玄關式臺板にて張候へば、其夜の内にはづすと云傳ふ。石にてたのみ、其上簀の子なり。又少將の松とて、御城代玄關左の方にあり。塀をうち越て、外へ見ゆるなり。むかしは、少將井の社ここにあり。今は、傳馬町南の裏の方、社地あり。跡は、松の根に少し計り祭りてあり。云云

城代の職務

抑も、駿府城代の職は、萬石以下の士の極職にして、雁之間御縁に侍して同列となり、役知二千石、東村に在り。黒印下知狀にも、若し非常の節は、御書院番頭申合せ、御爲計ふべき旨ありといふにても知らるゝなり。而して其の任務は、小普請の支配する土地の事、城郭の修繕、非常の取計ひ、正・四・九月、久能山禮拜・忌日には寶臺院參拜、府内巡檢・五ヶ年參府・大名の城下通行の届を受くる等にして、與力・同心等、大手を固むるは素よりなれども、其他四足門、横内門等をも固むるなり。

駿府城代は、駿府の庶政を綜理し、警衛に備へ、修理を督し、久能山の參拜、管内巡檢等を掌る。凡そ此職に拜すれば、黒印下知狀を賜はり、任に赴く時調を賜ひ、時服・羽織を給す。而して妻子を携へて在勤し、五六年に一度出府し、將軍に謁す。大番頭より拜任するを例とすれども、又書院番頭より任ずる事もあり。老中の支配にて、從五位下に叙し、職祿二千石、雁間御縁に侍して同列たり。勤番三十人、(組頭一人、食祿三百俵) 與力十騎、同心五十人あり。

駿府在番

而して駿府在番職は、駿府城擁護を以て其任とし、大番の番士より任ずるを例とするなり。○廿九日、幕府

駿府檢察
熱海海嘯
東海道各
宿に令あ
り
乗物賃錢
等規定

の使番駿府に至り、具に檢察を遂げらる。聞く、大阪・高崎へも遣はさると。○晦日、伊豆國熱海に海嘯あり。(野史) ○三月十一日、江戸・大阪間の宿驛に令を布き、宿次の乗物、及び人馬の扶持方、駄賃等につきて、給與あるべき旨を達せらる。時に、東海道五十三驛に賜ふべき給米の總額は、毎年、米千七百六十四石八斗九升五合と定めらる。

一次飛脚之義に付、從_二江戸_一大阪迄、宿宿之もの共に、米五拾俵被_レ下_レ之候事。

一常之宿次乗物八人、並御急ぎ乗物十六人之事。

一御通之時、在在所所之よせ馬、並人足御扶持方飼料被_レ下候事、員數留帳に有_レ之。

一御通之時、在在所所之よせ馬、並人足に駄賃被_レ下候事。

右之四ヶ條、酒井雅樂頭中屋敷へ、年寄中・町奉行寄合、未_レ下刻被_レ申_レ渡_レ之也。

寛永十年三月十一日

(徳川禁令考)

宿驛補助
米
濱松驛
掛川宿
東海道
の
通行人多
し

此時遠州濱松驛へ、中泉代官高室金兵衛より、「御傳馬人足、並御繼飛脚御用之ためとして、米四拾貳石三斗七升、京升にて、當年より毎年被_二下置_一候云々」と、證書を交附せらる。(濱松宿御役町由來記) 而して掛川宿へは、米貳拾四石九斗六升一合、同じく京升にて給與せられしといふ。(掛川志稿) 然れば宿驛の大小に因て、給與米に差等ありしを見るなり。想ふに、世漸く靜謐に屬するに従ひ、大小名、その他の役人等の、東西に通行する者、年々歳々ただ多きを加ふるのみにて、併も其の増加最も著しく、濱松驛の如きは、從來唯、僅に一人の間屋役にて、諸務を取扱ふに餘りありしにも拘らず、數年前より、漸次繁多となり、一人に

ては遂に辨じ難く、澁滞に澁滞を重ねたれば、問屋役より増員を請求し、去る寛永八年より、問屋役二人を命ぜられ、上下月番に定めて、役務に任ずるに至り、始めて其の澁滞を免るゝを得たりといふさまなりき。
(濱松宿御役町由來記) されば此令の如きも、驛費の支へがたきを、補給せらるる意より出でたるものなるべし。○廿七日、駿州由比宿へ、傳馬人足、並に次飛脚の用に充てんがため、此年より、年年米拾七石八斗壹升二合づつ(京升)給與すべき旨を達せらる。此書は、杉田九郎兵衛・武藤理兵衛・會根孫左衛門・井上新左衛門連署して、下嶋市兵衛・井田十三郎二人に宛てたるものなり。○五月十八日、松平信綱、大目附井上政重・柳生宗矩等江戸を發し、東海道の、驛驛宿宿を巡視して西上せり。明年、將軍上洛の舉あるを以てなりといふ。○六月廿八日、駿州志太郡岸村、岸谷山龍江院主、泰傳存康和尚寂す。遺像今に存す。和尚は、此寺中興の開山なり。此寺は岸村の北隅に在りて、除地三石を有し、境内に樟樹多きを以て名あり。樟の大きは皆な數圍なり。(掛川志稿) ○七月十八日、人賣買禁止、傳馬・駄賃等の律を定め、高榜を立てて天下に布告せらる。此種の令は、發布せらるる事に數回、今復此令を見る。何れの時か、令行禁止の泰平を見ん。

由井宿
東海道巡視

龍江院の樟
人賣買の禁令

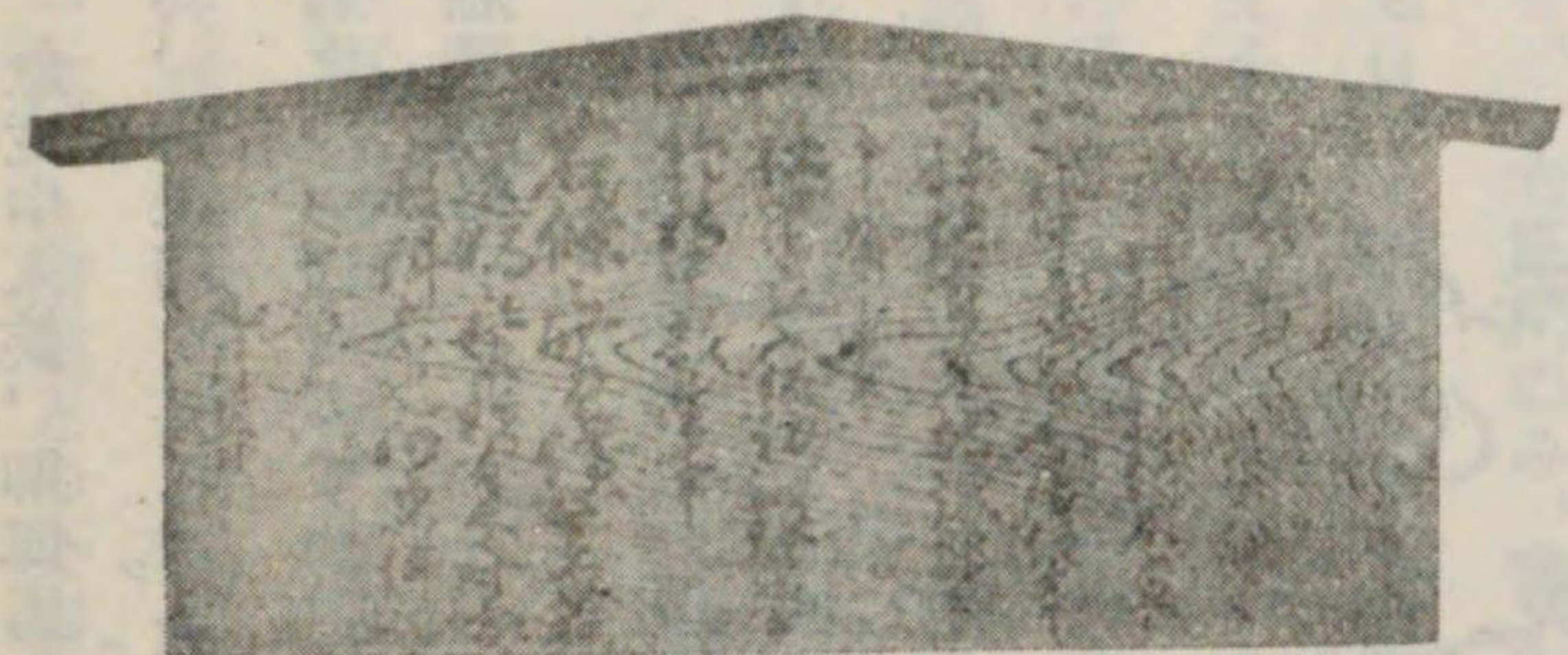
一人賣買一圓停止たり。若猥、輩於有之は、其輕重をわかち、或は死罪籠舍可爲過錢事。
 附、口入同罪之事。
 一男女抱置、年季拾ヶ年を可限、過拾年者、曲事たるべき事。
 一手負たるもの、不レ可隱置事。

一御傳馬並駄賃之荷物、壹駄四拾貫目之事。
 一人馬之御朱印を、傳馬次之於所拜見いたし、御書付之外、壹疋壹人も多不レ可出之事。
 一御定之外、増錢取候者有之ば、三十日可爲籠舍、並其町之年寄、爲過料五貫文、其外壹軒より百文宛可出之事。
 一御傳馬駄賃之儀、馬持次第可出之、但、駄賃馬多入候時は、其町より在所へ雇、荷物遲遲無之様に、雨風之時も可出之事。

一往還之輩、制札之表を相背、理不盡之儀於申者、可爲曲事。
 附、往還之者、非分於申掛者、可爲曲事。
 右、可相守此旨もの也、仍執達如件。

寛永十年七月十八日

奉行



高札

此頃より、各驛に高札場を設置し、諸令達を揭示し、以て普く天下に布告する機關とせしが、尋で又、各村の庄屋門前にも之を設置し、以て一町内に布達する具とせり。而して又此の高札の揭示に據れば、人馬の朱印拜見といふこと、或は此時より始まりしかの如く見ゆれども、さにはあらずして、少くとも數年前すで行はれたることは明かなり。嘗て懸川侯淺倉家へ來たりし、御老中連署の奉書あり、以て證すべし。

高札場の始

朱印拜見

急度申入候、御傳馬人足御朱印、於府中懸河可御改候、不寄上下、縦ひ御そば衆たりといふ共、御朱印を具に致拜見、可有御通候、將又、荷物の儀、御定之外おもきは、貫目を可被改候云云、右之段、駿府にては、從大納言様、傳馬宿へ御奉行被仰付、懸河にては、筑州より堅可被申付候、恐恐謹言。

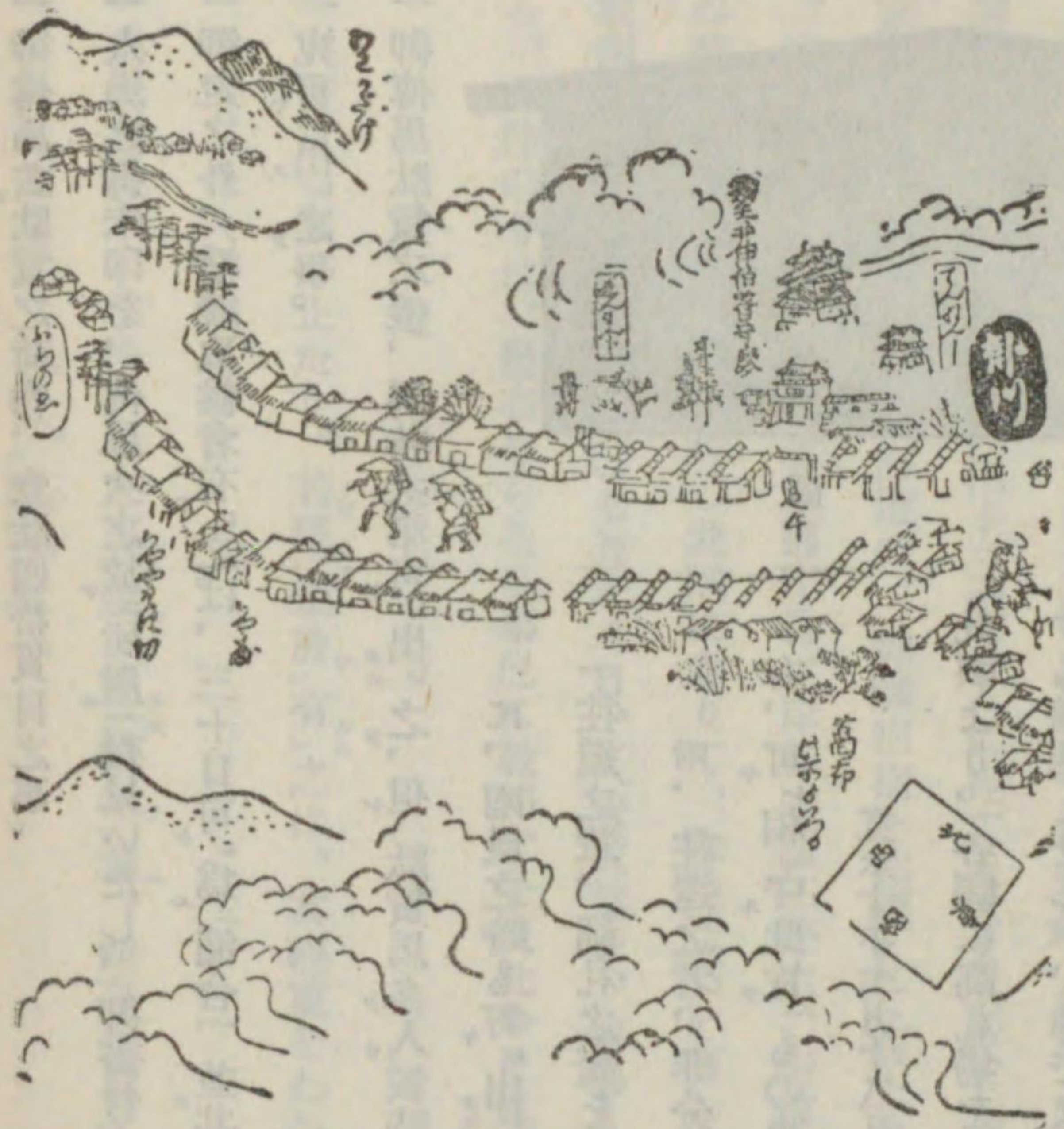
正月二日

御老中連署

鳥居士佐守殿
浅倉筑後守殿

荷物の貫目を改めしこと、駿府には永く行はれたれども、懸川は早く廢せられしもの如し。然れども駿河大納言の事なき間は、懸川は、遠州のうち、最も勢力ある宿驛なりしかば、朱印拜見も貫目改も、皆な此驛に於て爲したるなり。從て驛務の繁忙なりしことは、決して濱松の比にあらず、彼の間屋役人の如きも、濱松は僅に一人に過ぎざりし頃、懸川は已

懸川驛の勢力



掛川宿 (圖見分違海東)

田中城主
松平忠重

裁許法

に三人の役人ありて、日夕事務に執掌したるにても知らるべし。即ち仁藤の鈴木十右衛門・中町の榛葉清右衛門・西町の海野勝右衛門等三人、各、其宅を以て問屋となし、以て交も馬次の役をなしたるなり。或は中町は甚七郎、西町は次郎太夫といふ者なりきといふ者ありといへども、其は何れにもせよ、獨り十右衛門のみは、慶長年中より代代、問屋を命ぜられし者にて、當時の朱印、並に驛家の古文書等も、今尙ほ子孫に存するもの多しと云ふ。且つ此の三人は、其の氏姓の如きも、共に同じく稱すとはいへ、他の二人は私稱にて、獨り、十右衛門のみ、暫く城主より免されし者といへば、問屋中の上席にてもありつらんか。(掛川志稿) ○八月九日、上總國佐貫城主松平大膳亮忠重、封を駿州田中城に移され、一萬石の加増あり。舊封を併せて、二萬五千石を食む。或は、之を寛永九年八月九日とす。(恩榮錄・昭代記・駿河志料) 忠重は、故濱松城主左馬允忠頼の子にして、忠頼の久米左京次に殺されし時、年僅に七歳にして、關東に召され、武藏國にて所領八千石を賜ひ、成長の後、元和八年、佐貫城一萬五千石を賜はりし人なり。○十三日、公事裁許の法制を頒たる。是れ徳川氏一代の、訴訟法律の大綱にして、天下の大小名も、多くは之を模範とせしといへば、嶽南の民庶また、此に依て治せられしなり。

定

一町人跡式の事、存命之内、五人組に相斷り、其上、町の年寄三人の所にて、帳につけ置くべし。但、其子於不埒は、重て可申斷也、及末期、筋目違ひたる遺言立聞敷事。

一主人と家僕との公事、勿論主人次第たるべし。但、主人非分有之ば、理非に隨て可裁斷事。

事蹟

三二一

一 親子之間之公事、親次第たるべし。雖^モ然^{リト}、其親非義^{テハ}於^レ有^レ之者、依^テ理^ニ可^キ裁斷^ス事。
 一家僕に、目安上らるるの輩の事、侍中の者、松平大隅守・牧野内匠頭・加加爪民部少輔・堀式部少輔、状を添^ヘ可^シ遣^ハ之^ヲ、御代官ならば、松平右衛門大夫・伊丹播磨守、書状を添^ヘ可^シ遣^ハ之^ヲ、町人には、目安の裏に書付可^キ遣^ハ事。

一 目安裏判に、日數を積り、書付遣すの上、可^キ罷出^ツ輩は、籠舍。但^シ、日數五日、其後可^キ爲^ス對決^ス事。
 一 訴人の事、たとひ雖^モ爲^ス同類^ニ、其品に寄り、科をゆるし、御褒美可^キ被^ル下^サ事。
 一 田畑・野山、隱置^ク訴人の事、御褒美可^シ被^ル下^サ之^ヲ、隱置^ク輩は、或は死罪、或は過料、可^キ隨^フ科^ノ之^ノ輕重^ニ事。
 一 槌成^ル證文證據あるを乍^ラ存^シ、掠め申^シ公事仕族之事、或は籠舍、或過料、籠舍之日數、過忘^ル之員數、可^キ依^テ科^ノ之^ノ輕重^ニ事。

一 御代官所給人方、町人、百姓、目安之事、其所之奉行人、代官給人等之捌を可^シ受^ケ、若^シ其捌に非分^ニあらば、於^テ江戶^ニ可^シ申^ス之^ヲ、奉行^人、代官給人等、不^レ斷^ラして訴^ハ申^ス族は、たとひ雖^モ有^レ理[、]不^レ可^キ裁許^ス事。
 一 國持之面、家中並町人・百姓、目安之事、其國主之仕置次第たるべき事。
 一 寺方之公事之輩、本寺之捌を受^ケべし、若^シ本寺之捌、非分^ニ有^レ之^ハば、於^テ江戶^ニ可^シ申^ス之^ヲ、本寺へ斷はらずして訴^ハ申^ス族は、假令雖^モ有^レ理[、]不^レ可^キ裁許^ス事。
 一 寺社領之百姓、目安之事、其所の代官へ相斷り、扱を受^ケべし、若^シ其捌非分^ニあらば、於^テ江戶^ニ可^シ申^ス之^ヲ、代官へ不^レ斷^ラして訴^ハ申^ス輩、不^レ可^キ裁許^ス事。

- 一 申分不^レ立^テ非據^ノ之義訴^ハ申^ス族之事、於^テ其所^ニ死罪又は籠舍の事。
- 一 刃傷咎^メ之事、其品に寄り、或は籠舍、或は過料、可^キ隨^フ事^ノ輕重^ニ事。
- 一 かりことを申族之事、其品に寄^リ、或^ハ死罪、或は牢舍之事。
- 一 かけ落^シ之者、送りたる輩、可^キ爲^ス曲事^ニ事。
- 一 欠落^シ之者、請人之事、可^キ隨^フ科^ノ之^ノ輕重^ニ事。
- 一 屋敷境に至り、相論^ス之事、其町之者を召出し、證據次第、可^キ申^ス付^ク之^ノ事。
- 一 誂物諸色、如^ク約束^ニ不^レ調^ハ輩^ニ可^キ曲事^ニ事。
- 一 科人贓物、並妻子所從等之事、或は主人、或は其所之奉行改出し、於^テ持參^スは、其主人奉行人可^シ爲^ス進退^ニ、御奉行所より届有^レ之^ハば、被^ル行^ハ罪科^ニ族は、御奉行所へ可^キ差上^ク之^ノ事。

寛永十年癸酉八月十三日

居尻村の
観音堂

小尾山

駿河亞相
忠長自殺

○十一月、佐野郡居尻村、大悲山観音堂領五石の寄附あり。此地は、當時掛川領なりければ、上様御祈念の爲にとて、城主青山大藏少輔幸成の寄附する所なりき。而して其の寄附地は、同郡萩間村に在りて、證文には、小尾山別當千手院とあれば、小尾山の附屬なりしなるべし。千手院は修驗者なり。(掛川志稿) ○十二月六日、元駿府城主大納言忠長、上州高崎城に在て自殺す。年二十八、平生の狂疾癒えず、遂に此に至るといふ。城主安藤右京進重長、即日撤を飛ばして、其由を江戸に報す。將軍家光、即ち阿部豊後守忠秋に命じ、高崎に赴かしむ。忠秋命を受くる即ち、馳せて高崎に赴く。檢使の任を奉じたるなり。忠秋已に高崎に到

る。先づ旅宿に入て入浴し、麻長袴を着し、重長に導かれて、忠長の居室に至り、敷居一間を隔て、遂に其の屍骸を拜し、即日江戸に還り、具に其状を述べて、自殺の紛なきを白す。目附某その後を納め、傳通院隨波和尚、千部の法會を行ひ、同國願行山大信寺に葬り、謚して峯巖院殿といふ。大信寺は浄土宗の寺にして、寺領百七石を有する大寺なり。或曰く、此時の檢使は、阿部忠秋にあらず。阿部對馬守重次なりと。

世に傳ふ、亞相忠長、高崎に幽閉せられて後も、其心毫も改悛の色なく、あらぬ振舞のみ多く世に聞えければ、將軍家光は、阿部對馬守重次に密旨を含め、高崎に至て、密に之を右京進重長に傳へしめて曰く、「忠長の罪ゆるしがたく、重く命ぜらるべけれども、骨肉の親忍び難くして、重長には預けられたるなり。されども毫も悛むる色なくて、日に惡聲の、世に漏るるもの多きを加ふるのみ。さればとて、屹と罪を糺されんことは、かけても將軍の、御自から爲し得べき所にあらず、此上は、唯、重長が、内内のはからひを待つより外なし。重長宜しく、彼卿の御心より出でたらんが如く、自殺するやう計らふべきなり」と。重長聽き終て、默然たること良久し。已にして謹て答へて曰く、「重長今に及びて斯る命を蒙るこそ、寔に身に餘る不幸といふべけれ。然れども、上命は默止しがたし、争でか命のままに従はざらんや。但し、御所の御墨付を拜して後、如何にとも計らふべき事こそあらめ」と。言ひ終て愁然たり。重次曰く、「否とよ、是は御所の御心より、重次が耳に傳へさせられしのみなれば、いかで御墨付を下さるべき。復た能く思うても見給へ、重次身不肖と雖も、また執政の末を汚す者なり。何とて上命を矯めて偽を言はん。聊か疑ひ給ふべきにあらず」と。重長曰く、「僕敢て上意を輕んずるにもあらず、また公の言を疑ふ

安藤重長
硬直

にもあらず、然れども、公も亦能く思うて見たまへ、此卿は、故大相國の御子、當將軍の御弟にて、親しくも貴くもわたらせ給ひ、古にあつて、六議の中、其二を兼ねさせ給ふ御身なれば、縱令、斯く罪を蒙らせ給ふと雖も、素より尋常の人臣の、罪を得たるに比すべきにはあらず。然れば、執政の大臣より、上命を傳へ給ふと雖も、口頭の言は、重長の敢て從ふ能はざる所なり。あはれ速に御墨付の下るやう、執し給へかし」と、いつかな應ずる色も見えねば、重次も力なく還て、其由を白す。將軍も、理の前をば、如何ともなし難かりけん、其言ふがままに書して與へければ、重次再び高崎に至り、之を重長に付せり。是れ去る十月のことなりき。初め重長の、忠長を預けらるるや、庭前廣く竹柵を設け、其内に在て、自由に遊歩せしめ置きつるが、月を越えて、十二月六日に至るや、朝まだき、急に忠長の幽居を守護する侍に命じ、其の殿縁を距ること、僅に二尺許の處に、嚴しく鹿垣を結び渡さしむ。忠長内より見て、怪み問うて曰く、「如何なれば、斯くはするぞ」と。侍謹み答へて曰く、奴も亦その故を知らず、量るに、江戸より上意の達したるにもあらんか」と。忠長忽ち障子を閉ぢて、奥に入りしが、其後は、再び縁に出づることもなかりき。既にして日暮れぬれば、近侍の女房三人あるをば、悉く暇を與へて下局に出だし、僅に側に残る女の童二人に命じ、共に出でて酒を温めしむ。暫くして提子^{ヒサカゲ}持ちて來たれば、杯を取て、飲むこと二たびにして曰く、「今少しく温めよ」と。一女は立て出でぬ。又一女に謂て曰く、「汝は肴を取て來たれ」と。又出づ。少時にして、二少女酒と肴とを持ち至れば、忠長は、白小袖の上に、黒の紋つきたるを打掛けて、臥し居たり。近づき見れば、衣服悉く朱に染みて、呼吸は已に絶えてけり。二少女は大に驚き、我を

忘れて馳せ廻り、叫び廻りければ、配所に侍せし人人、馳せ至て見るに、差添の刀にて、喉の半つき貫き、前の方へおし切り、俯伏に倒れたりけり。年廿八。思へば今より五七日前より、忠長は、寶物等は之を長持に納れしめ、徒然の書すさびは、之を庭に出だし、焼棄てければ、此頃已に覺悟せられるにやといふ者もありしとか。(徳川實記)

村正刀

一説、忠長の自殺は、村正の短刀なりしが、安倍彌七の、清康を刺したるも村正なり。岩松八彌の、廣忠が股を創けしも村正なり。而して信康の自殺も、亦村正なり。家康も屢々、この村正に傷きたれば、遂に村正は、徳川氏に崇ると傳ふるに至れり。云云 村正は、應仁頃の刀劍鍛冶なり。

一説

一説、夫れ友愛一たび失ふ所あり、衆口鑠金、竟に此の無究の恨を致す。其自から致すといふと雖も、抑も亦佞邪の然らしむる所なり。悲哉。是れ内藤恥叟氏の説なり。

釣天井の動機

一説、忠長高崎へ配流せらるる途中、先に側近く仕へ居たりし、本多上野介正純の、見舞に來たるを顧み、悲しき聲を絞りつつ、「余は無念に存する、上野頼む」とありしかば、正純萬事を胸に納めて、辭し去りしが、是れ宇都宮釣天井の動機にして、其の露現は、又忠長生害の因となる。即ち其の事實の有無は暫く措き、忠長を廢する機にしたるものなりとか。

忠長不死 遠藤加賀守

一説、忠長は、駿河國志太郡、稻葉郷瀬戸ヶ谷邑一ノ瀬、遠藤加賀守道政の家に在りて、天年を全うせり。遠藤加賀守は、二十五石の大名格の家にして、其の家中の百姓のみにても、七十五戸許ありて、俗諺にも、

山家なれども一ノ瀬みやこ、二十五石の殿が住む

と、諺はれたる豪家にして、寛政二年十一月、幕府へ提出したる圖面を見るに、間口廿一間にして、向て左方なる、桁行六間、梁間五間の大廣間は、即ち忠長の起居せられたる座敷なりといふ。遠藤家は、後には没落したれども、當時忠

忠長墓

長の使用したる遺物は、尙ほ今に存せり。葵の紋付きたる馬柄杓、鼓の胴、膳碗の類、其他、貴重なる小書畫の類多くあり。没落の後には、概ね他人の有に歸したれども、尙ほ膳碗の類は存せり。忠長の墓は、瀬戸川を隔てて、眺望絶佳なる駿河富士の山麓、遠藤左加江の墓地に在り。風雨多年、墓面の文字明かに讀むべからざれども、亞相忠長之廟といふ數文字は、微かに讀むことを得べし。是れ此説の據なり。

按するに、忠長死を賜ひてより自殺まで、中間一ヶ月を隔て、檢使阿部重次、敷居一間を隔てて屍骸を拜すといふ。忠長若し死せずとせば、策略は當に此間に行はれたるなるべし。

忠長が配所の侍臣配流

○十七日、前駿府城主、大納言忠長の配所に仕へたる徒は、各、所所に配流せらる。本多彌左衛門正暉自殺したるに因り、其弟權左衛門政重は、酒井雅樂頭忠世に預けられ、伴野九左衛門は、松平和泉守乘壽に預けられ、渡邊監物忠は、妻子と共に大關土佐守高増に預けられ、醫大屋好庵盛昌は、大久保加賀守忠職に預けらる。而して興津河内守直政は津輕へ流され、矢部八左衛門定知・永井主膳二人は、大嶋に流配せられ、松平臺岐守正朝は下館へ、松平志摩守重成は土浦に、各、流竄配謫せらる。此時又、忠長の平生所藏せられし寶物を處置せらる。其の趙子昂の屏風・蝦蟆硯は、重代の器たるに因て、御小納戸某携へ歸て、江戸に上納し、通例の器具は、概ね取拂はれしが、中に最も貴重なる器物類は、駿府城中の寶藏に藏置し、在番の御書院番頭衆の預とし、交替の時は、數を改めて請取渡をし、年年蟲干を行ひ、頗る鄭重に保護せしめらる。(徳川實記)

一説、寶物の處置は、忠長高崎へ移る時なりと。

慶長前後の亡國主

○凡そ慶長前後、萬石以上にして、亡びたる家の、後に傳へらるるもの、概ね百有餘家なりと稱せらるれども、其他尙ほ傳はらざる者もあるべしと思ふれば、若其の實數を得たらんには、想ひ及ばざる多數にも上る

べきか。萬石以上にして已に然り、萬石以下に至ては、實に數へも盡せぬばかりならんか。而して其の子孫の、家系を繼ぐ者さへ、僅になりもてゆき、後なくて亡びたる者も多しと聞くについては、轉た其の盛衰興亡の、激しきに驚かざるを得ざるなり。嶽南の地狹しと雖も、彼是と指屈り數ふれば、其の運命を共にせし者の少なからざるは、豈に復た慨歎に堪ふべけんや。其の知行高に、多少の違ひはあれども、思ひ出づるがまにまに、記し留めて見んか。

五十五萬石	駿府城主	權大納言忠長
三萬石	横須賀城主	渡瀬左衛門佐
三萬石	掛川城主	北條出羽守氏重
二萬五千石	掛川城主	朝倉筑後守宣正
一萬石	興國寺城主	天野三郎兵衛康景
一萬五千石	濱松城主	松平玄蕃頭家清
七萬石	濱松城主	飯尾豊前守
五萬石	井伊谷城主	近藤石見守秀用
三萬石	不明	町野長門守幸和

大池村志
村四郎兵衛
村財產沒收

○此歳、佐野郡大池村の農夫、志村四郎兵衛といふ者、曲事ありて、悉く其の田畑を收公せられしが、尋で復た其の田畑を、某某等に附與せられければ、此の田畑の所有者等は、竟に大池村より分離して一村を起

新村

牛頭天王

し、名けて新村といふ。故に今も新村の田疇は、大池村に混淆する所多しとぞ。新村は、後寛永十六年二月十一日、再び檢地を受け、地域始て確定す。(掛川志稿) ○掛川城主青山幸成、社領五石を西郷村牛頭天王に寄

祭典

仁藤村文
珠堂

附す。西郷村は佐野郡に在り。此時の證文に、上様御祈念の爲云云とあれば、寄附の主意は、自から明かなり。牛頭天王社は、掛川城築城前までは、掛川城中の地に在りしものにして、當時の證文にも、懸川天王領と書されたれば、其證もまた明かなり。されば北西郷村を始とし、懸川城郭内の民家、其の驛家にては、西町・瓦町・中町・連尺町・肴町・紺屋町・研屋町等の民衆相集り、毎年六月廿五日を以て、此宮の祭典を擧ぐるを例とせるが、此日には、仁藤村の神明宮、下股村の戸神社も祭禮を行ふより、其の所在町村の兒女等、互に相呼び迎へ、共に謠ひ舞へば、恰も三社合併の祭典の如く、全町村の雜踏は、殆んど名狀すべからざるもあるなり。或曰ふ、「此祭の歌舞は、其初め祈雨の爲に行ひしが其因なり」と。當時の神主を馬場左兵衛といふ。(掛川志稿) ○佐野郡仁藤村の妙見堂を改めて、八幡宮と稱し、更に勢州世儀寺同行の修驗文珠院を置き、因りて博士小大夫の支配を止む。文珠院は、後の修驗不動院の祖にして、此時始めて、懸川城主より給米ありしが例となりて、後の城主よりも、年年百石づつの扶助ありしを、小笠原家の時に至て止めらるといふ。(掛川志稿) ○富士郡吉原驛を中河原村に移し、傳馬の次場となす。中河原は、生執淵三股別名と潤井川との、

吉原驛

十分一材
木藏

中間にある村里にして、後延寶八年、再び驛舎を新吉原に移し、村民ら田嶋の人と共に、新地に轉ずるに及で、此地は、廢村して空地となる。(駿河記) ○代官安藤彌兵衛、十分一材木藏を、安倍郡府中材木町に起し、以て材木の運征を收むる所とす。是れ即ち安倍山中五十八村、藁科三十三村より出づる木材の、安倍川を下

駿府近傍の竹木

凡そ駿府近傍は、竹木共に豊富にして、材木の種類も、四十餘種ありて、(駿河國新風土記) 安倍郡井川村より出づるものみにても、シホチ枝保持・姫小松・五葉松・山櫻・荊・漆等ありて、多く漆器・木工に用ひらる。(駿國雜志)

而して此處は、後、安西に同一の藏を起すに及で、上ノ十分一藏と稱し、以て安西の下藏に別たるるなり。材木藏は、南東北西の四棟ありて、何れも桁行東西十三間、南北十八間、梁間二間半、高九尺にして、内九尺の門ありたれども、獨り南一棟のみ、梁間二間一尺なるを異なりとす。又四棟ともに、外側は板羽目にして、扉の高さ一間づつのも、四ヶ所あり、而して番人小屋も、此内に在りしが、宅地は三畝歩にて、家屋は、桁行五間、梁間三間、附庇は、東方の長三間半、北方の長三間、横は各、四尺にして、悉く公用を以て造作し、番人には、分米四斗五升を給せり。當時之を預かりし者を、平澤長右衛門といひ、米十二俵を賜はり、材木町に住し、號して役所といふ。材木町は、井宮村の傍に在り。(駿國雜志) 而して此材は、皆な府城修理の用に供するなり。○先に慶長九年の秋、大井川の洪水により、嶋田宿は、未曾有の大害を被りしが、其後大井川の流域漸く變じ、色尾より飯淵・川尻の間に一河道を通するに及で、此の流域年年に水勢を増し、從て遠・駿の界なる古流域は、日に淺くなりぬ。

一説、元和の頃より、居民漸く舊居に歸來りて、開拓に従事し、寛永十年には、堤防も成就せり。云云

鎌塚

されば後萬治の頃に及びては、全く芝生の地となりて、嶋田の南に堤を築き、新田を開拓するに至るなり。其後、大井川は益、西岸を洗ひ、榛原郡上湯日村の鎌塚を強く衝きたれば、涯岸漸く崩潰し、年年歳歳鎌塚の

大井川流域變す

駿遠の國境

患を爲すこと大となれり。此に於て、東西に大堤防を築き、以て之を防ぎけるが、これぞやがて此邊の地勢に、大變化を來たす基となれるなり。即ち昔駿・遠の界をなしたる、遠州の小杉村と、駿州の一色村との間を流れたる大井川は、其流を絶ちて、概ね耕田と成り、纔に其の河心を存して、細線を通するに過ぎざるに至りしなり。然れども尙ほ昔を遺てず、此の小流を以て、駿遠の國界とはするなり。(掛川志稿)

嶋田開墾

或云、此の開墾、成るは成りたれども、水利乏しくして、耕作便ならず、因て又、水門を、横井と向谷との二ヶ所に築き、宮川・中溝・間屋の三水路を通じ、寛永二十年より、正保二年に至て竣工し、費用金二百八十餘兩、米二十一石餘を費したれども、代官長谷川藤兵衛、私財を投じて之を辨じ、毫も民力を煩さざりきといふ。

大井川沿岸の新開地竹下村

○昔者牛尾山を截割りて、大井川の流域を變じて以來、金谷驛の北に當り、多くの新開地を得しが、今年また志都呂村の東南を墾拓し、一村を設け、竹ノ下村と稱せり。此地開墾の初、東方齋藤嶋の邊、大井川沿岸の堤防に、多くの竹林あり、其下に人家の散在せるを起點としたるより、開拓事業の進むに従ひ、自然に名稱となりて竹ノ下と呼び、又發展しては竹下新田と呼び來しを、今一村を成すに至ても、尙ほ舊稱を襲用して、竹下村と稱するなり。今日猶ほ此村に藪下といふ所あるは、蓋し當時の蹟の存するなり。(掛川志稿) ○世に傳ふ、此歳、暹羅國の藩王山田仁左衛門長政、暹羅に在り、病に罹りて卒すと。長政の暹羅に王たるや、國中に令して、獸肉を嚙ぐを禁じ、王の飲食にも、専ら精進物を供せしめ、國人をして、悉く獸肉を食するを止めしむ。又地を劃して、日本人をのみ住せしめ、名けて日本町と稱せしが、此名は後世長く彼地に存すといふ。長政暹羅に在つて、日本商人の歸帆ごとに、土産物を託して、駿府の舊知に贈りけるが、之が爲

山田長政卒

暹羅製の漆器

にや、駿府市中には、今も尙ほ、暹羅製の漆器・盆・盃の類を傳ふる者、少なからずといふ。長政の親族に、治兵衛といふ者あり、商賈なり。武州江戸に住し、唐物屋と呼ばれしが、長政は親しき叔父なれば、數年の後なほ、其死を知らず、心を決し暹羅に航せんと欲し、肥前國長崎港に至りけるに、偶、暹羅人の來航するに會し、就いて長政の事を問ふに、曰く、王は先に逆徒に毒殺せられ、今國內は大に亂れ、暴徒横行の時なれば、往かば恐くは奇禍に遭はんと、治兵衛遂に行を止む。(山田仁左衛門事跡)

一説、長政の領邑はイツピルなり。暹羅王大漸に及んで、大臣のカウハムと長政とを召し、遺詔して曰く、「カウハムは都城に在て、新王を輔けて補弼の任を盡せ、長政は領土に在て、國政を執れ」と。因て長政は遺命のまにまに、イツピルに歸れるに、カウハムは、早くも托孤の重任を忘れ、王妃の寵遇厚きに羨れ、遂にこれと通じ、潜竊の野心をさへ懷くに至りぬ。新王これを聞いて大に驚き、竊に力士を養ひ、カウハムを召し、一撃の下に斃さんとせしを、如何にして洩れけん、王妃忽ち之を覺知して、猶豫ならじとなし、密に腹心の侍妃に命じて、鳩を進めしむ。因て急に國中に令して曰く、「王頓に崩す。我自ら政を執らん」と。遂に王位に即きぬ。長政國にあつて、未だ其謀を知らず。王の死を聞いて大に驚き、馳せて王城に赴かんとせしに、偶、人の密謀を告ぐる者あり。長政聞いて又大に驚き怒つて、直に兵を起して二姦を討じ、以て先王の弟を立てんと欲す。女王は、素より長政の剛直にして、制し難きを知るがゆゑに、未だ長政の至らざるに先だち、嬖臣の言に巧なる者を遣はし、甘言を以て其心を慰めしめ、且つ、其子オインを、大泥・六昆の二國に封するの命を傳へしむ。此に於て、長政は暫く其の虚實を按じ、徐に事を成さんと欲し、直に兵を起すを止めしが、幾ならずして、また鳩毒の害を被れり。而して長政の子オインは、邑に在つて父の毒死を聞き、憤慨措く能はず、直に二國の兵を發し、王都を攻めしが、連戦利を失し、逃れて東蒲塞に奔れるに、時適、東蒲塞に兵亂起りければ、

王を助けて之を平げ、其力に依りて、再舉を謀らんとせしも、是又敗れて、遂に戦死せりといふ。

先是、日本町の士民等、王城の變、長政父子の義舉あり、尋て又、其の敗亡ありしを聞くや、如何なる艱難に陥るやらん、或は全町放逐の嚴命を下さるること無きかと、晝夜憂慮して措く能はざりしが、果して邦人悉く退去の令は下されたり。此に於て、邦人等は、豫め計り置きたる方策に依り、急に船を鑿ひ、舟師を編製し、暹羅兵の至るを待ち、生を賭して戦ひけるが、暹羅兵は、急に破り難きを察しけん、一戦の後、遂に和を講ずるに至りければ、邦人中にも、止まる者あり、歸る者ありて、こゝろこゝろに進退を決めたりとぞ。

一説、暹羅國の日本町は、山田仁左衛門の未だ至らざる前、已に此名ありたり。仁左衛門至つて、始めて作りたるにあらざるなり。

一説、微妙公の女中に、岩崎といふ者あり、相當に學問もありしが、山田如見の娘にて、山田仁左衛門の伯母なり。云云(微妙公夜話)

編者云、暹羅に於ける、日本人の武勇の評なるを知らんと欲せば、智原五郎八宗因の、暹羅風土軍記を見よ、又平田篤胤の伊吹於呂志には、山田仁左衛門を、元和五年暹羅に渡れりとして、悉しく記したり、就て見るべし。

一説、日本人に擁立せられたる、バラソング王は、シャムの政治組織に、一大變革を加へたる、有數の王者なりき。當時シャムは、ビルマにありしが如く、カンボジャにありしが如く、王室は一大商人たり。一大地主たり、國民と利害を争ふの地に立ち、決して支那・日本の如く、王者は、國家の最上權力者として、唯、國民を統御するを以て足れりとせず、國民中の最大雄族として、自家の利害に心を用ふ。是れ當時は、社會の組織、政治の發達、極めて幼稚にして、之を總攬するのみにては、王室の慾望を満足する能はず、譬へば租税の如きも、國民の資力貧弱なるにより、十分に之を徵收するの餘地なきを以て、王室は自ら大商人となりて、政權を以て商務を經營すること、今日の國家社會主義の教ふ

るが如く、所謂賦を加へずして、上用足るの手段を取りたりしが、バラソングに至りて、此の政策を極端まで實行し、獸皮も王室の專賣たり。銅も錫も王室の專賣たり。而して外國商人は、正金を以て、二割五分の前金を拂ふにあらずんば、此等の商品を輸送する能はず。之を以て、商人は、此の壓抑に堪へず、多く國都を去りて、王室の權力の、極めて薄弱に使用せらるる、テナツセリム、メルギ等に移住して、私かに貿易を行ふものを生じたりしが、かかる事より王室は、貿易の利により、一家を利するの地ある貴族、及び大官の心を失し、民心を怨むと共に、王室背後の勢力たる、日本人を憎惡して、之を排斥せんことを欲したりしも、バラソングの權力絶大にして、尙ほ能く之を制壓したりしが、バラソングの權力を握ること三年、千六百二十八年^西、病を得て死せんとするや、重臣コウハムと仁左衛門とを招きて、後事を託し、太子代りて立つの日、二人年を更へて、交も國都に出で、國事を攝行すべしと遺命して死す。コウハムは年少にして、頗る美貌の名あり。太后之と私し、遂に之を立てて王とせんと欲し、十三歳の新王を毒殺し、自立して女王となる。仁左衛門之を開きて大に怒り、千六百三十二年^西、其の領地より兵を發して、女王とコウハムとを撃たんとす。女王使を發して、毒殺は偽説にして、事實にあらざるを辯じ、仁左衛門自ら國都に上りて、親しく會談せば、女王自ら退位して、別に新王を立つべきを誓ひ、且つ、仁左衛門の子オインに、太泥・六見の新領を與へんことを約す。太泥は即ちバタニなり。

斯くて仁左衛門は、チインをして自ら二國に入りて、城池を領有せしめしが、此時、仁左衛門は已に、女王の使者のため、毒を進められて病を得、翌年遂に死す。チイン即ち父の仇を報ぜんを欲し、兵を擧げて國都に向ふ。女王の朝廷は、國都に於ける日本人が、チインに内應せんことを恐れ、豫じめ日本人の船舶を奪つて後、日本町を燒夷せんと欲し、事に託して、日本人船舶の管理者たる、鈎屋庄左衛門・玉屋忠兵衛の二人を官廳に召す。二人之を、日本人町の長老、岩倉平右衛門に謀るや、形勢に通じたる平右衛門は云ふ。「是れ必ずチイン來攻の時、余等の内應せんことを恐れ、

足下等二人を人質として、官廳に拘禁せんと欲するならん、シヤム人は、日本人の義を重んずるを知るを以て、二人を質とせば、攻國軍は二人を見殺しにして、攻撃せざるべしと信するならん。此の如くして、曠日持久する間に、國兵を集めて、チインの後を襲はしむるの意ならん」と。即ち日本人中の首領、金谷源三郎・大坂谷助作・錦屋市郎兵衛・岸部屋九郎右衛門・岸部屋甚三郎・谷九兵衛・今村左京・山田仁太夫・山田仁兵衛、及び、兵衛に達したる有賀門太夫・能太夫・速水又三郎・智原五郎八等を會して議を決し、一切の日本人を聚め、船に乗じて海に浮ばんとす。時に、城中より使者來ること再三にして、二人を督促すること急なり。

庄左衛門・忠右衛門の二人、之を見て曰く、「事此に及びて、猶ほ城中に入らずんば、シヤム人にて怯とせん。且つ、時機已に迫る。惟ふに城中に死するも、城外に死するも、死は一なり。寧ろ城中に死せん。諸子若し城中に於て銃音を聞かば、是れ余等二人の戦死したる號砲なり。心あらん人は、城中に突入して、潔く戦死して、我が國民の武名を止めよ」と、即ち兵士四拾五人を率ゐ、鐵砲二十五丁、弓矢十張、鎧十筋を携へて城に入り、日本人の民長岩倉平右衛門は、一切の日本人を糾合して、城外に俟つ。時に城中の官吏、庄左衛門等をして、一切の船を、政府に提供せしめんとせしに、日本人聽かず、往復談判數回の後、政府は、日本人を拘禁殺傷せざるを約し、日本人は、相率ゐて本國に歸るを約して交綏せり。已にして、長崎五嶋町の源藏といふもの、城中の官吏と私に鬭争し、刀を揮つて四人を殺し、九人を傷けて逃れ、途上巡檢の斬殺する所となりしが、城中の官吏は、日本町に迫り、其の報復として、十三人の日本人を得て甘心せんといふ。日本人また聽かず。時に、モウル州の知事インルといふものあり、シヤム政府と、日本人との間を調停して、日本人をして、其の船舶を獻するの價代として、銀二十貫目を政府に獻せしめ、併せて一切の日本人をして、船に乗じて、本國に歸らしむ。時に千六百三十三年^{寛永十年}の二月にして、此時日本の船舶は、大小三百艘ありたりき。

其後、日本人の一切船により、海に航し去らんとするや、シヤム人等之を見て、巨砲を放つて之を追撃せしが、日本

船また能く巨砲を以て之に應戦し、多くシヤム船を焼夷せり。シヤム人は、後遂に、葡萄牙人が巨艦を有するを見て、其の助力を借りしが、日本人殊死して戦ひ、また葡艦を撃つて之を沈め、去つて六昆に至りて、タインの兵と相會す。此役、首領の一人、堺の彦太夫を初として、死者四十三人、傷者數ふべからず。已にしてタイン等以下の日本人、また六昆に於て、士兵の攻圍を受け、衆寡の勢敵すべからざるを以て、タインのみ、部下の兵十六七人を率ゐて、東浦塞に逃れ、餘衆を諭して、日本に歸らしむ。是れ東浦塞は、仁左衛門の時より、深く惠徳を施して、人心山田氏に嚮ひたるがためなり。タイン東浦塞に入るや、茲にも已に王位繼承の争あり。弟立ちて王となり、其兄、位を得んと欲して、國王と交戦中なりしを以て、國王、タインを延きて相同盟して、兄と戦ひしが、國人皆な兄を助けしを以て、タイン戦ふごとに敗退して、タインは其の郎黨大塚十左衛門・今村左京・明石舍人・明石十大夫・後藤又六・山田仁兵衛・速水又三郎等と共に、戰場に死し、一時シヤム國を占有したる、日本人の偉業も全く廢絶に歸し、其事の今日に傳へらるるものは、唯だ、此時日本町にありて、自ら防戦に従事し、幸に生を得て日本に歸りしといふ。智原五郎八後、入道して宗因と云ひ、長崎に住す。が、著作して、之を後に傳へたる書通説一覽記(暹羅風土軍記を引證したる書)と、アユウチャの港ロフエフォに、日本人の作りし來遠橋との存するあるのみといふ。(暹羅國山田氏興亡記・暹羅國風土軍記・知原宗因歸國後渡海略書)

(大正十一年八月廿九日脱稿)

駿府町奉行土屋市之丞
町奉行職
大井川は關東の切箱根は關東の大手

◆十一年正月十一日、土屋市之丞勝正、駿府町奉行に任じ、横内組を命ぜらる。駿府町奉行は、駿府市街を管し、訟獄を斷じ、兼て近傍地方の刑獄を處理し、また清水港及び江尻・丸子の兩宿を管す。諸事城代及び定番に協議す。老中の所管なり。是れ其の職制の大要にして、千石高、職録百俵を給せらるるも、此職は中國押への役に於て、大井川を以て關東の切所とし、箱根山を以て關東の大手とする。要害堅固の地、非常の手當肝要の所なればなるべし。

一説、此の任命は、四月十三日に在りと。

駿府警備見付慈恩寺
浦高札
豆州の水關

○二月十六日、駿府・甲府等の地、何れも其の領主に命じて、其の警備を嚴にせしむ。○此月、遠州見付驛慈恩寺を再建し、諸堂伽藍舊に復す。此寺は、應永年間僧玖山の創むる所に於て、其の三世以後廢絶せしを、此に至て僧分宗之を再興せるなり。故に分宗を以て、中興開山となす。○諸國の港頭に高札を立て、船舶の出入往來を取締め、具に船中を検査せしむ。時に伊豆國洲崎にも、水關を置き、嚴に之を取締らしむ。(豆州志稿)世に此令を稱して、浦高札と云へり。令に曰く、

定

浦高札

一公儀之船は不^レ及^レ申、諸船ともに、風破之難にあひ候時分、助船を出すべし、磯近所者成程入^レ精、不^レ船損^セやうに、肝を煎^ベき事。

一船破損之時、船主頼候に於ては、其浦之者、荷物入^レ精可^レ取^上之、然者其場所之荷物之内、浮^キ荷物者貳拾分一、沈^ミ荷物者十分一、但、河船者浮^キ荷物三拾分一、沈^ミ荷物貳拾分一、其取^上候者に可^レ遣^ハ之^事。一沖に於て、荷物はね候時は、其船つき候所の湊湊の代官手代、並^ニ庄屋出合^ニ穿^テ、船に相殘候荷物之分、書^テ付^テ之^可證^文之^事。

附、船頭、浦之者と申合、荷物盜取はね候よし申に於ては、後日に聞え候共、船頭は勿論、申合候族不^レ殘^テ死罪、其^一浦者爲^テ過^料、家壹軒より、鳥目拾疋づつ可^レ出^ス之^事。

右之條條、可^レ相^守此旨、惣じて惡儀於^テ有^ル之は、其所之者は不^レ及^レ申、他所成^テ共訴人に出^ベし。御褒美

事蹟

三三七

可^レ被^ル下^レ之、其上科人之儀は、罪之輕重に隨ひ、可^キ被^ニ仰^ケ付^クもの也、仍^テ如^シ件。

寛永十一年二月

奉行

町奉行長
崎元通

豆州地圖

東海道の
土居を止
む

八丈嶋流
人休菴

町奉行長
崎元通

宿泊人取
締令

○四月十五日、長崎半右衛門元通、駿府町奉行を命ぜられ、大手組となる。○幕府留守役酒井忠勝、目付黒川盛重等命を蒙り、畫工一人を率ゐて伊豆國に至り、海邊山川を巡檢して、具に地形及び道路交通の圖を作製せしむ。○廿八日、東海道の左右兩側に、土居を築き、芝を植うるを止めらる。當時、東海官道の兩側には、松樹を並べ植ゑたりしが、其の並木の中間には、はにふの家ありて、其窓よりは、草履・草鞋を出だして、なりはひを營み居たりきと、落穂集考に見えたり。是等見苦しき状態を矯めんとて、此令をば發せられしものか。○五月一日、幕府の奥坊主休菴父子三人、伊豆國八丈嶋に遠流せらる。將軍家光昨日近郷を放鷹し、城に歸て浴せられしに、休菴過つて熱湯をかけたければ、家光大に怒り、阿部忠秋を召し、休菴を死刑に處せよと命ぜられしに、忠秋殊更に聞誤りたる眞似して、しばしば聞き反ししかば、家光遂に言葉をあらため、八丈八丈と連呼せられぬ。因て死刑を減じて、遠流に止めらるを得たるなりとぞ。聞く者皆な君臣の双美を稱す。○廿五日、駿府町奉行長崎半右衛門元通死す。○六月朔日、駿府町奉行、高札を掲げて、通行人・宿泊人等の取締を嚴にせしむ。

定

一宿借在^レ之時、たとへ雨風の時分も、無^ニ異儀^一令^レ宿^セ可^レ申^ス候、往還の衆へ、努^ル慮^外不^レ可^レ有^ル事。
一夜中に、主人も名のらず、急^キ罷^リ通^リ候者之事。

あらため、様子不審候はば可^レ申^上候、但、江戸御年寄中などの令狀持候飛脚、少も遲遅候者可^レ爲^ニ曲事^一候。其外にも、慥に主人の狀を持申候者之儀は、くるしかるまじく候事。

一盜物買候か、しち物に取候儀、堅^ク兼^テより御法度候。然ば、何國共不^レ知^ラ人、賣物・しち物持來候時、かくくにねやすき物、又、賣主に不^ニ似^ハ合^ハ物、賣申候はば、買^ヒ可^レ申^由約束候て、此方へ内證可^レ申^ス候、様子承候て、買候べき由申付候ば、買候共しちに取候共、其者之越度には有^レ之間敷候、盜人あらはれ候へば、可^レ爲^ニ忠節^一候、若不^レ爲^ニ知^ラ買候て、盜物之由聞出し候はば、堅^ク曲事^可申^付候事。
右條條、違犯之輩、依^テ科之輕重、急度曲事可^レ申^付者也、仍^テ如^シ件。

寛永拾壹年六月朔日

土屋市之丞

揖斐 與右衛門 印

駿府町中

(兩町奉行御觸書)

高札 高札は、また制札ともいへり。板又は紙に、廣く告示すべき掟・禁制等條條を記し、人通り繁き、要所要所に掲げ置くものにて、江戸日本橋の大高札は、廣く天下に告知する所とす。江戸には、此外尙ほ五ヶ所もありといふが、總べて此の高札は、町奉行の管理するものにて、駿府のも亦然り。○廿四日、征夷大將軍徳川家光、上洛の途、今日伊豆國三嶋に着し、三嶋御殿に宿せらる。(徳川實記)

三嶋御殿

三嶋御殿は、三嶋郡小中嶋に在り。將軍家光先に上洛の時、築かしむる所にして、本丸は、東六十六歩、西七十歩、南四十八歩半、北八十一歩。二丸は、東六十七歩、西四十二歩、南八十一歩半、北八十九歩あり。此後尋で毀廢せらる

事

蹟

と雖も、土圍石垣等の址、今尚ほ存して、當時を想見するに足る。(伊草忠)

家光上洛
の主旨

朝權回復

先是、後水尾上皇、竊に朝權回復の御志ある由聞えければ、將軍家光、密に昵近の女中を關東に召して、親しく之を問はれしに、女官曰く、「京都の御事、今日の御不自由は、殊に叡慮に叶はせられず、且は昔の御政に回されたく、叡慮やむ時おはさず。近きうちに武臣を廢せられ、御政事御取返し遊ばさるべき筈なり」と、語ることに詳かなり。將軍家光之を聞き、痛歎落涙して曰く、「室町以來天下亂れて、上下心を安ぜず、萬民塗炭に苦しむこと久し。此時に當て家康微賤に生れ、西討東伐敢て一日も安處せず、上は宸襟を安じ、下は萬民を救ふを以て、常の心とせしに、其の勞苦空しからず、遂に天下を統一し、不測にも某が身に及で、三世の職に任ずること、偏に神佛の冥助に依る所と謂はざるべからず。然るに今日に至り、祖考の功を思召さず、官軍を差向け給はんとするか。官軍到るとも、某何ぞ之に抗して、朝敵となるに忍びんや。直に朝使に對し、首さし延べて討たるべきなり。然れども、人各、その主の爲にする心あれば、或は朝廷の尊きを知らず、濫りに兵を弄びて反亂を企て、人民の塗炭に陥るを顧みざる者あるやも知るべからず。願くは世の成り行く先をも、深く慮らせ給へかしと、家光が白したりとて、歸て上皇に奏せよ」と、憂心面にあらはれければ、女官も深く之を感じけん、家光に謂つて曰く、「妾は、今將軍に近侍して、將軍の言を承りたれば、深く將軍の誠意に感じたれども、遠く京師に在して、人傳に聞き給はん御方は、妾が如くには在さざらんか。故にもし、御誓約の書だに賜はるを得ば、歸て後、強くも諫め奉らんと思へども、如何あるべきか」と、是れ亦赤心見えての言なりければ、家光も拒む所なく、種種の誓書を出しける。此に於て、女官は

匆匆に歸て、つばらに其狀を奏しけるに、上皇も稍、御心解かせ給ひ、斯からんには、東西いよいよ睦まじくすべし。何事も善く計らひ奉れとの由、掛けまくも畏き聖意を、關東へ漏らせ給ひければ、何事もなくて治まりぬとかや。

此に於て、將軍家光大に悦び、速に上洛して天顏を拜し奉らんと欲し、已に昨年より其の催はありけるなり。即ち去年人を京師に上せたるも、又、道路巡檢を派して、東海道の橋梁を修築せしめしも、皆な是が爲なりと聞えしが、今年に入て後は、益之が準備を整へ、四月末には、毛利秀元・立花宗茂・有馬豊氏・堀直寄等を召し、上洛に供奉して、旅館の談伴たるべきを命ぜらるるあり、此月に至ても、朔日には伊達政宗先發し、其の二日には、其子忠宗相次で發し、三日上杉彈正大弼定勝發し、四日佐竹義隆發し、五日南部重直、八日丹羽長重・津輕信義等發するありて、東海道の往還は、人馬絡繹として、さながら鼎の沸くが如くなりしが、江戸城中にては、又、番頭・物頭等を召し、上洛供奉の條令、面諭等のこともありしとか。十一日には、松平忠次・本多政遠・前田利孝等、供奉の一番として上り、十二日には、供奉の二番として、酒井忠行等上り、十三日には、三番板倉重昌等、十四日には、四番土井利勝・保科正之等、十五日には、五番石川主殿頭忠房、十六日には馬廻の先勢、十七日には馬廻の輩、十八日には小性組大番、十九日には阿部忠秋・土屋利直等、各、實戰準備を整へて、順次江戸を發し、東海道を西に上りければ、箱根以東は不知、以西は、人馬道路に嘯咽し、また絡繹して、蟻子の道を行くに異ならず、而して其の弓銃は、恰も林の如く立てりしなり。是を以て、宿驛の問屋役人は、人馬の繼立、荷物の運送に忙しく、晝は終日、寸隙の憩ふに暇なく、夜

東海通人
馬絡繹

は終夜、一刻の睡るに隙なかりしといふは。實にさる事もこそと思はるるなれ。斯くて廿日にもなりぬれば、將軍も江戸を立たれしとて、其勢は益甚だしく、恰も大波に激浪の加はりて、打寄するが如くなりき。凡そ此行、土井利勝・藤堂高虎・酒井忠勝・松平信綱・安藤重長、其他の大名諸士を合すれば、前後三十萬七千人にして、水戸侯頼房後陣たれば、海道の草木は、其の威風に靡かざるなく、沿道至る所に、垂髻戴白充滿ちて、其の陣容を仰がざるなかりければ、其の盛觀は、實に前古無比とも云ふべからん。去るにても、今夜三嶋の雜踏は如何にありつらん。定めて名狀すべからざりしものありしならん。

將軍道中の詠

抑も今度の上洛には、將軍長途の勞を慰むる料にもとて、到る處に吟詠を試みんとの心あらせられしとて、已に神奈川・藤澤・大磯・小田原等に於て、數首の詠ありしを、供奉の臣等に下賜せられたれば、之を受けたる者は、之を袖に包みて、折折拜し奉るに、さながら心涼しく成り侍るなど申して、みなみな悦びあへりとなむ。さて此後も亦しかあるべきか。今日箱根山を越ゆる時の、將軍の歌は斯くなむありき。そも此歌は誰か賜はりつらん。

箱根山

こえ佗ぶる道も嶮しき箱根山跡はいつしか遠ざかりゆく

(玉露叢)

吉原小憩
喜多川彦
右衛門富
士川徒涉

先に將軍大磯に到りし時、箱根行館の大工匠長、木原木工允義久といふ者、僅に二晝夜にして、税舎を作り終へければ、將軍その敏速を賞し、黄金・章服を賜ひしといふ。(昭代記) ○廿五日、將軍家光三嶋の假殿を出立ち、吉原に到て小憩、船橋を渡りて富士川を越えらる。時に喜多川彦右衛門といふ者あり、富士川を徒涉し、諸士の瀬ぶみとして、先登して渡りければ、見る者稱嘆して措かざりき。彦右衛門は、水練に精しき

浮嶋原
田子浦

者にて、先より將軍の師となり、又、鼓をも巧みにしたれば、併せて之を教へたりといふ。子孫に彌兵衛といふ者あり、江戸町奉行となれり。將軍は是より蒲原に赴かせられしが、途すがら浮嶋ヶ原、田子の浦の眺望をこらし給ひて、

田子の浦に夕くむ蟻の袖ぬれてほす日もわかぬ身の業ぞ憂き

(玉露叢)

浪士柴田
直訴
蒲原

此夜は蒲原に宿せらる、今日道の程に、柴田といふ處士あり。奇怪の體にて道傍に跪き、直訴狀を捧ぐ。堀田加賀守正盛に預け、其の訴ふる所を糺さしめられしに、其身世世御家人たりしが、上總介忠輝朝臣に附せられければ、朝臣罪蒙らせ給ふに因て、斯る身とは成りぬ。あはれ恩免の御沙汰を蒙りて、再び御家人の列に加へられまほし、許させ給へやといふ。因て之を諸老臣に問はせられしに、諸老臣みな曰く、「曾て其名を聞かず」と。即ち命じて曰く、「之を訴ふるに、曾て之を老臣にも告げず、其體また農民の如くにて、路次に出でて直訴する狀、士たる者の所爲にあらず。速に誅戮を加ふべきなれども、偶、明日久能山參拜の日に當れば、其の前日大辟を行ふに忍びず、特に寛典に従て、追放に處すべし」と。(徳川實記) ○廿六日、將軍家光、つとめて蒲原旅館を出立ち、久能山に參拜せんと欲し、先づ清水に到られしに、たまたま清見ヶ關の古へを思ひ出されて、

清水

清見がた關は昔の名のみにて浪の關もる月の影かな

(玉露叢)

一三の句、或は、「昔ありけん名に立てて」とあり。此處にて休息せられ、晝餐の後、午刻出でて、久能山へ參拜せらる。此地は、徳川家の守護神、東照宮の鎮座する所にして、世を照らす御誓も新なればと思召して

事蹟

三四三

にや、殊更御尊崇の念も、なほざりならず見え給ふ。仰ぎ見れば、東照大権現在すが如く思はれて、御心感の餘りなるべし。神前にて幣とりどりに手向けさせられ、拜禮の事終りて、

東より照らす光の神慮けふ詣でつる久能の社に

(玉露叢)

羅山の龍興行記には、三の句、「こゝにあり」とし、末句を久能の御社とせり。是より山下の久能御殿に入らせられたれば、膳を獻す。精進なり。先是、此日已に久能山參拜あるべしと定まりければ、將軍は昨夜より、齋戒せらるること最も嚴かにして、途中轅には乗らせられけれども、山中にては上り下りとも、歩行路をあゆませられしは、是れ偏に崇敬の念より出でられしなりとぞ、見る人はいへる。此時、神原内記照久は、三子大膳久政の、六才なるを相伴ひ、天神曲輪まで出迎へ、神殿に案内し、座定つて後、徐に白して曰く、「某已に漸く衰老に傾きぬれば、あはれ無からん後も、幼兒等を憐ませ給へかし」と、只管に依託の言ありければ、將軍も種種に慰諭して後、照久酌、長子越中守照清加して、神酒を受けられ、久能御殿に入られて後、照久・照清出でて拜謁せしかば、二子七左衛門久重、三子久政をも共に召すべしと命ぜられ、二人また謁見して、時服を賜はる。初め照清未だ爵なかりしを、此日俄に爵ゆりて、從五位下に叙し、越中守に任じ、然る後加の役に當らしめられしが、俄の事にて、冠服の備もなかりければ、將軍即ち松平内藏亮正成を召し、暫く其の供奉を止め、命じて其の冠服を照清に貸さしめ、而して之を務めしめらる。其の寵幸の深き想ふべきなり。(徳川實記) 未刻、將軍は久能を出でて、駿府に向はれしが、出づるに臨み、照久を召し、久能山建立の事を命ぜらる。

久能山建立

五重塔、寛永十一年、大猷院様御上洛之時、御登山坐て、御塔建立の事被_レ仰出_サ、戊年より翌亥年迄、御造營あり、
亥四月十七日前御造畢、惣奉行者松平筑前守。(駿河記)

此時、供奉の列にありし、水無瀬氏成卿、此時の趣を記して云ふ。

久能山參拜記

水無月廿六日、清見をすぎさせ給ひ、それより久能に御社參ありける。御當家の御守神と、世世をてらし給ふ御誓ひ、あらたなるにつきて、此君の御そんけふ、なをざりならず。よつて御嘉瑞居ますごとく、ものし給ひければ、御しんかんの餘り、御前にて御ぬさとり給ひて、御らいはいおはせし後、かくよませ給ふとぞ。

東より照らす光のここにありとけふまうでする玖のみやしる

富士百首

仰ても猶あまりあり不自よりも高きたふときあつま照す神

同

東路にたふときものはふしの山むさしの大城ふたらねの山

(寛永御上洛記)

駿府宿泊賜府の賞

此夜將軍は、駿府に宿らせらる。大久保忠成・松平勝政等二人、食膳を獻す。在府の諸士に謁見を命じ、且つ今度の祝儀として、諸士及び府中の商人に、物を賜ふこと差あり。加番本多下總守俊次・堀美作守親良等には、各、帷子五、羽織一。戸田因幡守忠能には、帷子四、羽織一。松平庄右衛門には、帷子三、羽織一。大番頭より在番の松平豊前守勝政には、黄金五枚、帷子五、羽織一。御城代大久保玄蕃頭忠成には、黄金

五枚、帷子五。町奉行榊斐與右衛門・土屋市之丞等二人には、各黄金二枚、帷子三。清水奉行兼御船手細井金兵衛には、帷子二、羽織一。御代官當日賄方安藤彌兵衛・平岡次郎右衛門等二人にも、帷子二、羽織一。其他、黄金二枚、羽織一を賜はりし者は、御番衆より出役の、御本丸作事奉行、林右馬之助・岡部宗六。同破損奉行、塚原權次・山下久助。同石垣奉行、組頭榊原市郎右衛門・本多彦兵衛。同番衆長屋普請奉行、下山平右衛門・太田次郎右衛門・小田切喜兵衛・中嶋茂兵衛。同蒲原御殿普請奉行、宅間伊織・座間金三郎等、賜を受くる者都べて廿三人。土井大炊頭利勝・酒井讃岐守忠勝等二人列座の前へ、順次召に應じ、一人ごとに出でて之を拜領し、其他供の人人には、各其席に於て、菓子を下賜せられたり。(徳川實記)

初め將軍の駿府に向はせらるるや、世にも名高き富士の高根を、いとも間近き所に眺むるを得んと、心竊に思ひ儲けられしに、折しも山上雲かかり、殊に八重雲たなびきて、山の姿定かならざりければ、いと本意なく思はれけん、明日も此處に滞留すべしとて、一首詠ぜらる。

思ひこし駿河の富士の雲に隠れ山の名残にけふは止まる

水無月の下の十日に、江府の柳營を出御ならせたまひ、廿六日、駿府に着御ならせたまひ、彼名山の富士の高根を、ま近く見そなはしたまふべしとおぼしけるに、其の日は、彼山に特に八重雲かかりてければ、お山の姿さだかならざりければ、ほいならずおぼされて、翌日も爰にしも、御留座有べきとの上意にて、かくはつらねさせたまひけり。

思ひこしするかの富士の雲がくれ山のなごりにけふはとどまる

(寛永御上落吧)

駿府馬揃

○廿七日、將軍家光、駿府城に滞座なり。城櫓にのぼりて、富士を見らる。昨日は雲多くして見えざりければ、今日まで滞在せられしなりとか。此日また諸組の番士に命じ、駿府城邊に於て、騎法を訓練せしめて見らる。世に之を稱して馬揃といふ。馬は、昔より武人の最も重寶とする所にや、古人は斯くいへり。

武士のげにしるべきは馬なれや心がけぬはおろかなるべし
武士の其名をあぐるためしには昔も今も馬をこそいへ
武士の鎧の下に乗る馬はくせありとても強き好めり
馬はただ普通につよき肝ぞよき勝るる肝と無肝嫌へり
くせあれどよき馬こそはよけれとてすまぬ癖の馬な乗りそよ
乗下りと又あつかひの安きとて小馬を好む人はつたなし

三寸にたらぬ馬をば昔より軍の場にきらふなりけり

(卜傳百首)

そも此の馬揃の擧は、將軍の、俄の思付より出でたる事にして、昨夜始めて近侍の士に對ひ、明日は、旗本武士の、馬揃を爲さしめて見むと、語られしのみなれば、他に知る者なかるべきに、此時、阿部忠秋の、獨り早くも之を知りたるこそ怪しけれ。忠秋の之あるを知るや、密に組中に令して曰く、「想ふに明日頃、或は馬揃上覽あるべきの命下るやも計りがたけれども、若しさる事もあらんには、兼て各、帶したるべき、新しき浴衣を纏うて、上衣とすべきなり」と。是れ昨夜初夜過ぎての事なり。然るに今朝まだき、果して馬揃上覽の命下りければ、人人思ひ寄らざる事とて、周章狼狽を極めたる中に、獨り忠秋の一組五十人のみ、齊しく浴衣を上に着て、腰以下を卷きあげ、兩袖を結ひて手緋に掛けたれば、之を遠く眺むれば、恰も白き

阿部忠秋
馬揃
預め
ある
なる

陣羽織を著たる如くにて、最も人目を集めしといふ。後に聞けば、御小納戸係彌兵衛といふ者あり。もと忠秋の組より擢でられし者にて、忠秋と親しかりしかば、彼の馬揃のあるを聞くや、之を書翰に認め、密に忠秋に報じたるなりきとぞ。忠秋此時は、一萬五千石を領し、若年寄なりければ、小性組一組を預かり、支配して供奉したるなりけり。

既にして馬揃行はるるや、將軍櫓上に坐して、上覽ありければ、櫓下目通りを過ぐる時は、何れも馬より下り立ち、凡そ拾間許りも過ぎて後、再び馬に乗て馳する者、比比みな然らざるはなし。既にして書院番安藤四郎左衛門至る。衆に違うて、將軍の目通りに至るも下馬せず、曰く、「諸士の爲す所大に過れり。大凡そ、馬揃の命を下させ給ふうへは、平生特に乗形善き馬と雖も、將軍の御前に至るときは、更に一段の力を注いでこそ、上覽に供する甲斐もありといふべけれ。然るを、御目通に至て下馬して、何の益かある。四郎左衛門は、乗馬にて過ぎたる由、後來む人に傳へ給へ」と、馬上にて通過しければ、其の後は、漸次に乗續けるに至りけるが、また思慮ある人といふべからんか。後、將軍江戸に還らるるや、四郎左衛門を命じて、組頭とせられしが、是より漸く進みて番頭に至り、伊賀守に叙せらる。四郎左衛門は、忠秋の従弟なりといふ。(石岡道是覺書)

大久保彦
左衛門の
遠慮

大久保彦左衛門忠教も亦、其中の一人にして、行列を立て、衆に劣らず駛らせけるが、追手門外に到るや、酒井忠勝のあるを見、忽ち馬をとどめ、忠勝に向つていふ、さてさて御邊たちは、餘りにむざとしたる事をせらるるものかな。若き殿の仰せなればとて、斯ることを、何とて斯くは急に觸れられつらん、斯

くては、誰も誰も眼前のことに心を奪はれ、前後の事は顧みず、打捨てて我がちに、先を争つて出立つ程に、旅宿の火の元などに、心を留むる者は、ほとほと無かるべし。自分は、此邊も甚だ心もとなく思へども、君は爾か思召し玉はずや、萬一此中にて、火を失するが如きこともあらば、如何せられんとはする。或は不測の大騒動を生じて、臍を噬むの悔を遺すことなしとも限らずと言放つて、復た元の如くに馳らせ行けり。老中等これを聞きて、さすがは物慣れたる老功かな、細かなる心の用ゐさまや、神妙神妙、我我として、何とて斯ばかりの事に心づかさりけむ、無念の極みなりといひひ、急に火の番を以て、宿宿へ命を傳へて、火の元のこと、深く意を配らしめ、竈の下までも、吟味せしめたりけり。(かたらひ草・提醒紀談)

松平信綱

松平伊豆守信綱は、此の馬揃の時、指揮最も適中せりとて、將軍大に感稱し、盃を賜ひ則重の刀を引かれ、今日より堀田加賀守正盛と、騎馬の供奉を命ぜらる。(徳川實記) 信綱は、大河内金兵衛秀綱入道休心が孫にして、父を金兵衛久綱といふ。信綱幼き時、自から請うて、伯父松平右衛門大夫正綱の養子となれり。

稗原領主
秀綱

信綱の祖父秀綱は、徳川氏に仕へて、嘗て遠州稗原の地を領す。稗原は、豊田郡の南部海岸の村落なり。信綱は、慶長九年家光生れし時、年始めて九歳にして之に附せられ、元和九年七月、家光軍職を継ぎし時、叙爵して伊豆守となり、十二月小姓組の番頭に任じ、寛永九年十一月十八日、老中に並び、去年五月老中となり、加判の事にあづかり、武州忍城主に封ぜられ、與力十騎、同心五十騎を屬せられ、番頭を兼ねしが、此日また功をあらはし、後漸く重用せられ、遂に老中の上首となる。萬治三年、大阪雷火の時、上坂の序を以て参内したるに、後水尾上皇、並に女院の御前に召され、十一ヶ條の勅問を蒙り、一一開陳したれば、頗る

御製

寂感あらせられ、宸筆の御製を賜はりけり。

風ふけば空にはしらむ白雪の律にしらぶる松の聲かな

駿府時鐘

蓋し、寓託諷諭せさせ給ふ所あるなり。○將軍家光、命を土井大炊頭利勝に傳へ、穀千石五を府中の民に賜ひ、以て時鐘を鑄て、以て高く懸けしむ。是れ駿府に時鐘あるの始にして、兩替町四丁目の左側に懸け、永く時刻を報ずる用となる。或曰く、將軍家光、駿府府民に、米一萬俵を下し賜へるを、わかち與へしが、殘穀のありければ、その價を以て、此鐘を鑄造せるなり。思ふに、此の寛永頃までは、駿府城には、太鼓ありて時を報じたれども、市中には、時をうつものはなかりしなり。然るに、寛永十二年、火災のとき、御城の太鼓も矢倉も、此災に罹りて焼失したれば、此の時より、鐘はますます必要のものとなれりと。

時鐘打方

時の鐘の数を、九つ、八つ、七つと跡へかぞふる事は、陽中の陰、陰中の陽といふより起るなり。日中午刻より、はやその夜の陰の兆あり。これ陽中の陰なり。午の刻より、その夜の明るまで、九時ありとせしらせ、一刻減すれば、八時なり、七時なりとせしむるなり。又、夜半子の刻より、明の日の陽の兆なり。是れ陰中の陽なり。子の刻より、明けの日の暮るるまで九時なり。一刻減すれば、八時、七時とせしむる。畢竟光陰の、過ゆくを觀ぜしむる謂なり。

又説
子九 丑八 寅七 卯六 辰五 巳四 爲陽
午九 未八 申七 酉六 戌五 亥四 爲陰

陽は猿の頭を撞く。陰は虎の頭を撞く。たとへば、子の時は、申の時までを算へて九つなり。丑の時よりは八つなり。又午の時は、寅の時までを算へて九つなり。未よりは八つなり。此説據なし。又説、易の數に准じ、九を陽とし、六を陰とし、子の時を一陽の始として、九を撞くといふ説もあり。(朱朝世事談)

分時鐘

又説、駿府町民へ、一萬五千石の下賜ありしを、町奉行揖斐與右衛門・土屋市之丞より、全町民へ分配せられ、殘米百四拾三石六斗四升八合六勺六才ありしを、壹兩に一石七斗二升の相場を以て賣却し、金八拾三兩壹分と、銀十匁を得、町奉行の許をうけて、晷鐘を鑄、日夜時を報じ、以て永く恩惠に感ずる心を新にする料とせり。鐘は江尻の鑄物師にて鑄立て、明年に至て成就せしが、高さ三尺、口径二尺餘、廻り七尺餘、厚さ四寸許ありて、銘は、寶泰寺住職春外和尚の撰なり。兩替町三丁目の北側に懸け、時を報じ、警を告げ、名づけて分時鐘といふ。而して之に費しし資は、鐘の代貳拾五兩貳分と、其他の費となし、總べて金四拾七兩壹分と、銀四十匁一分なりきといふ。

阿倍川駿馬越

○廿八日、將軍家光駿府を立ち、田中城に向はる。途阿倍川に到るとき、騎馬渡りの命ありしに、書院番松平作十郎清順・兼松又四郎正尾・岡部大和守長賢等三人、衆に先だちて競ひ渡る。(徳川實記)

丸子の驛にしばし休ひ、安倍川にいたれば、中馬牽て來りしが、流のほとりにいたり、水にのぞみて、やがて馬ひきよせ、鞍に飛のり、安居して馬を水に入るに、馬前まさりしかば、牽綱をふるこゝ輪の如くして、馬後をうちて鞭にかへ、馬を進めて水に追入れ、淺からぬ川をやすらかに渡れり。いまの武士は、馬に乗るとも、かかるわざはなきて、ただ口ぐはしけれど、其わざは及ざるか、古の武士を見むと思はば、此馬子を學ぶべし。(甲子夜話)

今の武士は、名のみにて、馬騎の技は、馬子にも及ばずといふにや。將軍は、尋で宇都ノ山を越えらるるに、從駕の士等、已に數日の旅行に疲れけるにや、いと眠り勝ちなるを見られて、

旅づかれ蘿の細道たどりゆきて夢にぞ越ゆる宇都の山へを

旅づかれ宇都の山邊の現にも夢にもこゆる蔦の細道

(玉露叢)

宇津の山 宇津の山は、東海道に名高き山にて、此道を旅する人の、苟も文墨を弄ぶものは、ただには通りがたき所な

り。されば業平朝臣の詠を始めとして、歌に文に、其數は多くあるなりなどと、従行の士にも歌がたり、文がたりして行くもありけり。其等の士の、語らふものを掻き集むれば、數多ありて筆にも堪へぬなるべし。

しけりあふ蔦も楓も紅葉して木陰秋なるうつ山越

宗尊親王

詠めつるそらゆく月の行末に思ひも出でようつ山守

慈鎮

色色の木葉時雨る露わけて現もとうきうつ山路

俊成卿女

都より思ひこそしれうつの山いかにしぐれんうつ中山

從三位爲實

佗つつは夢こそあらめちる花の現もつらきうつ山風

知家

ちらぬより紅葉は波にうつろひて蔦の下行くうつ山路

爲相

左大臣、富士見侍らんとて、あづまにくだり侍るとき、おなじく下りしに、うつの山をこえ侍るとて、參議

雅經、ふみ分し昔は夢かうつの山とよみける事を思ひ出で、

權中納言雅世

昔だにむかしといひしうつの山越てぞ忍ぶつたの下みち

信生法師ともなひて、あづまのかたにまかりけるに、うつの山の木に歌を書けて侍ける後、程なく身まかり

ければ、都にひとりぼり侍るとて、かの歌のかたはらにかきそへ侍りける、蓮生法師

うつの山現にてまた越行かば夢とみよとや踐殘しけん

一とせ、夜に入て、うつの山をこえずなりしかば、麓なるあやしの庵に立入侍りしかど、此たびは、其庵の

跡とみえれば、

兼好法師

ひと夜ねしかやの松屋の跡もなし夢か現かうつの山越

光廣

よべ都の事を夢に見しかば

古郷の夢のかよひ路立わかれ今朝しもたどるうつ山越

かく嘯て入もて行に、山は似屏風と劉禹錫がいひ、青巖の形をけづりなすと江の相公のいひ

し、眼にさへぎる花は、興ある雲かとみえて、けふぞさかりとみゆ。

見ざりしよ我入かたにさく花の雲の夢路のうつ山ぶみ

(春曙記)

田中に宿す

將軍は、斯く従士の、夢現のうちに、古歌ども謡ひつつ行くを見給ひ、歌枕を得たる心して、田中城に入られけり。松平大膳亮忠重膳を献す。因て國次の脇差に、銀二百枚をそへ賜ふ。(徳川實記)○廿九日、將軍家

大井川

光、田中御殿を出でて西上し、大井川に到る。折りしも、大井川の水常よりもあせて、早瀬も激みければ、

大井川漲る水も世につれてしづけき御代の流なりけり (玉露叢)

大井川は、實に海道第一の激流にして、古今旅客の最も難所とする所なり。後世服部南郭といふ詩人あり、

嘗て一律を賦して曰く、

南郭の詩

旅客馮夷慎涉過

横湍瀨急類波

水光倒走中山樹

石勢轟流大堰川

決口年年沈白馬

防堤處處臥蒼龍

早知夏后行無事

安得成功濟世多

事蹟

其の激湍の状以て見るべし。然るに、今や倅に早瀬の澱みしは、果して盛世の恩澤なるか、將又然らざるかは、今更論ふにも及ぶまじ。大井河を越えて、小夜中山にかかられしに、尙ほ行末の遠き驛路を思ひつづけられて、

はるばると行くとも終てぬ都路を今日たどり行く小夜の中山

小夜中山
掛川に宿す

小夜中山を過ぎて、掛川城に着せらる。城主青山大藏少輔幸成膳を献じ、種種心を盡してかしづき奉れば、將軍大に悦び、刀及び銀・時服を賜ふ。(徳川實記)折しも、今日は六月祓の日なりとて、將軍一首を詠じて、幸成に賜ふ。

みなづきの夏越の今日のはらひして世のうき事を流す掛川 (玉露叢)

大見寺

中泉御殿
に宿す
天龍川船橋

○此月、駿府につけられたる酒井兵左衛門正吉、召還されて大番に入を。(徳川實記)○七月一日、將軍家光、掛川城を出立ち、見付に到り、大見寺に入りて小休。出でて中泉御殿に入らる。時に、松平伊豆守從駕の列に在り。(御殿由緒)中泉を出でて天龍川に到り、船橋を渡りて濱松城に入り給ふ。天龍川の船橋は、今度將軍上洛の爲め、新に造る所なり。將軍は、途すがら今日の暑を感じられけん、「今日初秋なれども、さやかに見えぬ初風の音づれも、おどろかぬ程の残暑かな」と宣ひて、

ひと夜あけ秋は來ぬとも音にのみあつさぞ残る夏の名残に (玉露叢)

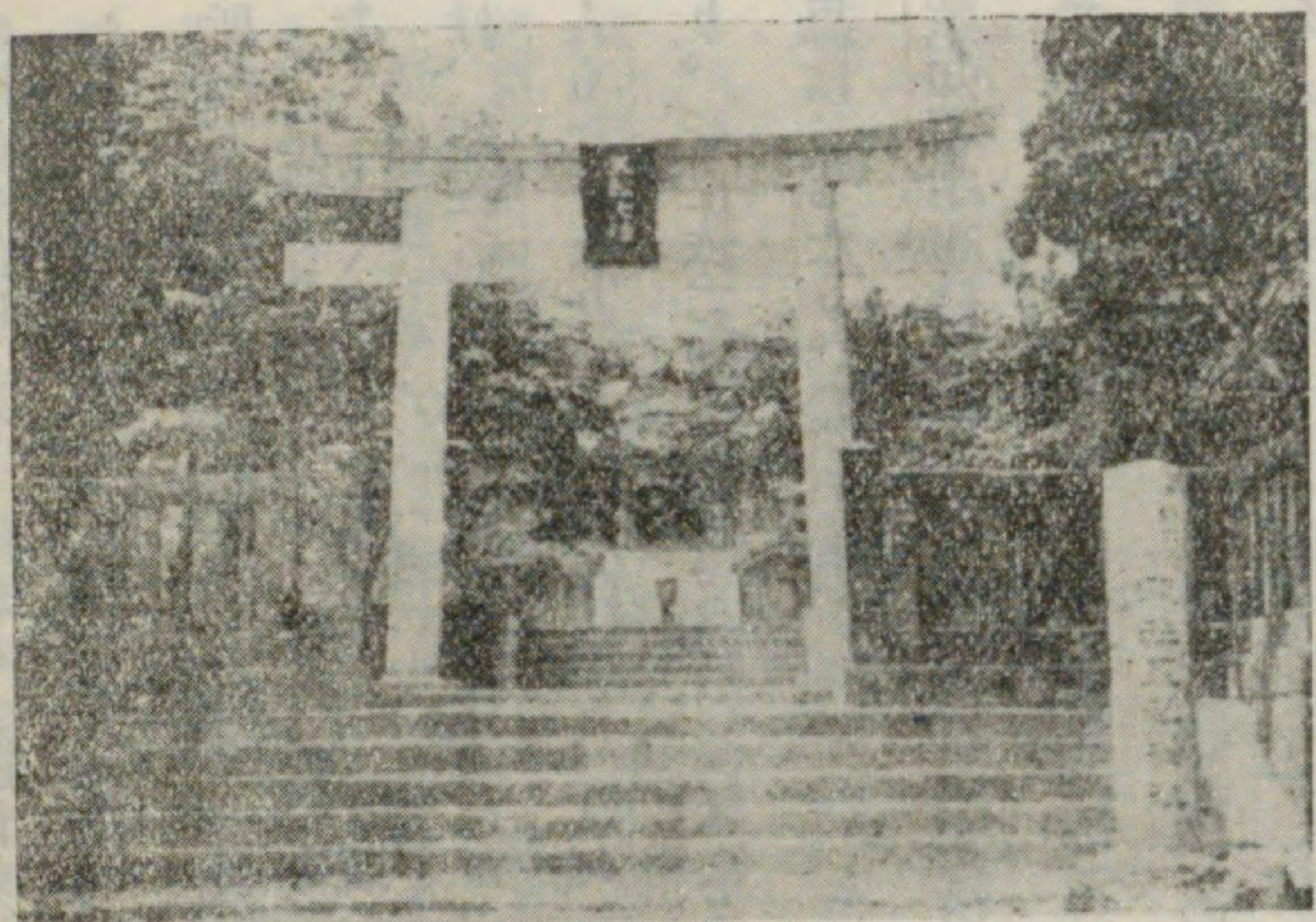
濱松城に宿す

「おどろかぬ程の残暑かな」を、「秋はててかへりける残暑かな」に作るもあり。將軍已に濱松城に到らせらるるや、城主高力攝津守忠房、迎へて厚く之を饗す。已にして、謁見等の儀式悉く終りければ、將軍は

涼所の高殿に至りて、涼を取られけるが、元來此城は、祖父家康の居城にして、且つ、父秀忠誕生の地にもあれば、ありし昔の事ども、思ひ出ださるるも少なからざりけんが、先づ偲ばれしは、父の生地なりし事なりけらし。

二葉よりそだしし松の千代をへて變らぬ御代は濱松の風 (曳馬拾遺・玉露叢)

五社参拜



五社神社

五社明神

將軍自から、斯くも時を得世に遇ひしは、前世の果報拙からざるに因ると思はるる中にも、父母の恩愛淺からざりしに因るものと、深く感ぜられたるのみならず、天性孝行の志に富ませられたりければ、急に典を設け儀をそなへ、此彼に善美を盡して、祭祀を施され、且つ思はれけらく、當國に跡を垂れ給ふ、五社の明神・諏訪大明神は、故相國臺徳院殿の御氏神なれば、此序を以て参詣すべしと、遂に其由を命ぜらる。(徳川實記)

徳川秀忠の母西郷局は、佐野郡上西郷村、西郷氏の女にして、其の産土神の五社明神は、上西郷村石畑の、宮脇といふ所の山中に在り。石畑・川久保・石谷・鬢ゼガ谷等の鎮守神にして、伊奈氏の寄附田も一石あり。元和五年、建築

上西郷村の五社明神

構村

の棟札も存し、又、祠頭には數十丈の古栢樹もありて、自から古祠の俤備はりけるを、西郷局濱松城に仕ふるに及び、郷里の産土神なればとて、城中に小祠を營み、此の明神を勸請せられしが、後には、局の産所たる服部平太夫正長の宅地に、莊嚴なる神祠を建立し、五社明神と稱し、産土神として、尊崇至らざるなく、多くの祠田をも寄附し、宮殿の結構も壯麗を極められたり。されど佐野郡なる、西郷氏の古邸宅は、年経るままに衰廢し、後はただ、構村といふ呼び名にのみ遺りて、小民の住所となり果てて、誰とふ人もなくなりければ、此祠も、自から斯くは衰退したるなり云云とは、是れ西郷村に、今も遺れる傳説なり。此に依て考ふれば、此の濱松なる五社明神の、秀忠の産土神と祭られたる所以も、自から明なるべく思はるるなり。(掛川志稿)

中村源左衛門

將軍五社參拜

○敷知郡宇布見村に、中村源左衛門といふ者あり。結城中納言秀康の、誕生地たる由緒ある者なり。此夕、濱松城に至り、土井大炊頭利勝に頼り、先例ある由を白して、古酢一樽・鮮魚一籠を献す。將軍召して謁を賜ひ、秀康の由緒に依り、松平越前守の藩士に列し、家祿格式を與へ、子孫代代、就職を免さるる旨を命ぜらる。(中村家由緒) ○二日、征夷大將軍徳川家光、夙に濱松城を出でて、五社明神・訪訪大明神に參拜あり。二社共に、新に神領二百石を寄附し、舊領を併せて三百石となし、何れも神主に朱印を下附せらる。文に曰く、

五社諏訪神領

五社大明神、舊領遠江國敷知郡濱松庄のうち百石え、新に二百石を加へられ、都て三百石社務たるべし。并に、山林竹木諸役等はをゆるさる。當社は、臺徳院殿降誕の地神なり。この故に、御崇敬の至り、新に

社領を寄附すること、永代相違あるべからず。されば神事社役等怠慢あるべからず。

又、諏訪大明神への寄進状には、曰く、

法樂歌

此時また、社殿造營の命も下りしが、奉幣の事終へて還らるるに臨み、法樂の詠あり。

たらちねのうぶの社に詣でつつ今あらためて祈る誓は

(曳馬拾遺・玉露叢・遠江風土記傳)

荒井驛

將軍は、是より駕を進め、荒井驛に到りて晝餉、且つ小憩ありて、關所番服部權太夫正信、代官秋鹿長兵衛

今切渡船

朝正等に、各、帷子を賞せらる。此日、將軍の今切渡に臨まるるや、中島與五郎重春といふ者、千鳥丸といふ

中嶋重春

船を艤して、迎へ渡ししが、船には葵紋出だしたる幕を打めぐらし、重春自から櫓に在り、みよしには、家

千鳥丸

士三浦一無といふ者を立たしめ、以て水先案内となせり。(徳川實記)

御召船

凡そ、勅使又は將軍の通行には、特別なる船を使用し、構造用具ともに、普通の船とは格別の相違ありしものにして、其の第一を、御召船と稱し、長さ八間、横二間二尺ありて、戸十二本、障子六本、疊四枚、上敷四枚、輦胡座、舳胡座、各、三枚、櫓十二挺、櫓十挺、横上五本、二枚戸、梶一羽、橋子二挺、御幕串十本、垢取一ツ、早緒十二筋、碇一挺の設備を施し、内に御刀掛、御船印、麻のぼり、水主麻看板麻帶、水主合羽長持等を備附。第二を御用心船と稱し、二艘ありて、共に長さ七間、横一間一尺なり。戸十本、障子四本、疊上敷各、三枚、輦胡座三枚、舳胡座二枚、櫓八挺、櫓七挺、横上五本、二枚戸、梶一羽、橋子一挺、御幕串八本、垢取一ツ、早緒八筋、碇一挺を設けて、内に箱提灯一張、同棹二本、同木綿看板二十八枚、張笠三十、とうゆ二十五枚、合羽笠一ツを備ふ。第三を御供船と稱し、二艘ありて、共に長さ六間五尺、横一間四尺なり。設備は、大概御用心船と同じく、音、櫓六挺、櫓五挺、橋子一挺、

御船

將軍舟中の吟

早緒六筋と、碇一挺の外に、木碇五ツありしと、備附品の揚疊箱一疊人一ツ、疊箱疊四疊、箱二一ツあるのみを異なりとするのみ。而して此の三種の船を併せて、「御船」といふなり。此外に尙ほ、御船小屋といふありて、大小二種に分つ。一は拾二挺御船小屋と稱し、長さ十二間、横三間半ありて、一は八挺御船小屋と稱し、長さ十一間、横三間あり。但し、六挺立御船小屋といふものあれども、大さは八挺立に異ならず。次に、御馳走船は、名の如く歓迎の意を表す、寄せ船は、各地より、近傍漁村より呼び寄せ、諸用に使ふものなり。然らば、普通渡船の大さはといふに、長さ五尋三尺、横巾船梁にて六尺二寸、敷居中、中にて四尺二寸、足一尺九寸もありたらんかといふ。(新居吉記録)

時に將軍船中に在りて、一首を示さる。
音にきく名こそ荒井の浦風も今日は静けき浪の内海

(徳川實記・玉露叢)

將軍の此行を記したるものに、道御記といふものあり。何人のもせしものか知りたけれども、將軍の詠歌をむねと記したるものなり。彼是相比ぶるに、其の歌詞相異なるもの少なからず、何れか真ならん。

道御記

道御記

天が下ふさし給ふ、御祭事をうけつがせ給ひ、御代をたやかに、民ゆたかなり、寛永の比おひ、きのへいぬのとし、大樹家光公、御内参り□すべしとて、始て都へのぼらせ給ふ。きらをみがきし供奉の粧ひ、つらなただせる行れつ儀式、しるすに筆にいとまわらず。見物の貴賤、かつかうの聲をひそめ、國土萬民、喜悅のまゆを開く。數萬勢をゑんそつし給ひ、みな月の中の十日に、江戸のりうゑひを出御らせ給ひ、ひなの長地の御なぐさめ草、所所にして御口ささびの御詠有しを、つたへ承りしかたはし、書あつめて人にもらすべきにはあらず。是を袖につつみて、折折拜し奉けるに、さながら心もすすしくなり侍るにこそ。

廿日の夕べ、かな川の御殿に渡御ありて、旅だたたまふ御心ばへを、

旅の空いづくもおなじ我が國の□だてはあらじてらす日の本

廿四日、はこれを過させ給とて、

こえわぶるみちもさかしき箱根山跡はいつしか遠ざかりつ

廿五日、見しまの社に出御ありて、うき鳴が原より、田子の浦をながめやらせ給ひて、

田子の浦にしほくむあまの袖ぬれてほす日もあらじおのが心と

廿六日、あさまだきより、かん原の御かり殿を出させ給、折から、清見がせきのいにしへを、覺しめしつ

づけさせ給ふとて、

清見がたむかしありけむ名にたちてなみのせきもる月のかけかな

きよみ過させ給ひ、それより、久能へ御社参有りけり。御當家守りの靈神、世を照し給ふ御ちかひあらたなるに、わきて此君の御そんゆうなをざりならず、御かす井まちなりければ、いますごとくもの給ふ。さればしんかんのあまり、神前にしてぬさとりに、御禮拜おはせし後、かくばかりすんじさせ給ふ。

あつまより照す光のこにありとけふまうでする久野の御やしる

同じき日、するがのこくふに、君御ならせたまふべしとおぼしけるに、ふじも雲のかかりて、山のすがた

さだかならず。富士のながめ、ほひなくおぼすにやありけむ、あすは御たいりうのよし、仰くだりて後、

かく詠じさせ給なん。

駿河なるふじの糸かくす雲ともにはふはとどまりあすこそは見め

二十八日、うつの山を越させ給とて、御供の人人も、日數ふる旅のつかれにや、いとれぶりかちに見へけ

事蹟

蹟

るを、御覽じて、

たびなれやうつの山邊のうつつにも夢にもこゆるつたのほそ道

廿九日、田中の御殿を出させ給ふ。大井河にのぞませ給ふに、常よりあさく、わたり瀬かはりて、はやき流もよどむばかりなりければ、

大井河みなぎる水もしづかなる世にうちつれて渡るときかな

これよりも、さよの中山にからせ給ふ、まだ末どなき道のほどを、おぼしめしつづけ給ふとて、はるばるとおもひやるにもなぐさみぬみやちなれやさよの中山

かけ川のないくわくにいらせ給ふ、あるじまふけ、さまざまにいつきかしづきなりぬ。けふはみそぎの日なりと、仰ごとありて、おりにあひ、所がらなる名にそへたる、御歌ありけり。

みな月のはらへこそせめゆふかづらけふかけ川の里にきぬれば

ふ月一日、濱松のたちにつかせ給ふ。けふ初秋の風のおとづれも、さらにおぼへしろしめさず、□しからぬあつさこそ、夏の名残なりけりとのたまひて、

一夜れて秋や來ぬらし旅ころもなれしあつさはまた残れども

あるじのなにかし、しゅうし奉る。御しきほうのごと過て、御すすみ所の、たかき屋にわたらせらる。四方の景をながめ給ふ、去りにしこともおぼしめし出で、此所は御なうをましまし、臺徳院殿、御さんへいあんありし、御しや□きやうと、きこしめしおよばれしにて、

二葉よりおひたつかけに行すゑの千代をも契るはま松の風

時にかんじて世におはせし、いか斗の御事ども、おぼしめしつづけさせ給へる御おもも地、いろに出させ給ひぬ。御いつくしみのあさからざりしを、おぼさるるのみにあらず、なべての御かうがへの御心ざしふ

かかりければ、御そんれいとこしなへの御まつり、かれこれとつけて、ぜんつくしびつくし給物から、當地に跡をたれ給ひし、五社の明神、すは大明神は、古相國の御氏神なれば、御まふであるべしと仰出で、

あくる二日のあさまだきより、御社参かわしまし、殊更新加の神領を、こぼこよさせ給ひ、時をこえず、其御げう書を、兩社のはふりにくだし給ふ。有がたかりし次第也。見つききつし奉るともがら、袖をうるをさぬはなかりける。御ぼうへ□おんかへるさのおりにのぞみて、かくゑいじ給ふ、

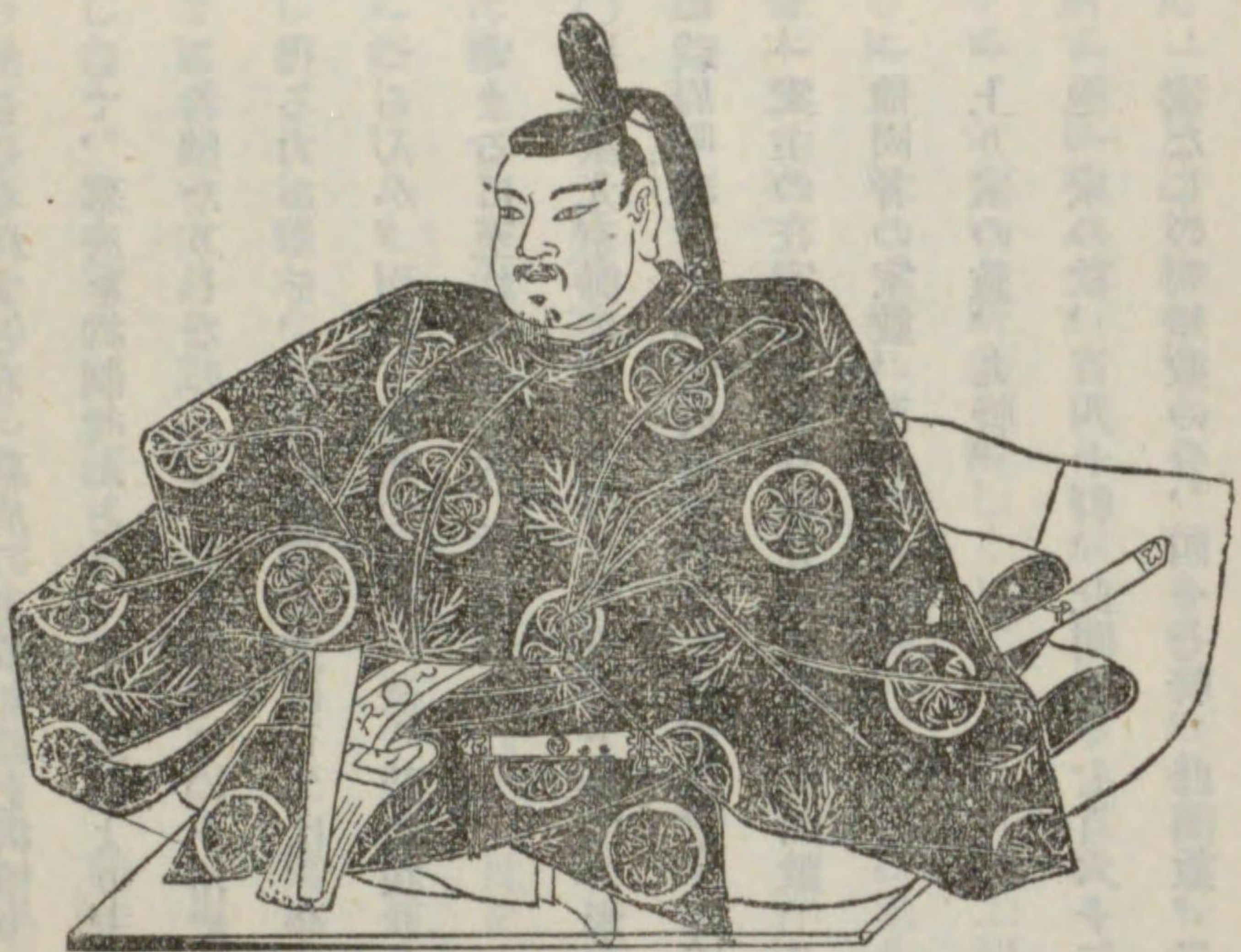
たらちねのうぶのやしるにまふでつつなをあらためていのる行末

同じき二日、あら井の海を渡らせ給ふとて、

音にきくあらゐの浦の風だにもけふはしづけき波

のいり海 (道御記)

斯くて申刻参州吉田城に着し、數多日を経て、十一日入洛せらるべしといふ、後に其の入洛の状を聞くに、將軍の一たび入洛せらるるや。京都の上下戦慄せざるはなかりきと。元來將軍家光の此の上洛は、恩威



徳川家康肖像

を天下に示し、兵力を以て、上皇を嚇し奉らん意より出でしものと傳へらるれば、さる事もありつらんかし。

京都の情

一説、當時京都上下の情状は、關東討伐とまでの御企ありしや否やは詳かならず。好し其までの御企はあらせられずとも、幕府の専横無禮を御憤りあらせられしの極、若し乗すべきの隙もあらば、皇威を振起して、幕府を抑制せんとは、上は上皇より、下公卿に至るまで、苟も志あるものは、不言のうちに期したる希望なりしなるべし。然るに今この上洛に依て、將軍一呼すれば、立どころに能く三十萬の兵馬を集め得る力あるを、眼前に御覽じ遊ばしては、今は尙ほ、關東と争ぶべき時にあらざるを、御覺りあらせられつらんか。而して家光の謀も、全く此に在りたるべければ、幕府の京師に對する大方針も、此頃より漸く定まるに至れるなるべし。云云

駿府へ賜

○將軍家光京師に在り、命を駿府に下して、米一萬五千石を賜ふ。因て駿府は、之を戸毎に分與へしむ。時に駿府町奉行を榊斐與右衛門・土屋市之丞といひしが、二人相共に町家を調べて、之を配分せりといふ。

一家主の在家數、千八百九十八間、此間數、八千九百一十一間半。

一他國者の家數、百七十九軒。

一上り家の數、九軒。

一抱へ家の數、百四十軒、此間數、七百六十二間。

一家なしの明屋敷の分、四十七軒。此間數、二百二十九間半。

一奉公人の家數、百一軒、此間數、五百七十四間。

淺間社造

此時また淺間神社造營の命あり、金高拾六萬餘金の、入札に附すべき定めなりしが、駿府町救恤の御趣意に

依り、特に入札を用ゐず、駿府町人に其の普請を命ぜらるべしと云ふ。或云、家光は、此の造營によつて、此の社殿を極めて、善美を盡さしめ、壯大優雅艶麗ならしめんと欲し、金銀を鏤め、糝漆を施さしめんが爲に、江戸は勿論各地より、苟も名工の名あるものは、悉く召さしめければ、糝工の駿府に集まりし者、指を屈するに堪ふべからざりしが、造作畢つて後も、依然として此地に留り、遂に子孫永住の計を成すものもありて、いよいよ斯業を精しくし、後には竹細工類にまで工を施し、謂ゆる春慶塗の如きものをも、巧に製するに至りぬと。然れども當時の漆器は、尙ほ進歩の半途にありたれば、其の製するものも未熟にして、俗に寄木塗と稱する、數種の木を配合して器物を作り、之に糝漆を施したるものに過ぎざれば、唯、後世隆盛の基を起したるものと謂ふべきなりといふ者もあるなり。

明智光秀の恩

十八日、將軍家參内ありて、洛外の地子錢を免除し、洛中は、昔明智日向守光秀已に地子錢を免し、今また除くべきものなければ、特に銀子五千貫目を下賜し、遂に堺・大阪・奈良の三ヶ所まで、地子錢免除の恩典に浴しけりといふ。然れば駿府は其の餘瀝を被りしものか。抑も將軍家光が、此の參内は前後無比の參内にして、若し穩かなる參内ならしめば、三十萬は云ふに及ばず、三萬の兵と雖も、尙ほ多きに過ぐるを疑ふべきに、此の大兵を動かして厭はざる所以は、畏くも朝廷を威嚇し奉らん爲にして、其他には毫も其要なかりしなり。併も家光が此謀は全く功を奏し、朝廷を壓伏し奉りて、再び起つ能はざらしめ、其威を振ふこと二百餘年に至るを得たるなり。されば苟も史を學ぶもの、誰か此の參内の状を知るを欲せざらん。而して之を知らんと欲せば、林道春の記せる御參内之記を見るより善きはなし。但し其記の徳川家の爲に、忌避し潤飾